明治三七年	上	二四、二四四、六二九円	一八、二八八、二六六円	五九、九七二、九一四円	二七、九〇八、六二二円	—円	三三〇、七二三円	二、六〇四、三五七円
	下	二四、〇三三、三〇三	一九、一五四、九七六	六〇、三七〇、六五〇	二五、八八八、八四八	—	八五九、三二五	三、三六七、〇七四
同 三八年	上	二四、七二九、一八三	二五、七二〇、九〇七	六四、二五三、二四四	三一、九六一、二八六	—	五〇七、八九八	二、九一〇、四〇〇
	下	二四、三二四、七九六	二六、八〇二、四四七	六八、五二三、八七〇	三一、六〇三、九七八	—	九三〇、四八三	三、五七八、三三一
同 三九年	上	二五、一六九、五九六	三二、二三六、〇三八	七二、〇〇三、四八二	三七、一七三、八六九	—	七五四、八八一	四、一六〇、八七〇
	下	二六、二九六、七七三	三四、六五五、九〇六	七八、九一九、三二五	四六、〇六一、九七一	—	一、三二九、八〇七	四、四五三、五二九
同 四〇年	上	二七、六二一、八八五	三八、七〇四、三七三	九〇、六四九、九五九	五三、二二五、九六三	—	九〇四、九四八	三、五一〇、六五七
	下	二八、七六三、五八五	四〇、一〇〇、七三九	九五、一六六、八二六	五二、三四一、四八七	—	一、二六二、三七九	三、八八五、三三一
同 四一年	上	二九、三二二、八七四	三九、〇五六、六九〇	九九、四五三、五二二	五〇、七九七、二三六	—	七五八、九一九	三、一五七、六六四
	下	二九、七二九、〇五一	三九、三二一、〇三五	九九、二八四、〇三四	四六、六二四、〇四五	—	一、三三三、七〇一	四、一三二、三九七
同 四二年	上	二九、二八五、七〇一	四八、二三四、五〇五	一〇四、〇九二、二三六	五一、四七八、二七四	—	七八四、三六〇	四、〇九九、二九三
	下	三〇、一一七、六七六	五〇、〇六六、三〇三	一〇四、一一九、六四六	四八、三六六、四一三	—	一、三〇七、八一〇	五、四二五、五四一
同 四三年	上	三〇、三八五、〇八五	五七、五四四、〇二一	一〇七、六九七、六〇一	五六、三五一、七六四	—	八五九、一七〇	四、四九三、〇九二
	下	三〇、三四七、一四二	四五、六一三、一五二	一一一、〇三三、三八七	五九、三七六、八九九	—	一、四七二、三五八	四、二八五、六七九
同 四四年	上	三一、〇〇〇、一七八	五五、三五七、四二六	一二〇、九九五、一〇一	六七、九九七、二六五	—	一、二二四、三二五	四、三九七、九三三
	下	三〇、九六〇、六七五	五三、九三九、九七四	一三八、一五四、八六六	七二、二九八、三一七	—	一、九九八、三〇六	四、七一〇、五〇一
大正元年	上	三一、七六三、五三〇	六〇、一〇六、〇七七	一四〇、一一〇、九九八	八〇、七〇四、四四五	—	一、七一三、八四二	四、七七五、九七〇
	下	三二、八三〇、二〇五	五四、一三九、七二三	一四五、九六三、一八六	八四、〇〇二、八〇六	—	二、〇六〇、二七三	四、四四三、四七四
同 二年	上	三八、七三〇、一九九	六一、二五七、四一九	一五六、三三八、二七三	九二、〇〇八、〇八〇	—	一、八三二、八九三	三、九二六、九七二
	下	四二、八四八、四九〇	六〇、六二〇、一七一	一六七、七一五、七三二	九二、二五一、四二九	—	一、八九八、四五〇	四、八二六、三四二
同 三年	上	四六、〇三五、五九二	六九、七八九、三七六	一七九、三四〇、七四七	一〇三、九〇四、一五一	—	一、六八三、八〇四	四、六三七、一七〇
	下	五一、四一六、六四一	六六、四八六、五〇六	一九一、九六五、九四七	九九、八〇二、〇二六	—	一、三八七、八六〇	四、五一四、四〇九
同 四年	上	七一、六八四、三二四	八七、〇七一、九五三	二七二、四六五、六八七	一五五、二七五、七九三	—	二、七二七、一九三	九、九二〇、五八一
	下	七三、一四九、六四八	一〇〇、二三二、〇八五	二七一、六五八、二五一	一六一、三〇〇、七〇八	—	四、七二一、八二九	一三、八〇七、六〇六

同 五年	上	七二、九一六、三三四	一二九、七四七、八三五	二七三、八六八、二五二	一八四、三四〇、九五八	—	三、六二七、六四八	一五、五〇七、三四一
	下	七五、四八五、六七六	一四三、三三四、四八三	四五〇、二一一、四六八	五六、七一三、八五三	—	七、三〇五、三八九	二〇、〇四〇、七八五
同 六年	上	七九、四〇〇、八九一	一七三、九四三、二九七	四八六、七四四、七六〇	六二、一六三、一六九	—	七、八三〇、一九九	二四、八七三、六九二
	下	八一、六八九、〇七二	二〇三、九八一、五〇〇	五八六、四五七、七〇七	七二、九〇六、九六二	—	一〇、四一〇、二五三	二九、七二一、六二三
同 七年	上	八八、九四八、〇九二	二三三、三三三、二三五	六七四、二六六、二三二	一一三、〇七三、一二六	—	一三、八七四、六〇四	三六、一四〇、七五一
	下	九三、三四八、一五三	二六二、四五六、〇七三	八一四、八九一、三〇九	一二八、八九〇、一八一	—	一八、七一八、七二三	四九、五八〇、〇九七
同 八年	上	一〇九、二五八、二八五	三六四、六九九、〇二七	九八〇、一八一、八四七	一四六、三四八、八四五	—	二八、〇五九、三三七	六三、六八九、六〇三
	下	一二六、七七三、六五七	三三六、六三八、八一三	一、二三三、五三八、八九一	二〇四、八〇四、六七〇	四〇〇、〇〇〇	三八、四七六、三八一	七四、七四五、一一三
同 九年	上	一九七、二八七、三四五	三八五、八二一、五四三	一、三四三、四八四、七一五	一八一、五一六、四一八	一、六〇一、九九三	一八、九九四、四八七	四四、三二九、七〇四
	下	二三七、六〇六、三一三	四四八、五八一、八三三	一、三九六、五六八、八四四	一八五、九三一、五一〇	—	一五、〇九二、〇三一	四七、三四〇、〇四一
同 十年	上	二三九、九八四、七一〇	四九二、七四四、五六七	一、四〇四、二三九、九〇四	一六二、六六〇、六五四	—	一五、六二九、八一五	四八、三二五、七二三
	下	二三六、〇七〇、二二三	四六一、七三二、四三〇	一、四三九、六三二、八七九	一五三、〇八八、〇八一	—	二六、〇三七、一三〇	四七、六五三、八七〇
同 十一年	上	五〇、四八一、四二七	二二三、一一〇、七〇九	一六〇、〇四四、四一五	一八、一九八、〇五九	—	三、八四四	一九八、五一四
	下	五〇、〇二一、三三三	一九三、五〇九、九七八	一六八、〇七五、九六〇	一八、二九六、二一九	—	—	—
同 十二年	上	五〇、八五六、五四七	二五三、二四二、四五八	一八一、〇九三、八一六	三一、一三〇、四九四	—	—	—
	下	四九、七四七、一八七	二六五、二六八、五六八	一七一、一三七、六四三	三一、三二一、三三一	—	—	—
同 十三年	上	四九、九二五、九三七	三〇九、三八〇、四八五	一五八、四六八、三四五	四一、一七四、九三四	—	—	—
	下	五四、〇五三、八二三	三三九、八〇六、七六二	一五二、八六二、三〇四	三五、一八八、四五六	—	—	—
同 十四年	上	五三、七五六、三三三	三八一、六六七、九〇七	一四七、二六〇、七八三	三五、三三九、五八一	—	—	—
	下	五二、三七三、八二三	四〇七、九六三、七三九	一五四、八五三、四四四	三七、〇三八、〇九九	—	—	—
昭和元年	上	五二、二六六、三三三	四四四、六二一、八八六	一七六、一三四、三一四	四六、三九一、〇九六	—	—	—
	下	五六、八〇二、九二八	四六五、六〇〇、七七九	二八、五八二、五〇〇	四六、〇九三、八三〇	—	—	—

期次	有價證券	預ケ金	地所家屋什器	各種勘定	純益金	金銀有高	合計
明治三五年下	二、八三二、八九九円	三〇、六二四、四七三円	二、一〇六、四四六円	一、二八三、四〇三円	四三八、七〇七円	六、三四五、五八七円	一七二、〇二五、〇五七円
同三六年下	二五、九六二、六六四	三四、三四九、〇七三	二、四一三、二五七	一、九三〇、〇三二	三三七、九九三	七、三三七、七八八	一九八、四六九、六四〇
同三七年上	二八、〇八七、四五四	三五、六五一、九〇八	三、二三八、九六九	四八〇、〇一一	三一六、〇五四	七、九一四、〇三五	二〇九、〇三七、九三〇
同三七年下	三三、二五二、一六六	三七、一一一、六八四	三、五二四、四〇八	一、四〇二、一三一	二五二、二一三	七、九九六、一〇四	二二七、三二二、八七二
同三八年上	四一、二四〇、六六四	四二、〇一四、六七四	三、五八五、〇五〇	二、〇一〇、九一七	五六七、九七六	八、三〇一、四七三	二四七、七八三、六七二
同三八年下	四六、五三九、三一七	四五、六三二、九八三	三、九二五、八四六	二、〇五三、三〇九	四三一、四八五	一〇、一〇九、三九四	二六四、四三五、一二九
同三九年上	五六、一三五、八七一	五三、二三六、八九七	四、〇七〇、七七六	二、一七四、七九〇	三八七、八三九	一〇、三二九、三三三	二九七、七四四、二三二
同三九年下	六一、八八八、四一〇	五三、六九一、六八八	四、二六一、〇二〇	二、四一七、七三七	四〇三、三一四	一三、五七八、六八四	三二七、九五八、一六四
同四〇年上	六五、五七八、七六〇	五二、八九五、九九七	四、四九四、〇六四	二、七一六、五四四	四二〇、〇三六	一三、九〇一、四八四	三五四、六一四、六七〇
同四〇年下	六七、三二九、三三〇	五三、〇一八、七一四	四、六九一、二〇六	二、八六〇、八二四	四一六、三八五	一三、七五八、〇六四	三六三、四九四、七六〇
四四一年上	六五、一一七、四三七	四七、一九四、六二六	四、九二二、三八一	三、六八九、〇三四	六五一、六〇一	一二、五一三、四二二	三五六、六二四、四〇八
四四一年下	六七、三五六、〇七一	五一、九一五、〇四三	五、五六六、三四五	三、四〇九、八八五	五九五、六二九	一四、四八七、四三五	三六三、八五四、六七一
同四二年上	七二、九二一、五八九	六一、四〇七、六〇三	六、一六七、五一七	三、四〇九、二四九	六三〇、四一〇	一三、七八五、二一七	三九六、二七五、九五四
同四二年下	七九、九五八、一七三	六六、〇一八、三一九	六、六九一、八五三	三、五七六、九〇六	八三一、〇三四	一四、六五五、七二八	四二一、一三五、四〇二
同四三年上	八六、四八三、七五七	七三、七九六、二六五	六、八八三、八六〇	三、七六二、一六〇	四三〇、八九〇	一五、三八九、四一九	四四四、〇七七、〇七四
同四三年下	八八、八〇六、六〇三	七〇、八二五、四二〇	七、一八四、五三一	三、九三〇、四五七	四二三、五二七	一六、三五七、〇四八	四三九、六四五、二〇三
同四四年上	九四、八八四、〇六〇	七五、六九二、〇五三	七、七五四、七三六	四、三五九、九九二	八〇八、九七六	一五、一三七、三七二	四七九、五九九、四〇七
同四四年下	九五、七〇三、七九四	七五、七六二、四三六	八、三一七、七二一	四、一四〇、〇〇四	八四六、一一三	一七、五六七、七九四	四九四、四〇〇、五三一
大正元年上	九九、九〇七、二三三	八〇、五二六、五九九	八、八五七、五二一	四、二八一、七九四	六五四、五五五	一六、八三〇、六五九	五三〇、二三三、二〇三
大正元年下	九八、四八一、五六四	七六、三五五、四四三	九、二七九、八八九	四、五八五、五六三	六七〇、六八〇	一九、二七九、三二二	五三二、一六二、一二七
同二年上	九七、六五九、二四五	八三、一四一、一三一	一〇、一〇三、二七六	四、八七〇、一六三	八二〇、四四二	一八、五八三、一九〇	五六九、二六一、二六三
同二年下	九九、四一八、八九〇	七九、〇五二、四一一	一一、〇四四、二二七	四、五四三、七七二	八三六、八六三	一九、四八七、六三三	五八四、五四四、三八八

期次	有價證券	預ケ金	地所家屋什器	各種勘定	純益金	金銀有高	合計
同三年上	九八、八〇一、一二〇	八一、六七五、九〇三	一一、八一七、七七八	五、二二八、三七六	八七七、一五五	一八、二六二、一四七	六三三、〇七三、三一八
同三年下	九七、三二三、八一五	七八、九九八、八六七	一三、九九二、一一八	七、二二七、二七六	一、一九〇、四三三	二〇、一七〇、四〇七	六三四、三六五、三〇五
同四年上	一一九、九四七、三三八	七七、〇七三、三四五	一九、七七五、二〇四	五、六五三、七一三	一、三九一、〇三一	二七、二五七、六八三	八五〇、二三三、八三四
同四年下	一三〇、七八八、五〇九	九六、三八八、八一四	二〇、九四一、四一〇	六、七三二、一一四	一、七六三、〇五六	三三、三二一、九三六	九一三、七七五、九六六
同五年上	一四九、四八四、五三三	一二八、〇三八、二二七	二一、四二三、二六五	一〇、二三三、二八三	一、七九九、五九九	三〇、五六二、五三五	一、〇三一、五三八、八二九
同五年下	一八五、七一三、九一八	一三三、〇四六、九六五	二三、三七六、八二二	八、八五七、三六八	二、〇五一、二八〇	三八、四八二、〇九七	一、一四三、六一〇、一〇三
同六年上	二〇九、三一一、三〇二	一七五、九八一、三七四	二三、三二三、三五八	七、三四四、九九八	一、六八三、六五八	三七、八四〇、六六九	一、二六八、四三一、三六七
同六年下	二三八、四六八、二九〇	二〇〇、六五三、三四四	二三、四一九、五五四	九、八九七、三〇八	一、九一七、二二一	五〇、七八四、〇七六	一、五二〇、二九七、〇九九
同七年上	二六二、九七〇、七一四	二三八、五四二、〇六八	二四、四一〇、三四五	一一、九三四、六八七	一、七七七、九七六	五一、八七四、九五九	一、七六九、一一三、七八八
同七年下	二九六、四六八、九四三	二六三、九九九、〇九四	二五、〇三七、二九九	二〇、五八〇、九四五	二、一三九、八九四	六九、二八〇、一一三	二、〇三五、三九〇、八二四
同八年上	三一三、五三一、一六五	二九六、三八九、七三一	二六、七三一、五六八	一六、一三三、二四八	一、八三三、二二一	七一、八二四、九九三	二、四一八、六六九、八五九
同八年下	三三八、六〇六、四八五	三一二、四二四、九二九	二九、一九二、七七六	二〇、六八五、七七七	三、二〇〇、八八五	九九、〇九八、三一六	二、八一七、五八六、八〇三
同九年上	三三二、〇三二、四四九	二六一、二六三、八〇四	三四、四九〇、九〇五	一九、二二二、〇八一	二、三三九、三六一	一〇〇、九六九、一四九	二、九四三、三四三、九五四
同九年下	三六〇、一五一、二九九	二六一、一〇二、八七五	四〇、九五一、七二五	二一、一七三、五三七	三、七八三、三〇三	一〇五、〇九一、四〇三	三、一五三、三七四、七一四
同一〇年上	四六二、〇五八、五九九	三三八、五三一、九四七	四六、〇八一、三三五	一八、〇三六、六八三	三、二三八、三五一	九二、九一八、三四三	三、三一四、六一三、六三一
同一〇年下	四八五、五五八、五七七	二〇八、六四五、七八四	五〇、一三五、七七二	一六、五〇一、三九六	四、二三〇、三七一	一〇五、八三七、六二六	三、三〇七、一一三、一二八
同一一年上	三三九、三四三、九九五	二二七、三三五、三六三	一四、四二一、六六一	一四、二二一、八五一	九七四、二〇九	一三、六八〇、九三三	九八〇、九九四、九七九
同一一年下	三〇五、五一二、五八一	二〇七、六四八、八三六	一六、八三三、一九六	七、七九三、九六五	八四三、四〇五	一三、二六五、八六〇	九八一、八〇〇、三三三
同一二年上	三三三、〇〇六、二六八	二二七、一三一、三七五	一八、一四二、八一九	四、三〇二、八二七	六一八、一八六	一五、八八八、三八四	一、一一五、四一三、一八九
同一二年下	三五三、九一四、六三三	一七九、四四四、八一三	一八、四一五、一四八	七、〇〇三、三四五	一、九四四、七四三	一六、四四六、五三八	一、〇九四、六三三、九四八
同一三年上	三九八、二七四、一七四	二〇三、六三〇、九三三	二〇、八四五、五七一	九、三八八、四七八	一、七九二、二四八	一六、一六三、八六四	一、二〇九、〇四四、九六九
同一三年下	四四三、九二五、一四二	二一〇、四八七、六〇三	二二、一五三、六六〇	八、九二二、九七六	一、五三六、六四九	一四、九三〇、三八一	一、二八三、八四六、七五五
同一四年上	四九五、五六三、三三二	二二四、四八五、二六八	二三、七八七、八二八	九、九〇七、七三四	一、七四一、八二一	一七、〇三二、九〇八	一、三九〇、五四三、五〇三
同一四年下	五三六、六五〇、二〇九	二二三、六〇二、二七七	二五、三八〇、一三五	一〇、七三二、一四一	一、五三五、八〇五	一七、二四三、一六四	一、四六九、三六一、八三五

期次							
昭和元年上	五四七、〇五九、五六六円	二六二、八二八、九〇一円	二九、一二六、三七〇円	七、六六二、一八〇円	一、四四三、四九六円	一九、七三二、六七七円	一、五八七、二四六、八〇八円
昭和元年下	六〇三、六五八、五七四	二五六、七九五、五五三	三三、九六二、四七二	五、七一六、三三六	一、五〇三、一一七	二〇、八七九、二八九	一、七〇九、五九五、三七八

（備考）一、明治三十四年以前の調査を缺く。
二、營業報告未達の銀行は最近到著の報告を以て之を補充せり。
三、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨による。

（ロ）負債之部

期次	公稱資本金	本支店勘定	諸預り金	貯蓄預金 各種貯金	貯蓄預金 定期積立	再割引手形	仕拂送金手形
明治三五年下	五三、七七三、五〇〇円	一三、八八三、〇五八円	三八、七六〇、五七七円	五一、六四七、八一三円		二五〇、七九七円	九二、二四六円
同三六年下	五八、四三八、六〇〇	一八、三六四、五八〇	四六、〇一四、七九三	六〇、六九二、二〇七		六〇八、六三五	一四六、三七九
同三七年上	六一、三五八、六〇〇	一七、四七五、四八〇	四八、〇六〇、九〇六	六一、一三三、二三七		二、三二八、〇二六	九二、七六一
同三七年下	六一、四二三、六〇〇	一九、五四八、九三九	五四、〇四二、二五六	六六、七一七、五三四		二〇五、〇四四	七四、八七六
同三八年上	六三、二五三、六〇〇	二五、七三四、九二四	六〇、一七一、九九九	七七、四〇四、七一三		二、〇五五、一七六	九七、〇六二
同三八年下	六三、七五八、六〇〇	二七、三三一、二六二	六八、九九八、一四二	八四、八二〇、〇六五		五一八、五六〇	一〇二、二七七
同三九年上	六六、〇七八、六〇〇	三二、七六〇、四四六	七七、五二三、七二五	九五、三九二、八三一		二、六九六、〇二五	二四二、七九〇
同三九年下	六九、一〇八、六〇〇	三四、五六〇、九八二	九四、〇六九、五二八	一〇六、五九一、七〇八		一、一三二、二五三	一七七、六九八
同四〇年上	七三、四五三、六〇〇	三八、三九四、八四七	九七、二一三、五五一	一一四、七五一、三八二		三、〇六四、一〇一	二二九、五二二
同四〇年下	七六、二八三、六〇〇	四〇、一六五、六〇〇	一〇〇、八四〇、七四一	一一七、九〇二、四六七		九〇一、二九二	一一四、二九五
同四一年上	七八、六四七、六〇〇	三九、八九四、六三二	九二、一五七、四五八	一一三、三四四、八七〇		三、〇八七、五六八	一四七、一三八
同四一年下	八〇、二五二、六〇〇	三九、二二五、四六八	九八、五一一、一七九	一一六、四六三、一一三		七三二、〇二三	一七八、二九七
同四二年上	八〇、三三八、六〇〇	四八、一三六、五三五	一〇五、三六二、四九五	一二六、七七四、五七〇		二、七一三、八一三	一〇五、二九四
同四二年下	八一、九四三、六〇〇	五〇、一四七、二一五	一一三、〇三八、四四四	一三五、六四〇、六〇〇		六八六、九九九	一三一、五二七
同四三年上	八二、六四〇、一〇〇	五七、四九三、七一二	一一八、一〇〇、一三八	一四八、五〇七、七七一		三、一六〇、二一四	二一七、七五四
同四三年下	八三、二四七、六〇〇	四五、五八八、六二五	一三〇、六三九、三〇四	一四七、〇四四、一七九		一、一〇七、四〇七	七七、一七六
同四四年上	八五、六二七、六〇〇	五五、二二〇、〇八一	一三六、四二九、七一五	一五九、三四八、九四五		三、六八六、七九五	四一、九五八
同四四年下	八六、八八七、六〇〇	五三、九六四、二八三	一四八、四一三、九二三	一六三、五七〇、三〇五		一、六七七、三二八	七二、五〇一
大正元年上	八九、三一二、六〇〇	五九、九二四、〇三三	一六〇、六九六、六五五	一六八、四三九、一七二		五、一〇九、八一六	一〇九、一一〇
同元年下	九一、八五七、六〇〇	五五、三九六、七二六	一六七、四九六、一一三	一六六、四三二、四六四		二、三一七、四七二	五六、八六六
同二年上	一〇二、三四二、六〇〇	六二、一三九、一〇六	一七八、四〇〇、七八四	一六五、八五九、八三三		五、七九四、三三五	一〇二、〇一八
同二年下	一一〇、九〇二、六〇〇	六〇、八九六、二八四	一八九、五四五、三四七	一六六、五三三、四八六		二、四一五、〇二四	一一八、九四八
同三年上	一二八、四六七、六〇〇	六九、六二〇、九五九	一九五、九一四、九六〇	一六八、四八〇、四一六		六、五六六、二〇九	一六六、六三三
同三年下	一三八、八三〇、一〇〇	六六、三九七、九三〇	二一〇、四二四、二四四	一六五、六四一、八〇八		三、六九二、四六二	一五八、四九三
同四年上	一九〇、七四九、三五〇	八五、五九三、二八二	三〇四、八一四、五五四	一七三、八六三、七七八		五、五四九、〇六八	一八三、一四三
同四年下	一九四、〇九四、三五〇	一〇〇、〇三九、三九〇	三三五、八七一、六二七	一九三、〇六六、九三三		一、七〇九、二六八	一九二、〇四八
同五年上	一九六、二二一、八五〇	一三九、四六九、四六一	三六〇、一八四、四九六	一七三、六二〇、六二三円	四三、三三〇、三六八円	五、七八九、八四一	—
同五年下	二〇一、六二四、八五〇	一四二、九二〇、七九五	四三三、九三一、四三三	二〇〇、三三〇、九八四	五三、二八六、七三九	一、八九一、五四八	—
同六年上	二〇八、三五五、六〇〇	一七〇、一〇四、三〇三	四九一、五四六、〇〇六	二二七、〇〇八、九五五	六三、二九四、五四〇	七、〇六八、四七四	—
同六年下	二二五、〇二〇、七〇〇	二〇三、一五一、七九七	五九八、九四七、五九〇	二五九、二七五、三九二	七四、七二五、二三二	三、七〇九、〇八〇	—
同七年上	二四三、七八〇、七〇〇	二五四、四七三、一一三	七〇八、三三一、三五四	二九二、四五五、四三四	八四、〇四六、一二七	二〇、五三三、四四三	—
同七年下	二五八、六八五、七〇〇	二六五、八九八、四〇四	八五五、四七四、〇五五	三四〇、一三九、九八七	九二、九一五、二〇四	一六、九六六、八六六	—
同八年上	二八八、三六二、九五〇	三六六、七三三、二四八	一、〇一三、三三七、五九八	三七四、六四五、一八〇	一〇〇、九五〇、〇五四	三三、二八七、二六八	—
同八年下	三三七、九六〇、一五〇	三六〇、四二七、五二八	一、一三五、〇一一、〇一七	四二八、二三五、二三七	一一四、三〇〇、九〇六	二二、六三四、九三二	—
同九年上	四九八、七七四、八五〇	三八六、八六四、五七八	一、一三四、四三〇、七四六	四一〇、一五一、五二一	一三八、七〇五、八六七	二〇、七五九、四一六	—
同九年下	五四七、九一四、八五〇	四四九、七一一、五五三	一、二七八、三六九、三九三	四一五、六八〇、七六一	一四八、九五〇、八〇七	一四、七三九、六三九	—
同一〇年上	五五五、八三九、八五〇	四八三、二七五、六六〇	一、三五二、七一九、六七八	四二九、三〇六、七四六	一七五、一〇五、二九七	一三、五四七、一〇四	—
同一〇年下	五六一、七九八、二五〇	四六二、八六九、六三三	一、三七五、三三八、七六六	三六八、八四九、六六一	二〇一、八二一、二四〇	一三、三二四、四五五	—

大正一一年上	八四、三八一、〇〇〇円	三二八、一九九、〇九九円	一〇四、二二五、九八二円	三一八、六三二、六〇一円	二〇一、九〇七、九七六円	五二、〇〇〇円	—円
同 下	八三、六八一、〇〇〇	一九三、九四九、三四九	一〇一、六五七、八七九	三〇九、一五九、一六一	二四〇、四二七、九九四	二七、〇〇〇	—
同 一二年上	八五、七二二、〇〇〇	二五二、七八八、五〇三	一〇四、六一四、四五三	三四三、四四三、七一〇	二七八、六一四、〇二四	一一、五〇〇	—
同 下	八三、七七一、〇〇〇	二六四、〇六六、七六六	九八、七四八、〇八四	三二九、二三七、四〇五	二六五、五七五、〇一三	一一、五〇〇	—
同 一三年上	八四、三三一、〇〇〇	三一〇、〇二七、四〇〇	一〇一、七七二、二三六	三五六、六〇三、三五六	二九七、六〇八、六二七	—	—
同 下	九〇、四五一、〇〇〇	三三九、八三六、四九五	一〇四、六一八、四五〇	三六七、五六三、一六二	三二一、三三一、三八二	—	—
同 一四年上	九〇、九二二、〇〇〇	三八一、〇〇七、九三四	一一四、八五七、〇四〇	三九七、一三八、五九四	三四一、九〇三、八〇八	—	—
同 下	九〇、〇二二、〇〇〇	四〇八、二三〇、三三七	一三三、二七四、九二三	四一三、四二六、二二八	三六八、九〇四、〇九一	—	—
昭和元年上	九〇、九四一、〇〇〇	四四四、六二二、九六六	一一三、九六二、一七九	四六六、二二五、二五二	四〇一、四九六、三三六	—	—
同 下	九七、九四一、〇〇〇	四六五、六二一、二二八	一〇三、六九八、四四〇	五一〇、〇一四、八二九	四五三、八三八、三五三	—	—

期次	他店より借	借入金	各種勘定	諸積立金	純益金	合計
明治三五年下	二、三二三、五三六円	二、三三一、七二三円	二四九、〇八三円	四、一三八、九八一円	二、五七三、七四三円	一七一、〇一五、〇五七円
同 三六年下	二、五九四、九九八	三、二五四、六八一	二五九、八六一	五、四〇四、五六三	二、六九〇、三四三	一九八、四六九、六四〇
同 三七年上	二、五三五、三九〇	七、一一〇、一〇四	二二二、一八二	六、一六一、〇八九	二、五八〇、一六五	二〇九、〇三七、九三〇
同 下	三、〇一三、七三〇	二、七七五、九八五	二八四、五三〇	六、四八九、九四〇	二、七三六、四四八	二一七、三二二、八七二
同 三八年上	二、七六六、一四九	五、六三五、五一三	三六八、〇三三	七、〇九五、九二九	三、二〇〇、五八四	二四七、七八三、六七二
同 下	三、〇〇〇、三七六	三、七九一、五八三	四一六、七九九	七、七七四、二五二	三、九二三、二一三	二六四、四三五、一二九
同 三九年上	三、〇七三、三一〇	六、四五五、二四八	五一三、五七九	八、八五二、四三五	四、一一五、二四三	二九七、七四四、二三二
同 下	三、九七七、二七二	三、二七一、八三七	六〇四、〇八〇	九、八二四、三九〇	四、六三九、八一六	三二七、九五八、一六四
同 四〇年上	三、一四一、一一五	八、三五九、八六六	八五八、七〇八	一〇、七三七、六五〇	四、四二〇、二八九	三五四、六一四、六七〇
同 下	四、一三三、八六六	六、三五六、七六八	七三七、五七八	一一、四二四、八二一	四、六三三、七三三	三六三、四九四、七六〇
同 四一年上	三、四四四、五八九	一〇、二二六、九五三	九〇〇、二一三	一二、四六六、三六三	四、三一七、〇二六	三五六、六二四、四〇八
同 下	三、六一八、六六七	五、七一三、六六一	一、〇七七、五九三	一三、一三〇、三〇五	四、九六一、七五五	三六三、八五四、六七一

期次	他店より借	借入金	各種勘定	諸積立金	純益金	合計
同 四二年上	三、四六四、四二〇	九、〇七五、一四六	九七一、五五八	一四、〇七五、八八八	五、二六七、六三五	三九六、二七五、九五四
同 下	三、七一八、三九三	四、三六二、一五五	九五一、〇七九	一五、〇三八、四七〇	五、四九六、九二〇	四二一、一三五、四〇三
同 四三年上	三、三六〇、五九二	八、〇二四、〇五五	八八六、八三七	一五、九二八、八七四	五、八五六、九二八	四四四、〇七七、〇七四
同 下	四、三七四、六三四	四、三三七、七〇四	八四一、〇七一	一六、八二九、五三四	五、五五七、九六九	四三九、六四五、二〇三
同 四四年上	三、七七八、二三四	一一、一五一、五〇五	八九二、九五〇	一七、九九三、三九五	五、四三八、二二九	四七九、五九九、四〇七
同 下	五、一一四、四〇二	九、一六八、四一八	一、〇二四、七六二	一八、七五三、六六五	五、七五四、三四四	四九四、四〇〇、五三一
大正元年上	四、九五三、一五四	一四、七一七、八六五	一、三三七、六四一	一九、七一九、三〇九	五、九一三、八五九	五三〇、三三三、二〇三
同 下	五、八一四、一四五	一四、三七〇、三〇二	一、五五四、九一六	二〇、五八五、七五九	六、二七九、七四四	五三三、一六二、一二七
同 二年上	五、三一〇、一五七	一八、三四七、九六八	一、九八七、八六九	二三、一七八、二〇三	六、七九八、四一一	五六九、二六一、二六三
同 下	六、四四〇、二九七	一四、七二六、六四三	一、九九二、三三五	二三、四二五、五五九	七、五四七、八六五	五八四、五四四、三八八
同 三年上	五、二〇五、八九九	二三、八四〇、〇六七	二、五一〇、五二六	二四、八五二、四〇三	七、四五七、六五七	六三三、〇七三、三一八
同 下	五、四七二、九六一	一六、六五三、〇二四	二、六八一、七五四	二六、四〇三、〇九七	八、〇〇九、四三一	六三四、三六五、三〇五
同 四年上	九、一〇四、七七六	二三、四六五、五九三	四、三三九、二五六	四一、二二三、八九四	一一、三五七、一四〇	八五〇、二三三、八三四
同 下	一三、七三五、〇三六	一四、四五九、一六三	五、二二九、九四九	四二、四三三、二〇八	一三、九二三、九七四	九一二、七七五、九六六
同 五年上	一三、七三四、三六八	一七、一〇一、六七三	六、六一四、一三七	四四、一五七、七九六	一三、三四四、三二七	一、〇二二、五三八、八二九
同 下	二〇、八一八、七四八	一九、二七三、一六〇	九、九六三、〇七〇	四五、七九六、二七二	一三、八〇二、五〇四	一、一四三、六二〇、一〇三
同 六年上	二三、三三六、六九八	二四、一三一、〇四九	一一、八八四、四三一	四八、三九〇、四五五	一四、二七〇、八五六	一、二六八、四三一、三六七
同 下	三一、五四九、〇三五	三〇、二四四、二〇三	一四、三三一、一三三	五一、八四八、二六六	一七、四九四、六九四	一、五一〇、二九七、〇九九
同 七年上	三七、四〇六、九五一	三七、〇三三、三九八	一六、七一一、〇七六	五六、〇六三、七〇五	一八、三二一、四八九	一、七六九、一三五、七八八
同 下	五九、三九〇、六一九	四一、一二七、五六六	二四、六〇一、四四三	五八、八七三、六〇三	二一、三二七、三七八	二、〇三五、三九〇、八二四
同 八年上	七一、九三七、一一〇	六七、七一一、二五四	二六、〇七五、七六二	六二、九一四、〇八五	二三、八一五、三三〇	二、四一八、六六九、八五九
同 下	一〇〇、二三三、三七七	八六、七八二、二二七	三二、六四九、七一四	六八、六七一、七九九	三一、六五九、九四七	二、八一七、三八六、八〇三
同 九年上	四二、六一七、四三〇	七二、六四二、八四五	三六、一五二、二二六	七三、九八三、三九七	四八、二七〇、八八八	二、九四三、三四三、九五四
同 下	四八、八一八、五六九	七五、七〇九、一九〇	四一、〇七五、四〇五	九二、六五八、〇〇一	三九、七四六、五四六	三、一五三、三七四、七一四

大正一〇年	上	四六,八〇七,六五〇円	六八,〇五二,一一三円	五〇,二七六,三九一円	一〇〇,〇六〇,二六八円	三九,六〇三,八七四円	三,三二四,六三三,六三一円
	下	五五,四六〇,二五一	八三,三四九,八五九	四三,四八四,一〇三	九九,七四七,七八四	四二,〇八九,一三七	三,三〇七,一一三,一二八
同　一一年	上	二〇七,七八〇	八,五六二,七二〇	一四,三四四,六八八	一四,一一二,五三三	六,三五八,六〇〇	九八〇,九九四,九七九
	下	—	一四,七七三,一一八	一五,二三〇,五五六	一五,五四九,二八四	七,三四四,九八一	九八一,八〇〇,三三三
同　一二年	上	—	八,〇四六,六三五	一六,九四六,五三八	一七,一八六,九一五	八,〇三九,九一三	一,一一五,四一三,一八九
	下	—	八,五七三,一九七	一八,〇六八,二二〇	一八,六三六,七九〇	七,九四五,九七四	一,〇九四,六三三,九四八
同　一三年	上	—	一二,四六五,六九五	一九,七九八,九〇四	一九,九三三,九九九	七,五〇三,七五二	一,二〇九,〇四四,九六九
	下	—	九,一三三,二四三	二一,六二一,一三〇	二一,三〇九,八五〇	七,九九二,〇四三	一,二八三,八四六,七五五
同　一四年	上	—	八,〇四九,〇一一	二五,五九七,六四五	二三,〇九五,七一七	七,九〇九,七五四	一,三九〇,五四三,五〇三
	下	—	八,二五二,六三五	二六,三三九,八〇一	二三,九六二,五〇七	七,九五〇,三一三	一,四六九,三六一,八三五
昭和元年	上	—	七,八〇四,〇三一	二九,〇三一,一九二	二五,六六四,六三六	八,五一九,二一六	一,五八七,二四六,八〇八
	下	—	七,五六一,七〇九	三四,五七〇,七四七	二七,四一四,一二〇	八,九四四,九六二	一,七〇九,五九五,三七八

（備　考）一、明治三十四年以前の調査を缺く。

二、營業報告未達の銀行は最近到著の報告を以て之を補へり。

三、大正五年より仕拂送金手形は各種勘定中に合算せり。同年よりの貯蓄預金中には各種貯金（普通貯金・据置貯金）及定期積立金を合算す。

四、集計と合算と符合せざるは圓位未滿切捨による。

第四表　貯蓄銀行預り金累年表

年末	官公預金	貯蓄預金	定期預金	當座預金	特別當座預金	其他預金	計	前年比較增減△	計の内官公預金控除殘高	計の内官公及外國關係預金控除殘高
明治二六	—円	六,〇三五,四五五円	—円	—円	—円	—円	六,〇三五,四五五円	—円	六,〇三五,四五五円	六,〇三五,四五五円
同　二七	—	六,八七一,三三七	—	—	—	—	六,八七一,三三七	八三五,八七二	六,八七一,三三七	六,八七一,三三七
同　二八	—	一二,一七八,二六八	—	—	—	—	一二,一七八,二六八	五,三〇六,九四一	一二,一七八,二六八	一二,一七八,二六八
同　二九	—	一八,二二四,二〇〇	六二四,六二九	一,三五六,一五七		四七八,八二三	二〇,六七三,八〇八	八,四九五,五四〇	二〇,六七三,八〇八	二〇,六七三,八〇八
同　三〇	—	二五,三九三,四五三	一,八〇四,三一〇	四,一五七,四五七		一,六八九,七三三	三三,〇四四,九五三	一二,三七一,一四五	三三,〇四四,九五三	三三,〇四四,九五三
同　三一	—	三〇,〇四二,〇七四	三,二四六,三二四	七,二九七,六四四		二,一三一,〇六七	四二,七〇七,一〇九	九,六六二,一五六	四二,七〇七,一〇九	四二,七〇七,一〇九
同　三二	—	四四,七四八,八八四	五,二一三,四六三	一四,八九一,〇三九		二,七八八,七八九	六七,六四一,一六五	二四,九三四,〇五六	六七,六四一,一六五	六七,六四一,一六五
同　三三	—	四九,四五八,五八〇	八,一二八,〇〇九	一〇,九七八,四四三	六,一六四,七五六	四,一六二,八五四	七八,八八一,六四一	一一,二四〇,四七六	七八,八八一,六四一	七八,八八一,六四一
同　三四	—	四四,〇二一,六二六	八,六九四,〇三九	一〇,六五〇,九一五	七,二三六,〇九三	三,六〇七,五八三	七四,二一〇,二五六	△四,六七一,三八五	七四,二一〇,二五六	七四,二一〇,二五六
同　三五	—	五一,六四六,八六五	一〇,三八五,八六六	一〇,七七五,八七六	九,〇〇一,二〇八	三,一五六,一三八	八四,九六五,九五三	一〇,七五五,六九七	八四,九六五,九五三	八四,九六五,九五三
同　三六	—	六〇,六九二,二〇七	一五,二八四,〇七三	一四,一九六,七七八	一一,八二二,二九八	四,七一二,六五四	一〇六,七〇七,〇〇〇	二一,七四一,〇四七	一〇六,七〇七,〇〇〇	一〇六,七〇七,〇〇〇
同　三七	八〇六,七六五	六六,七一七,五三四	一六,八二六,六五六	三二,三四一,一一四		四,〇六七,七二一	一二〇,七五九,七九〇	一四,〇五二,七九〇	一一九,九五三,〇二五	一一九,九五三,〇二五
同　三八	九〇一,九六〇	八四,八二〇,〇六五	二二,六七四,四七〇	四〇,三一〇,八二二		五,一一〇,九〇〇	一五三,八一八,二〇七	三三,〇五八,四一七	一五二,九一六,二四七	一五二,九一六,二四七
同　三九	一,一八七,七〇〇	一〇六,五九一,七〇八	三二,四七一,二五三	五三,九八六,六八六		六,四二三,八八九	二〇〇,六六一,二三六	四六,八四三,〇二九	一九九,四七三,五三六	一九九,四七三,五三六
同　四〇	一,二六八,五七一	一一七,九〇二,四六七	三七,六二二,〇八七	二八,八一六,三七三	二六,二七六,四六九	六,八五八,二四一	二二八,七四三,二〇八	二八,〇八一,九七二	二二七,四七四,六三七	二二七,四七四,六三七
同　四一	一,六七八,八〇〇	一二六,四六三,一二三	三九,二八〇,六七八	二五,六〇三,五六四	二四,二五二,二二六	七,六九五,九二一	二二四,九七四,三〇二	△三,七六八,九〇六	二二三,二九五,五〇二	二二三,二九五,五〇二
同　四二	一,四九〇,一七〇	一三五,六四〇,六〇〇	四六,八六一,五〇九	三〇,三九八,三三九	二六,〇四八,六三五	八,二三九,七九一	二四八,六七九,〇四四	二三,七〇四,七四二	二四七,一八八,八七四	二四七,一八八,八七四
同　四三	一,六九七,八五九	一四七,〇四四,一七九	五三,二七七,〇七七	三七,二七九,九七二	三〇,二八八,三五〇	八,〇九六,〇四六	二七七,六八三,四八三	二九,〇〇四,四三九	二七五,九八五,六二四	二七五,九八五,六二四
同　四四	一,八三一,六九三	一六三,五七〇,三〇五	六二,五七四,七〇五	四〇,五一九,九五〇	三三,七二五,四五七	九,七六一,一一八	三二一,九八三,二二八	四四,二九九,七四五	三二〇,一五一,五三五	三二〇,一五一,五三五
大正元	二,一三九,一三七	一六六,四三二,四六四	七五,八八一,一〇〇	四二,二〇九,三一一	三五,九七三,六一〇	一一,二九二,九七五	三三三,九二八,五九七	一一,九四五,三六九	三三一,七八九,四六〇	三三一,七八九,四六〇
同　二	二,八四八,六三六	一六六,五三三,四八六	九二,六〇四,九九九	四三,六三四,〇三五	三七,一七二,三八一	一三,二八五,三〇六	三五六,〇七八,八三三	二二,一五〇,二三六	三五三,二三〇,一九七	三五三,二三〇,一九七
同　三	三,〇一六,六一六	一六五,六四一,八〇八	一〇六,三五七,七四二	四六,七五二,七〇七	三六,〇三三,一四〇	一八,二七五,〇三九	三七六,〇六六,〇五二	一九,九八七,二一九	三七三,〇四九,四三六	三七三,〇四九,四三六
同　四	五,一二九,四三七	一九三,〇六六,九三三	一七一,六一三,一七四	七五,三八三,三三八	六二,九七八,四五六	二〇,七六七,二二三	五二八,九三八,五六〇	一五二,八七二,五〇八	五二三,八〇九,一二三	五二三,八〇九,一二三
同　五	九,二八〇,〇九五	二五三,六〇七,七二三	二一一,二二三,二四二	八七,六五八,九九三	一一四,二八〇,〇八八	一一,四八九,〇一五	六八七,五三九,一五六	一五八,六〇〇,五九六	六七八,二五九,〇六一	六七八,一〇二,二九四
同　六	一一,六三三,三〇九	三三四,〇〇〇,六一五	二六八,五五九,五一八	二一九,四二一,四八五	一六四,一六九,一五三	一五,一八四,一二六	九三二,九四八,二〇五	二四五,四〇九,〇四九	九二一,三一四,八九六	九二一,〇〇〇,六四一
同　七	一四,五五二,二六六	四三三,〇五五,一九一	四一〇,二三六,九九一	一六八,六〇四,五七六	二三六,四三〇,五〇七	二五,六四九,七一五	一,二八八,五二九,二四六	三五五,五八一,〇四一	一,二七三,九七六,九八〇	一,二七三,一一〇,四〇六
同　八	二一,一七九,五五〇	五四二,五三六,一三三	六一一,八九五,三〇八	二四一,八一九,八〇三	三二一,八一七,七一五	三八,二九八,六四二	一,七七七,五四七,一五〇	四八九,〇一七,九〇四	一,七五六,三六七,六〇〇	一,七五一,八九五,三四三

大正九	二八、〇八一、四二三円	五六四、六三一、五六八円	五九八、九四〇、四三〇円	三九、六〇六、〇九〇円	三五七、〇四一、八八六円	六四、六九九、五七四円	一、八四三、〇〇〇、九六一円	六五、四五三、八一二円	一、八一四、九一九、五四八円	一、八二二、七三五、四七三円
同　一〇	三三、七七一、〇〇六	五七〇、六六〇、九〇一	五七八、四九九、一〇〇	二〇八、三一九、〇二二	四六三、五八二、〇六五	九二、一三七、五七四	一、九四五、九八九、六六七	一〇二、九八八、七〇六	一、九一三、二八一、六六一	一、九一三、〇一〇、八四二
同　一一	一三〇、七〇三	五四九、五八七、一五五	九二、八一六、八五九	二二六、八一八	一、六八三、八〇三	六、八〇九、六九七	六五一、二四五、〇三四	△一、二九四、七四四、六三三	六五一、一二四、三三三	六五一、一二四、三三三
同　一二	一三六、二三〇	五九四、八二一、四一七	九二、六〇七、九七八	二二三、五四五	四八、八三三	三、七二九、四七八	六九三、五六〇、五〇一	四二、三一五、四六七	六九三、四三二、二七一	六九三、四三二、二七一
同　一三	一四三、八七三	六八八、八九四、五四四	九九、七七九、九三三	二二三、五二六	一三、八六八	四、四五九、二五一	七九三、五一二、九九四	九九、九五二、四九三	七九三、三六九、一一三	七九三、三六九、一一三
同　一四	一一七、九一八	七八二、三三〇、三一九	一一七、六三二、五三〇	二六九、四一八	一一、〇四〇	四、二四四、〇一七	九〇四、六〇五、二四二	一一一、〇九二、二四八	九〇四、四八七、三二四	九〇四、四八七、三二四
昭和元	一三七、三六一	九六三、八三三、一八二	九八、九三九、四一六	三九八、四一〇	九、七七三	四、二二三、四八〇	一、〇六七、五三一、六〇三	一六二、九四六、三八〇	一、〇六七、四一四、一六一	一、〇六七、四一四、一六一

（備　考）一、「其他預金」中には別段預金及振出手形を含む。
二、「外國關係預金」とは在外支店預金を謂ふ。次表「外國關係貸」亦之に倣ふ。

第五表　貯蓄銀行貸出金累年表

年次	貸付金	當座預金貸越	割引手形	荷爲替手形	計	前年比較増減（△）	計の内外國關係貸控除殘高
明治二六年末	九八四、二六三円	八二、〇六七円	？円	？円	一、〇六六、三三〇円	—円	一、〇六六、三三〇円
同　二七年末	六七五、〇六一	？	？	？	六七五、〇六一	△三九一、二六九	六七五、〇六一
同　二八年末	二、五三二、六三二	二〇五、三八五	？	？	二、七三八、〇〇六	二、〇六二、九四五	二、七三八、〇〇六
同　二九年末	六、二九三、七八四	一、七九四、四二二	？	？	八、〇八八、二〇六	五、三五〇、二〇〇	八、〇八八、二〇六
同　三〇年末	一三、三七九、〇九〇	四、一九〇、八〇九	五、七九〇、三七六	？	二三、三六〇、二七五	一四、二七二、〇六九	二三、三六〇、二七五
同　三一年末	一七、〇一八、三〇七	六、五三七、九七三	七、九〇九、四二八	？	三一、四八五、九〇八	九、一二五、六三三	三一、四八五、九〇八
同　三二年末	二一、五三〇、四五三	八、六七一、二五三	一七、六六九、三二〇	三一三、六〇一	四八、一八四、六二六	一六、六九八、七一八	四八、一八四、六二六
同　三三年末	二五、八二三、八〇四	一三、五六九、四四九	二五、〇三四、六〇九	二九六、七〇二	六三、七二四、五六四	一五、五三九、九三八	六三、七二四、五六四
同　三四年末	二六、八八六、八三二	一三、二三〇、一七六	一九、五四二、八六二	二二〇、五九七	六〇、八八〇、四八七	△二、八四四、〇七七	六〇、八八〇、四八七
同　三五年末	二六、九九〇、五四五	一一、八一〇、九一六	二一、七七一、九五四	三八八、七〇〇	六二、九六二、一一五	二、〇八一、六二八	六二、九六二、一一五
同　三六年末	三八、五三三、三七二	一六、〇〇一、九三〇	二六、九八七、五三六	六八六、四〇九	八二、二〇九、二四七	一九、二四七、一三二	八二、二〇九、二四七
同　三七年末	四三、一〇七、一三七	一七、二六三、五一三	二五、八八八、八四八	八五九、三二五	八七、一一八、八二三	四、八八九、五七六	八七、一一八、八二三
同　三八年末	四八、八五三、二一三	一九、六五九、六五七	三一、六〇三、九七八	九三〇、四八三	一〇一、〇四七、三三一	一三、九二八、五〇八	一〇一、〇四七、三三一
同　三九年末	五六、七三四、九八一	三二、一八四、三四四	四六、〇六一、九七二	一、三三九、八〇七	一三六、三一一、一〇三	三五、二六三、七七二	一三六、三一一、一〇三
同　四〇年末	六八、九七四、五〇六	二六、一九二、三三〇	五二、三四一、四八七	一、二六二、三七九	一四八、七七〇、六九二	一二、四五九、五八九	一四八、七七〇、六九〇
同　四一年末	七二、〇四二、〇五九	二七、二四一、九七五	四六、六二四、〇四五	一、三三三、七〇一	一四七、二四一、七八〇	△一、五二八、九一三	一四七、二四一、七八〇
同　四二年末	七五、七八二、九六七	二八、三三六、六七九	四八、三六六、四一三	一、三〇七、八一〇	一五三、七九三、八六九	六、五五二、〇八九	一五三、七九三、八六九
同　四三年末	八一、六〇五、三八〇	二九、四一八、〇〇七	五九、三七六、八九九	一、四七二、三五八	一七一、八七二、六四四	一八、〇七八、七七五	一七一、八七二、六四四
同　四四年末	九三、三一四、三四〇	三四、八四〇、五二六	七二、二九八、三一七	一、九九八、三〇六	二〇二、四五一、四八九	三〇、五七八、八四五	二〇二、四五一、四八九
大正元年末	一〇四、七一〇、八七三	四一、二三二、三一四	八四、〇七三、八〇六	二、〇六〇、二七三	二三二、〇九六、二六五	二九、六四四、七七六	二三二、〇九六、二六五
同　二年末	一一八、六四九、九八四	四九、〇六五、七四七	九二、二三一、四二九	一、八九八、四五〇	二六一、八六五、六一〇	二九、七六九、三四五	二六一、八六五、六一〇
同　三年末	一三七、〇三七、二三五	五四、九二八、七一三	九九、八〇三、〇三六	一、三八七、八六〇	二九三、一五五、八三三	三一、二九〇、二二三	二九三、一五五、八三三
同　四年末	一八四、六三〇、一三一	八七、〇三八、一三〇	一六一、三〇〇、七〇八	四、七二一、八二九	四三七、六七〇、七八八	一四四、五一四、九五五	四三七、六七〇、七八八
同　五年末	三五四、八三七、七九九	九五、三七三、六六九	五六、七一三、八三三	七、三〇五、三八九	五一四、二三〇、七一〇	七六、五五九、九二三	五一四、〇七一、一五一
同　六年末	四六八、三三八、一五九	一一八、一一九、五四八	七二、九〇六、九六二	一〇、四一〇、二五二	六六九、七七九、九二一	一五五、五四四、二一一	六六九、二七一、九七〇
同　七年末	六四九、一七六、四六五	一六五、七一四、八四四	一一八、八九〇、一八一	一八、七一八、七二三	九五二、五〇〇、二一三	二八二、七二三、二九二	九五一、四四八、八三八
同　八年末	九四九、八二九、五四四	二七三、七〇九、三四七	二〇四、八〇四、六七〇	三八、四七六、三八一	一、四六六、八一九、九四二	五一四、三一九、七二九	一、四六三、〇二四、一三八
同　九年末	一、〇八七、二三五、五三〇	三〇九、三四三、二九四	一八五、九三一、五一〇	一五、〇九二、〇三一	一、五九七、五九二、三八五	一三〇、七七二、四四三	一、五九三、八六三、六三三
同　一〇年末	一、一二二、三九三、五七一	三三七、二三九、三〇八	一五三、〇八八、〇八一	二六、〇三七、一三〇	一、六一八、七五八、〇九〇	二一、一六五、七〇五	一、六一八、五四一、〇一九
同　一一年末	一六八、〇七五、九六〇	—	一八、二九六、二一九	—	一八六、三七二、一七九	△一、四三二、三八五、九一一	一八六、三七二、一七九
同　一二年末	一七一、一三七、六四三	—	三一、三一一、三三一	—	二〇二、四四八、九七四	一六、〇七六、七九五	二〇二、四四八、九七四
同　一三年末	一五二、八六二、三〇四	—	三五、一八八、四五六	—	一八八、〇五〇、七六〇	△一四、三九八、二一四	一八八、〇五〇、七六〇
同　一四年末	一五四、八五三、四四四	—	三七、〇二八、〇九九	—	一九一、八八一、五四三	三、八三〇、七八三	一九一、八八一、五四三
昭和元年末	二一八、五八二、五〇〇	—	四六、〇九三、八三〇	—	二六四、六七六、三三〇	七二、七九四、七八七	二六四、六七六、三三〇

第六表　貯蓄銀行出入金累年表

年次	本店	支店出張所	入金	出金	合計
明治二六年	二四	一二	二五、五〇八、八	二六、一二八、九二二	五一、六三七、七九九
同二七年	三一	三〇	五〇、三九八、六六四	五〇、一七三、六二四	一〇〇、五七二、二八八
同二八年	九二	一〇七	八四、四九七、〇三九	八四、〇七一、七〇一	一六八、五六八、七四〇
同二九年	一九三	二二四	一九五、一八二、三五八	一九四、二〇〇、五八一	三八九、三八二、九三九
同三〇年	三一二	三六五	三三九、四〇五、八五〇	三三七、七五三、二二九	六七七、一五九、〇七九
同三一年	四一八	四五三	四六五、九七六、五〇九	四六三、八七七、八一九	九二九、八五四、三二八
同三二年	五三一	六三一	八〇七、二一〇、四三二	八〇三、四六五、四七六	一、六一〇、六七五、九〇八
同三三年	六八一	八一四	一、一六四、七〇六、五三〇	一、一六〇、七三四、三六八	二、三二五、四四〇、八九八
同三四年	七一四	八七九	一、〇四九、四九八、三一九	一、〇四六、二五四、八五一	二、〇九五、七五三、一七〇
同三五年	七〇一	八六七	九九七、九二四、二七四	九九四、八一二、六九二	一、九九二、七三六、九六六
同三六年	八八八	八七七	一、五一一、五二五、八三六	一、〇五〇、〇三一、一九五	三、〇一六、五五七、〇三一
同三七年	六七四	八六五	一、六七七、四三九、九七七	一、六七二、一七三、〇五四	三、三四九、六一三、〇三一
同三八年	六八三	九〇八	二、一一一、九六八、二二二	二、一〇四、三三〇、一八二	四、二一六、二九八、四〇四
同三九年	六八六	九四八	二、八八〇、二四四、〇三六	二、八七三、九五八、〇五六	五、七五四、二〇二、〇九二
同四〇年	六七六	九九二	三、三五八、七三三、九四一	三、三四七、六七六、〇二六	六、七〇六、四〇九、九六七
同四一年	六六九	一、〇一八	三、一六六、〇〇〇、四一四	三、一五二、〇九九、八五六	六、三一八、一〇〇、二七〇
同四二年	六六〇	一、〇三九	三、三六六、九五二、七〇七	三、三五三、三四一、六八四	六、七二〇、二九四、三九一
同四三年	六四六	一、〇三七	三、八〇七、九二七、二六一	三、七九四、八〇八、〇〇八	七、六〇二、七三五、二六九
同四四年	六四六	一、〇八六	四、四七七、六一一、二四五	四、四六六、九六六、四三八	八、九四四、五七七、六八三
大正元年	六三九	一、一四四	五、一四三、〇五〇、三〇四	五、一三五、一六六、五六二	一〇、二七八、二一六、八六六
同二年	六四八	一、二五五	五、八〇〇、五〇五、九〇二	五、七九二、五三一、六四四	一一、五九三、〇三七、五四六

年次	借入金 総借入高	借入金 年末殘高	再割引手形 總割引高	再割引手形 年末殘高	合計 總高	合計 年末殘高
明治二九年	二、九三八、〇五七 円	四九〇、一七八 円	？ 円	？ 円	二、九三八、〇五七 円	四九〇、一七八 円
同三〇年	一〇、八三〇、一四八	一、八三一、〇七〇	？	？	一〇、八三〇、一四八	一、八三一、〇七〇
同三一年	一四、八一七、八九二	二、六五〇、六五七	？	？	一四、八一七、八九二	二、六五〇、六五七
同三二年	三四、五六一、九三三	四、四五五、七〇一	？	？	三四、五六一、九三三	四、四五五、七〇一
同三三年	六一、一〇七、五四七	五、五〇八、四三〇	？	？	六一、一〇七、五四七	五、五〇八、四三〇
同三四年	四四、七〇八、一七三	四、八一九、二四三	？	？	四四、七〇八、一七三	四、八一九、二四三

第七表　貯蓄銀行借入金及再割引手形累年表

年次	借入金 總借入高	借入金 年末殘高	再割引手形 總割引高	再割引手形 年末殘高	合計 總高	合計 年末殘高
同三年	六五八	一、三七〇	五、七五六、〇四九、一九三	一一、五二〇、〇二九、一三〇	六、七五六、〇四九、一九三	一一、五二〇、〇二九、一三〇
同四年	六五七	一、四〇一	八、四八七、四四六、九二八	一六、九八七、六八八、三六五	八、四八七、四四六、九二八	一六、九八七、六八八、三六五
同五年	六六四	一、四八〇	一二、六二四、九〇二、二九二	二五、二五二、八三五、九二二	一二、六二四、九〇二、二九二	二五、二五二、八三五、九二二
同六年	六六一	一、五六九	一八、六九五、二四三、九六五	三七、三九九、一八五、二二四	一八、六九五、二四三、九六五	三七、三九九、一八五、二二四
同七年	六六一	一、六八四	二九、二三六、四二四、二三九	五八、四五五、七五一、〇九三	二九、二三六、四二四、二三九	五八、四五五、七五一、〇九三
同八年	六五七	一、八九七	四八、七六二、四二七、九〇九	九七、五四九、九二五、六〇三	四八、七六二、四二七、九〇九	九七、五四九、九二五、六〇三
同九年	六六一	二、一二八	四七、九一八、九〇九、九八四	九五、八一〇、五七三、一三五	四七、九一八、九〇九、九八四	九五、八一〇、五七三、一三五
同一〇年	六三六	二、一一一	四三、〇三〇、二〇六、八七一	八五、九九九、六〇九、七二四	四三、〇三〇、二〇六、八七一	八五、九九九、六〇九、七二四
同一一年	一四六	五四五	四、〇六八、四九一、三〇八	八、一三二、八三三、六九九	四、〇六八、四九一、三〇八	八、一三二、八三三、六九九
同一二年	一三九	五五三	四、二三四、七七一、七七二	八、四六六、八八五、四四〇	四、二三四、七七一、七七二	八、四六六、八八五、四四〇
同一三年	六六五	五六五	四、六六七、八〇二、九七〇	九、三四三、八八二、〇五六	四、六六七、八〇二、九七〇	九、三四三、八八二、〇五六
同三三年	六一、一〇七、五四七	五、五〇八、四三〇	五、一五三、七六四、三二四	一〇、三一二、七八八、七四四	六一、一〇七、五四七	五、五〇八、四三〇
同三四年	四四、七〇八、一七三	四、八一九、二四三	六、〇五三、三九八、一三五	一二、一八、五九九、九七五	四四、七〇八、一七三	六、八四一、八二

明治三五年	二三、三三九、六〇九円	二、一九四、一六八円	？円	二五二、七九七円	二三、三三九、六〇九円	二、四四四、九六五円
同三六年	二九、九九五、〇四七	三、二五四、六八一	七、〇三八、六八四	六〇八、六三五	三七、〇三三、七三一	三、八六三、三一六
同三七年	三六、一九一、七三九	二、七七五、九八五	四、六五九、六五〇	二〇五、〇四四	四〇、八五一、三八九	二、九八一、〇三九
同三八年	四一、九九八、七一四	三、七九一、五八二	五、三一八、二四九	五一八、五六〇	四七、三一六、九六三	四、三一〇、一四三
同三九年	四九、一二四、五六四	三、二七一、八三七	七、六三五、九〇九	一、一三二、二三三	五六、七六〇、四七三	四、四〇四、〇九〇
同四〇年	七一、八三九、八六六	六、三五六、七六八	一〇、八二九、九五八	九二七、八九二	八二、六六九、八二四	七、二八四、六六〇
同四一年	八四、八〇三、五三九	五、七一三、六六一	七、八〇〇、一〇三	七三二、〇三三	九二、六〇三、六三三	六、四四五、六六四
同四二年	六一、七二九、五八二	四、三六二、一五五	五、九一七、七二二	六八六、九九九	六七、六四七、三〇三	五、〇四九、一五四
同四三年	五八、〇八七、〇一九	四、三三七、七〇四	一〇、二三二、三九九	一、一〇七、四〇七	六八、三三九、四一八	五、四四五、一一一
同四四年	八九、四三六、一三六	九、一六八、四一八	一三、〇〇八、四九六	一、六七七、三一八	一〇一、四三四、六三三	一〇、八四五、七四六
大正元年	一三〇、〇六九、一五六	一四、三七〇、三〇二	一六、二六一、一五三	二、三一七、四七三	一四六、三三〇、三〇九	一六、六八七、七七四
同二年	一六一、九二一、四二四	一四、七二六、六四三	一七、三八九、七一三	二、四一五、〇二四	一七九、三〇一、一三七	一七、一四一、六六七
同三年	一七八、三一一、八二九	一六、六五三、〇二四	三二、六四八、九三五	三、六九二、四六三	二〇〇、九六〇、七六四	二〇、三四五、四八六
同四年	一九九、〇六九、一二五	一四、四五九、一六三	一八、〇〇八、四七〇	一、七〇九、二八八	二一七、一五七、五九五	一六、一六八、四五一
同五年	二〇六、一九六、五五八	一九、二七三、一六〇	一九、一三九、七七五	一、八九一、五四八	二三五、三三六、三三三	二一、一六四、七〇八
同六年	三七三、六四五、五七二	三〇、二四四、二〇二	一一、三八一、〇四五	三、七〇九、〇八〇	三八五、〇二六、六一七	三三、九五三、三六二
同七年	五八三、四一九、三〇二	四一、一三七、五六六	一〇三、一六七、六三八	一六、九六六、八六六	六八六、五八六、九四〇	五八、〇九四、四三一
同八年	一、一七四、二五八、八七五	八六、七八二、二二七	一五七、一九三、一〇三	二、六三四、九二三	一、三三一、四五一、九七八	一〇八、四一七、一三八
同九年	一、〇八六、九九六、二〇〇	七五、七〇九、一九〇	一五三、〇〇四、三三九	一四、七三九、六三九	一、二四〇、〇〇〇、三二九	九〇、四四八、八二九
同一〇年	一、〇一一、六三九、五九九	八三、三四九、八五九	九七、〇七八、〇九二	一三、三二四、四五五	一、一〇八、七一七、六九一	九五、六七四、三二四
同一一年	九〇、三八九、三六二	一四、七七三、一一八	一三、四六八、九五五	二七〇、〇〇〇	一〇三、八五八、三一七	一五、〇四三、一一八
同一二年	二〇、七六〇、二〇〇	八、五七三、一九七	三六六、〇〇〇	一一、五〇〇	二一、一三六、二〇〇	八、五八四、六九七
同一三年	二六、六八〇、四〇一	九、一三三、二四三	｜	｜	二六、六八〇、四〇一	九、一三三、二四三
同一四年	二三、九四七、六〇一	八、二三二、六三五	｜	｜	二三、九四七、六〇一	八、二三二、六三五
昭和元年	三、三四三、一三三	七、三六一、七〇九	｜	｜	三、三四三、一三三	七、三六一、七〇九

（備考）明治二十八年以前の借入金、同三十一年以前の再割引手形は調査を缺く。

第八表 貯蓄銀行預ケ金累年表

年次	總預ケ高	年末殘高
明治二九年	二四、五三三、五八四円	五、五七三、〇九九円
同三〇年	四〇、〇五二、六〇六	七、八八五、〇三二
同三一年	五三、七四六、一七〇	一三、九四五、七〇一
同三二年	一一二、三七二、七八〇	二三、一四一、一五〇
同三三年	一四八、〇八六、九四七	二三、九二九、七九〇
同三四年	一二七、一四九、三九一	二三、二一四、七二三
同三五年	一四九、四四一、三六七	三〇、一六五、四四八
同三六年	一九七、四五三、五二三	三四、三四九、〇七三
同三七年	二一二、九八五、八一八	三七、一一一、六八四
同三八年	二八六、九二六、三九二	四五、六三二、九八三
同三九年	四〇四、〇〇七、七五三	五三、六九一、六八八
同四〇年	四四二、六〇四、一〇二	五三、〇一八、七一四
同四一年	四一九、二一一、九七八	五一、九一五、〇四三
同四二年	四八〇、九四四、五七八	六六、〇一八、三一九
同四三年	五五九、九三二、〇五二	七〇、八二五、四二〇
同四四年	六七一、五四八、五八二	七五、七六二、四三六
大正元年	七四七、〇四一、五七三円	七六、三五五、四四三円
同二年	七九二、九四〇、四九九	七九、〇五二、四〇九
同三年	七八三、七二六、二七四	七八、九九八、八六七
同四年	九九八、六三八、一三四	九六、三八八、八一四
同五年	一、六二九、二九九、六七九	一三三、〇四六、九六五
同六年	二、二三二、八七六、一六八	二〇〇、六五三、五四四
同七年	三、六二五、一〇〇、六八七	二六三、九九九、〇九四
同八年	五、六九五、五六二、〇八三	三一二、四二四、九二九
同九年	五、六七四、八六八、九七二	二八一、一〇二、八七五
同一〇年	五、〇八七、二三四、三五三	二八〇、六四五、七八四
同一一年	一、四一五、〇六八、八四三	二〇七、六四八、八三六
同一二年	一、三二五、七四一、七七八	一七九、四四四、八一三
同一三年	一、四一九、二六八、五八一	二一〇、四八七、六〇三
同一四年	一、六五九、九五六、九五八	二三五、六〇二、二七七
昭和元年	一、九九〇、五四八、二七八	二五六、七九五、五五三

（備考）明治二十八年以前は調査を缺く。

第九表　貯蓄銀行送金手形累年表

年次	公金送金手形 各地へ向けたる分	公金送金手形 各地より受けたる分	普通送金手形 各地へ向けたる分	普通送金手形 各地より受けたる分	合計 各地へ向けたる分	合計 各地より受けたる分
明治二十年	三、五六〇円	—	—	—	三、五六〇円	—
同二一年	三、四〇〇、六五〇	—	—	—	三、四〇〇、六五〇	—
同二二年	三、八二〇、〇〇〇	—	—	—	三、八二〇、〇〇〇	—
同二三年	四、四六〇、〇〇〇	—	—	—	四、四六〇、〇〇〇	—
同二四年	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
同二五年	五、三〇〇、〇〇〇	—	—	—	五、三〇〇、〇〇〇	—
同二六年	五、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	五、六〇〇、〇〇〇	—
同二七年	六、一〇〇、〇〇〇	—	—	—	六、一〇〇、〇〇〇	—
同二八年	六、五〇〇、〇〇〇	—	—	—	六、五〇〇、〇〇〇	—
同二九年	七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	七、〇〇〇、〇〇〇	—
同三〇年	七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	七、四〇〇、〇〇〇	—
同三一年	七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	七、八〇〇、〇〇〇	—
同三二年	八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	八、二〇〇、〇〇〇	—
同三三年	八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	八、六〇〇、〇〇〇	—
同三四年	九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	九、〇〇〇、〇〇〇	—
同三五年	九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	九、四〇〇、〇〇〇	—
同三六年	九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	九、八〇〇、〇〇〇	—
同三七年	一〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇、二〇〇、〇〇〇	—
同三八年	一〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇、六〇〇、〇〇〇	—
同三九年	一一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一、〇〇〇、〇〇〇	—
同四〇年	一一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一、四〇〇、〇〇〇	—
同四一年	一一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一、八〇〇、〇〇〇	—
同四二年	一二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一二、二〇〇、〇〇〇	—
同四三年	一二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一二、六〇〇、〇〇〇	—
大正元年	一三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一三、〇〇〇、〇〇〇	—
同二年	一三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一三、四〇〇、〇〇〇	—
同三年	一三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一三、八〇〇、〇〇〇	—
同四年	一四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一四、二〇〇、〇〇〇	—
同五年	一四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一四、六〇〇、〇〇〇	—
同六年	一五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	—
同七年	一五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一五、四〇〇、〇〇〇	—
同八年	一五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一五、八〇〇、〇〇〇	—
同九年	一六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一六、二〇〇、〇〇〇	—
同一〇年	一六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一六、六〇〇、〇〇〇	—
同一一年	一七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一七、〇〇〇、〇〇〇	—
同一二年	一七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一七、四〇〇、〇〇〇	—
同一三年	一七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一七、八〇〇、〇〇〇	—
同一四年	一八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一八、二〇〇、〇〇〇	—
同一五年	一八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一八、六〇〇、〇〇〇	—
同一六年	一九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一九、〇〇〇、〇〇〇	—
同一七年	一九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一九、四〇〇、〇〇〇	—
同一八年	一九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一九、八〇〇、〇〇〇	—
同一九年	二〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	二〇、二〇〇、〇〇〇	—
同二〇年	二〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	二〇、六〇〇、〇〇〇	—
同二一年	二一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	二一、〇〇〇、〇〇〇	—
同二二年	二一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	二一、四〇〇、〇〇〇	—
同二三年	二一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	二一、八〇〇、〇〇〇	—
同二四年	二二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	二二、二〇〇、〇〇〇	—
同二五年	二二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	二二、六〇〇、〇〇〇	—
同二六年	二三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	二三、〇〇〇、〇〇〇	—
同二七年	二三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	二三、四〇〇、〇〇〇	—
同二八年	二三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	二三、八〇〇、〇〇〇	—
同二九年	二四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	二四、二〇〇、〇〇〇	—
同三〇年	二四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	二四、六〇〇、〇〇〇	—
同三一年	二五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	二五、〇〇〇、〇〇〇	—
同三二年	二五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	二五、四〇〇、〇〇〇	—
同三三年	二五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	二五、八〇〇、〇〇〇	—
同三四年	二六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	二六、二〇〇、〇〇〇	—
同三五年	二六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	二六、六〇〇、〇〇〇	—
同三六年	二七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	二七、〇〇〇、〇〇〇	—
同三七年	二七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	二七、四〇〇、〇〇〇	—
同三八年	二七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	二七、八〇〇、〇〇〇	—
同三九年	二八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	二八、二〇〇、〇〇〇	—
同四〇年	二八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	二八、六〇〇、〇〇〇	—
同四一年	二九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	二九、〇〇〇、〇〇〇	—
同四二年	二九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	二九、四〇〇、〇〇〇	—
同四三年	二九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	二九、八〇〇、〇〇〇	—
同四四年	三〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	三〇、二〇〇、〇〇〇	—
同四五年	三〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	三〇、六〇〇、〇〇〇	—
同五年（上）	三一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	三一、〇〇〇、〇〇〇	—
同五年（下）	三一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	三一、四〇〇、〇〇〇	—
同六年	三一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	三一、八〇〇、〇〇〇	—
同七年	三二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	三二、二〇〇、〇〇〇	—
同八年	三二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	三二、六〇〇、〇〇〇	—
同九年	三三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇	—
同一〇年	三三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	三三、四〇〇、〇〇〇	—
同一一年	三三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	三三、八〇〇、〇〇〇	—
同一二年	三四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	三四、二〇〇、〇〇〇	—
同一三年	三四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	三四、六〇〇、〇〇〇	—
同一四年	三五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	三五、〇〇〇、〇〇〇	—
同一五年	三五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	三五、四〇〇、〇〇〇	—
同一六年	三五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	三五、八〇〇、〇〇〇	—
同一七年	三六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	三六、二〇〇、〇〇〇	—
同一八年	三六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	三六、六〇〇、〇〇〇	—
同一九年	三七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	三七、〇〇〇、〇〇〇	—
同二〇年	三七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	三七、四〇〇、〇〇〇	—
同二一年	三七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	三七、八〇〇、〇〇〇	—
同二二年	三八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	三八、二〇〇、〇〇〇	—
同二三年	三八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	三八、六〇〇、〇〇〇	—
同二四年	三九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	三九、〇〇〇、〇〇〇	—
同二五年	三九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	三九、四〇〇、〇〇〇	—
同二六年	三九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	三九、八〇〇、〇〇〇	—
同二七年	四〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	四〇、二〇〇、〇〇〇	—
同二八年	四〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	四〇、六〇〇、〇〇〇	—
同二九年	四一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	四一、〇〇〇、〇〇〇	—
同三〇年	四一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	四一、四〇〇、〇〇〇	—
同三一年	四一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	四一、八〇〇、〇〇〇	—
同三二年	四二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	四二、二〇〇、〇〇〇	—
同三三年	四二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	四二、六〇〇、〇〇〇	—
同三四年	四三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	四三、〇〇〇、〇〇〇	—
同三五年	四三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	四三、四〇〇、〇〇〇	—
同三六年	四三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	四三、八〇〇、〇〇〇	—
同三七年	四四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	四四、二〇〇、〇〇〇	—
同三八年	四四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	四四、六〇〇、〇〇〇	—
同三九年	四五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	四五、〇〇〇、〇〇〇	—
同四〇年	四五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	四五、四〇〇、〇〇〇	—
同四一年	四五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	四五、八〇〇、〇〇〇	—
同四二年	四六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	四六、二〇〇、〇〇〇	—
同四三年	四六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	四六、六〇〇、〇〇〇	—
同四四年	四七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	四七、〇〇〇、〇〇〇	—
同四五年	四七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	四七、四〇〇、〇〇〇	—
同五年（上）	四七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	四七、八〇〇、〇〇〇	—
同五年（下）	四八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	四八、二〇〇、〇〇〇	—
同六年	四八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	四八、六〇〇、〇〇〇	—
同七年	四九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	四九、〇〇〇、〇〇〇	—
同八年	四九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	四九、四〇〇、〇〇〇	—
同九年	四九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	四九、八〇〇、〇〇〇	—
同一〇年	五〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	五〇、二〇〇、〇〇〇	—
同一一年	五〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	五〇、六〇〇、〇〇〇	—
同一二年	五一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	五一、〇〇〇、〇〇〇	—
同一三年	五一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	五一、四〇〇、〇〇〇	—
同一四年	五一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	五一、八〇〇、〇〇〇	—
同一五年	五二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	五二、二〇〇、〇〇〇	—
同一六年	五二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	五二、六〇〇、〇〇〇	—
同一七年	五三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	五三、〇〇〇、〇〇〇	—
同一八年	五三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	五三、四〇〇、〇〇〇	—
同一九年	五三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	五三、八〇〇、〇〇〇	—
同二〇年	五四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	五四、二〇〇、〇〇〇	—
同二一年	五四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	五四、六〇〇、〇〇〇	—
同二二年	五五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	五五、〇〇〇、〇〇〇	—
同二三年	五五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	五五、四〇〇、〇〇〇	—
同二四年	五五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	五五、八〇〇、〇〇〇	—
同二五年	五六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	五六、二〇〇、〇〇〇	—
同二六年	五六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	五六、六〇〇、〇〇〇	—
同二七年	五七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	五七、〇〇〇、〇〇〇	—
同二八年	五七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	五七、四〇〇、〇〇〇	—
同二九年	五七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	五七、八〇〇、〇〇〇	—
同三〇年	五八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	五八、二〇〇、〇〇〇	—
同三一年	五八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	五八、六〇〇、〇〇〇	—
同三二年	五九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	五九、〇〇〇、〇〇〇	—
同三三年	五九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	五九、四〇〇、〇〇〇	—
同三四年	五九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	五九、八〇〇、〇〇〇	—
同三五年	六〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	六〇、二〇〇、〇〇〇	—
同三六年	六〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	六〇、六〇〇、〇〇〇	—
同三七年	六一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	六一、〇〇〇、〇〇〇	—
同三八年	六一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	六一、四〇〇、〇〇〇	—
同三九年	六一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	六一、八〇〇、〇〇〇	—
同四〇年	六二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	六二、二〇〇、〇〇〇	—
同四一年	六二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	六二、六〇〇、〇〇〇	—
同四二年	六三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	六三、〇〇〇、〇〇〇	—
同四三年	六三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	六三、四〇〇、〇〇〇	—
同四四年	六三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	六三、八〇〇、〇〇〇	—
同四五年	六四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	六四、二〇〇、〇〇〇	—
同五年（上）	六四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	六四、六〇〇、〇〇〇	—
同五年（下）	六五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	六五、〇〇〇、〇〇〇	—
同六年	六五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	六五、四〇〇、〇〇〇	—
同七年	六五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	六五、八〇〇、〇〇〇	—
同八年	六六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	六六、二〇〇、〇〇〇	—
同九年	六六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	六六、六〇〇、〇〇〇	—
同一〇年	六七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	六七、〇〇〇、〇〇〇	—
同一一年	六七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	六七、四〇〇、〇〇〇	—
同一二年	六七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	六七、八〇〇、〇〇〇	—
同一三年	六八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	六八、二〇〇、〇〇〇	—
同一四年	六八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	六八、六〇〇、〇〇〇	—
同一五年	六九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	六九、〇〇〇、〇〇〇	—
同一六年	六九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	六九、四〇〇、〇〇〇	—
同一七年	六九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	六九、八〇〇、〇〇〇	—
同一八年	七〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	七〇、二〇〇、〇〇〇	—
同一九年	七〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	七〇、六〇〇、〇〇〇	—
同二〇年	七一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	七一、〇〇〇、〇〇〇	—
同二一年	七一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	七一、四〇〇、〇〇〇	—
同二二年	七一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	七一、八〇〇、〇〇〇	—
同二三年	七二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	七二、二〇〇、〇〇〇	—
同二四年	七二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	七二、六〇〇、〇〇〇	—
同二五年	七三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	七三、〇〇〇、〇〇〇	—
同二六年	七三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	七三、四〇〇、〇〇〇	—
同二七年	七三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	七三、八〇〇、〇〇〇	—
同二八年	七四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	七四、二〇〇、〇〇〇	—
同二九年	七四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	七四、六〇〇、〇〇〇	—
同三〇年	七五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	七五、〇〇〇、〇〇〇	—
同三一年	七五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	七五、四〇〇、〇〇〇	—
同三二年	七五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	七五、八〇〇、〇〇〇	—
同三三年	七六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	七六、二〇〇、〇〇〇	—
同三四年	七六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	七六、六〇〇、〇〇〇	—
同三五年	七七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	七七、〇〇〇、〇〇〇	—
同三六年	七七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	七七、四〇〇、〇〇〇	—
同三七年	七七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	七七、八〇〇、〇〇〇	—
同三八年	七八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	七八、二〇〇、〇〇〇	—
同三九年	七八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	七八、六〇〇、〇〇〇	—
同四〇年	七九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	七九、〇〇〇、〇〇〇	—
同四一年	七九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	七九、四〇〇、〇〇〇	—
同四二年	七九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	七九、八〇〇、〇〇〇	—
同四三年	八〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	八〇、二〇〇、〇〇〇	—
同四四年	八〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	八〇、六〇〇、〇〇〇	—
同四五年	八一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	八一、〇〇〇、〇〇〇	—
同五年（上）	八一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	八一、四〇〇、〇〇〇	—
同五年（下）	八一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	八一、八〇〇、〇〇〇	—
同六年	八二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	八二、二〇〇、〇〇〇	—
同七年	八二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	八二、六〇〇、〇〇〇	—
同八年	八三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	八三、〇〇〇、〇〇〇	—
同九年	八三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	八三、四〇〇、〇〇〇	—
同一〇年	八三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	八三、八〇〇、〇〇〇	—
同一一年	八四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	八四、二〇〇、〇〇〇	—
同一二年	八四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	八四、六〇〇、〇〇〇	—
同一三年	八五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	八五、〇〇〇、〇〇〇	—
同一四年	八五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	八五、四〇〇、〇〇〇	—
同一五年	八五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	八五、八〇〇、〇〇〇	—
同一六年	八六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	八六、二〇〇、〇〇〇	—
同一七年	八六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	八六、六〇〇、〇〇〇	—
同一八年	八七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	八七、〇〇〇、〇〇〇	—
同一九年	八七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	八七、四〇〇、〇〇〇	—
同二〇年	八七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	八七、八〇〇、〇〇〇	—
同二一年	八八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	八八、二〇〇、〇〇〇	—
同二二年	八八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	八八、六〇〇、〇〇〇	—
同二三年	八九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	八九、〇〇〇、〇〇〇	—
同二四年	八九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	八九、四〇〇、〇〇〇	—
同二五年	八九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	八九、八〇〇、〇〇〇	—
同二六年	九〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	九〇、二〇〇、〇〇〇	—
同二七年	九〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	九〇、六〇〇、〇〇〇	—
同二八年	九一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	九一、〇〇〇、〇〇〇	—
同二九年	九一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	九一、四〇〇、〇〇〇	—
同三〇年	九一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	九一、八〇〇、〇〇〇	—
同三一年	九二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	九二、二〇〇、〇〇〇	—
同三二年	九二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	九二、六〇〇、〇〇〇	—
同三三年	九三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	九三、〇〇〇、〇〇〇	—
同三四年	九三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	九三、四〇〇、〇〇〇	—
同三五年	九三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	九三、八〇〇、〇〇〇	—
同三六年	九四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	九四、二〇〇、〇〇〇	—
同三七年	九四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	九四、六〇〇、〇〇〇	—
同三八年	九五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	九五、〇〇〇、〇〇〇	—
同三九年	九五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	九五、四〇〇、〇〇〇	—
同四〇年	九五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	九五、八〇〇、〇〇〇	—
同四一年	九六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	九六、二〇〇、〇〇〇	—
同四二年	九六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	九六、六〇〇、〇〇〇	—
同四三年	九七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	九七、〇〇〇、〇〇〇	—
同四四年	九七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	九七、四〇〇、〇〇〇	—
同四五年	九七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	九七、八〇〇、〇〇〇	—
同五年（上）	九八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	九八、二〇〇、〇〇〇	—
同五年（下）	九八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	九八、六〇〇、〇〇〇	—
同六年	九九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	九九、〇〇〇、〇〇〇	—
同七年	九九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	九九、四〇〇、〇〇〇	—
同八年	九九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	九九、八〇〇、〇〇〇	—
同九年	一〇〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇〇、二〇〇、〇〇〇	—
同一〇年	一〇〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇〇、六〇〇、〇〇〇	—
同一一年	一〇一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇、〇〇〇	—
同一二年	一〇一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、四〇〇、〇〇〇	—
同一三年	一〇一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、八〇〇、〇〇〇	—
同一四年	一〇二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇二、二〇〇、〇〇〇	—
同一五年	一〇二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇二、六〇〇、〇〇〇	—
同一六年	一〇三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇三、〇〇〇、〇〇〇	—
同一七年	一〇三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇三、四〇〇、〇〇〇	—
同一八年	一〇三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇三、八〇〇、〇〇〇	—
同一九年	一〇四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇四、二〇〇、〇〇〇	—
同二〇年	一〇四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇四、六〇〇、〇〇〇	—
同二一年	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	—
同二二年	一〇五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇五、四〇〇、〇〇〇	—
同二三年	一〇五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇五、八〇〇、〇〇〇	—
同二四年	一〇六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇六、二〇〇、〇〇〇	—
同二五年	一〇六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇六、六〇〇、〇〇〇	—
同二六年	一〇七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇七、〇〇〇、〇〇〇	—
同二七年	一〇七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇七、四〇〇、〇〇〇	—
同二八年	一〇七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇七、八〇〇、〇〇〇	—
同二九年	一〇八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇八、二〇〇、〇〇〇	—
同三〇年	一〇八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇八、六〇〇、〇〇〇	—
同三一年	一〇九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇九、〇〇〇、〇〇〇	—
同三二年	一〇九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇九、四〇〇、〇〇〇	—
同三三年	一〇九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇九、八〇〇、〇〇〇	—
同三四年	一一〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一〇、二〇〇、〇〇〇	—
同三五年	一一〇、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一〇、六〇〇、〇〇〇	—
同三六年	一一一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一一、〇〇〇、〇〇〇	—
同三七年	一一一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一一、四〇〇、〇〇〇	—
同三八年	一一一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一一、八〇〇、〇〇〇	—
同三九年	一一二、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一二、二〇〇、〇〇〇	—
同四〇年	一一二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一二、六〇〇、〇〇〇	—
同四一年	一一三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一三、〇〇〇、〇〇〇	—
同四二年	一一三、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一三、四〇〇、〇〇〇	—
同四三年	一一三、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一三、八〇〇、〇〇〇	—
同四四年	一一四、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一四、二〇〇、〇〇〇	—
同四五年	一一四、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一四、六〇〇、〇〇〇	—
同五年（上）	一一五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一五、〇〇〇、〇〇〇	—
同五年（下）	一一五、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一五、四〇〇、〇〇〇	—
同六年	一一五、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一五、八〇〇、〇〇〇	—
同七年	一一六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一六、二〇〇、〇〇〇	—
同八年	一一六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一六、六〇〇、〇〇〇	—
同九年	一一七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一七、〇〇〇、〇〇〇	—
同一〇年	一一七、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一七、四〇〇、〇〇〇	—
同一一年	一一七、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一七、八〇〇、〇〇〇	—
同一二年	一一八、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一八、二〇〇、〇〇〇	—
同一三年	一一八、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一八、六〇〇、〇〇〇	—
同一四年	一一九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一九、〇〇〇、〇〇〇	—
同一五年	一一九、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一九、四〇〇、〇〇〇	—
同一六年	一一九、八〇〇、〇〇〇	—	—	—	一一九、八〇〇、〇〇〇	—
同一七年	一二〇、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	一二〇、二〇〇、〇〇〇	—
同一八年	一二〇、六〇〇、〇

明治三六年	一一、八三二、〇一三円	一〇、六七五、四六五円	二二、五〇七、四七八円	？円	？円	？円
同三七年	一一、〇一九、九五四	一一、〇三四、三八八	二二、〇五四、三四二	？	？	？
同三八年	一六、六三四、二二九	一四、三二七、五七三	三〇、九六一、七九二	？	？	？
同三九年	二二、四三五、三三四	二二、〇五六、八九五	四四、四九二、二二九	？	？	？
同四〇年	二三、八一一、八〇五	二三、五一九、四八六	四七、三三一、二九一	？	？	？
同四一年	二七、〇七二、六三六	二一、九九六、五六三	四九、〇六九、一九九	？	？	？
同四二年	三〇、二三二、四八九	二三、一六五、五四七	五三、三九八、〇三六	四〇三、三六五	六三、三七四	四六六、七三九
同四三年	三四、七八七、四六九	二三、五五〇、二二〇	五八、三三七、六七九	一四九、五四七	九、九一一	一五九、四五八
同四四年	四二、九五九、七〇七	二九、一三八、八二三	七二、〇九八、五二九	四六〇	—	四六〇
大正元年	五三、六二六、四九八	三二、五八六、四二九	八六、二二二、九二七	七七	—	七七
同二年	六二、二〇一、六八八	三六、九四三、三七二	九九、一四五、〇六〇	八〇	—	八〇
同三年	六一、二八四、〇四七	三四、三七〇、八二三	九五、六五四、八六九	八〇、七〇一	三七三、九一七	四五四、六一八
同四年	一二二、〇九九、四八八	八九、五七一、三八〇	二二一、六七〇、八六八	七六、一七三	七三九、一八三	八一五、三五六
同五年上	七四、七二〇、四五七	六一、二八一、〇〇九	六四〇、九三七、四一九	五四七	一三五、〇三二	一三五、五七九
同五年下	二三二、二五四、〇七五	二七二、六八一、八七八				
同六年	七五一、三八九、三八四	六四九、九七八、六四五	一、四〇一、三六八、〇二九	七〇、四三四	九二二、三一九	九九二、七五三
同七年	一、一七五、〇九七、五三〇	一、一二一、四八五、五二三	二、二九六、五八三、〇五三	一〇四、四〇四	六八五、八四五	七九〇、二四九
同八年	二、二〇二、九八八、五一六	二、〇八三、三四四、四四八	四、二八六、三三二、九六四	二四一、六六四	一、四〇七、五六五	一、六四九、二二九
同九年	一、七二二、三八五、八五一	一、六〇五、五六三、二四六	三、三二七、九四九、〇九七	四七五、八二九	二、〇三七、六六八	二、五一三、四九七
同一〇年	一、四五四、八〇五、三一九	一、三五二、二八四、六〇一	二、八〇七、〇八九、九二〇	二八七、三八五	二、四九七、四九八	二、七八四、八八三

（備考）一、明治二十八年以前の代金取立手形及同四十一年以前の外國爲替取扱高は未詳なり。
二、大正五年下半期よりは法律改正の結果、代金取立手形當所の欄に受込高を、他所の欄に振出高を掲ぐ。
三、大正十一年以後代金取立手形及外國爲替の取扱なし。

第十一章　普通銀行

第一節　總說

第一款　銀行條例の制定及改正

既に本編第一章に於て說述せる所の如く、明治二十六年銀行條例の施行せらるる迄の本邦普通銀行は、何等法令の律すべきものなく、其の組織・業態等頗る雜然たるものなりしが、同年七月一日以降該條例の施行せらるるに及び、玆に始めて普通銀行の制度備はり、銀行營業は嚴重なる制限及監督を蒙るに至れり。抑〻明治初年大藏省に於ては銀行業務に關する結社の請願あるや、仍ち其の社則に依りて業務及契約の性質等を調査し、法令に違反せず、且つ公益を害せざる限り之を許可し來りしが、設立請願者の增加するに從ひ、其の弊害を生ずること尠からざりしのみならず、政府の許可は却て世人をして會社を妄信せしむるが如き虞ありたるを以て、一定の條例制定せらるる迄は、人民相互の契約に一任するに如かずと爲し、明治七年四月以降其の方針を一變するに至れり。然るに銀行類似會社の設立許否又は其の管理方法等に就き各府縣より指令を仰ぐものあり、他方政府に於ても之が處分の方針確定せざるときは、管理上の不便尠からざりしかば、速に普通銀行條例を發布するの必要切なるものありたり。玆に於てか明治八年三月二十日紙幣頭得能良介は所謂通常銀行條例の草案を具して、之が制定を大藏卿に建議したるも、當時政府に於ては一般會社法制定の議ありしを以て、銀行條例

も亦右會社法制定後に於て之を定むることを適當と認め、得能紙幣頭の建策は遂に用ひらるることなくして止みたり。後明治九年に至り國立銀行條例中改正せられ、其の設立を請願するもの續出したるが、而も國立銀行に就きては先きに各地方の經濟狀態を計りて、其の紙幣發行高を制限することとなり、爾後出願の者は資產の多寡、人物の適否如何に拘らず概ね之を認可することなかりしかば、之が爲め、適〻協同したるものも瓦解し、遂に結社立會の精神を挫折するの虞あるに至れり。而して當時國立銀行の創立を出願するもの益〻增加したりと雖も、國立銀行は固と紙幣發行の特權を有し、濫りに之を許可すべきものにあらざりしを以て、玆に私立銀行條例を制定し、國立銀行創立出願者中、之が認可を與へられざるもの竝に一般金融會社の類は、總て該條例に準據して營業を許すの必要ありと爲し、卽ち銀行課長岩崎小二郎は明治十年十一月十七日、右の趣を以て速に銀行條例の制定方に關し政府に建議する所ありたり。然りと雖も之れ又一般會社に關する法律の未だ制定せられざりし爲め遂に其の發布を見ずして止みたり。

斯くて銀行條例の制定は事務當局多年の懸案なりしも、時機未だ至らず、兩度の建議は共に採擇せられずして經過せしが、降て明治二十三年四月に至り商法始めて發布せられ、會社に關する一般の制度漸く備はりたるを以て、大藏大臣松方正義は玆に銀行條例制定の議を閣議に提出せり。之れ實に同年五月十五日のことなりとす。而して松方正義の該建議書に添付せられたる法律案には、一般私立銀行と貯蓄銀行とを共に規定したるが、閣議に於ては寧ろ之を分離し、二者別個の法律として制定すべしとの議に決し、普通銀行條例は同年八月法律第七十二號を以て之が公布を見るに至れり。其の全文左の如し。

銀行條例（明治二十三年八月二十五日法律第七十二號）

第一條　公ニ開キタル店舖ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲スモノハ何等ノ名稱ヲ用キルニ拘ラス總テ銀行トス

第二條　銀行ノ事業ヲ營マントスル者ハ其資本金額ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條　銀行ハ每半箇年營業ノ報告書ヲ製シ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四條　銀行ハ每半箇年財產目錄貸借對照表ヲ製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第五條　銀行ハ一人又ハ一會社ニ對シ資本金高ノ十分ノ一ヲ超過スル金額ヲ貸付又ハ割引ノ爲ニ使用スルコトヲ得ス

資本金總額ノ拂込ヲ了ラサル銀行ニ於テハ一人又ハ一會社ニ對シ其拂込高ノ十分ノ一ヲ超過スル金額ヲ貸付又ハ割引ノ爲ニ使用スルコトヲ得

第六條　銀行ノ營業時間ハ午前第十時ヨリ午後第四時マテトス但營業ノ都合ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得

第七條　銀行ノ休日ハ大祭日、祝日、日曜日及銀行營業地ニ行ハルル定例ノ休日トス但止ムヲ得サル事故アルトキハ地方長官ニ屆出テ豫メ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ公告シタル上休業スルコトヲ得

第八條　大藏大臣ハ何時タリトモ地方長官又ハ其他ノ官吏ニ命シテ銀行ノ業務ノ實況及財產ノ現況ヲ檢查セシムルコトヲ得

第九條　第二條ノ規定ニ違反シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケスシテ銀行ノ事業ヲ營ミタル者ハ商法第二百五十六條ノ公告ヲ爲サス又ハ其報告中若ハ公告中ニ詐僞ノ陳述ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキハ商法第二百六十二條ノ例ニ依テ處分ス

第十條　銀行ニ於テ第三條ノ報告若ハ第四條ノ公告ヲ爲サス又ハ其報告中若ハ公告中ニ詐僞ノ陳述ヲ爲シ第八條ノ檢查ヲ受ルコトヲ拒ミタルトキハ商法第二百五十八條ノ例ニ依テ處分ス

第十一條　此條例ハ日本銀行橫濱正金銀行國立銀行ニ適用セス

右法律は商法と共に明治二十四年一月一日より施行すべき旨規定せられしが、同二十三年十二月二十七日帝國議會の決議に基き、商法施行期限の延期の件を公布せらるるに及び、同時に法律第百九號を以て商法に關する法律は、二十六年一月一日より施行すべき旨公布せられ、更に二十五年十一月法律第八號を以て再び商法の施行を延期せられしかば、同年十二月法律第九號に依り銀行條例の實施も亦商法第一編第二章・第四章・第六章・第十二章及第三編の施行に至る迄延期すべき旨公布せられたり。然るに翌二十六年三月法律第九號を以て商法中前該當の條章及商法施行條例中に改正を加へ、併せて同年七月一日より之を實施すべき旨公布せられたるを以て、銀行條例も亦從て同日より施行せらるることとなれり。茲に於てか同年五月大藏省令第七號を以て銀行條例施行細則を發布し當業者に關する一般手續を定められたること、後に述ぶるが如し。

銀行條例は其の制定後大正十五年末に至る間に於て前後六回に亙り改正せられたり。以下順次其の顚末に就き說述せんと欲す。

(一)　明治二十八年二月の改正

明治二十八年二月法律第一號を以て左の如く銀行條例中を改正し、銀行營業中貸付及割引に對する金額の制限を除き、且つ營業時間を改正したり。

法律第一號(明治二十八年二月十三日)

明治二十三年法律第七十二號銀行條例中左ノ如ク改正ス

第五條　刪除

第六條　銀行ノ營業時間ハ午前第九時ヨリ午後第三時迄トス

但營業ノ場合ニヨリ之ヲ增加スルコトヲ得

(二)　明治三十二年三月の改正

其の後明治三十二年に至り商法中改正せらるるに及び、銀行條例も亦之と共に改正の必要ありしかば、政府は第十三回帝國議會に之が改正案を提出し、其の協贊を經て同年三月法律第五十二號を以て左の如く之を公布せり。斯くて從來銀行條例に違反の場合には、單に商法の條章に依り處罰するのみ規定せられ、法文中責任者を明記することなかりしが、本改正に依り之を法文中に明記すると共に、從來缺如したる外國會社の代表者を特に其の責任者に加ふることとなれり。

法律第五十二號(明治三十二年三月十日)

銀行條例中左ノ通改正ス

第九條　第二條ノ規定ニ違反シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケスシテ銀行ノ事業ヲ營ミタルトキハ其營業主、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十條　銀行ニ於テ第三條ノ報告若ハ第四條ノ公告ヲ爲サス又ハ其報告中若ハ公告中ニ詐僞ノ陳述ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキハ其營業主、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第八條ノ檢査ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ其營業主、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

(三)　明治三十三年一月の改正

明治三十三年一月政府は第十四回帝國議會の協贊を經て、法律第五號を以て左の如く銀行條例中改正法律を公布せり。蓋し商法實施の結果銀行條例中に改正の必要を生じたるのみならず、登記期

間の起算點に就き之が規定を缺きたるを以てなり。

法律第五號明治三十三年一月十六日）

銀行條例中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

銀行ノ事業ヲ營ム會社ニシテ合併セントスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條中「財產目錄」ヲ「創リ同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五條　銀行ノ登記スヘキ事項ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ要スルモノアルトキハ其ノ認可書ノ到達シタル日ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

（四）大正五年三月の改正

以上述べし三回の改正後、銀行條例は久しく改正のことなく經過せしが、此の間本邦銀行業は一般經濟界の發達と共に著しく進展し、殊に大正三年世界大戰勃發後に於ては、本邦經濟界の飛躍的發展に伴ひて諸業務は未曾有の膨脹を遂ぐるに至れり。此の間信用の基礎確實ならざる銀行にして、往往時流に投じ不當に其の業務を擴張し、爲に一般經濟界に對する危險頗る大なるものありたるのみならず、當時銀行法規の下に於ては、銀行業者が其の商號資本金額又は營業上の所在地等を變更することに關し何等の制限なかりしを以て、或は銀行の營業權を自由に賣買せしむるが如き結果を生ずる虞ありたり。且又銀行法規の下に於ては、主務大臣は銀行の業務又は財產の現狀を檢查せしむることを得べしと雖も、其の他の點に於て例へば必要なる命令を發し、或は更に進みて營業認可の取消を爲し得るものなりや否や等に就きては、從來種々贊否の議論ありて未だ實行に至らず、銀行營業の取締上遺憾の點尠からざりしなり。惟ふに免許事業に對し、之が免許の取消權を認めざるが如きは論理の一貫を缺くのみならず、之が爲め監督の實を擧ぐることも亦極めて困難なりと謂はざるべからず。玆に於てか政府は銀行條例中を改正し、卽ち商號資本金額又は本支店所在地の變更、支店の新設、他業の兼營等重大事項に就きては、主務大臣の認可を要することとし、更に主務大臣にして銀行の業務又は財產の狀況に依り必要ありと認むるときは、其の事業の停止を命じ、其の他必要なる命令を爲すことを得せしめ、以て前述の如き弊害を未然に防止せんと欲し、卽ち大正五年二月右に關する銀行條例中改正法律案を第三十七回帝國議會に提出したり。本改正法律案は議會の協贊する所となりしを以て、同年三月法律第十三號を以て次の如く公布せられ、同年五月勅令第百五十七號に依り同年七月一日より施行せられたり。

法律第十三號大正五年三月七日）

銀行條例中左ノ通改正ス

第二條　銀行ノ事業ヲ營マムトスル者ハ商號、資本金額及本店ノ所在地ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

銀行カ他ノ事業ヲ兼營シ又ハ支店ヲ設置セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第二條ノ二　銀行カ前條第一項ニ揭クル事項ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ支店ノ所在地ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

銀行ノ事業ヲ營ム會社ノ合併ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其效力ヲ生セス

第八條ノ二　大藏大臣ハ銀行ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ其事業ノ停止ヲ命シ其他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

銀行カ法令、定款又ハ大藏大臣ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ大藏大臣ハ事業

ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第九條　大藏大臣ノ認可ヲ受ケスシテ銀行ノ事業ヲ營ミタルトキハ其營業主ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條　左ノ場合ニ於テハ營業主ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第二條第二項又ハ第二條ノ二第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第三條ノ報告若ハ第四條ノ公告ヲ爲サス又ハ其報告若ハ公告中ニ虛僞ノ記載ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

三　第八條ノ檢查ヲ妨ケタルトキ

四　第八條ノ二ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第十條ノ二　前二條ノ罰則ハ營業主法人ナルトキハ其業務ヲ執行スル社員、取締役、監查役其他法人ノ代表者、外國會社ノ代表者ニ之ヲ適用シ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ之ヲ其法定代理人ニ適用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（五）大正九年八月の改正

既に述べし如く政府は經濟界の進歩發展と共に、銀行事業膨脹の趨勢に鑑み、其の業務の監督を嚴にし、其の經營をして愆らしめざらんことを期し、先きに大正五年三月帝國議會の協贊を經て銀行條例中に改正を加へたるが、他方小資本の銀行は成る可く之を合併せしめ、以て銀行信用の强化を圖ることの必要を認め、夙に之に關する立法上又は行政上諸般の政策を實施し來れり。蓋し金融の圓滑を圖り、經濟力の伸張を期せんと欲せば、金融機關を整備して其の基礎及信用を鞏固にせざるべからざるを以てなり。而も銀行合同の實行に就きては、商法に定むる會社の合併に關する規定を準用せられ、其の不便尠からざるものありしかば、政府は銀行條例中を改正して、右に關する商法の規定に除外例を設け、以て銀行合同の實行を容易ならしめんと欲し、大正九年七月之が改正法律案を第四十三回帝國議會に提出せり。該改正案は帝國議會の協贊を得、同年八月法律第二十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十二號（大正九年八月二日）

銀行條例中左ノ通改正ス

第二條ノ三　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スヘキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第二條ノ四　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項但書ノ期間ハ一箇月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ニ付亦同シ

第二條ノ五　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ニ因リテ貯蓄銀行條例第一條ノ事業ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル場合ニ於テハ其契約ノ完了スル迄仍其契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第三條及第九條ノ二ノ規定中取締役トアルハ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存續スル會社カ合名會社合資會社又ハ株式合資會社ナルトキハ其業務ヲ執行スル社員トス

（六）大正十年四月の改正

大正十年三月政府は貯蓄銀行制度の改善を企て、卽ち從來の貯蓄銀行條例に代へ新に貯蓄銀行法案を第四十四回帝國議會に提出したるが、右法律案の提出に伴ひ、銀行條例中にも改正の必要を認め同時に之が改正法律案を提出せり。蓋し從來の銀行條例中には貯蓄銀行條例の規定を引用したる

點ありしを以て、之を適宜改正せんと爲したるものにして、本改正法律案は貯蓄銀行法と共に帝國議會の協賛を經、同年四月法律第七十五號を以て左の如く公布せられ、同年六月勅令第二百八十五號を以て、新貯蓄銀行法と共に翌大正十一年一月一日より施行せられたり。

法律第七十五號(大正十年四月十四日)

銀行條例中左ノ通改正ス

第二條ノ五中「貯蓄銀行條例第一條ノ事業」ヲ「貯蓄銀行法第一條ノ業務」ニ「貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二」ヲ「貯蓄銀行法第九條、第十條、第十五條及第十九條」ニ「同法第三條及第九條ノ二」ヲ「同法第十五條及第十九條」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前第二條ノ五ノ規定ニ依リ貯蓄銀行條例第一條ノ事業ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル銀行ニ關シテハ其ノ契約ノ屬スル事業ニ付仍從前ノ例ニ依ル

以上述べし所の如く銀行條例は其の制定以來前後六回に亙り改正を施されたるが、今此等の諸改正を經たる昭和元年末現在の條文を見るに左の如し。

銀行條例(明治二十三年八月二十五日法律第七十二號)

第一條　公ニ開キタル店舖ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者ハ何等ノ名稱ヲ用キルニ拘ラス總テ銀行トス

第二條　銀行ノ事業ヲ營マムトスル者ハ商號資本金額及本店ノ所在地ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

銀行カ他ノ事業ヲ兼營シ又ハ支店ヲ設置セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第二條ノ二　銀行カ前條第一項ニ掲クル事項ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ支店ノ所在地ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

銀行ノ事業ヲ營ム會社ノ合併ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其效力ヲ生セス

第二條ノ三　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スヘキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第二條ノ四　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項但書ノ期間ハ一箇月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ニ付亦同シ

第二條ノ五　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ニ因リテ貯蓄銀行法第一條第一項ノ業務ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル場合ニ於テハ其契約ノ完了スル迄仍其契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

貯蓄銀行法第九條第十條第十五條及第十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第十五條及第十九條ノ規定中取締役トアルハ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存續スル會社カ合名會社合資會社又ハ株式合資會社ナルトキハ其業務ヲ執行スル社員トス

第三條　銀行ハ毎半箇年營業ノ報告書ヲ製シ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四條　銀行ハ毎半箇年貸借對照表ヲ製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第五條　銀行ノ登記スヘキ事項ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ要スルモノアルトキハ其ノ認可書ノ到達シタル日ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第六條　銀行ノ營業時間ハ午前第九時ヨリ午後第三時迄トス

但營業ノ都合ニヨリ之ヲ增加スルコトヲ得

第七條　銀行ノ休日ハ大祭日、祝日、日曜日及銀行營業地ニ行ハルル定例ノ休日トス但止ムヲ得サル事故アル

トキハ地方長官ニ届出テ豫メ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ公告シタル上休業スルコトヲ得

第八條　大藏大臣ハ何時タリトモ地方長官又ハ其他ノ官吏ニ命シテ銀行ノ業務ノ實況及財產ノ現況ヲ檢查セシムルコトヲ得

第八條ノ二　大藏大臣ハ銀行ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ其事業ノ停止ヲ命シ其他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

銀行カ法令、定款又ハ大藏大臣ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ大藏大臣ハ事業ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第九條　大藏大臣ノ認可ヲ受ケスシテ銀行ノ事業ヲ營ミタルトキハ其營業主ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條　左ノ場合ニ於テハ營業主ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第二條第二項又ハ第二條ノ二第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第三條ノ報告若ハ第四條ノ公告ヲ爲サス又ハ其報告若ハ公告中ニ虛僞ノ記載ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

三　第八條ノ檢查ヲ妨ケタルトキ

四　第八條ノ二ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第十條ノ二　第二條ノ罰則ハ營業主法人ナルトキハ其業務ヲ執行スル社員、取締役、監查役其他法人ノ代表者、外國會社ノ代表者ニ之ヲ適用シ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ之ヲ其法定代理人ニ適用ス

第十一條　此條例ハ日本銀行橫濱正金銀行（國立銀行）ニ適用セス

附　則（大正十年法律第七十五號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前第二條ノ五ノ規定ニ依リ貯蓄銀行條例第一條ノ事業ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル銀行ニ關シテハ其ノ契約ノ屬スル事業ニ付仍從前ノ例ニ依ル

第二款　銀行條例施行細則の制定及改正

前に述べし如く、銀行條例は商法實施の延期に伴ひ其の施行を延期せられしが、明治二十六年三月法律第九號を以て商法及同施行條例中に改正を施し、更に同年七月一日より其の一部を實施すべき旨公布せられたるを以て、銀行條例も亦同日より實施せらるる事となれり。茲に於てか同年五月一日大藏省令第七號を以て銀行條例施行細則を發布し、以て普通銀行當業者に對する手續を規定せり。然るに其の後明治三十二年三月銀行條例の改正あり、施行細則も亦之と共に變更の必要を生じたるを以て、同年六月大藏省令第二十四號を以て同細則に全般的の改正を加へ、同月十六日より之を施行すると共に、從前の施行細則は之を廢止することとせり。今前後省令の相違點を見るに、前者に於ては銀行營業の組織を合名會社及合資會社、株式會社、個人銀行の四種に分ち、其の各種に就き個別的に諸般の營業手續を規定したるに反し、後者に於ては總括的に此等の諸手續を規定し、卽ち其の組織の如何を問はず、凡そ銀行營業は同一の準則に依り律せらるべきことを明かに爲したるものとす。明治三十二年改正の銀行條例施行細則の全文左の如し。

銀行條例施行細則（明治三十二年六月八日大藏省令第二十四號）

第一條　各人ニシテ銀行ノ事業ヲ營マントスルモノハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ

一　商號

二　本店及支店ノ所在地

三　資本金額

第二條　會社ニシテ銀行ノ事業ヲ營マントスルトキハ認可申請書ニ定款ヲ添ヘ大藏大臣ニ差出スヘシ

第三條　外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケ銀行ノ事業ヲ營マントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ニ會社定款ヲ添ヘ支店ノ代表者ヨリ大藏大臣ニ差出スヘシ

一　支店ノ商號

二　支店ノ所在地

三　支店資本金ヲ定メタルトキハ其金額

第四條　合資會社カ其組織ヲ變更シテ合名會社ト爲シタルトキハ財產目錄貸借對照表及ヒ定款ヲ添ヘ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第五條　株式合資會社カ其組織ヲ變更シテ株式會社ト爲シタルトキハ組織變更ニ關スル決議書財產目錄貸借對照表及ヒ定款ヲ添ヘ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第六條　商法施行前ニ設立シタル合資會社カ其組織ヲ變更シテ商法ニ定メタル合資會社株式會社又ハ株式合資會社ト爲シタルトキハ組織變更ニ關スル決議書財產目錄貸借對照表及ヒ定款ヲ添ヘ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第七條　合名會社又ハ合資會社カ合併ヲ爲シタルトキハ合併ニ關スル契約書會社各自ノ財產目錄貸借對照表及ヒ合併ニ依リ存續シ又ハ設立スル會社ノ定款ヲ添ヘ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第八條　第一條第三條ニ揭ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ速ニ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第九條　銀行カ定款ヲ變更シタルトキハ速ニ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第十條　銀行條例第三條及ヒ第四條ノ半箇年ハ每年一月ヨリ六月迄及ヒ七月ヨリ十二月迄トシ之ヲ銀行ノ事業年度トス

第十一條　銀行條例第三條ノ營業報告ハ附屬雛形ニ準シテ調製シ每營業年度經過後一箇月以內ニ大藏大臣ニ發送スヘシ但遠隔ノ地ニ支店ヲ有シ又ハ已ムヲ得サル事由アリテ本條ノ期間內ニ報告書ヲ發送スルコト能ハサルトキハ豫メ期日ヲ定メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　銀行カ登記ヲ爲シタルトキハ登記事項及ヒ登記年月日ヲ記載シタル書面ヲ以テ速ニ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第十三條　銀行カ營業ヲ開始スルトキハ其年月日ヲ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第十四條　銀行ノ事業ヲ營ムモノ營業ヲ廢止スルカ又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ若クハ解散シタルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ速ニ大藏大臣ニ報告スヘシ

第十五條　銀行ヨリ大藏大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ地方長官ヲ經由スルヲ要ス

附　則

第十六條　本省令ハ明治三十二年六月十六日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條　明治二十六年五月大藏省令第七號銀行條例施行細則ハ本省令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

（附屬雛形省略）

右施行細則は翌明治三十三年三月大藏省令第三號を以て其の第二條第四條第五條第六條及第七條に改正を加へ、卽ち從來銀行の營業又は合併の認可申請に就きては、單に會社が必要なる書類を添附して大藏大臣の認可を求むべきことを規定するのみにして、會社代表者の有無を問はざるかの如き感ありしを以て、之を更めて合名會社及合資會社に在りては各社員又は業務執行社員、株式會社及株式合資會社に在りては取締役又は業務執行社員署名の下に、必要書類を添へて大藏大臣の認可を申請すべきものとせり。其の後明治三十四年十二月大藏省令第二十六號を以て、細則中登記事項及登記年月日の屆出に關する第十二條の規定を削除し、次で明治四十四年九月大藏省令第三十六號に依り、合名會社が其の組織を變更して合資會社と爲したる場合の屆出手續に關する規定を追加した

り。

斯くて右施行細則は公布後三回の改正を經たるのみにして大正五年に及びしが、同年五月大藏省令第十號を以て之が全文を改正し、七月一日より之を施行すると共に、前條例を廢止することとせり。蓋し同年三月法律第十三號を以て銀行條例中改正せられ、普通銀行の營業に關する重要事項に就きては大藏大臣の認可を要することとなり、又大藏大臣は必要と認むるときは銀行營業の停止を命ずることを得る等之が監督上の權限は大いに擴張せらるるに至りしを以て、施行細則も亦之と共に改正するの必要を生じたるものにして、其の全文左の如し。

銀行條例施行細則（大正五年五月三十一日大藏省令第十號）

第一條　新設會社ニシテ銀行ノ事業ヲ營マムトスルモノハ其ノ商號、資本金額及本店竝支店ノ所在地ヲ記載シタル認可申請書ニ業務執行社員ノ全員、總取締役署名シ左ノ書類ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　定款

二　認可申請前日ニ於ケル會社ノ日計表

三　預ケ先ノ預金證明書

前項ノ書類ノ外合名會社又ハ合資會社ニ在リテハ出資ノ拂込額ヲ記載シタル書面株式會社ニ在リテハ非訟事件手續法第百八十七條第二項第二號乃至第七號ニ記載シタル書類株式合資會社ニ在リテハ之ニ準スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第二條　既設會社ニシテ銀行ノ事業ヲ營マムトスルモノハ其ノ商號、資本金額及本店竝支店ノ所在地ヲ記載シタル認可申請書ニ業務執行社員ノ全員、總取締役署名シ前條第一項第一號及第二號ノ書類ノ外左ノ書類ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　會社登記簿ノ謄本

二　最終ノ財產目錄及貸借對照表

三　最終ノ損益計算及利益處分ニ關スル書面

四　株主ノ氏名及持株數ヲ記載シタル書面

第三條　會社ニ非スシテ銀行ノ事業ヲ營マムトスル者ハ其ノ商號、資本金額及本店竝支店ノ所在地ヲ記載シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　戶籍謄本

二　履歷書

三　資產調書

第四條　外國會社又ハ銀行條例施行地外ニ本店ヲ有スル會社カ銀行條例施行地內ニ支店又ハ代理店ヲ設ケ銀行ノ事業ヲ營マムトスルトキハ其ノ支店又ハ代理店ノ所在地ヲ記載シタル認可申請書ニ支店代表者又ハ代理店主署名シ左ノ書類ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　本店ノ存在ヲ認ムルニ足ル書面

二　代表者タル資格ヲ證スル書面又ハ代理店契約書謄本

三　會社ノ定款又ハ會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面

四　支店又ハ代理店ノ設置カ官廳ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ其ノ認可書ノ謄本

五　會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面

六　會社ノ重ナル出資者及役員ノ氏名住所ヲ記載シタル書面

前項ノ規定ハ會社ニ非スシテ外國又ハ銀行條例施行地外ニ本店ヲ有スル者カ銀行條例施行地內ニ支店又ハ代理店ヲ設ケ銀行ノ事業ヲ營マムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第五條　銀行事業ノ認可申請ヲ爲ス者他ノ事業ヲ兼營セムトスルトキハ第一條乃至第四條ノ規定ニ依ルノ外其ノ營マムトスル事業ノ種類ヲ記載シタル認可申請書ニ事業狀況說明書又ハ事業計畫書ヲ添附シテ大

藏大臣ニ提出スヘシ

前項ノ規定ハ既ニ銀行事業ヲ營メル者他ノ事業ヲ兼營セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第六條　銀行カ營業ノ認可ヲ得タル日ヨリ六月內ニ事業ノ開始ヲ爲サ、ルトキハ其ノ認可ハ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　銀行カ事業ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第八條　銀行事業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第七十八條ノ手續ヲ了シタル後各會社ノ業務執行社員ノ全員總取締役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　總會ノ決議錄又ハ社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面

二　合併ニ關スル契約書

三　合併ニ因リ存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款

四　商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル貸借對照表

五　商法第七十八條第二項ノ規定ニ依ル公告、催告及商法第二百二十條ノ二ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ル書面

第九條　合名會社カ組織ヲ變更シテ合資會社トナリ若ハ合資會社カ組織ヲ變更シテ合名會社トナリタルトキハ其ノ屆書ニ貸借對照表、定款及組織變更ニ關スル總社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

第十條　株式合資會社カ組織ヲ變更シテ株式會社トナリタルトキハ其ノ屆書ニ貸借對照表、定款及組織變更ニ關スル株主總會ノ決議錄無限責任社員ノ一致アリタルコトヲ知ルニ足ル書面ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

第十一條　前條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合資會社カ其ノ組織ヲ變更シテ商法ニ定メタル合資會社、株式會社又ハ株式合資會社トナリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條　銀行カ其ノ商號、資本金額、本店若ハ支店ノ所在地ヲ變更シ又ハ支店ヲ設置セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書及株主總會若ハ社員總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ株式會社又ハ株式合資會社カ資本ヲ減少セムトスル場合ニハ尙第八條第四號及第五號ノ書類ヲ添附スヘシ

第十三條　銀行事業ヲ營ム會社カ其ノ定款ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク大藏大臣ニ屆出ツヘシ商法施行前ニ設立シタル合資會社カ其ノ會社契約ヲ變更シタルトキ、會社ニ非スシテ銀行事業ヲ營ム者カ支店又ハ其ノ兼營スル他ノ事業ヲ廢止シタルトキ亦同シ

外國又ハ銀行條例施行地外ニ本店ヲ有スル銀行カ其ノ定款ヲ變更シ又ハ其ノ兼營スル他ノ事業ヲ廢止シタルトキハ支店代表者又ハ代理店主ヨリ遲滯ナク大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第十四條　銀行ノ事業年度ハ每年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第十五條　銀行條例第三條ノ營業ノ報告書ハ附屬雛形ニ準シテ調製シ事業年度經過後一月內ニ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケテ延期スルコトヲ得

第十六條　左ノ場合ニ於テハ銀行ハ遲滯ナク事由ヲ具シテ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

一　支拂停止ヲ爲シタルトキ

二　事業ヲ廢止シ又ハ解散シタルトキ

三　破產ノ宣告ヲ受ケ、破產宣告ニ對シ抗告ヲ爲シ又ハ抗告ニ對シ裁判所ノ決定ヲ受ケタルトキ

四　協諧契約ニ付裁判所ノ認可ヲ受ケ又ハ協諧契約カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

第十七條　銀行條例又ハ本則ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ地方長官ヲ經由スルコトヲ要ス

第十八條　本則ニ定メタル屆出ヲ怠リタルトキハ其ノ營業主又ハ代理店主ヲ科料ニ處ス

前項ノ罰則ハ營業主又ハ代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役、外國會社ノ代表

者ニ之ヲ適用シ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附　則

第十九條　本則ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條　明治三十二年大藏省令第二十四號銀行條例施行細則ハ之ヲ廢止ス

（附屬雛形省略）

其の後右細則は大正九年八月大藏省令第二十九號、同十年八月同第三十號及同十四年十二月同第二十二號を以て夫〻改正を施されたるも、何れも附屬雛形の改正に過ぎざるを以て、茲には之を省略す。

第三款　普通銀行營業の概觀

以上普通銀行に關する制度、特に明治二十六年銀行條例施行後の制度の變遷に就きて敍說したるが、以下普通銀行の營業を概觀するに當りても、明治二十五年以前の消息に就きては之を旣刊「明治財政史」に讓り、以下專ら明治二十六年以後の狀況を年次毎に順次概觀すべし。而して普通銀行の資本金、組織其の他の點に就きては、政府の銀行政策の經過を述りつつ、次節以下に於て之を說述することとなすべし。

明治二十六年は經濟界著しき變動なく、一般の金融は至て靜穩の現象を示せり。抑〻前數年來作毛の豐穰と前年生絲貿易の盛況とは、地方の購買力を增加せしこと勘からず、外國輸入品の增加したる如きは、之に職由せずんばあらず。然れども當時商業社界は多年退守に傾きたるを以て、偶〻商況進動の機に會するも未だ外面に顯るるに至らず。殊に此の際一方には公債の償還あり、銀貨の流入ありて加ふるに富豪の資本次第に市場に流出せしかば、資本の供給は益〻其の需要に超過し、金融の緩慢利息の低落は、之を前年に比して一層甚しくなれり。斯の如く資本の需給其の權衡を得ずして、一般に之が運轉に苦しむの狀ありしかば、銀行の營業上固より其の影響を免かれずして、收益爲に減少するの傾ありたり。而して六月下旬印度政府銀貨自由鑄造の停止を宣告するや、倫敦の銀塊相場は未曾有の激變を生じ、尋で米國購銀條例の廢止、關稅改正の問題等相踵で起り、加ふるに同國市場の恐慌を以てせしかば、我輸出貿易は俄かに其の進轉を挫折せられたり。然るに下半期に至るや從來繼續せる金利の低落は、自然に事業の企圖擴張を奬勵し、之に要する資金勘からざりしのみならず、生絲の如きは米國の恐慌に會して其の滯荷多くして資金の澁滯を來し、卽ち內に於ては資金の需要を增加せんとしたるに拘らず、外に於ては前年來吸收したる正貨も、反て海外に流出する有樣にして、彼此の事情より遂に金融逼迫を見るに至れり。本年は又商法新たに實施せられ、銀行條例及貯蓄銀行條例亦共に其の實施を見、此等の施行細則も制定せられしかば、從來の各私立銀行は同年七月以降新法の下に立たざるべからざることとなり、會社定款又は契約の變更、其の他事業の整理に汲々とし、又從前會社の基礎鞏固ならず、信用薄弱なるものは自然に淘汰せらるると同時に、他方新法を奉じて勃興するものも亦尠からざりき。而して私立銀行の帳簿は頗る錯雜を極め隨て其の資產負債の實況を世上に公告せざりしが、今や法定の帳簿を備へて一定の樣式に從ひ、大に營業上の面目を一新するに至れり。更に新法施行後旣設銀行の事業に著しき變況を呈したるものは、從來各私立銀行に於て經營したる貯蓄預金事業を營む事を得ざるに至りしこと之にして、其の結果或は約定を解き、或は預ヶ主の要求に依りて之を定期又は當座預り等に振替ふるに至りたり。

明治二十七年は國家空前の大事件ありしに拘らず、經濟界の情態綽々として、餘裕あるを示せり。

蓋し多年緩慢なりし金融は、前年より俄然反動の狀を呈し、二十七年に入て益〻其の繁忙を逞うし、而して市場の資金は一方に於て各所に勃興したる諸事業會社の爲に吸收せられ、又他方に於ては農家購買力の增加に伴ひ、海外より原料機械及雜品等を輸入する爲に充當せらるるもの尠からず。六月に及び朝鮮東學黨の反亂あり、以來人心疑惧して諸業萎縮し、隨て資本の運轉頓に沮喪したるのみならず、在留清人の歸國するに際し、銀貨を取付くるもの亦少しとせざりき。玆に於てか日本銀行は率先して其の金利を引上げ、各銀行亦之に倣ひ、以て豫め前途を警戒したり。次で八月一日宣戰の大詔降て征清の師を興さるるや、國費日に益〻多からんとするに至りしを以て、同日政府は軍事公債條例に據り、第一回として金三千萬圓を募集し、十一月更に五千萬圓を募集し、十二月に至る迄此等の拂込に要する資金は無慮千四百萬圓を算し、續々國庫に流入せり。之より先き鐵道、船舶は早く軍用に徵せられて貨物の運搬は一時停滯し、剩へ物價は日々騰貴し、公債株券の下落益〻甚しく、而して外國貿易は生絲の輸出好況なるものありしも、輸入は月に增加して金銀輸出の超過を見るが如き、何れも金融繁忙の原因たらざるはなく、日本銀行は年末に及び遂に制限外兌換券を發行するに至れり。斯くの如く同年の金融市場は最も多事なりしに拘はらず、幸にして能く其の紛亂を免れたる所以のものは、蓋し一方には外に王師の連戰連捷するあり、內には世人を警戒して放資を苟にせず、一旦著手したる事業の如きも暫く之を中止せしめたると、地方には軍費として使用されたる通貨の多くが、內地の市場に散ずるあり、而して信用取引の發達と共に、金融機關は其の中間にありて、臨機の處置に出で、以て能く之を整理調和したるに由る。

明治二十八年に於ける經濟界は、連戰連捷の餘勢を受け、事業の計畫一時全國に勃興せんとせしも、偶〻露獨佛三國干涉事件等に依りて多少人心の不安を生じ、社會一般の警戒となり、從て金融機關も亦放資を濫りしを以て、諸般の起業心は多く抑制せられたりしも、下半期に至りて其の局面を一新し、鬱勃たる諸般の事業は俄に勃興し、外國貿易亦好景氣となり、漸次信用の回復するに從ひ、金融機關は擴張增資の必要を感ずる等、頗る盛況を呈するに至れり。次で翌明治二十九年に入るや、一二月の交は尙前年來の餘勢を承けて事業大に勃興し、會社の拂込金等巨額に達して資金の需要多端となり、金融漸く繁忙を感じ、金利少しく昂進して、東京及大阪等の各銀行に於ける預金殘高の如きは、之に伴ひて減少を告げたり。其の後金融は稍〻緩和に復せしも、通貨の需要は依然として減退せず、五月に至り金利漸く低落に赴き、概して平穩を以て經過したり。尤も六月に入りては生絲及製茶の生產季節に向ひ、資金の需要各地に起り、諸會社の拂込金等も益〻多きを加へ、金融亦次第に繁忙を告げ、金利稍〻昂騰の勢を呈せり。而して他方外國貿易の趨勢を見るに、年首より日々逆調に赴き、輸入超過額は上半期間既に二千六百萬圓の巨額に達せしも、倫敦に於て收容せる巨額の償金ありしを以て、正貨の流出は之を避け得たるのみならず、却て金銀の輸入超過を來し、從て金融逼迫に至らずして、上半期を經過せり。然るに七八月の頃より恐慌來襲の聲世間に高く、人心退縮の氣運に向ひたるが、恰も此の時各地に於て風災水害荐に臻り、生絲は堆積して賣行意の如くならず、物品の輸入超過は益〻加はり、前途頗る險惡の觀ありしが爲め、日本銀行は九月に入りて、金利歩合一厘を引下げたり。其の後金融の趨勢は日に繁忙の一方に傾き、東京及大阪に於ける金利騰貴し、預金は漸次減少を來し、貸付金及手形割引は愈〻增加し、手形交換の如きも增進の氣勢に在り、公債・株券等の有價證券は日に低落し、資金の需用大に加はれり。斯かる情勢なりしを以て、大阪に於ける一二銀行は其の支拂を停止し、東京に於ては木綿商及

繰物商の手形不渡等種々ふべき事件續發し、且つ物價は益〻騰貴し、一般金融界は將に悲境に陷らんとせしが、幸にして一部の不幸に止まり、以て漸く平穩に其の局を結ぶことを得たり。

明治三十年の經濟界は漸次不振の傾向に在りたるにも拘はらず、諸事業の擴張は依然として止まず、資金の需要は日を趁ふて急を告げ、物價は益〻騰貴の趨勢を現はせり。而して各種事業の急激にして過度なる膨脹は、終に其の製品をして市場に過大ならしむるの結果を生じたるのみならず、他方秋季以來に於ける上海の金融逼迫は、忽ち綿絲の輸出を阻碍して、紡績業者の喚叫哀願となり、破綻に瀕せる會社は主力を彌縫に注ぐも、信用の益〻失墜すると共に株式は益〻悲境に沈み、銀行業者は一般に手形の割引を欲せず、其の甚しきに至りては、遂に割引を拒絶する有樣にして、金融梗塞の極各事業會社をして、債主を求むるに急にして、敢て金利の高下を爭ふの餘地なからしめ、經濟社會は遂に恐慌の狀態に陷りたる儘此の年を終りたり。而して明治三十一年の經濟社會も亦依然として前年の趨勢を襲き、通例金融狀態の緩和せらるべき春季に於てすら毫も其の圓滑を得ざりしが爲め、各銀行の警戒は益〻嚴に赴き、金融の澁滯は愈〻甚しきを加へ、百般の企業殆んど中止の有樣となり、公債株券の價格は概ね低落の一方に傾き、銀行會社の困難に瀕するもの漸く多からんとせり。特に大阪地方の如きは金融壅塞の痛苦を感ずること最も甚しく、遂に破綻に陷らんとするものを生ずるに至れり。茲に於てか政府は國庫金を運用して、經濟社會を救濟するの方策を定め、卽ち一方には日本銀行をして公債の買入をなし、以て市場の資金を裕にせしむると共に、他方には勸業銀行債券の募集に應じ、以て工業諸會社に對する貸出資金に充てしめたり。偶〻五月に至り、淸國政府償金皆濟の事あり、以て大に人心を安ぜしめたると、公債の買入及勸業銀行資金の融通とは、相俟て漸次金融の緩和を促し、公債株券の價格も亦從て稍〻回復することを得たり。尋で同年下半期に入り、國庫金運用の效果漸く洽く、市場の資金稍〻餘裕を生じたるに際し、前年來金融逼迫の反動も亦漸く顯はれ、一般の購買力減少して、物價下落の傾向を生じ、各種の商工業は衰退して、資金の需要を減殺したるが、此の如く一方に資金の餘裕を生じ、他方に資金の需要を減ずるが如き事情ありしを以て、市場の形勢は茲に一變して、金融漸く緩和に赴き、各銀行は漸次其の警戒を緩むるに至れり。

尋いで明治三十二年の情況を見るに、同年一月は前年末に於ける金融緩慢の後を承け、依然其の狀態を繼續したるも、外國貿易の方面に於ては新關稅法の實施あるに對し、旣に見越輸入の多かりしが爲め、輸入品の一二月に於て大に減退したるに反し、歐米商工業の繁盛と、前年伊太利・支那等の收繭不良とは我國生絲・羽二重の輸出を促進し、又米穀は前年頗る豐穰にして、本年に入り大に其の輸出を增加したるを以て、旁〻貿易は漸次順境に向ひ、一月に於て三百萬圓餘、二月に於て五百萬圓餘の輸出超過を見たり。而して四月に於て金融の緩和なるは例年の常勢にして、本年も亦各銀行は遊金を有して、其の處置に苦しむもの多かりしかば、日本銀行は金利一厘を引下げ、貸付日歩を一錢九厘と爲せり。五月には地租・營業稅等の上納あり、新茶の出廻り亦追次行はれ、養蠶・製茶等夏物の仕入にも多額の資金を要したるを以て、五六月の交には幾分金融の繁忙を告ぐるに至りしも、緩慢の大勢は依然として未だ著しく變轉するには至らざりき。當時事業資金の需要少く、又外國貿易は四月より七月に至る迄輸入超過の傾向ありしも、之より響き同年二月には造幣規則の改正行はるるあり、金銀の輸入夥しく、爲に金融を緩和ならしむるの作用ありしを以て、日本銀行は七月二十八日より金利一厘を引下げたり。而して八月には大阪の季節勘定を始めとして、舊盆節季、生絲出廻り等の爲に要する資金多か

りしも、他方七月十七日より輸出稅廢止せられたるを以て、輸出貿易上に便利を與へ、殊に三十三年に於ける佛國博覽會の開設を見越して生絲羽二重の輸出益〻好況を呈し、貿易大に順境に向ひしかば、生絲資金の回收等も亦勢ひ圓滑に行はれ、金融界は甚しき澁滯を見るには至らざりき。斯くて九月中亦格別の事なかりしも、十月に至りて形勢一轉し、金融界は大に繁忙を呈せり。之れ養蠶地に於ては生絲の好況に依りて購買力增進し、又一般農家は前年米穀の豐作なりしのみならず、本年も亦平作以上に上り、而も價格の比較的高値なりしが爲め、各自に餘裕を生じて商業頗る活氣を呈し、他方物價騰貴を見越して地方商人の買占行はれしに由る所なり。されば日本銀行は十一月十日に金利一厘方を引上げ、歲末資金の需要愈〻增加するに及び、遂に制限外兌換券の發行を爲すに至れり。

翌明治三十三年に於ても我が經濟界は依然として不振の狀態を脫せざりしが、其の基く所は甚だ廣く、卽ち之を內にしては貿易の逆勢、對淸貿易の杜絕、生絲商況の不振等あり、之を外にしては、英杜戰爭、米國大統領選擧、北淸事變等內外の事情相輻輳して其の原因を爲したるものとす。されば春來前年の趨勢を受けて依然沈衰の裡に在りし一般經濟界は新に此等幾多の事由に會して愈〻不況を加へ商況沈衰して動かず、殊に京濱間に於ては生絲の不捌より一二銀行の破綻を現はすに至りたるが、之が爲め各地の銀行は何れも警戒を加へて貸出を澁り、或は資金の回收を急げり。從て同年は新事業計畫の殆んど見るべきものなかりしも、幸に大なる破綻を見ずして警戒の中に越年することを得たり。

明治三十四年に於ても、市場一般に警戒を解くの遑あらずして終れり。蓋し上半期に於ては貿易市場前年來の餘波を受けて貨物の輸入超過尙ほ夥しく、正貨の流出亦少からざりしを以て、一般の警戒は前年よりも一層深きを加へ、銀行業者は只管資金の回收を圖り、商工業者は取引上信用の程度を減縮するに至れり。形勢斯の如くなりしを以て、平素資力不相當の取引を爲し來れるものは、其の個人たると會社たるとに論なく、勢ひ打擊を蒙らざるを得ず、旣に歲首より往々困難に瀕するものあり、又一月より二月に亙りて九州各地に於ては、銀行預金の取引甚だ急激なるものありたり。尤も此等の事態に對しては、日本銀行の措置宜しきを得たるが爲め、甚しき破綻を見るに至らずして止みしが、而も爾來世人の銀行に對する不安の念は益〻深く、些細の風評も直に預金取付の勢を生じ、四月に至るや遂に大阪奈良熊本等を始めとし、其の他二三の地方に於て續々支拂停止に陷るものあり、更に五月に入りては京都を中心として近傍各地に急激なる預金の取付起り、其の勢ひ殆ど底止する所を知らざるの有樣なりき。然れども一方に於て有力者の救助するものあり、他方日本銀行も事情の許す限り夫々應急の處置に勉めたるが爲め、到底救濟すべからざる數者を除く外は、概して破綻の厄を免れたり。下半期に入りては貿易市場も春來の形勢を一變し、上半期の終より已に正貨の流入を見るの狀態なりしが、消費の減少と生絲羽二重の盛況とに原因して、十月以後貨物は著しく輸出超過の趨勢となり、其の他米穀收穫も豐饒の見込立ち、淸國償金問題も略〻決定せられて、前年來の外交上の事變も茲に一段落を告ぐるに至りしかば、經濟界も漸く靜定に赴き、基礎の鞏固なる大銀行の如きは其の預金高從前に比して却て增加し、曩に救濟の爲め貸出したる日本銀行の資金も、漸次回收の緖に就きたり。されど一般市場の大勢は依然として尙ほ自重の方針を保ち、其の間又時々小銀行の破綻あり、商況寂寞の間に年を終れり。

明治三十五年に於ては前年來の影響を受け、商工業の如きは未だ振興するに至らざりしも、一般經

濟界は極めて平穩無事なりき。卽ち上半期に於ては、資金の中央銀行に回收せらるるもの少からざりしのみならず、貿易上正貨の流入漸く多く、金融次第に緩和の傾向を迎り、次で下半期に入るや、生絲の輸出非常の盛況を呈し、爲めに正貨の流入益〻多く、此の間市場の沈靜と國民節約の結果、各銀行の預金は大に增加し、其の他十月初旬、政府の公債五千萬圓を倫敦市場に賣却せるありて、多少經濟界の氣配を發揚せり。然れども米作は遂に平作に及ばざりしを以て、商工業者は旣往に鑑みて容易に警戒を解かず、爲めに金融界は依然として舊來の沈靜を繼續したり。而して翌三十六年に於ける經濟界は、前年來の不景氣に加ふるに、外交問題の不穩等に因り、財界の前途に對する一般の疑惧心は、延て商工業者の萎縮となり、曾に資金の需要起らざるのみならず、金融益〻緩慢を極め、利率亦日に低減するに至れり。下半期に入り秋蠶は好況を呈し、米作亦稍〻豐饒にして、輸出貿易も甚だ順調なりしが、彼の日露問題の成行に關する不安の念慮は、痛く人心を沮喪せしめたるが爲め、商工業は一樣に不振の狀に陷り、資金の需要著しく減退して、金融市場は始終沈靜の狀態を以て經過せり。更に外國爲替の景況を見るに、貿易順調にして、輸出超過を示せるに拘らず、爲替相場は一般に下降の勢を收めず、終に非常の低落を示すに至れり。然れども輸入爲替は之が爲に減退せず、只時局の前途警戒を要するものありたるのみ。

明治三十七年に於ける經濟界は、前代未聞の國難に遭遇せしを以て、商工業は益〻沈衰を極め、資金の需要頗る減少せりと雖も、時局の推移と共に、政府臨時の費用次第に增加し、國債の募集亦已むを得ざるに至れり。加ふるに金融界の警戒は漸く嚴を加へ、各銀行皆愼重の態度を以て臨み、自然餘資を擁したるものなきにあらず、而して國債の應募、拂込竝に製茶及製絲資金の需要等、時に消長繁閑なきに非ざりしも、概して軍國當然の結果として、一般商工業の大打擊を蒙りたるが爲め、金融は緩慢靜穩の觀を呈し、殊に國家財政の多端なりしが爲め、世上一般に愼重の念を保持し、資金の節約と勤儉とに勉めたるを以て、一層資金に餘裕を生じ、而も未だ安全有利なる方面に出資の機會乏しく、唯舊盆節季又は冬物仕入又は新穀の出廻り等の爲に、多少資金の需要を喚起したるに過ぎず。他方麥作米作及蠶收等、共に平年以上の收穫なりしと、陸海軍の連捷とは頗る人氣を强からしめ、幾分商業界を振興せしめたり。又內地のみに於て三回に亙る國庫債券の募集ありしも、金融市場に對しては別に影響を及ぼすことなく、警戒の裡に極めて平穩に經過せり。更に海外貿易を見るに、對外貿易は未だ甚だしく戰役の影響を蒙るに至らず、歐米金融界も幸にして著しき動搖なかりし爲め、爲替相場は漸く常態に復し、只銀價の偶〻昂騰したるのみにして、勢ひ普通銀行に於ける爲替取組高は漸次增進を示せり。

翌明治三十八年の經濟界も引續き緩慢の狀態を持續し、數次の內債發行は非常の好況を呈し、巨額の資金は國庫に吸收せられたるも、軍需品の大部を內地に於て購入せられたるを以て、其の資金は再び市場に散逸し、就中紡績業の如きは特に著しき盛況を呈し、諸會社株券の騰貴となり、更に外債成立の發表となり、正貨流出に對する杞憂は全く消散せられたり。唯輸入品の多額に上りたる爲め、異常の輸入超過を見たるも、之れ畢竟特殊の事情に基く一時の變調に過ぎずして、大體に於て經濟界は頗る穩健の狀態を持續し、振古未曾有の戰局に拘らず、商工業者は愼重の態度を以て大局に處するの途を講じ、徐に擴張の方針を採りたり。旣にして一方には愈〻媾和全權委員の派遣あり、此の間北遣軍は一擧にして樺太を占領せしかば、國民一般に媾和談判の益〻好結果ならんことを期待し、各般の商工業は大に金融の繁忙を招來したり。然れども北米に於ける折衝は稍〻國民の豫望に達せざるの外報に

接し、頓に人氣を挫折して、其の反動は遂に帝都の騷擾となり、特に株式界の如きは暴落を來し、商工業は一時躊躇の色を呈し、金融の振動復た前日の景況なきに至れり。九月下旬日英同盟の發展により て、聊か人心を歡ばしめ、尋で陸續たる陸海軍の凱旋を迎へて、徐々に商況を復活したりと雖も、會〻天候不順の爲め米作の頗る不良なりしを以て、商工業は多少其の影響を被りたるのみならず、媾和後軍需品の需要俄に減退したるが爲め、資金の需要も亦隨て減少し、他方國庫債券の外國人に買收せられたるもの頗る多く、民間の資金は自然潤澤となりたるを以て、旁〻金融は概ね緩慢を告げ、金利の如き歲末に於てすら敢て變動を見ざる有樣なりき。而して生絲、羽二重の輸出は前年に劣り、輸入超過は一億六千餘萬圓の巨額に上れりと雖も、金融市場は至て平穩にして、株式市場も大に好況を呈し、經濟界の前途一大發展を冀望して越年することを得たり。更に外國爲替の概況を見るに、戰勝の餘慶を承けて歐米の市場我輸出貿易に便なるものありしも、外資輸入の勢公私の間に盛にして、爲替相場の上に波瀾を生ずるものありたり。極東亦既に過亂の源を絶ち、銀價騰貴して對淸爲替相場は稀有の低落を示し、輸出を助長するの傾きを生じたれども、未だ俄かに著しく發展を爲すに至らず、只輸入爲替の取扱高頗る增進したるのみなりき。

明治三十九年に入るも商工業者は尙ほ概ね愼重の態度を持したる爲め、平和克復以來閑散を極めたる金融市場は、依然其の狀況を持續し、二億圓の公債募集及前後數回に亙り發行せられたる大藏省證券を始めとして、其の他製茶、製絲等の資金に對する需要多大なるものありしに拘らず、沈衰せる金融市場は更に異狀を見ず、而して戰時中異常の輸入超過を示せる外國貿易も、漸次平調に復することを得たり。又各種の事業に對しては、外資の輸入せられたるもの尠からず、此等諸種の事情に依りて

金融市場は常に緩慢の狀を呈し、金利は日を逐ふて低落し、日本銀行の如きも上半期中二回の利子引下を斷行するに至れり。加之大藏省證券の償還あり、且行賞賜金は逐次各地方に撒布せられ、益〻資金潤澤の趨勢を助長したるが、此の時に方り南滿洲鐵道會社を始め、諸般の新設會社陸續として發表せられ、既設會社も相率ゐて增資擴張を企て、其の新設及增資額を通算するときは、總計實に十一億圓に上れり。然れども此等の新設會社たる勿論多くは其の建設期に屬し、未だ資金を使用する實行期に入らざりしを以て、其の拂込金の大部分は預託せらるることとなり、金融業者の手許をして益〻潤澤ならしめ、而して一方には海外貿易の頗る順調にして、殊に生絲の如き近年稀有の好況を呈し、全體に於て著しき輸出超過を見たるが如き事情ありしが爲め、益〻金融の前途に樂觀を懷かしめ、一般商業の比較的不活潑なるに反し、諸株券の相場は日を逐うて昂進し、取引所定期賣買の如きは實に空前の盛況を呈し、隨て企業熱は益〻其の度を昂めたり。而して金融市場は、歲末決算資金及株式受渡等の爲め、季末に及び、一時稍〻活氣を帶びたるの外、常に資金の潤澤を以て本年を經過せり。

明治四十年に入るや前年來盛況を極めつつありし新事業會社の設立熱は、正にその頂點に達し、株式市場未曾有の昂騰を示せしかば、終に財界の前途に疑懼の念を與へしが、其反動は忽ちにして到り諸株式は俄然低落の兆候を現はし、急轉直下の勢を以て暴落せり。之が爲め事業界は大頓挫を生じ新設會社の計畫等は、殆んど其の跡を絕つに至りしが、這般の急激なる變化は其後一般の警戒を喚起し、延て不確實なる商工業者に大打擊を與へ、融通自ら圓滑を缺き、破綻を生ずるもの一二にして止らず、加之流言蜚語の爲め人氣沮喪し、經濟界には多少不穩の狀況を呈して、警戒愈〻嚴重となり、金融頗る變調を呈せり。此の間大藏省證券の償還、買收鐵道に對する利子概算渡を決行せられ、日本銀行も亦

國有鐵道株式の擔保價格を引上ぐる等、種々時機に適したる措置の講ぜられたるものあり、加ふるに養蠶米麥の豐作は地方の好況を齎らし、都市の財界は稍緩和の傾向を示せり。然るに偶京畿東北の風水害は交通機關を阻害し、貨物の停滯を來して其の影響の及ぶ所、勢ひ金融の疏通を缺き、殊に銀價下落して、對清輸出貿易は我に不利となり、更に米國財界動搖の結果重要輸出品の賣行不況にして、橫濱に堆積する生絲は四萬餘梱に及び、市場一般に警戒を嚴にするに至り、中央銀行は遂に金利の引上を斷行し、市中銀行も亦之に倣ふこととなり、金融益〻緊縮の裡に年を終れり。金融市場の狀況既に此の如くなりしを以て、各銀行は營業上終始最も愼重なる態度を保ち、努めて資金の運轉に注意し、專ら準備の鞏固を圖りしが、流言浮說の爲め預金取付の厄に遇ふもの、東京外一府十八縣四十行の多きに及び、其の結果支拂を停止して臨時休業を爲したるもの、東京外一府八縣に亙り、其の數二十六行に達したり。

明治四十三年に入るも經濟界の沈衰は未だ挽回の機運に向はず、貿易の逆調、商業の不振、株式の低落、信用取引の萎縮等殆ど其の頂點に達し、銀行會社の取付・休業・支拂停止等相踵で起り、一般銀行をして只管警戒自衞の策を講ぜしむるに至りしかば、金融自ら梗塞して金利は頻りに昂騰し、貸付預金共に著しく減少を呈せり。下半期に於ては米作豐饒の豫想を傳へ、加ふるに內閣更迭して財政方針は事業を繰延べ、公債の募集を中止し、歲入上自然增加の見込を廢止して豫算の基礎を固くすると共に年々五千萬圓以上の公債償還を行ふこと及鐵道を獨立會計として、累を財政上に及ぼさざるべきこと等を明にしたるを以て、萎縮せる人氣も漸く恢復し、株式市場は先づ多少の活況を呈するに至れり。然れども一般財界の創痍は容易に癒ゆべくもあらず、銀塊相場の低落は綿絲綿布の不況を誘致し、紡績業の如き前途甚だ憂ふべきものあり。外國貿易は依然逆勢を持續し、加之晩秋氣候激變して米作の前途に悲觀を加へ、日本博覽會亦延期となりしかば、一面に於ける國庫債券の割引償還廢止、在外日本公債の騰貴等一二剌戟材料の發生も、經濟界に何等の好影響を與ふることなく、事業界は依然として不振を續け、一般資金の需要全く止みて諸銀行は終始警戒の裡に年を越え、獨り東洋拓殖會社の株式募集のみは盛況を呈し、此の間に於て特異の現象を示せり。斯くて經濟界の變調は切に銀行業者の自重を促し、努めて不確實なる投資を避けて前年に劣らざる好成績を得、殊に預金及貸出等の前年に比して減少を來せるも、所有有價證券の如きは頗る增加を示せり。

明治四十二年に於ける經濟界は前年より沈衰の狀勢を持續し、事業界は混沌として資金の需要を喚起せず、殊に春來二三有力會社の不始末を暴露するや、金融業者は益〻自重警戒を加ふるに至り、財界の景氣一層萎縮の狀を呈せり。加ふるに國庫債券の償還あり、公債及國有鐵道株の海外賣行あり、大勢緩慢なる金融は一層閑散を呈し、五月に於て日本銀行利下を決行し、一般の金利亦低落を告げ、偶〻大阪・橫濱等の都市及諸會社等の外資輸入によりて、市場の資金は一層潤澤となりしも、資金の需要は更に起らず、歐米經濟界の回復、米國關稅案の通過、對淸懸案の解決、韓國銀行株式の募集、公債株式の騰貴等も未だ財界を興奮せしむるの資料とはならず、氣候適順にして米作豐穰なるも、米價の崩落は一方生絲の低落と相俟て著しく地方農民購買力を減退し、各地銀行は孰れも遊資の放出に苦しめり。而して試みに全國普通銀行の營業成績を前年に比すれば、預り金に於て一億千六百三十餘萬圓（內七千八百八十餘萬圓は東京・大阪・京都・名古屋・神戶・橫濱の六市に在り）を增加したるも、貸出割引は僅に二千五百九十餘萬圓を、有價證券は五千三百八十餘萬圓を、預ケ金は千三百七十餘萬圓を增加し、又荷爲替貸の如きは市

場荷動の尠なきが爲め、却て七十餘萬圓を減少せり。従て本年に於ける配當金は八分五厘にして前年に比し、一厘四毛九を減少せり。尤も如上の現象は都鄙銀行の別により多少の消長あるは勿論なるも、殊に東京·大阪·京都·名古屋·神戸·横濱等の都市に在りては一層甚だしく、各地方に散在せる小銀行に在りては其の影響比較的大ならざりしものとす。

明治四十三年の經濟界は、前年來繼續せる不振の狀態を脫せずして、商工資金の需要新に起らず、金融界は依然餘資の運用に苦しみ、日本銀行は一月及二月の兩度公定利率を引下げ、東西各地銀行も亦金利の引下げを爲せり。政府は此の機に於て內債低利借替の計畫を發表し、二月及四月に於て四分利公債各一億圓を發行し、一面英佛市場に於ては、外債借替成立して其の資金は流入して五分利內債の償還を決行したるを以て、市場に現金漲溢し、金融は益〻緩慢の極に達し、金利は愈〻低下せり。此の間日露協約に次で韓國併合の事あり、人氣幾分恢復の曙光を認めたるも、未だ金融界の大勢には何等の反應なく、全國各地組合銀行は當座預金利子計算法を改正して、日々の最低殘高を基礎とすること且爲替尻預金を無利息とすることとしたるも、資金は依然として潤澤なりき。然るに八月に至り關東及東北地方に稀有の水災ありて、交通の杜絶、工場の破壞等其の損害の夥しきものあるに及び、此の方面に對する復舊資金の需要を喚起したるが、他方政府は數次に亙り大藏省證券を發行して金融の調節に努め、又各地市社債の發行せらるるあり、或は初冬冬物仕入資金の需要及瓦斯·電氣·製糖等の營利事業の續々企畫せらるるあり、加ふるに米價の騰貴に伴ふ外國米の輸入資金、銀貨騰貴に基く對淸貿易の復興及生絲·綿絲·樟腦·花莚等輸出貿易の盛況なるあり、多少財界に好影響を與へたるも、何れも一時的現象たるに止まり、到底金融の大勢を動かすに足らず。唯年末に至り決濟資金の需要と共に金融は稍〻緊縮を呈せるも、經濟界は未だ俄かに比年の沈衰狀態を脫するに至らずして終れり。此の間に於ける全國普通銀行營業の成績を前年に比すれば、預り金に於て一億三千百二十八萬餘圓を增加し、而して貸出割引に於て一億二千二百八十六萬餘圓を、荷爲替に於て三百七十一萬圓を、有價證券に於て二千八百三十四萬四千餘圓を增加せるを見る。蓋し金融業者は從來幾多の經驗に依り、專ら堅實愼重の態度を持し、以て穩健なる發展を期したるものにして、利益金は前年に比し三百二萬三千餘圓を增加したるも、配當金は八分〇八毛九に當り卽ち前年に比し四厘一毛を減ぜり。

明治四十四年に於ける經濟界は、前年來資金潤澤商業沈衰の狀態を持續して、未だ容易に活躍を見るに至らず、偶〻企業界に於て電氣·瓦斯·鐵道·軌道·製造工業等新設又は擴張の機運を呈せしも、春來株式の不況甚しく、殊に資本家は株式よりも却て社債又は土地の如き、安全なる放資物を求むるの傾向を呈し、加ふるに五月に於て國債六千五百萬圓の償還あり、爲に金融益〻緩慢の狀を呈せり。而して一面には大藏省證券·淸國公債·大阪市債·興業債券·勸業債券其の他各社債の續々發行せらるるありて、稍〻之を調節することを得たるも、商況は依然沈衰の域を脫せず、需資閉散を極めたり。中秋に至り米作豐穰の聲は米價の騰貴と相俟て、地方の購買力を增進し、商況の恢復を促進するに至りしも、當時事業資金の固定せると、關稅改正に伴ふ見越輸入品に對する決濟資金の需要等に依りて、金融稍〻緊縮の度を加へ、九月には中央銀行金利を引上げ、市場も亦之に倣つて幾分引上を爲したるが、十月には淸國の動亂勃發して我對淸貿易に尠からざる影響を蒙り、市場沈靜し、銀行業者は一般に警戒を加へたる結果著しき變調を呈せず、金融概して平靜の裡に經過せり。此の間全國普通銀行は銀行本店數に於て三行を減ぜしも、支店數に於て八十四箇所の增加を示し、諸預り金は七千五十五萬餘圓を、貸出·割引は一

億五千萬餘圓を各增加し、又有價證券は國債償還の爲に四百九十六萬餘圓を減少したり。而して利益金は前年に比し百六十八萬餘圓を增加し、配當金割合は八分一厘八毛四に當り、前年に比し九毛五を增加せり。

明治四十五年（大正元年）に於ける經濟界も亦一般に活況を呈せず、米價の暴騰に依りて地方農家の購買力を增進したるも、商況の恢復を促進するに至らず、外國貿易の逆調は益〻物價騰貴を助長し、金融市場の緊縮と共に稍〻不景氣の狀勢を示せり。四月東鐵買收代金の支拂、國債の償還等行はれ、金融は一時緩慢となりしも、大藏省證券、銀行會社の社債等續々發行せられ、又資本金の增加、製絲資金及棉花の支拂代金等に要する資金著しく增加したる爲め、金融再び逼迫するに至れり。幸ひ支那動亂の靜謐に歸して本邦對支貿易の活況に向ひたると、米國に對する生絲貿易の頗る好況を呈したるとに依り、我財界の受くる打擊は減殺せられたりしも、輸入超過の逆勢を挽回するに足らず、一面名古屋地方に於ける財界不祥事の發生と、各地に於ける商工業者の破綻續出とは、金融業者の警戒を益〻嚴重ならしめ、金融益〻緊縮の度を加へ、十月及十一月日本銀行の利子引上兩度に及び、市場も亦金利の引上げを爲し、金融界一般に警戒の裡に經過せり。而して全國普通銀行營業の成績は前年に比し、銀行本店數に於て六行を、支店出張所數に於て百六十二箇所の增設を示し、公稱資本金に於て六千三十八萬餘圓を諸預金に於て一億百二萬餘圓を、貸出、割引手形に於て一億二千七百四十九萬餘圓をそれ〴〵增加し有價證券は國債償還の爲め、千二百二十九萬餘圓を減少したり。又利益金は前年に比して八百九十九萬餘圓を增加し、配當金割合は平均八分四厘七毛八に當り、前年に比し二厘九毛四を增加せり。

大正二年の金融界は前年來緊縮の趨勢を持續し、商況常に沈靜の域を脫する能はず、殊に貿易の逆調、銀貨、綿絲の低落、加州排日問題の突發、支那第二革命等の事情相錯綜して一層經濟界の警戒を促したり。三月以來屢〻巨額の公債償還あり、或は外債の募集等行はれし爲め、金融稍〻緩和を示したることありしも、朝鮮事業公債の募集竝に新規事業の計畫及擴張等の爲め、社債を募集し又は株金の拂込を求むるもの等多額に上り、金利は益〻昂騰を告げ、加ふるに米、麥、砂糖、棉花及肥料の大輸入と、製茶、樟腦、麥稈、眞田等の輸出減少とにより、終に九千七百萬圓の輸入超過を示して金融市場は常に警戒を解かざりき。偶〻生絲市況大に活躍して巨額の輸出を見、他方歐洲の財界を蔽ひたる巴爾幹問題も條約成立して平和的に解決せられ、次で支那動亂も程なく鎭定して、我が經濟界の前途漸く樂觀に傾きしも一方東北地方の凶歉を傳ふるあり、商況は依然不振にして一般經濟界の警戒を促し、市場商品の停滯少からず、資金漸く固定して回收難を聞き、都市商人中には倒產せるものあり、或は地方小銀行にして一二取付に逢ひたるものを生ずるに至れり。此の間全國普通銀行は、前年に比し銀行本店數に於て七行を減少し、支店出張所數に於ては百五十三箇所の增加を示し、公稱資本金は五千七百二十六萬餘圓、貸出割引手形に於て一億四千五百二十萬餘圓を增加し、又諸預り金に於て八千六百二十四萬餘圓、貸出割引手形に於て一億四千五百二十萬餘圓を增加し、有價證券に於ては國債の償還ありし爲め、九百九萬餘圓を減少したり。更に利益金に於ては五百五萬餘圓を增加せるも、配當歩合は七分八厘七毛四に當り、前年に比し六厘〇毛四を減少せり（前年に於ては東京第百銀行の二百萬圓の特別配當ありし爲め膨脹せるものにして、之を除けば著しき增加となれり）。

大正三年に於ける經濟界は前年に續きて愼重の態度を維持し、各銀行は久しきに亙る警戒の結果概して資金の餘裕を見たるも、新規の事業は何れも手控となりて資金の需要起らず、諸物價は漸次低落し、殊に米價の下落は地方の金融に大打擊を與へ、農民の購買力を減殺し、一般商工業を萎靡不振に

導き、金利は頻に低落し、預金は漸次增加したるも、放資の途なきに苦しめるの狀態なりき。加之世界大戰の勃發に依り、我經濟界も亦之が壓迫を受け、一般には不況に陷り、外國貿易は甚大の打擊を受けたり。然れども生絲輸出の好況なると、事業不振に伴ふ輸入の減退とにより、貿易稍〻順調を示して前途に囑望せしむるものありたるのみならず、數年來の不況に依り各般の事業は寧ろ整理期に在りたるを以て、一般に自重警戒の念强く、甚大なる混亂を惹起するに至らざりき。而して本年全國普通銀行營業の成績を前年に比すれば、銀行本店數に於て二十一行を減少し、支店出張所數に於ては七十六箇所の增加を示し、公稱資本金に於ては七百八十二萬餘圓を增加し諸預り金に於て七千六百二十四萬餘圓を增加し、貸出割引手形に於て一億三千六百十三萬餘圓を減少し、有價證券に於ては國債の償還ありし爲め、四百五十八萬餘圓を減少せり。又利益金は三十九萬餘圓を增加し、配當歩合は八分一厘七毛三に當り、前年に比すれば二厘九毛九を增加せり。

大正四年に於ける我經濟界は、歐洲戰亂の好影響に依り、軍需品の輸出增加せると生絲の好況なりしことゝは、相俟て輸出貿易に空前の隆盛を齎らしたるが、他方輸入品の缺乏に伴ひて物價の騰貴を促し、一部工業の活況を呈したるに反し、米價の下落持續に依りて地方の購買力は益〻減殺せられ、資金の需要更に起らず、各銀行は巨額の資金を把持し、放資の途なきに苦めるの狀態にして、春來三回に及びて金利を引下げて尙且つ預金の增加を來し、金融極めて緩慢にして、有價證券市場は非常の盛況を示すに至れり。斯くて金融界の益〻緩慢となるに及び、各銀行共經營上頗る困難を來したるも、何れも細心の注意を以て資金の運用に勉めたる爲め、何等の變動なく、終始金融緩慢の裡に本年を經過せり。今本年に於ける全國普通銀行營業の成績を前年に比すれば、銀行本店數に於て百五十三行を減少し支店出張所數に於て二百三十箇所を、公稱資本金に於て六千八百十三萬餘圓を減少せり。之れ從來貯蓄兼營普通銀行（前年末に於て百五十行、支店出張所數二百七十二箇所、公稱資本金六千六百十餘萬圓ありしを計上し來りしも、本年より之を除外したるに依る。而して本年中の利益金は七千八百七十二萬餘圓にして、內二千五百二十五萬餘圓を配當したり。此の配當歩合は年八分〇一毛九に當り、前年に比すれば一厘五毛四の減少なりとす。

大正五年に於ける我經濟界は前年に引續き好調を呈し、外國貿易は三億七千萬圓の輸出超過を見、從て正貨の增加著しく、各銀行共預金漸次增加して金融益〻緩慢を來し、金利又著しく低落したり。此の間市債、社債の發行、新規事業の企畫、既設會社の增資及拂込等續出し、一方露國大藏省證券の賣出、英國國庫債券の發行ありて、幾分資金の吸收あり加之通貨膨脹の結果諸物價の昂騰したる爲め、經濟界は頓に活氣を呈し、殊に有價證券の奔騰は株式市場をして稀有の盛況に導き、他方米作の豐穰なりしに拘らず米價は漸次騰貴し、更に產繭額の增加ありたる爲、大に資金の需要增加の傾向を馴致したり。されど各銀行は何れも橫溢せる資金を有したるを以て、何等の影響なく終始金融緩慢の裡に越年するを得たり。今全國普通銀行營業の成績を前年に比すれば、銀行本店數に於て十五行を減少して千四百二十七行となり、支店出張所數に於て二百十八箇所を增加して、二千百六十三箇所となり、又公稱資本金に於ては一千百七十萬餘圓を增加し、預金に於て三割二分强を增加し、諸貸付に於ては本年七月より銀行條例施行細則雛形改正の結果、十六割五分强の激增を示し、割引手形に於て五割三分强を減少し、有價證券に於ては二割八分强を增加せり。利益金は八千八百四十五萬餘圓にして、內二千六百四十三萬餘圓を配當し、配當歩合は八分〇三毛强に當り、前年に比し一毛二絲を增加せり。

大正六年の我財界は時局の好影響を受け、本年に入り引續き外國貿易は巨額の出超を告げ、正貨從て流入し、資金潤澤となり、海運界は好況を持續し、既設事業の擴張に加ふるに新事業の計畫亦起り、株式・綿絲・米穀・生絲其の他諸商品の價格著しく昂騰し、取引の殷盛と共に資金の移動頻繁に行はれたり。偶〻露國の內亂と米國政府の鐵及金・銀輸出の禁止は一時財界に不安の念を與へたる結果、各行は何れも貸出を警戒しつつ預金利子の引上を爲すに至りしが、其の後漸次危惧の念も薄らぎ、金融緩和し、農家の收入增加するに從て購買力增進し、一般市況好景氣を呈し、資金の需要ありしも、概して各地共金融緩慢裡に本年を經過せり。今、全國普通銀行の本年中の營業成績を前年の夫れに比較せんに、銀行本店數に於ては二十九行を減じて千三百九十八行となり、支店數に於ては五十八箇所を增加して二千二百二十一箇所となり、公稱資本金に於ては實に一億三千三百八十餘萬圓を增加して六億五千九百餘萬圓となり、諸預り金は九億七千七百萬圓を增加して三十二億三千萬圓となり、貸付金及割引手形に於ては七億三千六百萬圓に增加して二十九億三千萬圓となれり。又本年の利益金は一億千九十餘萬圓にして、內三千三百一萬餘圓を配當せり。此の配當歩合は八分六厘七毛六絲に當り、前年に比し六厘四毛五絲を增加せり。

大正七年の我財界は前年來引繼ぎたる外國貿易の發展、產業の振興に伴ひ在外正貨の增加、通貨膨脹を來し、資金は益〻充實し、諸物價騰貴し、商工業概ね好況を持續し、八月に至り未曾有の米價暴騰は偶〻各地に騷擾を惹起し、一時商況不振の姿となり、九月及十一月日本銀行の金利引上及屢次の國債募集あり、概して平靜を持續せしが、十一月休戰條約成立して玆に平和の曙光を見るに至り、一般の人氣は媾和に伴ふ財界の反動を豫想し、漸次愼重の態度に出で特殊商品は暴落し、商況振はず取引不活潑の狀態に陷れり。斯くて財界各方面の警戒漸く嚴重となり、金融緊縮の傾向を生ぜしも、此の間東西組合銀行に於ては預金利率を協定し以て預金爭奪の弊を除去し、各地方都市の銀行亦之に倣へり。而して全國普通銀行の本年の營業成績を前年の夫れに比すれば、銀行本店數に於ては二十三行を減じて千三百七十五行となり、支店數に於ては百五十三箇所を增加して二千三百七十四箇所となり、公稱資本金に於ては實に一億千二百五十九萬餘圓を增加して、七億七千二百二十二萬餘圓となれり。又諸預り金は十四億五百餘萬圓を增加して四十六億三千九百餘萬圓となり、貸付金及割引手形に於ては十一億三千七百餘萬圓を增加して四十億七千三百餘萬圓となれり。更に本年の利益金は一億三千九百餘萬圓にして、內三千八百八十餘萬圓を配當し、此の配當歩合は八分八厘五毛餘に當り、之を前年に比すれば一分七毛餘の增加なりとす。

大正八年の經濟界は、年初に於ては休戰の後を承けて財界一部に動搖あり、旁〻一般に警戒を加へしを以て、却て資金の潤澤を告げ、金利低下し、商工業界を通じて不安の念に襲はれ、一般に取引の沈滯を見たるも、三・四月以後に於ては媾和成立の機熟すると共に形勢一轉し、商工の諸業漸く活況を呈し、平和的企業の勃興を促したるのみならず、世界的物資の缺乏に伴ふ物價騰貴の趨勢益〻著しくなれり。從て事業利益は概して增進して會社の增資增配盛んに行はれ、又地方に於ては米穀・生絲を初めとして各種農產物の價格騰貴し、更に米作繭產額の增收は著しく農家の資力を膨脹せしめ、地方の購買力增進したるを以て、勢ひ資金の需要を喚起して金融繁忙を加へ、金利昂上し、年末に近づくに從ひ大に金融緊縮の狀を呈したるも、一般の景氣は依然好況裡に經過せり。此の間に於ける全國普通銀行營業の成績を前年に比すれば、銀行本店數に於て三十一行を減じて千三百四十四行となり、支店數に於

ては百八十九を増加して二千五百六十三箇所となり、公稱資本金は三億三百萬圓を增加して十億七千六百萬圓、諸預り金は十一億四百萬圓を增加して五十七億四千四百萬圓にそれぞれ膨脹を遂げたり。又本年の利益金は二億五十萬餘圓にして、之を前年に比すれば六千百餘萬圓を增加し、內六千九十餘萬圓を配當したるものにして、其の配當歩合は一割一歩一厘餘に當り、卽ち前年に比し二分三厘五毛の增加なりき。

大正九年の金融界は、年初資金回收の迅速に行はるる一面其の需要も亦多かりしが爲、東西銀行は二月一日預金協定率の引上を實行するに至れり。然るに三月に入りて株式の大暴落を動機とし、米穀・生絲・綿絲各市場に波瀾を生じて、全く混亂狀態に陷りしかば、前年來好況を繼續せる一般財界も玆に動搖を惹起し、事業界竝商工業界は萎縮衰頽を極むるに至れり。他方海外市場の不況は貿易殊に輸出の激減を齎して不振著しく、諸物價漸落に傾きたるのみならず、國內の豐穰は自ら米價の崩落を來し、都鄙を通じて人心は一層不安沈滯の狀態に陷り、斯くて年末に近づくに從ひ市場の景況は愈〻沈滯し、資金の需要亳も起らず、金融は益〻緩慢となり、一二銀行の休業、取付等を見るに至れり。今本年に於ける普通銀行は其の行數に於て十八行を減じて千三百二十六箇所を增加して二千七百九十六支店となり、又公稱資本金は五億二千七百餘萬圓を增加して十六億三百餘萬圓となり、諸預り金は八千二百四十餘萬圓を增加して五十八億二千六百餘萬圓となり、更に貸付金及割引手形は三億二千二百餘萬圓を增加して、五十八億五千九百餘萬圓となれり。而して本年の利益金は二億六千七十餘萬圓にして、前年に比し六千二十餘萬圓を增加し、內八千二百十餘萬圓を配當したるを以て、其の配當歩合は九分四厘二毛に當り、前年に比し一分六厘七毛を減少せり。

大正十年の經濟界は前年動搖の後を承け、依然整理期に屬したるを以て一般に萎靡銷沈し、年初に於ては物價も尙低落の趨勢を示したれば、各種事業中新に生產を制限し、若は從來の繰業短縮を繼續するもの尠からざりき。又外國貿易も頗る不振を極め、我貿易史上殆ど類例を見ざる入超を呈したり。從て新規資金の需要乏しく、一般貸出利率亦低落の機運に向ひ、東西組合銀行は兩度預金利子の引下を行ひ、金融市場の前途尙緩慢を持續せり。斯くて銀行は遊資の運用に腐心して公債及社債に對する買氣を誘致し、八・九月の交に及びては更に幾多の事情湊合して定期市場の活況を促し、株式・綿絲・米穀等相踵ぎて奔騰し、所謂中間景氣を出現するに至れり。從て金融市場漸次緊張を呈したるも之れ固より一時的現象にして、財界不況は依然として已まず、其の儘本年を經過したり。斯くて本年末全國普通銀行營業の成績を前年末に比すれば、銀行數は五行を增加して千三百三十一行となり、支店數は三百六十三箇所を增加して三千百五十九箇所となり、公稱資本金は九千九百九十餘萬圓を增加して十七億三百餘萬圓となり、貸付金及割引手形に於ては三億七百餘萬圓を增加して六十六億六千六百餘萬圓となれり。又利益金は二千百四十餘萬圓を減少して二億三千九百二十餘萬圓を得、內九千二百二十餘萬圓を配當して、此の配當歩合は平均年九分九厘四毛に當り、前年に比し五厘二毛を增加せり。

大正十一年の經濟界は前年に於ける中間景氣の後を承け、年初に在りては未だ事業整理の見るべきものなく、殊に內地物價と海外物價との懸隔尙著大なるものありし爲め多額の輸入超過を告げ、金融次第に緊縮に赴きたり。而して此の際大阪に於て石井定七の破綻を來せるあり、其の關係銀行の多數なりしと、借入金額の多額なりしこととは、痛く銀行業者の神經を刺戟し、爾來市場に對する警戒

は益〻嚴重となりて、金融の疏通を缺き、財界不安の氣分を助長したり。從て市中金利は歲首以來漸次騰貴し、東西組合銀行は其の協定預金利率を引上げ、以て緊縮方針を採りたるが、次で六月內閣更迭後政府の行政、財政及軍備の整理其の他に關する緊縮方針を發表するに及び、市場の人心は著しく緊縮に傾き、爲に物價の低落を來し、旣に年初以來漸落の大勢に在りし株式市場は九月に至り遂に其の最低相場を示したり。斯くて十一月下旬京都市の日本積善銀行、熊本市の九州銀行の休業するや、預金者は疑惧の念を起し、十二月には京阪地方及九州各地の銀行に預金の取付起り、一時金融界に動搖を誘起せんとするの虞ありしも、日本銀行の非常貸出に依り漸く鎭靜するを得て無事歲末を經過せり。

試みに本年末全國普通銀行の營業成績を前年末に比すれば、貯蓄銀行法施行の結果貯蓄銀行の普通銀行に轉業するもの多く、銀行數に於て四百六十八行を增加して二千三箇所を增加して五千百六十二箇所となり、公稱資本金は六億六千三百二十二萬餘圓を增加して二十三億六千六百二十八萬餘圓となれり。又諸預り金に於ては十三億一千八百五十九萬餘圓を增加して七十七億五千四百八十四萬餘圓となり、貸付金及割引手形に於ては十六億千百四十萬餘圓を增加して、七十七億七千九百萬餘圓となれり。更に利益に就て見るに前年より七千五百二十萬餘圓を增加して三億九百四十九萬餘圓となり、內一億二千七百二十九萬餘圓を配當せり。此の配當歩合は平均年八分七厘八毛に當り、前年に比し六毛を減少したるものとす。

大正十二年の經濟界は、年初に在りては前年末銀行取付の後を承け、金融界の警戒嚴重にして財界一般に振はず、英・米財界の景氣好轉の流說に因り一時好況に向はんとせしも、金融緩慢にして物價下落し、株式市場亦人氣概して萎縮せり。加ふるに九月一日測らずも關東に大震災起り、財界各方面に非常なる衝動を與へ、其の影響は全國各地に及び、金融界の打擊激甚にして、東京組合銀行八十四行中七十六行は其の主なる店舖を燒失せる有樣なりしを以て、金融機關は殆んど其の機能を停止し、金融の梗塞、商取引の杜絕等經濟界は一時混亂狀態に陷りたりたり。茲に於てか政府は先づ震災地に對し支拂猶豫令を布き、以て銀行預金の引出に伴ふ混亂を豫防すると共に、日本銀行に於ける震災關係手形の再割引に對し、一億圓を限り其の損失を補償する旨の緊急勅令を發布したり。物價は震災に因る需要の增加、商品の燒失、生產力の破壞及交通機關杜絕の結果騰貴の趨勢を示し、又株式市場は震災後東京は勿論大阪・名古屋も共に一時休業したり。斯くの如き狀態なりしを以て、對外貿易は終年輸入超過に苦しみ、九月の震災以來更に生活必需品・建築材料の大輸入となり、他方震災後の整理復興時代として財界多端の裡に越年せり。而して本年末に於ける全國普通銀行營業成績は、前年末に比し銀行數に於て九十八行を減じて千七百一行となり、支店數に於ては百十三箇所を增加して五千二百七十五箇所となり、公稱資本金に於ては七千八百四十萬餘圓を增加して二十四億四千四百六十九萬餘圓となり、諸預り金に於ては千六百二十三萬餘圓を增加して七十七億七千百七萬餘圓となり、貸付金及割引手形に於ては十七億六千九百五十六萬餘圓を增加して七十九億五千六百十一萬餘圓となれり。又利益金に於ては七百七十八萬餘圓を增加し三億一千七百二十八萬餘圓となり、內一億三千四百十八萬餘圓を配當せり。此の配當歩合は年九分九厘八毛にして、前年に比し二厘の增加に當れり。

大正十三年の經濟界は前年に於ける大震災の後を承け、復興材料其の他輸入多かりし爲め未曾有の輸入超過となり、爲替相場著しく低落を示し、帝都復興事業の進行は、區劃整理に伴ふ困難なる事情ありて所期の如く捗らず、一般購買力亦漸次萎靡し、市況次第に沈衰に向ひたり。其の間政府に於て

は鋭意財政、行政の整理緊縮を圖り、民間に於ても之と相呼應して勤儉力行、消費節約に努めしが、他方政府は夙に銀行の改善に力を注ぎて其の整理合同を奬勵し、支店の濫設を戒め、檢査を嚴重にすると共に、其の不良なるものに對しては或は戒告を與へ、或は取引の停止若くは營業免許の取消等の處置を採り、又銀行間の預金協定を嚴守せしめて營業の安全を圖り、無謀なる配當を抑制して其の基礎を鞏固ならしめたり。而して各銀行に於ても其の經營に一層の注意を加へたると、年末財界の稍〻好轉したるとに因り、金融界は幸にして波瀾を見ることなくして越年せり。されば本年中銀行數に於て七十二行を減少して千六百二十九行となり、支店數に於ては四十九箇所を增加して五千三百二十四箇所となり、公稱資本金に於ては七百萬餘圓を減じて二十四億三千七百六十八萬餘圓となり、諸預り金に於ては三億二百二十八萬餘圓を增加して八十億七千三百三十六萬餘圓となり、貸付金及割引手形に於ては二億三千六十二萬餘圓を增加して八十一億八千六百七十三萬餘圓となれり。又利益金を配當し、其の配當歩合は前年に比し八毛の減少を示せり。

大正十四年の經濟界は前年下半期に於ける金融緩和の後を承けて一層其の度を進め、有價證券の價格漸騰し、輸出貿易旺盛にして爲替相場も恢復に向ひ、農産物亦豐穰にして地方農民の資力幾分增加せるものあり、震災後の變態より順次常態に復しつつありし我財界は、本年に入りて更に一段の進境を認むることを得たり。然れども各方面の整理は未だ充分なりと謂ふべからず。事業は尙概して不況にして物價は漸落し、內地商況頗る不振を呈し、一般に不景氣を唱ちたり。今全國普通銀行の成績を前年に比すれば、其の行數に於て九十二行を減じ、千五百三十七行となりて漸次整理の效果を表はし、支店數に於ては三十三箇所を增加して五千三百五十七箇所となり、又公稱資本金に於ては三千百十二萬餘圓を減少して、二十四億六百五十六萬餘圓となれり。諸預り金は六億三千九百六十六萬餘圓を增加して八十七億一千二百九十七萬餘圓となり、貸付金及割引手形は五億四千八百二十八萬餘圓を增加して八十七億三千五百二萬餘圓となれり。又利益金に於ては千百六十六萬餘圓を減少して三億二百八十二萬餘圓を得、內一億二千七百九分二厘三毛に當り、前年に比し六厘七毛を減少せり。

大正十五年(昭和元年)の經濟界は前年に比し必ずしも著しき變化なく、金融は引續き緩和を示し、金利低下し、日本銀行の金利を引下ぐるや、東西兩市場の銀行中特種の貸出に付き其の申合利率を引下ぐるものあり、又地方組合銀行中預金協定利率の引下げを實行するものあり、對外貿易は急激なる爲替恢復の影響を受け、輸入超過は前年に比して增加し、農産物は減收となり且物價引續き低落して、都鄙を通じ商況頗る不振に陷り、各種事業利益亦減少して更に不景氣の度を高め、十二月偶〻御大喪に遭ひ歲末市況一般に沈衰を見たり。本年に於ける普通銀行は其の行數に於て百十七行を減少して千四百二十行となり、支店數に於て二十四箇所を減じて五千三百三十三箇所となり、公稱資本金に於ては二千五百五十六萬餘圓を減少して二十三億八千九十九萬餘圓となれり。又諸預り金は四億六千百三十八萬餘圓を增加して九十一億七千四百三十六萬餘圓となり、貸付金及割引手形は三億九千六百十六萬餘圓を增加して九十一億三千百十八萬餘圓となれり。更に利益金は三百八十四萬餘圓を減じて二億九千八百九十七萬餘圓を得、內一億二千八百五十二萬餘圓を配當し、配當歩合は前年に比し二厘四毛を增加せり。

以上明治二十六年以降に於ける普通銀行の營業狀態を概觀したるが、纔て本邦普通銀行發展の經過を見るに、既に本編第一章に於て述べたる如く、我國の普通銀行は概ね濫設時代、淘汰時代を經て集中時代に入りたるものなるが、此の如きは獨り我國に於ける銀行業發展の傾向たるのみにあらず。歐米諸國に於ては夙に早くより銀行の合併又は合同に依りて小資本分立の弊を除き、一般經濟社會の發展に伴ふ資本需要の膨脹に對し、銀行業自體の發展に依りて其の供給の圓滑を圖るの外、政府に於ても之を誘掖補導し、以て一國產業の開發に遺漏なきを期したるものなり。我國に於ける普通銀行の濫設時代は後に述ぶる如く日清戰後の數年間にして、明治三十四年は正に其の絕頂を示し、同年末に於ける普通銀行の數は實に千八百九十行の多數を算せり。然るに其の後一般經濟社會の發展著しきものあるや、多數の弱小銀行は漸く經營困難に陷り、大正元年末には其の數を減じて千六百二十一行となりしが如く、所謂普通銀行の淘汰時代を出現したるものなり。尋で大正時代に入り、世界大戰を經て本邦經濟界の飛躍的發展を遂ぐるに及び、銀行資本も來之に伴つて益〻增加せしめざるを得ざることとなり、卽ち一方に於ては一銀行の增資を以てするも到底及ばざるの事情あり、他方小資本の銀行に對しては最早獨立の營業を許さざる狀勢ありしが爲め、玆に銀行の合併又は合同に依る集中運動は次第に顯著となり、所謂普通銀行の集中時代を見るに至りしものとす。試みに大正二年以降に於ける普通銀行及貯蓄銀行の合同（合併を含む）に依る消滅銀行數を見るに左の如し。

年次	普通銀行	貯蓄銀行	合計	年次	普通銀行	貯蓄銀行	合計
大正二年同三年	四	—	四	大正四年同五年	二	二	四

抑〻銀行業も亦一の事業たるを以て、銀行業獨り企業一般の趨勢に超然たることを得ず。卽ち危險率輕減の必要、經營費の節約、取引市場の擴大に依る大規模經營の必要等諸般の事情は、銀行業者をして互に合從連衡の策を講ぜしむるに至り、纔て合同の原因を爲したることは、他の產業に於けると何等其の撰を異にせざる所なり。然りと雖も我國の銀行業者は、自ら自由競爭の壓迫に苦しみ、或は銀行合同の利益を自覺し、其の必要を痛感せるに拘らず、其の實行に至りては特に躊躇する者多く、爲に之を放任するときは或は時機を失して遂に合同に至らずして歇むが如きものなきにあらず。今其の原因を繹ぬるに、由來我國の銀行業者には能ふ限り自己の經營を持續せんとするの風あり、其の合併が企圖せらるるは、旣に到底瓦壞の外途無き時にして、從て被合併銀行は概ね其の內容の不良なるもの多きを常と爲す。されば營業の基礎堅實なる大銀行は、斯かる不健全なる分子を自ら包攝して經營上の困難を招き、或は自己の信用に對して世の不安を買ふが如き擧に出づることを欲せず、又合同を欲するものありと雖も、自ら之が交涉を提議することに依り、其の內容に危惧の念を抱かるることを虞れ、其の提議を躊躇するものあるべきなり。更に我國に於ては、銀行業が他の商工業に比し一般に危險少くして利益多く、且つ其の業務を以て高尙なりとする觀念強きが爲め、比較的に保守的な

年次	普通銀行	貯蓄銀行	合計	年次	普通銀行	貯蓄銀行	合計
同六年	一七	四	二一	同十二年	八八	四	九二
同七年	一九	一二	三一	同十三年	五四	一	五四
同八年	三五	二三	五八	同十四年	九三	二	九五
同九年	三一	一四	四五	同十五年	一一五	四	一一九
同十年	三九	二九	六八	合計	五五三	一一二	六六五
同十一年	四六	一二	五八				

る資本家の設立に係る銀行多く、殊に地方の多數小銀行は、該地方の舊家富豪等にして其の重役たるの地位に在るもの尠からず、概して社會の信望を受くるものなるを以て、合同に依りて其の地位を失ふが如きは、却て其の名聲を傷くる所以なりと思惟するの風潮に在り。此等の事情及び氣風其の他特殊の利害關係等に依り、合同の必要を自覺して而も之が斷行を躊躇する場合も亦多し。茲に於てか政府當局の當業者に對する勸奬斡旋は、銀行合同の實現に對し最も有効なる手段なりと謂はざるを得ず。之れ政府が夙に行政上或は立法上諸般の積極的方法を講じ、以て銀行合同の實現を促進したる所以に外ならず。卽ち我銀行業に於ける資本集中の傾向に就きては、政府の支援與つて力あることを認めざるべからず。惟ふに小銀行分立の弊は必ずしも尠からざるべきも、其の第一に擧ぐべきは、小銀行分立の結果信用の基礎薄弱なるものの存在して、常に經濟社會に危險を胚胎せしむること之なり。固より地方經濟の狀況に依りては、小資本を以て足る場合無しとせざるべく、且又資本金の大小と基礎の堅否とは必ずしも常に相伴ふものとは爲すべからずと雖も、小資本の銀行は概して信用薄く、其の機能の發揮不充分にして、一朝金融界の動搖に遭遇するや能く之に堪へ得ざるもの尠しとせず。而も一の銀行にして破綻を來さんか、忽ち累を一般銀行の信用に及ぼし、經濟界を攪亂するの虞大なりと謂はざるべからず。第二に多數小銀行の分立せる結果、不當競爭の激化を招來することも亦其の弊害の重要なるものとす。我國の如き狹隘なる地域內に而も經濟力の發展尙ほ未だしき時代に於て、多數銀行の分立併存するときは、競爭の益〻激烈を來すべきは自然の勢なり。固より或る程度の競爭は適者生存の理法の下に事業の改良進步を促す母たり、經濟界に活氣を呈せしめ、其の發達を促進する動因となるものなりと雖も、其の度を過ぐるに至るときは、其の弊害又尠少なりとせず。就中其の最も甚しく現はるるは預金爭奪の點なりとす。或は店舗を增設し、或は外交員を派遣し、其の他各種の方法に依りて銀行間の預金協定の實効を減殺する等の事例は從來屢〻行はれし所なり。而して此の如き預金爭奪競爭は必然的に銀行の營業費を增加し、其の資金の原價を不廉ならしめ、金利の低下を阻止するの一因となるのみならず、貸出の方面に於ても不健全なる放資を爲し易く、收益率を減少し、基礎の堅實を害するに至るは極めて睹易き所なり。されば銀行間に於ける競爭者の數を減じ、以て不當競爭の由つて生ずべき素因を除去するの方策を講ずるは、銀行政策上最も緊要の事項たるを失せざるなり。仍ち次節以下に於て普通銀行の設立制限、合併の奬勵等政府の銀行政策の經過竝に實際上に於ける普通銀行の資本集中の狀況を、主として日露戰爭以後及世界戰時戰後に分ち說述せんと欲す。

第一節附表

第一表　普通銀行行數・資本金額及損益金累年表

年次	本店數	支店及出張所數	公稱資本金	拂込資本金	積立金	總益金	總損金	純益金	純損金	配當金
明治二六年	五四五	一六五	三四、七六〇、七八〇円	三〇、五八三、七〇四円	二、八二六、〇二三円	四、〇一九、七八九円	一、七五七、七八二円	二、二〇四、六九〇円	一、〇七九、二二六円	
同　二七年	七〇〇	一九六	四五、七五八、四八〇	三七、三八〇、七八一	四、一四一、五〇七	—	—	一、三〇一、五九九	二、四九四、八八九	
同　二八年	七九二	二七七	七〇、四二三、三七九	四九、八〇七、一四九	五、六九二、八八三	—	—	四、九〇八、七八七	三、二七一、三九一	
同　二九年	一、〇〇五	四二八	一四二、七一四、九四四	八七、八九九、三〇七	八、九四七、三四七	二三、九五〇、六八二	一二、五〇四、二二四	一一、四四八、四六八	六二、〇一六	五、二五三、九一四
								六五二、八七〇		

明治三〇年	一、二二三	六五一	二二四、九七一、六七四円	一四七、八二三、一九九円	一三、四〇七、八四二円	四五、八九七、九六七円	二三、五二五、二〇九円	* 三、五一〇、二九七 九九、九七四円	一三七、五三九円	一一、〇九九、八四五円
同　三一年	一、四四四	九一三	二七六、八三九、七三四	一八九、四三九、七六一	二〇、二二四、八四六	六五、九二七、六四八	三七、八〇三、九八一	* 二八、九四六、〇〇六 一、五五五、七六五	* 八二三、三三九 一九、三二一	一五、〇四一、七五七
同　三二年	一、五六一	一、〇六九	二九六、三八八、八〇九	二〇九、九七三、四三一	二七、七六二、五九七	六九、二七一、七二〇	三九、八四八、一九六	* 二九、九二七、六六八 二、四一三、九六六	* 五〇四、一四四 三四、四八五	一六、六〇四、一五一
同　三三年	一、八〇一	一、三七四	三五二、七二九、七七〇	二三九、三六四、〇一九	三三、〇三二、三三六	九〇、一八七、八八四	五六、七四七、二九一	* 三四、四二八、一七七 三、五〇一、三六八	* 九八七、五八四 二三、八六九	一九、〇三二、六五二
同　三四年	一、八六七	一、四五七	三六五、〇三一、九〇〇	二五一、七〇〇、三六九	三八、八六八、一六一	九五、六〇七、三二四	六四、六四〇、三四一	* 三四、三九六、六八八 三、八六二、六一四	* 三、四二九、八〇五 一六、九五〇	一八、八〇九、〇九五
同　三五年	一、八四一	一、四七〇	三六五、三八三、五三〇	二五八、一一一、七〇七	四五、六七九、〇七一	九二、五九〇、八六二	五九、五五〇、〇八二	* 三七、〇五八、八九五 四、六〇五、五二七	* 四、〇一八、一一五 三七、八二九	一九、四四一、二四一
同　三六年	一、七五四	一、四四一	三五二、一九三、九〇〇	二五三、〇〇三、七九二	五〇、五〇三、四二三	八七、三〇一、三三三	五七、五四四、八六三	* 三四、八六九、四五四 四、五六五、〇四七	* 五、一一三、九九五 九五、九〇五	一八、三〇四、〇一三
同　三七年	一、七〇八	一、四〇四	三四四、一七八、七二〇	二四八、七七六、四八八	五四、四七七、四九四	八七、八九一、二九五	六〇、一三八、九〇六	* 三四、九一四、九九四 五、五四二、五八〇	* 六、一六二、六〇五 一二三、二八九	一七、三七一、〇四〇
同　三八年	一、六九七	一、四一五	三四七、五五八、一七〇	二五二、六九七、六六〇	五九、〇〇〇、七六六	一〇四、八〇〇、〇六六	七一、一六四、三三四	* 三九、三六四、二三一 七、一六八、三〇八	* 五、七二八、四九九 八九、七三一	一八、一五七、五九九
同　三九年	一、六七〇	一、四七六	三五二、六〇七、五二〇	二五六、五二三、七四八	六八、一八三、二六三	一三三、一一三、九六八	八二、二〇二、四三七	* 四五、六〇七、九三七 九、八七九、九五七	* 五、六七六、四〇六 八四、四八五	一九、三九七、八〇一
同　四〇年	一、六五八	一、六二一	四一〇、〇九二、二三〇	二八六、三二四、〇二六	八四、一八二、九八二	一三五、一〇一、九七五	九〇、九三九、七七七	* 四八、二〇〇、九六六 一一、二六〇、三八六	* 四、〇三八、七六八 三一七	二一、四〇四、七三九
同　四一年	一、六三五	一、六四八	四二一、七四五、八〇〇	二九五、五四九、一七八	九三、七四三、九三五	一四四、五三六、六〇六	九六、四七七、四三九	* 五二、八七五、六一七 一三、九三五、五七三	* 四、八一六、四五〇 四、四八六	二二、三六六、九三六
同　四二年	一、六一七	一、六四五	四二七、九〇〇、四八〇	三一一、三五四、五六五	九二、三四六、五二九	一四四、八一五、一八五	九四、〇五六、六九一	* 五三、八四八、二九三 一三、〇四七、一八一	* 三、〇八九、七九九 七、〇五三	二三、六三六、九〇二
同　四三年	一、六一八	一、七〇〇	四三七、四三三、八三五	三一五、三一三、三一〇	一〇一、三三三、三一四	一四七、五三六、六四六	九二、二二七、五四八	* 五七、九四二、八二五 一〇、九七六、五八六	* 二、六三三、七二七 二、三三九	二三、四九〇、一六七
同　四四年	一、六一三	一、七八四	四四九、八九五、四八五	三二七、一六二、四三二	一一一、三三三、二二八	一五三、八七二、七二四	九八、二〇九、四八四	* 五八、七二八、一二〇 一一、八七一、九八三	* 三、〇六四、八八〇 六、六六二	二四、五三三、五六三
大正元年	一、六二二	一、九四六	五一〇、二八四、四六五	三六九、四一五、三五〇	一一一、八三一、七九五	一八二、八六一、八二五	一二〇、〇八三、九五九	* 六六、四五四、六三八 一三、一三九、五五七	* 三、六七六、七七二 九六、八二六	二八、〇四八、九五一
同　二年	一、六一四	二、〇九九	五六七、五四五、四一五	三九一、七六一、六八一	一三一、三一四、八四八	二一一、七七〇、四〇二	一四四、六八〇、四二〇	* 七〇、〇〇九、六〇三 一四、六三九、七五〇	* 二、九一九、六二二 三五五、一六九	二七、九〇四、二二七
同　三年	一、五九三	二、一七五	五七五、三七四、九六五	四〇一、二〇〇、六一三	一三三、二六八、二三〇	二三五、五四六、八三四	一六二、二二三、九六四	* 六八、六九〇、二一二 一六、三五三、三三三	* 五、三六七、三四三 二九、七四一	二九、四〇六、五三八
同　四年	一、四四〇	一、九四〇	五二二、六三八、四一五	三五七、一八四、一六七	一三七、三三七、九〇五	二〇七、三〇九、〇二四	一五〇、八四二、四一三	* 六〇、六一九、六五六 一七、八三三、〇二五	* 四、四二一、四六四 六七、九六七	二五、二二八、四九二
同　五年	一、四二四	二、一五八	五二三、九三二、三一五	三七三、七七五、九四三	一三四、三五三、九四六	二三九、七六八、二二四	一六六、六六九、三八五	* 六八、八一九、四三一 一九、三八八、〇〇〇	* 五、九六七、八一〇 二二一、〇八四	二六、三七二、九二五
同　六年	一、三九五	二、二二六	六五七、七七四、七六五	四三六、一六六、四二三	一四一、七七八、一一四	三〇二、一五二、四〇二	二一七、五一六、五一六	* 九〇、七九七、八〇八 二三、〇四五、〇一八	* 六、四九一、二四三 六、八三八	三二、六八七、三三六
同　七年	一、三七二	二、三六七	七六八、八七二、四六五	五二一、五二一、二五三	一六一、一一三、三三七	四二九、七三九、四〇八	三三〇、〇三九、四四八	* 一一三、七一八、七四二 二六、二八一、三一三	* 三、四六七、四一四 一、〇一五	三八、七六六、八六七
同　八年	一、三四〇	二、五四〇	一、〇五七、八三七、二三五	七〇七、五八三、一三一	一七一、七七八、二三八	六六五、五四五、八一七	四八五、七七三、六九七	* 一八一、三五一、一九五 一七、五四九、二一一	* 三、一八五、九〇〇 一〇、八四九	六〇、三〇三、八九六
同　九年	一、三三二	二、七七二	一、五七六、一一七、八五〇	九四八、三〇七、三五四	二六三、七八五、七一六	九九四、五七八、七五〇	七四一、五五八、二六一	* 二五四、六一三、九七二 四、一八一、六七五	* 三、五一七、〇八六 一、四三一、八九五	八〇、八〇八、五三一
同　一〇年	一、三二七	三、一二九	一、六七六、〇五四、三五〇	一、〇二九、二六六、九三四	三三五、二二〇、四九六	九四五、三六九、〇二二	七二七、三八二、三四七	* 二三二、四九〇、二七三 四、九五九、二三〇	* 六、三一〇、四六六 一、六六七、八〇七	九〇、九七〇、六七九
同　一一年	一、七九四	五、一一三	二、三三四、二六四、二五〇	一、四三〇、八五〇、三九六	四八八、四九〇、九一八	一、二二八、二四七、四七一	九三八、二三一、〇五一	* 三〇七、三九九、五五八 七、一一四、二六一	* 二九、四八二、六三五 九二〇、二一九	一三五、九〇四、二七五
同　一二年	一、六九八	五、二三九	二、四一二、六九〇、九二〇	一、四七一、七一六、一四〇	五四〇、〇八〇、〇七三	一、二六七、一四八、一七八	九七一、九五一、四七九	* 三一五、三七四、九四六 四、二八八、六五七	* 二三、〇八四、四〇三 二三四、二〇六	一三二、九〇六、三〇七
同　一三年	一、六二六	五、二六八	二、四〇五、六八四、二五〇	一、四八八、四一二、六二四	五八三、二九〇、六四八	一、三四三、六六七、四四〇	一、〇七五、二四六、六〇一	* 三一三、六三〇、三五七 三、一一六、〇八七	* 四六、〇六八、四三九 一、〇一五、三三五	一三一、六七四、五八二
同　一四年	一、五三四	六、三二〇	二、三八六、七六〇、七五〇	一、四八八、八五八、二九六	六二六、六九八、三五六	一、三三三、三九七、五一〇	一、〇六七、八一七、六六五	* 三〇二、一九五、一四一 六、二九八、一六六	* 三七、二四四、〇六〇 六四六、六三二	一三六、九五〇、四九三
昭和元年	一、四一七	五、二九七	二、三六二、一九七、五〇〇	一、四八四、八四三、一三八	六六二、六三三、三八五	一、三五六、五三四、九六二	一、〇九七、八二八、九二三	* 二九八、一四七、九三七 四、四二九、八〇八	* 四〇、二七一、四九〇 一、一七五、五〇三	一二七、九五〇、一九五

（備　考）
一、本表は未開業其の他の事由に依り報告書を提出せざる銀行を除外せり。從て本文に記述せる年と銀行數・資本金等に於て符合せざる點あり。以下の諸表亦同じ。
二、本表には朝鮮・臺灣に於ける各銀行の勘定を除外せり。
三、圓位未滿の數字は四捨五入せり。以下諸表亦同じ。
四、純益金及純損金の欄中＊印を附したるものは、他業兼營銀行の、銀行部勘定とす。
五、配當金中には個人銀行主所得を含まず。

第二表　普通銀行資產負債累年表

（イ）資　產　之　部

期・次	未拂込資本金	本支店勘定	貸出金	割引手形	買入及利付爲替手形	荷爲替手形	他店へ貸
明治三五年　下	一〇三、九九五、五〇八円	九四、八〇九、三〇六円	三六九、九四六、六五五円	三一一、〇〇一、七三五円	―円	一〇、〇八二、八六九円	二七、五九七、七三七円

明治三六年下	九九、四〇一、一〇八円	一〇六、四二〇、七五二円	三八〇、八七三、三七二円	三三四、三八七、八五〇円	—円	一〇、〇九四、〇五一円	二七、七二三、五四二円
同　三七年上	九八、一七九、〇七二	一一一、四四六、四四七	三八三、七六三、六一四	三三一、四三五、三八五	—	八、三六五、七七九	二三、八八六、九六九
同　三七年下	九五、五三三、二三一	一〇七、一〇三、〇七七	三九〇、四六四、一一九	三二九、四八九、二七八 外七九四、九二〇	—	一三、一九一、九五二	二六、九二一、五七九
同　三八年上	九七、〇六七、八八九	一二六、二九五、二四〇	三九六、七七四、八五三	三七〇、二三三、五五六 外九六九、五五九	—	一〇、〇二九、四〇七	二六、一六七、〇五二
同　三八年下	九四、八六〇、五〇〇	一二五、二九〇、八二二	四〇六、六〇二、四二五	三七七、〇四八、六〇九 外一、〇七五、九一二	—	一三、七八一、四四一	三〇、四九四、八六一
同　三九年上	九二、七三八、六四〇	一四三、〇二七、六二五	四〇五、二四八、三三〇	四三一、三〇四、三八八 外一、八四四、七七六	—	＊一三、五三六、七七三 一、五五五、三七三	三〇、三七五、八八三
同　三九年下	九六、〇八三、七七二	一六二、七八七、〇九二	四四三、二〇七、一四八 信二〇〇、〇〇〇	六四九、八三六、六〇五 外一、六五三、三六四	—	＊一八、七二一、二二六 一、九〇四、四八九	三九、〇〇八、〇二〇
同　四〇年上	一〇八、〇九二、一三五	一六〇、二七五、八三〇	四九二、八二三、七九〇 信二〇〇、〇〇〇	五七七、六二三、四八三 外一、三八一、三九〇	—	＊一四、四六〇、〇四〇 四、六九五、八七二	三〇、二七五、七二三
同　四〇年下	一三三、七七八、二〇四	一五九、四四〇、九五三	五一四、五〇四、〇三三 信二〇〇、〇〇〇	五八五、八二一、二三六 外一、八二六、一二七	—	＊一三、八四六、八四一 一、八〇四、二八四	三一、七五五、二五九
同　四一年上	一二七、六九七、八〇三	一五二、九二三、八五九	五一七、三三八、三九六 信二〇〇、〇〇〇	五五五、九三〇、八四〇 外二、〇五一、六六五	—	＊一二、三七二、四三六 三、五〇五、五六〇	二六、三二三、八七一
同　四一年下	一二六、一九六、六二二	一六二、四一一、〇八五	五一三、七九〇、七〇七	五七一、七一四、四五五 外一、八九六、五七三	—	＊一三、六四四、〇七八 二、七八八、五四九	三一、三五四、七九二
同　四二年上	一二三、二三九、八八三	一八三、〇五七、六〇〇	五一〇、二七二、七一〇	五六三、八〇三、〇一三 外四、五三七、二二四	—	＊一三、〇〇三、二九八 三、〇八〇、九六一	三四、七八七、八〇五
同　四二年下	一二六、五四五、九一五	一八七、六八七、六九五	五一七、四二六、三三七	五九四、〇五六、四九九 外三、四九三、一七四	—	＊一一、八九四、四三二 一、七三一、七七三	三四、六三八、一〇六
同　四三年上	一二八、一二七、五六三	二〇〇、一七〇、二七三	五三五、九七三、五〇一	六二三、六三七、〇四七 外二、二六七、〇七八	—	＊一三、〇七六、八九一 二、六二一、六一一	三九、七六六、九七七
同　四三年下	一三一、二九九、九六九	二〇四、七八二、三〇八	五五四、〇四六、一一三	六八〇、三〇〇、八四六 外三、四一九、六〇一	—	＊一五、六〇六、二八六 四、〇四一、四〇〇	三七、三三一、六二三
同　四四年上	一三三、二三六、九三五	二二五、〇二四、六〇三	五六二、九一六、六四四	七四四、九五三、三四五 外三、三二一、四〇二	—	＊一四、一六九、七九三 七、九三六、三八〇	三二、五四〇、一四六
同　四四年下	一三三、七三三、〇五三	二二四、七二一、六六〇	五九八、九八八、四六九	七七八、二二三、四九四 外一、八〇七、〇三〇	—	＊一六、三〇三、四七一 七、〇二四、一九四	三六、一五四、〇四五
大正元年上	一三八、五五六、四九一	二三七、一九六、〇九九	六一五、七三二、五三五	八四〇、九一二、七〇四 外二、〇七一、七七五	—	＊二〇、三七二、〇六五 七、二四五、九六三	三五、四三九、七八九
大正元年下	一四五、五八一、六九〇	二三一、三二三、一六一	六五五、九〇九、六一〇	八四八、七九一、二八六 外二、七四九、八二六	—	＊一八、二五〇、三一三 七、八〇二、二二三	三九、六二九、四九〇
同　二年上	一四七、五五五、五九五	二四一、六四七、三三八	六七九、〇三六、六二三	九〇九、三八四、七九九 外二、一七五、一六四	—	＊一九、九七三、六二三 七、七〇五、四四三	三四、八二五、一三三
同　二年下	一七五、七八三、七三五	二五一、四六〇、四〇八	七二一、九六〇、〇〇五	九三七、九四二、七一九 外三、四五五、五六〇	—	＊二〇、九六四、九五〇 九、三二七、五八二	三九、八四六、七六五

同　三年上	一七六、二二六、二六〇	二六五、五六九、〇〇五	七二八、五二六、八三二	九八五、八一八、四三〇 外二、八八五、一三一	—	＊一九、一一〇、六二一 一、九二四、四六四	三七、二六二、九五一
同　三年下	一七三、四〇九、一〇二	二六三、七六四、一一九	七三六、五六四、四六六	九七七、二〇五、六三四 外四、一三五、四六一	—	＊一三、〇七九、九〇〇 一、一七二、五二二	三七、一四七、六六五
同　四年上	一五五、六一三、七〇五	三〇一、一一八、五四八	六三七、二九五、三四一	九四七、二四〇、六七〇 外六、四九七、四六二	—	＊一四、一八九、七一八 七、九七四、〇五七	四一、二九一、九八五
同　四年下	一五六、二七九、三二八	三二八、五二一、六九五	六四五、七二九、八〇五	一、〇五七、五一〇、七二五 外一五、九一〇、一八九	—	＊二五、四八七、四九七 五、〇〇〇、〇〇〇	四八、六八四、六七四
同　五年上	一六一、一二三、〇〇五	三六八、九六二、八四七	六四三、八〇七、八七八	一、三三三、三四八、二八七 外二三、二一七、七三七	—	＊一九、五七二、六五七 三、四四九、一三四	五八、三三〇、二三四
同　五年下	一五二、三〇一、三七二	三九一、八五二、八六〇	一、七二一、九一七、四二〇	四八七、一五〇、五九九 外三八、一五〇、九七九	—	三三、八一三、一〇九	八一、八〇三、〇一三
同　六年上	一八〇、九六四、八二八	四八六、七四九、五四〇	一、九〇八、二七一、八九七	五五四、三三九、九三〇	五二、七六二、二八七	四八、二六三、一五一	九九、二三八、三五六
同　六年下	二二二、六二八、三三三	五四五、二四九、三九六	二、二二六、八六七、六七四	七一八、六三二、八二八	七五、〇九五、八一五	四三、三七七、八九八	一一八、五四九、二三〇
同　七年上	二四〇、六九七、七七六	六七五、六六六、五六一	二、五二一、八一〇、二八七	九三四、四三六、四二六	八八、一七八、二三〇	五一、六二一、二一三	一三三、二二三、五六九
同　七年下	二五九、一三六、二二一	八一六、〇四四、四八四	二、九四四、八一二、三二一	一、一二八、一九五、九一〇	八八、六九四、〇七九	七三、九三一、三三六	一九二、二九四、九九六
同　八年上	二九二、五四九、二四七	九七二、五六三、九一五	三、四七四、六三七、四九三	一、二六五、四七一、九〇八	一三九、八一七、八八二	一〇七、〇四七、六六一	二二九、九一九、四〇〇
同　八年下	三五八、九三一、六〇四	九七九、八三二、九八四	三、九四九、二〇五、五三三	一、五八八、三九五、一六三	一六五、一三〇、八一三	一三六、八六〇、四八四	二六七、七九九、〇九七
同　九年上	五八二、〇九八、四七九	一、〇九五、一一五、三五二	四、三九三、〇六九、四二七	一、四九九、一九一、四〇二	一七四、二三七、一七三	五六、五〇八、九七八	一五〇、二五五、二五五
同　九年下	六三九、五四五、四九六	一、三三〇、六八五、九二〇	四、五五八、二三三、二一九	一、三〇一、五三七、七一九	七七、〇一六、九〇〇	四三、一九一、八三七	一四六、九七八、九四三
同　一〇年上	六六〇、四八六、〇六〇	一、五〇九、八二〇、三七七	四、六四四、三三三、八九三	一、二二七、一五九、〇六二	一〇五、四九六、五五一	五五、〇一五、三六四	一四三、九二九、九〇五
同　一〇年下	六五八、四六七、四一六	一、四三三、六五八、九八四	四、八七一、八七七、〇四四	一、二九五、七二六、二九三	一二五、四三三、六七九	七四、四三一、二二一	一八二、八七四、八二四
同　一一年上	八八三、九五五、七〇一	一、七六九、一一九、七一五	六、三〇二、八九九、五八二	一、三九三、九九八、二九五	一二八、九八一、〇九〇	八六、五七五、二四〇	一八七、一六九、二五八
同　一一年下	九一六、〇五六、三五四	一、六一七、三六二、三三九	六、三二三、五七四、六七三	一、四五五、四三二、〇九四	一一八、〇三四、三九七	六九、一七五、七九七	一七三、五七五、〇五五
＊同　一二年上	九〇五、九四五、一一三	一、七三〇、八七一、九一六	六、四九六、三九六、三四二	一、四九七、一九五、八四六	一四八、一九一、三四一	七七、一六四、四〇〇	一六五、四八六、四二四
＊同　一二年下	九五三、六三七、二七九	一、八二八、一八九、六八一	六、五〇九、四八八、一〇四	一、四四六、六二五、三三五	九一、七四三、四四四	一〇二、八九五、一四一	一八九、五一三、四五七
同　一三年上	九六五、二五二、四六六	二、〇二六、二七四、七三二	六、七〇三、五〇七、九七二	一、四三一、四九一、〇九八	一三二、三三七、一五九	七五、六〇一、八〇三	一四九、五九七、五〇四
同　一三年下	九二九、九三四、一二六	二、〇六五、八四一、〇三四	六、六五一、〇七八、〇〇一	一、五三五、六五五、五九〇	一四一、六四四、一一八	一〇二、四〇五、〇七六	一八七、〇五二、三三八

期次							
大正一四年上	九二一、八五三、八二六円	二、二六四、七三八、〇六九円	六、九三六、四〇九、八五三円	一、五五〇、九六三、九〇五円	一三九、三三六、五七一円	九五、四八〇、四四六円	一五九、八一四、三一七円
大正一四年下	九〇五、六三三、七六六	二、三一一、六四二、六〇〇	七、二六九、七四八、四九二	一、四六五、二七三、八〇〇	一六九、七六五、一六五	一〇七、六六〇、三一〇	二〇八、三三〇、五九七
昭和元年上	八八五、八六〇、八六二	二、三九八、一八七、七三九	七、四八〇、二二七、四〇九	一、四四六、七六四、三六四	一一五、一八五、三九一	一〇七、〇〇〇、一三三	一六四、三七五、二三三
昭和元年下	八八四、三八四、六七四	二、四七〇、六一五、一六六	七、六六一、一一七、八一七	一、四七〇、〇六四、七一六	一六五、九九〇、三三八	八八、六一七、〇一〇	一七三、一二三、五六三

期次	有価証券	預ケ金	地所家屋什器	各種勘定	純損金	金銀有高	合計
明治三五年下	二一五、七八七、一二四円	二三、三七一、八二三円	一六、六九三、九一九円	九、二九九、八四五円	二、七〇八、一一五円	六四、一七八、八三八円	一、一四九、四七三、五三四円
同三六年下	二一四、九九九、二七七	二五、七一八、六三六	一七、四七三、一一四	二一、一四九、六四五	三、六五二、八三三	六七、五五五、九七一	一、一九九、四五〇、一五一
同三七年上	二一七、八七六、二八三	三二、四七二、八四九	二七、二三〇、七三六	二、九五八、八五四	三、八六一、二二六	六八、三三九、四一〇	一、二〇九、八三六、六二四
同三七年下	一四九、六四六、四八七	二八、一六七、八三六	二九、四〇四、二一〇	一、九八五、六一五	三、七五七、一八六	七五、二三九、三五三	一、二五一、六九七、八四三
同三八年上	一六六、九二八、九六九	三〇、六三九、二九七	二八、六五八、二六三	五、一一五、九五四	三、七八二、六一九	七六、六二三、一四七	一、三三九、二六五、八〇五
同三八年下	一六一、一〇三、八七六	三九、二二九、四八八	二九、八六五、一一〇	三、〇九〇、〇八二	三、五三八、七五八	八四、八七三、〇五〇	一、三六九、八四四、九三三
同三九年上	一九二、二二五、三一九	五〇、一九八、九七二	三〇、〇四六、四四四	四、九八二、五四三 △九〇〇、〇〇〇	三、九三六、五〇九	九二、四四五、六六六	一、四九三、三五七、二四一
同三九年下	一七五、五六〇、四六九	五六、七五五、四七四	三〇、四二五、七二六	三、二三五、三七一 △九八〇、〇〇〇	三、二二〇、四八八	一一〇、二三〇、九八七	一、七九三、八〇〇、三二一
同四〇年上	一八三、五〇一、二〇九	四五、五三六、八八〇	三〇、〇六九、四二六	三、四七八、二六九	二、八七二、五三九	一〇四、四五二、七八〇	一、七五九、七三八、三六六
同四〇年下	一七五、四四五、四九七	四五、七二五、一四五	三一、六五九、九八九	五、六九〇、二六六	二、五一八、二三八	一〇四、八六三、〇〇六	一、七九八、八六九、〇六八
同四一年上	一七二、六九〇、八五一	三五、〇〇七、四〇四	三三、九一三、三九一	四、二五七、三二六	三、〇一六、七八一	九二、三九七、七三七	一、七二八、六二七、九二〇
同四一年下	一九三、六〇一、一四四	三九、四二九、九七八	三五、四七四、九〇七	三、三〇三、三三五	三、二七八、一一八	一〇六、〇五〇、〇九一	一、七九三、九三四、三三四
同四二年上	二三二、四一二、六〇四	五四、八一六、一五六	三六、二八三、三八一	二、六四一、九一二	二、五〇一、一六一	九七、六六四、三三六	一、八四一、一〇一、〇三三
同四二年下	二四七、四二四、九四八	五三、一八〇、五一〇	三六、二六八、〇七五	四、一七二、九二六	二、四三五、六七九	一〇五、三八八、〇四七	一、九一六、三四四、一一六
同四三年上	二五三、七七六、五八三	六八、五七九、三三八	三七、五二六、七八六	三、四三四、六九〇	二、五三一、二九八	一一三、七四〇、五五一	二、〇一四、三三〇、一一七
同四三年下	二七五、七六八、四三二	五七、八九九、〇七三	三八、二四一、五四三	二、九八四、八六三	一、八四〇、六二八	一一一、六六七、三三八	二、一〇九、三二九、九二二
同四四年上	二六一、六五二、四一三	五六、七九二、六二八	四〇、二九七、七五四	三、四六九、六五五	二、二四一、六〇九	一〇三、二四五、八九八	二、二〇〇、六八九、二〇五
同四四年下	二七〇、八〇〇、二五五	五〇、〇三〇、三〇三	四二、六〇三、八六八	三、一五五、八五四	二、三六四、四四六	一一六、七一〇、七五九	二、二六一、六〇〇、九〇一
大正元年上	二八四、三三六、九三九	五一、九七九、九二七	四三、三〇〇、二九三	四、〇四五、四三五	三、三八二、一〇〇	一〇七、四二一、九七五	二、三八一、九九四、〇九〇
大正元年下	二八三、〇九七、八三九	四四、九三八、八九三	四四、六六一、六五六	四、五五八、四九九	二、二九七、二〇一	一二八、九五三、九〇七	二、四五八、五三五、五九三
同二年上	二七一、二六八、一六三	四九、八一六、〇一二	四六、一〇六、九五八	三、五六七、二八一	三、二六七、三九七	一三一、六三五、四七四	二、五三七、九六四、九九二
同二年下	二七三、九九九、六〇二	四七、五八五、九〇七	四八、六七一、一三九	四、四六六、六八三	二、五二五、〇九一	一三六、〇五八、六四〇	二、六六四、〇四八、七八六
同三年上	二六九、四一七、三一五	五八、六二四、三九二	五〇、九四二、七五五	六、〇四六、九一一	三、〇八一、一六四	一二八、九五七、五五九	二、七三四、三八三、七八〇
同三年下	二六五、二九五、二八八	七二、七四三、四九〇	五三、四三二、二八五	六、〇四八、四七六	四、七二四、九六四	一三〇、三八六、〇一〇	二、七四九、一〇九、三七二
同四年上	二九一、二〇六、二六二	九〇、七九五、六六五	五〇、五八七、五九七	五、九五四、三八〇	三、九六〇、〇七二	一一七、二七二、二七六	二、六七〇、九九七、七三八
同四年下	三二八、三七八、六五五	八三、三六一、三八四	五三、四一八、五一〇	六、八一三、六九七	四、三七六、〇七一	一四七、三二四、五二六	二、九〇六、七九七、三五六
同五年上	三六〇、一〇六、九二五	一一五、三六七、三六一	五五、三五八、八二七	六、五四八、九九〇	四、九八四、七五四	一四四、六八二、四五七	三、一八八、八六〇、〇八三
同五年下	四二一、二四三、九六八	一一〇、三八七、七一八	五六、〇四七、二四六	四二、三三一、六〇七	五、三二一、四七五	一八五、七五三、八一七	三、七一七、〇七五、一八三
同六年上	四八二、四九五、〇七八	一四一、八七四、三七四	五七、一七九、七二七	五八、五三四、三〇二	五、〇四三、三四二	二三三、八二一、五〇二	四、二九九、五三八、三一四
同六年下	五六一、八八四、五八六	一七六、四一三、〇七八	五九、三一九、一三七	九八、五八五、八三四	五、一五三、五八七	三一六、五二一、九〇九	五、一五八、二六九、三三五
同七年上	六五〇、〇八三、〇三六	二三〇、八〇四、一九八	六一、四九八、三七七	九八、三五六、九六二	五、七四〇、五九三	二九五、四六五、〇四二	五、九七七、五九二、二七〇
同七年下	八三五、七六六、六七二	二四八、七四六、四九七	七二、〇〇八、三四九	一三九、五二四、五六三	六、〇四五、三〇五	四二三、七二九、九〇〇	七、二三八、九三〇、六一四
同八年上	八八一、〇一五、〇〇二	二三六、九九一、八八七	六一、九二四、九二〇	一四一、四七五、三七六	六、六〇九、五五七	四六九、四五〇、八六九	八、二六九、四七五、一一七
同八年下	八四七、九七八、八一五	一八七、六九八、七五六	七二、九四五、二九〇	三六四、二九四、二八五	五、七一五、六八〇	五八五、六九七、三七八	九、五〇二、四八五、八八一
同九年上	八一五、九六三、六〇五	二四〇、二七五、五七七	九二、七二三、七一六	三六七、一二三、七四七	七、〇四五、九一五	四八四、四〇六、六二三	九、九五八、〇一五、二四七
同九年下	一、〇八五、〇六三、九四〇	二三六、一六七、八九一	一〇五、五八七、八四三	二六一、八三四、二二二	九、八五五、五四〇	五二八、六七〇、七五三	一〇、三一四、三七〇、二二三
同一〇年上	一、四五九、一七五、〇〇〇	二三六、八八九、九七五	一一三、三五一、七二七	二三八、七〇一、九一〇	一三、五八二、〇七一	四六九、〇八四、三五〇	一〇、八八六、〇二六、二四五
同一〇年下	一、四九九、九三七、三三七	二二四、五一六、九九〇	一三五、〇五五、一一〇	二九四、六八六、一三四	一三、三九一、九二七	五六九、九九三、七九七	一一、三六九、〇五〇、七四六

期							
	円	円	円	円	円	円	円
大正一一年上	一、六七四、一〇九、五九〇	三一四、三九三、二四二	一九七、七三八、八六三	二七九、〇七一、六八二	一八、二二八、四八六	五七三、六五四、二〇三	一三、八〇九、八八四、九四七
同 下	一、七四六、〇三四、五八二	三一四、一八五、五四〇	二一四、八八二、〇五六	二六一、五六八、三三九	三三、三七二、二四六	六五四、二〇一、五三一	一三、八九七、四五四、九九三
同 一二年上	一、七六九、三三一、五六八	二七六、一七〇、一八三	二三六、七七〇、一五〇	二七〇、八一二、二五八	一九、七三六、九三三	六〇一、九六五、二九三	一四、一九六、〇一七、七六六
同 下	一、七四六、四三三、五八二	二九〇、九一〇、八五一	二四三、四七一、六〇〇	四七三、〇一〇、四七二	三五、四二九、〇〇二	六七六、七八一、七三九	一四、五八八、一一九、六八七
同 一三年上	一、八〇八、一九〇、七四二	二八〇、七九八、七九二	二六七、〇三一、五〇四	二五八、九六三、六二四	三九、七七三、〇七九	五九一、三八六、一四九	一四、七二〇、一九六、六〇四
同 下	一、八八〇、四六六、九九二	二九〇、六八二、三三五	二九九、六〇九、七三八	二六〇、九三四、七七〇	四二、四二五、二四八	六九五、五一〇、七六五	一五、〇八三、二四〇、一七一
同 一四年上	一、九七六、〇三〇、二〇一	三一八、四四六、六六五	三二二、〇六一、〇七七	二七二、九〇五、八五一	三三、四六一、九一九	六〇五、〇四七、三〇〇	一五、五八六、五三〇、〇〇〇
同 下	二、〇五二、二五一、三一三	三三三、四五七、三一八	三三〇、五八二、四九六	三〇五、六二八、六三八	三六、八六七、二三三	六六七、四五五、一一三	一六、一五二、五九五、八二一
昭和元年上	二、〇九六、九四四、六五七	三三三、六一七、九八一	三四二、五九九、三三七	三六三、三〇〇、四三八	三四、六九二、二二四	六一八、〇三八、五四一	一六、三六五、七七四、二九九
同 下	二、一五八、三六六、三六〇	三一四、四七八、五一九	三七五、四九一、二三八	三〇三、三三一、八八四	四一、七四九、一八六	六九五、二二七、一三七	一六、八〇二、四三七、五九八

（備考）一、明治三十四年以前は調査を缺く。
二、明治四十四年以前の數字は營業報告を提出せる銀行のみに就て之を示すものとす。
三、表中「信」の字を附するものは信託社債券、「外」の字を附するものは外國割引手形、△印を附するものは第一銀行券交換基金、＊印を附するものは得意先引受外國手形なり。
四、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨による。

（ロ）負債之部

期次	公稱資本金	本支店勘定	諸預ケ金	各種貯金	定期積立	再割引手形	支拂送金手形
	円	円	円	円	円	円	円
明治三五年下	三五八、五五八、六三〇	九六、七一八、八五九	五三二、四五八、四三〇	—	—	＊一七、八四八、四三三 七〇三、三五八	一、五八六、一六一
同 三六年下	三五二、六六八、五〇〇	一〇八、八〇三、六一三	五六六、二三七、六三八	—	—	＊一九、八一六、六〇二 八七〇、一三六	一、三九二、〇五四
同 三七年上	三四九、八五九、四〇〇	一一四、五七二、〇九九	五七三、七八〇、一〇七	—	—	＊一五、九五〇、六五一 一、七八五、〇五三	一、四二三、六二六
同 三七年下	三四四、五三一、三三〇	一一三、六三〇、一四一	六〇五、三一六、八三一	—	—	＊一五、八一九、四六九 三、三七一、八一七	二、三四七、七三〇
同 三八年上	三四九、〇九五、〇三〇	一三八、三〇三、八七八	六五七、二九二、三三二	—	—	＊一七、七三〇、二七四 六、〇六八、八三二	二、五八八、九七〇
同 三八年下	三四七、五五八、一七〇	一三九、五三六、二八四	六九二、五三〇、九三五	—	—	＊一六、一一〇、〇四三 八、一二五、二六七	二、一三四、四四七
同 三九年上	三四五、九九六、一三〇	一四五、九四六、八一六	八一〇、七〇〇、八三二	—	—	＊八、一三二、三三三 五、四二九、八六二	×二、一三〇、四〇四 一、五五五、三七三
同 三九年下	三五二、六〇七、五三〇	一六八、三六六、〇六一	一、〇三三、七六二、七七七	—	—	＊一三、九六七、九六六 九、二二四、四〇〇	×三、九三六、〇二〇 一、九〇四、四八九
同 四〇年上	三八五、八六四、六三〇	一六三、四三五、三一四	九五一、七一三、〇八三	—	—	＊一八、九八三、三〇六 九、五七六、九〇〇	×五、〇三〇、九六六 四、六九五、八七二
同 四〇年下	四一〇、〇九二、一三〇	一六二、八一五、七三〇	九四四、二九五、一〇一	—	—	＊二〇、二六八、三八四 一三、八〇五、三〇〇	×四、二六二、〇八五 一、八〇四、二八四
同 四一年上	四〇九、六三四、八三〇	一五五、一六六、二七一	八七六、二九二、〇四九	—	—	＊二〇、九七三、〇八八 八、九一四、六〇〇	×三、三一一、四九一 三、五〇五、五六〇
同 四一年下	四一一、七四五、八〇〇	一六六、二一六、七四二	九三八、〇七二、八二七	—	—	＊二四、〇〇〇、一三六 一〇、三八五、九〇〇	×二、四六七、三四〇 二、七八八、五四九
同 四二年上	四〇七、五〇五、三八〇	一八五、〇四七、二四八	一、〇〇五、五九三、九四二	—	—	＊五、六五五、五二五 一〇、〇五一、一〇〇	×二、〇四九、七七五 三、〇八〇、九六一
同 四二年下	四二七、九〇〇、四八〇	一九一、〇五九、六二四	一、〇五四、四一三、九六〇	—	—	□七、〇八五、三四七 七、八八八、七五二	×一、二七九、七八三 一、七三一、七七三
同 四三年上	四二九、七八七、八三五	二〇二、二六四、九八三	一、一四一、四四三、五一四	—	—	□七、三六六、八六七 七、八八八、七五二	×一、二六二、二六八 二、六二一、六一一
同 四三年下	四三五、六五三、八三五	二〇七、四二三、九四六	一、一八五、六九七、一五七	—	—	□一三、五八九、〇九三 七、四八六、〇〇〇	×一、二三五、二七七 四、〇四一、四〇〇
同 四四年上	四四五、三五〇、四八五	二二八、四四二、七九二	一、二三九、四二八、八四八	—	—	□二、六二四、一一七 七、四八六、〇〇〇	×一、〇六二、七七八 七、九三六、三八〇
同 四四年下	四四九、八九五、四八五	二一九、〇九五、七五一	一、二五六、二四七、五四五	—	—	□二五、八一三、五二三 七、〇九二、〇〇〇	×一、三七四、二二七 七、〇二四、一九四
大正元年上	四八九、三五一、〇八五	二三〇、七六七、一四九	一、三三八、三一四、三三六	—	—	□二五、九三二、六四二 七、〇九二、〇〇〇	×一、三五四、四七七 七、二四五、九六三
同 元年下	五一〇、二八四、四六五	二三四、三九〇、二六六	一、三五七、二七一、六八五	—	—	□二一、七七四、八六三 六、六九八、〇〇〇	×三、五五三、六八三 七、八〇二、三三三
同 二年上	五二〇、一三一、四六五	二四五、四三一、六八二	一、四一四、二二四、五〇三	—	—	□三、二八五、一六八 六、六九八、一〇〇	×九、〇二五、六〇九 七、七〇五、四四三
同 二年下	五六七、五四五、四一五	二五四、八九八、二七四	一、四四三、五二一、四五六	—	—	□二八、七七六、一一〇 六、三〇四、〇〇〇	×二、一五六、五二八 九、三三七、五八二
同 三年上	五七七、四〇二、四六五	二六八、一七二、五四九	一、四九一、三五八、四七四	—	—	□三〇、四七五、〇九五 六、三〇四、〇〇〇	×二、二三八、一七九 二一、九二四、四六四
同 三年下	五七五、三七四、九六五	二六〇、六九五、九四六	一、五一九、七六〇、四八二	—	—	□二六、七三六、三〇四 五、九一〇、〇〇〇	×七、九八一、三〇八 二一、一七二、五一三

期次							
大正四年上	五二三、一〇八、五一五円	三〇五、五六〇、五〇〇円	一、五三二、五六九、二八三円	—円	—円	二、四三〇、六七五円 □五、九一〇、〇〇〇	二、〇三一、九七六円 ×七、九七四、〇五七
同 四年下	五一三、九八八、四一五	三三四、八〇〇、四六一	一、六九九、五六六、二六八	—	—	二四、四三五、七五一 □五、五一六、〇〇〇	一、七九六、八六六 ×五、〇〇〇、七〇〇
同 五年上	五二四、四九六、四一五	三七七、〇五四、一四四	一、九一三、六七三、一三〇	—	—	三〇、八九二、九八七	×三、四四九、一二四
同 五年下	五三五、七八二、三一五	三九三、〇五一、六〇三	二、二五六、八三一、〇〇九	—	—	五三、七三七、一三五	—
同 六年上	五七四、七七三、一一五	四九一、〇〇九、五二二	二、六七三、八〇四、〇〇五	—	—	二七、三三四、一〇三	—
同 六年下	六五九、六二四、七六五	五四九、六六四、〇一九	三、三三三、九一三、九五四	—	—	四一、〇〇八、五五六	—
同 七年上	七一一、五〇五、五六五	六八四、四三一、七八七	三、八〇六、〇五二、八四一	—	—	五二、八一〇、七〇六	—
同 七年下	七七二、三三三、四六五	八四二、四五三、六四二	四、六三九、三一四、九五七	—	—	四四、六九六、一九一	—
同 八年上	八四四、七六九、二一五	九八一、五六六、三七一	五、一九二、九三七、七二七	—	—	七七、五七一、四三四	—
同 八年下	一、〇七六、〇八七、三三五	九九五、七六八、四三一	五、七四四、〇九六、五八七	—	—	一〇七、三〇三、七〇七	—
同 九年上	一、五三三、六八五、三三〇	一、一〇七、一八六、四六五	五、七六四、四二〇、八八八	—	—	一八九、九六四、六七五	—
同 九年下	一、六〇三、一一七、八五〇	一、三二七、一三三、三五九	五、八二六、五二六、一〇三	—	—	一四五、八八〇、九九二	—
同 一〇年上	一、六四五、三六八、八五〇	一、四四三、七二九、四〇六	六、一八六、〇六七、五七八	—	—	九五、二六〇、二四六	—
同 一〇年下	一、七〇三、〇五四、三五〇	一、四三三、二六四、四一四	六、四三六、二四七、一六〇	三、七三〇、九二二	四、八六八、二六三	九六、三九一、八五九	—
同 一一年上	二、二六〇、六九五、一五〇	一、七七九、九六七、二一一	七、七四〇、一六二、一〇八	一八、一〇七、八六九	三九、〇五四、九三八	八六、〇九七、一五五	—
同 一一年下	二、三六六、二八四、二五〇	一、六二二、八二九、一一七	七、七五四、八四七、〇〇五	九、三三一、〇九五	三七、二九一、七七九	一一九、七四一、五六九	—
同 一二年上	二、三六七、七五五、九七〇	一、七四一、九〇九、一六五	七、八四七、九二四、一三三	六、七六八、〇二七	三三、四六八、一三三	一〇〇、六二四、五三九	—
同 一二年下	二、四四四、六九〇、九二〇	一、八六三、九六二、三六三	七、七七一、〇〇八、八三七	五、三〇三、二三八	二八、八八二、九五二	一三二、三〇九、一三三	—
同 一三年上	二、四七二、三一三、四三〇	二、〇四一、六二一、四四一	七、八五七、一二九、〇三五	四、一〇八、八九四	三一、二九七、四二七	一〇八、五七六、〇一一	—
同 一三年下	二、四三七、六八四、二五〇	二、一三一、六八四、九七一	八、〇七三、三六五、二六七	三、四四六、六六六	一六、三五五、六四八	一三六、六八九、九三八	—
同 一四年上	二、四二六、二四四、二五〇	二、二六九、九七五、九六一	八、三六三、二五一、六六〇	二、二七三、六七八	一三、七五〇、一五九	一六四、一一三、三一五	—
同 一四年下	二、四〇六、五六〇、七五〇	二、三一六、一八一、七三八	八、七二三、九七三、一八五	一、八四九、六七六	一一、九五二、七四五	一七二、七三二、三三七	—
昭和元年上	二、三七六、三七九、一〇〇	二、三六三、二三七、八二〇	八、八八七、九六二、六五五	一、七四三、五八〇	七、七八七、二二三	一六七、八四六、一六六	—
昭和元年下	二、三八〇、九九七、五〇〇	二、四六三、九三三、九六〇	九、一七四、三六〇、〇三六	一、五八四、七九七	二、八五八、〇七五	一八五、四八八、八六四	—

期次	他店より借	借入金	各種勘定	諸積立金	純益金	合計
明治三五年下	三二、六五二、六二五円	四一、五二九、八四六円	一、〇〇五、三六三円	四五、〇〇一、〇〇五円	二一、四二〇、八二五円	一、一四九、四七三、五三四円
同 三六年下	三一、八三九、八九二	四五、五二四、九三四	一、〇五七、八六九	五〇、五〇二、七七三	二〇、七四六、一五一	一、一九九、四五〇、一五一
同 三七年上	二八、五九六、五三二	五〇、三一三、七八八	一、〇八七、二六四	五二、五五三、三一二	一九、九一六、七九二	一、二〇九、八三六、六二四
同 三七年下	三三、三四六、六一六	五六、九五一、九六〇	一、二四四、四九六	五四、四七七、四九四	二〇、六五九、九七八	一、二五一、六九七、八四三
同 三八年上	三三、五三七、〇五〇	六二、五三二、四八八	四、〇〇一、四二六	五六、二八〇、五五六	二一、八五六、〇七九	一、三三九、二六五、八〇五
同 三八年下	三七、〇五二、一六六	四八、三七八、〇六四	三、六九〇、六一三	五八、九九八、四三〇	二五、七四〇、五二四	一、三六九、八四四、九三三
同 三九年上	三八、七七七、五四六	三九、四八八、一一六	四、〇七〇、〇六五 △九〇〇、〇〇〇	六三、七二四、六五一	二六、五〇五、一三四	一、四九三、三五七、二四一
同 三九年下	四九、七四二、九九五	五九、四八五、七二二	二、八三五、八八六 △九八〇、〇〇〇	六八、一八〇、五四三	二九、八〇五、八五三	一、七九三、八〇〇、三二一
同 四〇年上	三八、一五九、八〇一	七〇、〇五〇、五六七	三、四四五、一三九	七八、四七八、七九四	三〇、三一四、〇〇五	一、七五九、七三八、三六六
同 四〇年下	四二、八八三、四七八	八〇、三三九、三五五	四、一二四、八四四	八四、一九七、一五七	三〇、九九一、一三〇	一、七九八、八六九、〇六八
同 四一年上	三四、三三五、五八二	九一、六四三、六二六	三、九八六、〇三五	八八、〇六七、五七二	三二、八〇七、二二六	一、七二八、六二七、九二〇
同 四一年下	四〇、三六四、三七八	六六、三四二、二三一	三、六〇〇、二八二	九三、七四〇、二八七	三四、二〇九、八六二	一、七九三、九三四、三三四
同 四二年上	四二、〇四二、四四一	四一、六九四、五三五	三、四六一、〇八三	一〇〇、三三九、九九〇	三四、六九〇、〇五三	一、八四一、一〇一、〇三三
同 四二年下	四九、八七七、六〇六	四六、〇一九、五七三	三、五七三、一一三	九二、三四一、七七二	三三、一七二、三二四	一、九一六、三四四、一一六
同 四三年上	五〇、九五八、一〇四	三五、七六七、一九六	三、六一三、三六〇	九六、七八一、二九五	三四、四七四、三九二	二、〇二四、二三〇、一一七
同 四三年下	四九、四六一、一九三	六三、七五三、一七三	三、八二〇、六〇四	一〇一、二六六、五一六	三五、七八二、七二七	二、一〇九、三二九、九二二
同 四四年上	四三、一八二、五三九	六〇、七四四、三〇六	三、九九五、四六一	一〇六、五四九、一九七	三四、八八六、三四九	二、二〇〇、六六九、三〇五
同 四四年下	四九、九一六、六三〇	九二、三六二、九七三	四、六四〇、〇四二	一一一、三三一、九三八	三六、九一七、六〇三	二、二六一、六〇〇、九〇一

大正元年 上	四九、〇七八、七四〇円	八一、三八七、二三五円	五、六八二、三〇七円	一〇四、六四二、五三三円	四一、一四六、六二三円	二、三八一、九九四、〇九〇円
大正元年 下	五六、一七二、八一〇	一〇二、〇五四、八〇九	六、六八六、一二五	一一一、八三〇、二九五	四〇、〇一六、三七〇	二、四五八、五三五、五九三
同 二年 上	五一、六九九、一九五	九五、九九七、三三四	六、五九三、二四八	一一六、九三二、七一五	四一、二五一、六三〇	二、五三七、九六四、九九二
同 二年 下	五六、八四八、〇五〇	一一八、六九三、一九六	八、四七一、六一五	一三三、三一三、一四八	四五、二〇三、四一三	二、六六四、〇四八、七八六
同 三年 上	五八、二〇二、三五二	一〇七、三一〇、九〇三	九、三八七、七三九	一三八、四二五、八九二	四三、一九一、六六八	二、七三四、三八三、七八〇
同 三年 下	五三、七一三、四七七	九六、〇一四、四八三	一五、二五七、六二三	一三二、二八五、五八一	四四、二〇六、六九二	二、七四九、一〇九、三七二
同 四年 上	五六、二五二、三〇五	六四、六二五、九〇一	八、三四八、二八六	一三三、七〇八、八〇四	四〇、四七七、四三六	二、六七〇、九九七、七三八
同 四年 下	七二、五一三、二六五	七〇、七六三、七九八	九、二九三、一四五	一三七、六六九、四〇五	四一、四六四、二八二	二、九〇六、七九七、三五六
同 五年 上	八〇、〇五五、六四八	六九、四七四、五三七	一五、六二三、二四八	一三一、〇五七、五二九	四三、〇八四、三三一	三、一八八、八六〇、〇八三
同 五年 下	一一六、〇四五、三九四	一二〇、一二九、〇五一	六八、一一五、〇九九	一三四、七四四、九四六	四八、六四八、六四一	三、七一七、〇七五、一八三
同 六年 上	一三五、四〇一、三三六	一一三、四四五、八四八	九四、一七四、八三三	一三八、〇四三、二三八	五二、六五八、三二六	四、二九九、五三八、三一四
同 六年 下	一六〇、〇二七、〇四三	一六八、三八八、三五〇	一四〇、三〇七、一七〇	一四二、二四八、一一四	六三、〇八七、三五四	五、一五八、二六九、三二五
同 七年 上	一六七、四一三、七四一	一八三、一八一、一九二	一五二、八一三、七六三	一五〇、九六六、一五五	六八、四二六、五二〇	五、九七七、五九二、二七〇
同 七年 下	二五三、八九二、六四五	二四二、八七三、三〇八	一九四、四三二、〇六三	一六一、六七二、九五一	七七、三八二、三九二	七、三三八、九三〇、六一四
同 八年 上	二九三、四〇九、九九三	三六六、五三四、四三七	二四六、九一五、七〇六	一六四、五四八、七七四	一〇一、三三一、四七〇	八、二六九、四七五、一一七
同 八年 下	三六二、一六一、〇四四	四九二、〇六二、一九一	四四二、三七二、七九九	一七三、六四八、二三八	一〇八、八八六、六四九	九、五〇三、四八五、八八一
同 九年 上	一九五、二八四、三七九	三五五、九七八、一四一	四七〇、三五一、二二一	二一三、〇一三、三〇〇	一四〇、一三一、八三八	九、九五八、〇一五、二四七
同 九年 下	二〇三、〇七九、〇二六	四四三、二五八、二一五	三六六、〇二五、九一六	二六七、四〇三、七一六	一三一、九四五、〇三六	一〇、三一四、三七〇、三一三
同 一〇年 上	一九九、八九〇、五六三	四六八、三七四、五五一	四一六、八一四、〇六九	三〇九、〇九四、八〇七	一三一、四二六、一七五	一〇、八八六、〇三六、二四五
同 一〇年 下	二五五、六五三、七七六	五四四、一七五、七七七	四一五、七四二、四〇六	三三九、〇七三、四九六	一三六、八五八、三三四	一一、三六九、〇五〇、七四六
同 一一年 上	二五九、九六五、三三九	五五五、九六三、六八八	四一七、八一九、〇三六	四六二、四一八、四一九	一六九、六三四、〇三四	一三、八〇九、八八四、九四七
同 一一年 下	二五三、〇六六、九三九	六八七、八四三、七一三	四〇三、五二八、一九七	四九三、三八六、八一八	一五九、三一四、五一一	一三、八九七、四五四、九九三

同 一二年 上	二五七、四九七、〇六〇	七一六、一二七、一七八	四二三、八六七、四〇六	五二八、二五一、九〇八	一七二、八二四、二五七	一四、一九六、〇一七、七六六
同 一二年 下	二七〇、二六二、八七九	八一四、九三二、七八〇	五四四、四六三、六二九	五四三、一八八、七四八	一七九、一四四、二一九	一四、五八八、一一九、六八七
同 一三年 上	二六五、〇七三、一九〇	八一一、〇三八、〇九一	三九九、八六七、七八〇	五六五、五〇四、四四八	一七二、六七六、八七七	一四、七二〇、一九六、六〇四
同 一三年 下	三一六、六六七、五一七	八四〇、一三一、一三三	三七五、八七五、〇五九	五八五、二三九、七四八	一七六、一〇九、九八四	一五、〇八三、二四〇、一七一
同 四一年 上	二九一、七九三、四四四	八二一、〇〇七、二〇二	四五九、一一五、七四三	六〇六、〇三三、八六一	一六八、九七一、八二七	一五、五八六、五三〇、〇〇〇
同 四一年 下	三五八、六八六、二一一	八七〇、二二四、三一〇	四九三、四二九、三九五	六二七、〇一三、一〇六	一七〇、九九二、四七八	一六、一五二、五九五、八二一
昭和元年 上	三三二、七二〇、三〇六	八八五、五七六、八九五	五三五、八〇四、五三〇	六四七、三一二、〇五八	一六九、四〇三、九七七	一六、三六五、七七四、二九九
昭和元年 下	三三九、七〇一、八一九	九一六、七六九、九一九	五〇七、〇一五、二六四	六六三、〇五四、四四五	一六六、六七二、九一九	一六、八〇三、四三七、五九八

（備 考） 一、明治三十四年以前は調査を缺く。

二、明治四十四年以前の數字は營業報告を提出せる銀行のみに就て之を示せるものとす。

三、表中＊印を附するものは第一銀行の銀行券、△印を附するものは第一銀行銀行券交換基金、□印を附するものは同銀行の銀行券銷却資金にして、大正五年より各種勘定へ合算す。×印を附するものは支拂保證外國手形にして支拂送金手形は大正五年より各種勘定へ合算す。

四、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨による。

第三表 普通銀行預金年末現在高累年表

年次	官公預金	定期預金	當座預金	特別當座預金	其他預金	計	前年比較増減（△）	計の内官公預金控除殘高	計の内官公及外國關係預金控除殘高
明治二六年	二、八〇七、五六八円	一一、四九二、一七七円	一七、八四八、八二〇円		六、二七七、六五五円	三八、四二六、二二〇円	—円	三五、六一八、六四二円	三五、六一八、六四二円
同 二七年	二、六五六、四〇二	一三、八六九、八三〇	二四、六一三、六四九		九、〇五六、五三八	四九、一九六、四一九	一〇、七七〇、二〇九	四六、五四〇、〇一七	四六、五四〇、〇一七
同 二八年	二、八六六、六六六	二〇、〇二九、四三七	四七、六四九、七八二		一三、七〇六、九八〇	八四、二五二、八六五	三五、〇五六、四四六	八一、三八六、一九九	八一、三八六、一九九
同 二九年	六、四九九、〇五二	三八、三六一、二〇四	七二、九八二、〇四一		二四、〇九四、七九三	一四一、九三七、〇九〇	五七、六八四、二二五	一三五、四三八、〇三八	一三五、四三八、〇三八
同 三〇年	一一、九七九、三七八	五三、四一七、四五六	一一〇、六九〇、四四〇		三一、六五四、〇一〇	二〇七、七四一、二八四	六五、八〇四、一九四	一九五、七六一、九〇六	一九五、七六一、九〇六
同 三一年	一六、九四五、〇五一	七〇、八七一、一二九	一二三、四六四、七七九円	四七、四二八、九四四円	三九、三三五、三三二	二八七、〇四五、二三五	七九、三〇三、九五一	二七〇、一〇〇、一八四	二七〇、一〇〇、一八四

明治三二年	六、七九四、四七三円	九四、四七三、三〇四円	一六三、〇九二、九三〇円	六六、九一九、四七四円	六〇、九七六、七〇九円	三九二、三五六、七八〇円	一〇五、三二一、五四五円	三八五、四六二、三〇七円	三八五、四六二、三〇七円
同三三年	七、七三三、六四四	一三三、八六四、九二四	一六七、六八三、一五九	七八、八八六、五九二	五九、六二三、五〇一	四三六、七七九、八三〇	四四、五二三、〇四〇	四二九、〇五七、一七六	四二九、〇五七、一七六
同三四年	六、一九八、四六一	一三九、一八三、三一〇	一七二、五〇〇、一三九	八四、〇三五、七四二	五八、二七八、八八五	四五〇、一八六、五二七	一三、四〇六、七〇七	四四三、九八八、〇六六	四四三、九八八、〇六六
同三五年	六、八二一、七四三	一五九、六二九、八四〇	二〇二、八〇三、七九〇	一〇三、〇一七、一五三	六四、四四〇、二七七	五三六、七〇二、八〇二	八六、五一六、二七五	五二九、八九一、〇五九	五二九、八九一、〇五九
同三六年	六、四一八、九六五	一七二、六二八、一五三	二二〇、六五九、一〇〇	一〇四、四八一、七五六	七三、〇三九、六六四	五六六、三三七、六三八	二九、五三四、八三六	五五九、八〇八、六七三	五五九、八〇八、六七三
同三七年	九、七二三、五七九	一七一、四九三、一〇一	三五二、八八七、〇二四		七一、三二四、一三八	六〇五、三一六、八三二	三九、〇八九、一九四	五九五、六〇四、二三三	五九五、六〇四、二三三
同三八年	八、八五一、二七五	二〇一、七四七、一六三	四〇四、五一七、七九六		七七、四〇四、六九一	六九二、五三〇、九二五	八七、二〇四、〇九三	六八三、六六九、六五〇	六八三、六六九、六五〇
同三九年	一一、七二三、六〇五	二九九、〇九四、一三五	六二三、三九二、九八〇		九九、五五二、〇五七	一、〇三三、七六二、七七七	三四一、二四一、八五二	一、〇二三、〇三九、一七二	一、〇二三、〇三九、一七二
同四〇年	一九、三九五、五七六	三二七、二五五、五九四	三一七、一六六、九五七	一八一、〇八九、八五四	九九、三八七、一三〇	九四四、二九五、一〇一	△八九、四六七、六七六	九二四、八九九、五三五	九二四、八九九、五三五
同四一年	一九、三四九、二四五	三四八、八九八、六八六	二八八、九〇九、二八二	一八五、三三六、九九八	九五、五七八、六一六	九三八、〇七二、八二七	△六、二三三、二七四	九一八、七二三、五八二	九一八、七二三、五八二
同四二年	一六、五三六、八二六	三九七、一七八、七五二	三四二、八八二、八三五	二〇七、二九六、四〇六	九〇、五一九、一四一	一、〇五四、四一三、九六〇	一一六、三四一、一三三	一、〇三七、八七七、一三四	一、〇三七、八七七、一三四
同四三年	一七、三二一、八五四	四六四、三九五、三六七	三七〇、二〇三、四〇三	二三一、三三〇、一七七	一〇三、四五六、三五六	一、一八五、六九七、一五七	一三一、二八三、一九七	一、一六八、三七五、三〇三	一、一六八、三七五、三〇三
同四四年	一八、一七五、四七七	四八八、六二〇、四七七	四〇一、五五三、九〇三	二四五、四一一、二四二	一〇三、四八六、四四六	一、二五六、二四七、五四五	七〇、五五〇、三八八	一、二三八、〇七二、〇六八	一、二三八、〇七二、〇六八
大正元年	一八、八一七、七五七	五八二、一四六、八二四	三八二、四八〇、三一八	二五六、二一七、三六九	一一七、六〇九、四一七	一、三五七、二七一、六八五	一〇一、〇二四、一四〇	一、三三八、四五三、九二八	一、三三八、四五三、九二八
同二年	一八、〇二四、〇九六	六七六、八九三、九〇〇	三七九、九七七、七九八	二四九、〇五六、九七六	一一九、五六八、六八六	一、四四三、五二一、四五六	八六、二三九、七七一	一、四二五、四九七、三六〇	一、四二五、四九七、三六〇
同三年	一七、一三一、一五二	七四六、四三六、九九〇	三九一、四六二、三〇五	二四一、四七四、三一九	一三三、二五五、七一六	一、五一九、七六〇、四八二	七六、二四九、〇二六	一、五〇二、六二九、三三〇	一、五〇二、六二九、三三〇
同四年	一五、九六九、九四七	七七一、〇三三、五七四	五〇七、〇六六、五〇五	二八七、二四六、四二八	一一八、二五九、八一四	一、六九九、五六六、二六八	一七九、八〇五、七八六	一、六八三、五九六、三一一	一、六八三、五九六、三一一
同五年	四五、八〇八、四五〇	九八二、二二二、八一九	五九〇、七六三、一七一	四八〇、九八三、八四〇	一五七、〇六二、七二九	二、二五六、八三一、〇〇九	五五七、二六四、七四一	二、二二一、〇三三、五五九	二、二一〇、五四七、九四三
同六年	五三、六八六、二九四	一、四四九、二五四、〇九六	八五三、三九五、九三九	六五三、三六七、六八二	二三四、二〇九、九四三	三、二三三、九一三、九五四	九七七、〇八二、九四五	三、一八〇、三三七、六六〇	三、一七七、四四九、二一五
同七年	六三、九七〇、〇一八	二、三四九、九五四、五一八	一、〇四五、四七四、九六九	八五一、一六八、六四〇	三三八、七四六、八一三	四、六三九、三一四、九五七	一、四〇五、四〇一、〇〇三	四、五七五、三四四、九三九	四、五六五、七九九、九三七
同八年	七三、六四五、八七六	二、八九七、一四五、七八九	一、二二六、一七三、三八六	一、〇八九、八九二、八七六	四〇七、二三八、六六〇	五、七四四、〇九六、五八七	一、一〇四、七八一、六三〇	五、六七〇、四五〇、七一二	五、六五四、五六五、四三四
同九年	九五、三六〇、七八九	二、五四九、八二〇、七七四	一、一六五、八九七、七三七	一、二四四、七四七、七八七	七七〇、六九九、〇二六	五、八二六、五三六、一〇三	八二、四二九、五一六	五、七三一、一六五、三一四	五、七〇九、三四一、八七六
同一〇年	一三四、九六九、〇五一	二、八二三、二八三、一一三	一、二二七、六八一、六五三	一、四八五、二一〇、六八六	八、五八九、一八四 七七五、一〇三、六三八	六、四四四、八三六、三四四	六一八、三一〇、二四一	六、三〇九、八六七、二九三	六、二八八、二九〇、七四七
同一一年	一七三、九三四、六六一	三、三八〇、六八五、五六二	一、三二八、四五九、二九三	一、九九三、九四〇、八五六	四六、六一三、八七四 八七七、八二六、六三三	七、八〇一、四五九、八七九	一、三五六、六二三、五三五	七、六二七、五二五、二二八	七、六〇八、九五四、一九〇
同一二年	一三九、五九四、二五四	三、五四〇、一五六、五六九	一、四五八、一二七、四二七	一、八七六、九九六、六五六	三四、一八六、一九〇 七五六、二〇三、九三一	七、八〇五、二六五、〇二七	三、八〇五、一四八	七、六六五、六七〇、七七三	七、六五〇、四三七、四四八
同一三年	一三三、九一九、五九七	三、九四二、八〇七、八七一	一、四一八、九八五、一三二	一、八五〇、四六九、二九九	一九、八〇二、三一四 七二七、一八三、三六八	八、〇九三、一六七、五八一	二八七、九〇二、五五四	七、九五九、二四七、九八四	七、九三二、七一五、九五三
同一四年	一六〇、〇二九、五八七	四、五〇六、五四五、七九一	一、四四四、二七六、〇六五	一、八七三、七〇〇、二九〇	一三、八〇二、四二一 七二八、四二一、四五二	八、七二六、七七五、六〇六	六三三、六〇八、〇二五	八、五六六、七四六、〇一九	八、五四七、三四二、〇二七
昭和元年	一五六、七八九、八四四	四、九七四、四〇二、〇八七	一、四五五、三三二、三七四	一、八四六、七六五、四六三	四、四四二、八七二 七四一、〇八〇、二六八	九、一七八、八〇二、九〇八	四五二、〇二七、三〇二	九、〇三三、〇一三、〇六四	九、〇〇〇、三三五、二一九

(備考) 一、其他預金中には別段預金・通知預金及預金手形を含む。
二、其他預金欄大正十年以降は右に貯蓄預金、左に其他預金の金額を掲ぐ。

第四表 普通銀行貸出金年末現在高累年表

年次	貸付金	當座預金貸越	割引手形	荷爲替手形	計	前年比較増減(△)	計の内外國關係貸控除殘高
明治二六年	三九、六一五、七三三円	九、四六七、七三九円	不詳	不詳	四九、〇八三、四七二円	—円	四九、〇八三、四七二円
同二七年	四六、四六三、三五二	一三、七一四、八四二	不詳	不詳	五九、一七八、一九四	一〇、〇九四、七二二	五九、一七八、一九四
同二八年	六七、六八五、〇〇〇	二一、四八〇、四五八	不詳	不詳	八九、一六五、四五八	二九、九八七、二六四	八九、一六五、四五八
同二九年	一一〇、一六〇、八四五	四七、〇三九、四〇九	不詳	不詳	一五七、二〇〇、二五四	六八、〇三四、七九六	一五七、二〇〇、二五四
同三〇年	一六三、四二八、四六八	七八、四七一、四〇七	不詳	不詳	二四一、八九九、八七五	八四、六九九、六二一	二四一、八九九、八七五
同三一年	一九七、五四五、八二四	九六、六四七、〇五九	一三九、三二一、四四七	四、五九五、二六五	四三八、〇九九、五九五	一九六、一九九、七二〇	四三八、〇九九、五九五
同三二年	二〇〇、二八六、四五二	一一一、〇六二、八三七	二六一、七七一、九八一	七、九一五、二三〇	五八一、〇三六、四九〇	一四二、九三六、八九五	五八一、〇三六、四九〇
同三三年	二一三、二六一、三四三	一三八、二八九、三一〇	三〇一、六四七、一二六	八、七七六、〇九二	六六一、九七三、八七一	八〇、九三七、三八一	六六一、九七三、八七一
同三四年	二三〇、九五四、二三三	一二五、四〇二、三三二	二七二、〇一五、二二五	六、七三五、〇〇四	六三五、一〇六、七九四	△二六、八六七、〇七七	六三五、一〇六、七九四
同三五年	二五三、二七二、六八四	一三三、一九四、二六一	三一一、〇〇一、七三五	一〇、〇八二、八六九	六九七、五五一、五四九	六二、四四四、七五五	六九七、五五一、五四九
同三六年	二六〇、二三〇、九一六	一三〇、六五二、四五六	三三四、三八七、八五〇	一〇、〇九四、〇五一	七二五、三五五、二七三	二七、八〇三、七二四	七二五、三五五、二七三
同三七年	二六九、四五四、四八六	一三一、〇〇九、六三三	三二九、四八九、二七八	一三、一九一、九五二	七三三、一四五、三四九	七、七九〇、〇七六	七三三、一四五、三四九

期	明治二六年下半	二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年	三五年	三六年	三七年	三八年
本店数	二七六	五四五	七〇〇	七九二	八〇〇	八二一	八六四	八四三	八二一	八〇九	七九四	七八三	七六二
支店及出張所数	一六五	一九六	二七〇	二八二	二九五	三〇七	三一四	三一四	三一四	三一四	三一四	三一四	三一四
入金	六〇五、九四四、〇五二	八一八、三四四、八六一	一八四、八六一、二七八	一五八、八六一、二七八	一五八、八六一、二七八	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五
金	六〇五、九四四、〇五二	八一八、三四四、八六一	一八四、八六一、二七八	一五八、八六一、二七八	一五八、八六一、二七八	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五
出金	六〇五、九四四、〇五二	八一八、三四四、八六一	一八四、八六一、二七八	一五八、八六一、二七八	一五八、八六一、二七八	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五	一八七、九〇九、六三五
合計	一二〇、八九一、九八七	一六二、八三一、九八七	一九一、八六一、二七八	二〇一、八六一、二七八	二〇一、八六一、二七八	二〇五、九〇九、六三五	二〇五、九〇九、六三五	二〇五、九〇九、六三五	二〇五、九〇九、六三五	二〇五、九〇九、六三五	二〇五、九〇九、六三五	二〇五、九〇九、六三五	二〇五、九〇九、六三五

第五表　普通銀行出入金累年表

昭和元年	同一四年	同一三年	同一二年	同一一年	同一〇年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同一年	大正元年	同四五年	同四四年	同四三年	同四二年	同四一年	同四〇年	同三九年	同三八年	明治三七年
入金	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	七〇、〇〇〇、〇〇〇圓	六〇、〇〇〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓	七、〇〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓
出金	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	七〇、〇〇〇、〇〇〇圓	六〇、〇〇〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓	七、〇〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓

年	借入金				割引手形		合計		
	總借入高	年末殘高	借入金利率		總割引高	年末殘高	總借高	年末殘高	利率
同二一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同六九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同七九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同八九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同九九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一〇九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一一〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一一一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同一一二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘

年	借入金				割引手形		合計		
	總借入高	年末殘高	借入金利率		總割引高	年末殘高	總借高	年末殘高	利率
同二一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同二九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同三九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四八年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同四九年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五〇年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五一年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五二年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五三年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五四年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五五年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五六年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇圓	一割一厘		一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	三、六六一、〇〇〇圓	一割一厘
同五七年	三、六六〇、〇〇〇圓	三、六六〇、〇〇〇

大正一三年	二七、二三四、〇七七、四六八円	八四〇、一三一、一一三円	一、〇六八、三六〇、八四五円	一三六、六八九、九三八円	二八、三〇三、四三八、三一三円	九七六、八二一、〇六一円
同　一四年	三一、八四三、四三六、一一六	八七〇、二二四、三一〇	一、四〇四、二二四、四六一	一七二、七三二、二三七	三三、二四七、六五〇、五七七	一、〇四二、九五六、五三七
昭和元年	三四、五〇三、六〇〇、一七四	九一六、七六九、九一九	一、五四七、七八五、五四〇	一八五、四八八、八六四	三六、〇五一、三八五、七一四	一、一〇二、二五八、七八三

（備考）明治二十六年の分は調査を缺く。

第七表　普通銀行預ヶ金累年表

年次	總預ヶ高	年末殘高
明治二七年	八〇、八八五、二三二円	一、八八二、二七〇円
同　二八年	一三九、一三二、二〇三	二、三七五、二二二
同　二九年	二五八、六九二、〇一一	三、七六五、四六八
同　三〇年	四六四、九八三、五九九	六、九二七、七四五
同　三一年	六一六、七〇四、七五四	九、六一四、九一一
同　三二年	一、一九八、八六七、五七〇	一四、一〇三、七〇一
同　三三年	一、四九〇、八一七、七六五	一七、二〇九、五九三
同　三四年	一、五一六、八九五、〇三四	二〇、五七一、七六一
同　三五年	一、八一一、四八四、一一四	二三、九七一、五三五
同　三六年	二、〇五六、三八九、四四二	二五、七一八、六三六
同　三七年	二、四〇六、五八八、二五四	二八、一六七、八三六
同　三八年	二、八五二、二三二、四五一	三九、二二九、四八八
同　三九年	四、〇五六、九六九、六七三	五六、七五五、四七四
同　四〇年	四、四一一、四五一、〇五〇	四五、七二五、一四五
同　四一年	三、六六八、三三七、〇七七	三九、四二九、九七八
明治四二年	四、三〇〇、八七八、六八〇円	五三、一八〇、五一〇円
同　四三年	五、一一二、八五六、九〇八	五七、八九九、〇七三
同　四四年	五、六五五、二三九、五四七	五〇、〇三〇、三〇三
大正元年	六、二五〇、二五五、四六一	四四、九三八、八九三
同　二年	六、五七六、一〇八、七三九	四七、五八五、九〇七
同　三年	六、九四三、七〇四、一一六	七二、七四三、四九〇
同　四年	七、八七三、五三七、一七四	八三、三六一、三八四
同　五年	一三、三八九、七六九、七五一	一一〇、三八七、七一八
同　六年	一七、五七六、一七〇、五四〇	一七六、四一三、〇七八
同　七年	二九、一一一、二六三、一〇六	二四八、七四六、四九七
同　八年	四〇、〇〇五、〇四七、八六五	一八七、六九八、七五六
同　九年	三九、三三九、〇九七、五五九	二二六、一六七、八九一
同　一〇年	三九、五四四、〇六四、一九六	二一四、五一六、九九〇
同　一一年	四五、九四四、八七七、二七七	三一四、一八五、五四〇
同　一二年	四三、三七三、八六七、二六八	二九〇、九一〇、八五一
大正一三年	四八、六〇〇、八九〇、六二六	二九〇、六八二、三三五
同　一四年	五三、八二七、七五〇、二三六	三二二、四五七、三一八
昭和元年	五六、七七三、四五六、六六〇	三一四、四七八、五一九

（備考）明治二十六年の分は調査を缺く。

第八表　普通銀行送金手形累年表

期次	公金送金手形		普通送金手形		合計	
	各地へ向けたる分	各地より受けたる分	各地へ向けたる分	各地より受けたる分	各地へ向けたる分	各地より受けたる分
明治二六年 上	八、三七〇、五五七円	？円	五〇、四四九、〇一四円	？円	五八、八一九、五七一円	？円
明治二六年 下	一五、二〇九、四〇二	一三、〇四九、八三五	四八、六二三、八九四	三九、〇〇四、四四〇	六三、八三三、二九五	五二、〇五四、二七五
同　二七年	三二、五六八、二二四	三一、五二五、九〇三	一〇五、四一五、八八九	八八、〇六七、五九六	一三七、九八四、一一三	一一九、五九三、四九九
同　二八年	四一、五九〇、一五七	三九、〇六〇、五〇六	一五六、七四九、七三四	一三三、五三六、八一四	一九八、三三九、八九一	一七二、五九七、三二〇
同　二九年	三五、三六二、九八三	三九、六一五、四二六	三〇〇、九八八、七七〇	二八四、二八七、九七三	三三六、三五一、七五三	三二三、九〇三、三九九
同　三〇年	五七、七五〇、九〇八	五七、三〇一、四一三	五五二、〇三二、〇四二	五一四、五〇八、〇一三	六〇九、七八二、九五〇	五七一、八〇九、四二五
同　三一年	八二、五四七、三六五	七二、五三三、四三九	八三七、七〇一、九八七	八一五、六四五、八〇四	九二〇、二四九、三五二	八八八、一六八、二四三
同　三二年	九九、〇四六、八五九	七一、六二五、七八三	一、一〇三、六一九、四六五	九七七、〇七二、一六八	一、二〇二、六六六、三二四	一、〇四八、六九七、九五一
同　三三年	一二九、四九四、四七八	九六、三七七、一〇一	一、二六九、二五三、六一六	一、二三八、三九五、〇四〇	一、三八八、七四八、〇九四	一、三三四、七七二、一四一
同　三四年	一二六、九七六、七三四	九六、六八六、七〇一	一、二〇〇、七七九、一四九	一、一九六、三一六、一七三	一、三二七、七五五、八八三	一、二九三、〇〇二、八七四
同　三五年	一二九、三三九、三一六	八八、〇九一、九五八	一、二九九、八三九、一五九	一、二七五、八三四、〇八一	一、四一九、〇六八、四七五	一、三六三、九二六、〇三九
同　三六年	九一、四二〇、三六三	八二、六七三、二〇六	一、三八五、八二三、七〇三	一、三八〇、〇六四、〇九三	一、四七七、二四四、〇六六	一、四六二、七三七、二九九
同　三七年	一三三、三三三、三六一	一一四、四三四、七八〇	一、四四七、〇三〇、九三七	一、四七七、八二〇、八五八	一、五八〇、三五三、二九八	一、五九二、二五五、六三八
同　三八年	一四三、三七〇、四八六	一二七、三三三、二二五	一、六五一、四二一、一六五	一、七三九、一三七、七六三	一、七九四、七九一、六五一	一、八六六、四七〇、九八八
同　三九年	一二一、七八九、五四三	一〇九、二〇四、一六一	一、九四六、三三六、八八六	一、九八〇、六〇八、八七八	二、〇五八、一二六、四二九	二、〇八九、八一三、〇三九
同　四〇年	一三三、一三一、六三〇	一三五、五二三、七〇二	二、二四三、一九一、〇五一	二、二四八、〇八七、一五八	二、三七六、三二二、六八一	二、三八三、六〇九、八六〇

明治四一年	一七八、〇二一、〇七三円	一五四、七〇五、八五〇円	一、九四八、四九七、五九七円	一、九八三、三九二、六七五円	二、一二六、五〇八、六七〇円	二、一三八、〇九八、五二五円
同　四二年	一八二、六四八、〇五二	一五九、一五〇、一七三	一、九六八、八二七、八〇〇	一、九九三、〇七二、一三一	二、一五一、四七五、八五二	二、一五二、三二三、三〇四
同　四三年	一八五、七七四、六一九	一四六、五八六、〇七五	二、一七三、三〇二、八八〇	二、二一〇、六九一、〇五五	二、三五九、〇七七、四九九	二、三五七、二七七、一三〇
同　四四年	二〇四、二八二、八一五	一五五、五六三、五三二	二、四八二、一五一、二一五	二、五一五、一〇七、九〇三	二、六八六、四三四、〇三〇	二、六七〇、六七一、四三五
大正元年	二三五、二九九、六五二	一五六、九一四、六〇六	二、六三七、四二一、八九八	二、六六八、六二一、二六二	二、八六二、七二一、五五〇	二、八二五、五三五、八六八
同　二年	二三六、六七四、七九〇	一六〇、八三八、八三八	二、七六八、一九四、三三三	二、八三八、八七〇、七八九	三、〇〇四、八六九、一一二	二、九九九、七〇九、六二七
同　三年	二三六、九三九、八七九	一六四、二一六、四二九	二、五〇一、〇四〇、七五六	二、五三五、一六一、一一三	二、七三七、九八〇、六三五	二、六九九、三七七、五四二
同　四年	二〇七、一四三、五四二	一四三、七六六、三二七	二、八三一、九五九、四九二	二、四〇九、三五〇、八五八	二、五八九、一〇三、〇三四	二、五五三、一一七、一八五
同　五年　上	一〇九、三四九、七七四	七九、二一〇、三〇五	一、五七七、八四二、二九五	一、六〇四、〇〇一、六一三	一、六八七、一九二、〇六九	一、六八三、二二一、九一八
五年　下	八七三、五九七、一一五	五三五、〇五七、六五五	二、一九三、四八九、二五七	二、〇一六、五九七、二五九	三、〇六七、〇八六、三七二	二、五五一、六五四、九一四
同　六年	五、三六七、六二七、〇三六	五、三一三、五七五、〇四四	一、四一三、一八〇、九八三	一、三五六、〇一一、四七九	六、七八〇、八〇八、〇一九	六、六六九、五八六、五二三
同　七年	七、四二五、九二三、二四三	七、一六六、一〇五、七三九	一、九五五、二八一、九三四	一、九九四、八三七、六二八	九、三八一、二〇四、一七七	九、一六〇、九四三、三六七
同　八年	一一、二四四、七八二、七五六	一〇、二〇五、七七〇、三四一	二、九六一、五七六、六七九	二、八三九、六四三、六八八	一四、二〇六、三五九、四三五	一三、〇四五、四一四、〇二九
同　九年	九、九二五、六六二、一四二	九、五七一、七四九、六九二	三、一八九、二四〇、四七七	二、九二二、四六七、九一三	一三、一一四、九〇二、六一九	一三、四九三、二二七、六〇五
同一〇年	八、五四六、六六九、二九三	八、二八九、三五八、〇五三	二、五〇七、六〇九、三九九	二、二三三、三一六、七二九	一二、〇五四、二七八、六九二	一〇、五三三、六七四、七八二
同一一年	一〇、一五三、五〇四、九九三	九、三四〇、五九〇、九三六	二、五八六、二七〇、四〇〇	二、五八〇、九五七、〇二五	一三、七三九、七七五、三九三	一一、九二一、五四七、九六一
同一二年	九、六六八、六八六、一三五	九、九〇〇、八三九、三八九	二、四六八、二六〇、六七二	二、三三四、三三八、四二八	一三、一三六、九四六、八〇七	一三、二三五、一七七、八一七
同一三年	一〇、七五一、一一六、四三八	一〇、三九三、九二一、四九〇	三、三七六、六〇六、六四二	二、七七五、三四二、〇九三	一四、一二七、七二三、〇八〇	一三、一六九、二六三、五八三
同一四年	一一、六〇三、六九〇、三五五	一一、三三七、五九一、七〇五	三、七二七、八四五、九三四	三、四六二、八四九、二三四	一五、三三一、五三六、二八九	一四、六九〇、四四〇、九三九
昭和元年	一一、七〇一、六六九、一九八	一一、五二五、五五六、七〇八	四、一二四、九〇〇、八八一	三、六一三、一五三、一二七	一五、八二六、五七〇、〇七九	一五、一三八、七〇九、八三五

（備考）大正五年下半期以降公金送金手形欄には電信爲替を、普通送金手形欄には普通爲替を掲ぐ。但し法改正の結果なりとす。

第九表　普通銀行代金取立手形及外國爲替累年表

期次	代金取立手形 當所	代金取立手形 他所	代金取立手形 合計	外國爲替 外國へ向けたる分	外國爲替 外國より受けたる分	外國爲替 合計
明治二六年　上	四、〇二八、一八〇円	—円	四、〇二八、一八〇円	—円	—円	—円
明治二六年　下	二、二一六、七八七	四、八二八、五七二	六、九四五、三五九	—	—	—
同　二七年	四、五七〇、六〇二	一二、四八四、七四四	一六、〇五五、三四六	—	—	—
同　二八年	九、六四五、九〇七	一八、一一三、六一〇	二七、七五八、五一七	—	—	—
同　二九年	三七、〇七八、二七〇	三〇、二八八、八三八	六七、三六七、一〇八	—	—	—
同　三〇年	九二、五五二、二九八	五八、四七六、八二六	一五一、〇二九、一二四	—	—	—
同　三一年	一三九、三八七、六三三	九七、〇七五、七三二	二三六、四六三、三六五	—	—	—
同　三二年	二一三、四五〇、七三七	一三六、五三六、八一一	三四九、九八七、五四八	—	—	—
同　三三年	三一六、五八二、一一三	一九五、七六二、六四三	五一二、三四四、七五六	—	—	—
同　三四年	三三〇、九五五、九七一	二三一、二七一、五〇二	五六二、二二八、四七三	—	—	—
同　三五年	三九二、九〇六、三九八	二六六、五八六、三四五	六五九、四九二、七四三	—	—	—
同　三六年	四一八、四〇二、二六四	二八六、二四七、六四六	七〇四、六四九、九一〇	—	—	—
同　三七年	四七八、八五五、七五六	三〇四、八八六、四六九	七八三、七四二、二二五	—	—	—
同　三八年	五八二、三〇二、〇九〇	三五二、七七三、〇三六	九三五、〇七五、一二六	—	—	—
同　三九年	七一七、六六六、〇四三	四六一、五六七、一六八	一、一七九、二三三、二一一	—	—	—
同　四〇年	八二八、六三六、六二五	五二六、五七六、〇九二	一、三五五、二二二、七一七	—	—	—
同　四一年	七七〇、七八一、七〇一	四八四、五〇二、〇八〇	一、二五五、二八三、七八一	—	—	—
同　四二年	八九八、三〇七、八〇三	五一〇、七二二、四〇一	一、四〇九、〇二九、二〇四	三三、三四三、七五四	五二、四七六、七一八	八五、八二〇、四七二
同　四三年	一、〇四七、〇九四、九七三	六〇六、七九九、七九七	一、六五三、八九四、七七〇	四八、五四二、八四四	六三、六三五、九四〇	一一二、一七八、七八四
同　四四年	一、一六二、八四七、三一八	六六五、二八四、〇三〇	一、八二八、一三一、三四八	一三、八六九、五二七	二三、二六〇、四七三	三六、一三〇、〇〇〇
大正元年	一、三六九、五〇三、五八二	七四一、三六〇、八七二	二、一一〇、八六四、四五四	一九、六七二、九二七	三三、一八七、七四四	五二、八六〇、六七一
同　二年	一、五四二、三五九、五五六	八〇四、二九一、一五四	二、三四六、六五〇、七一〇	三六、二二四、一二五	五一、二六一、七八七	八七、四八五、九一二

大正三年	一、四九七、四〇〇、六九七円	七二〇、九七一、九〇〇円	二、二一八、三七二、五九七円	四〇、六八九、七二八円	三〇、八八七、一四一円	七一、五七六、八六九円
同四年	一、五四二、四五一、八八一	七二六、〇六九、三八七	二、二六八、五二一、二六八	五四、九七一、二〇一	五一、五一八、八三〇	一〇六、四九〇、〇三一
同五年上	一、〇一五、二〇〇、六六八	四八〇、五四六、八四二	一、四九五、七四七、五一〇	一三一、五五一、〇九二	一一八、五一八、八七七	二五〇、〇六九、九六九
同五年下	二、二〇四、六七八、九五四	一、九九二、六四七、六二七	四、一九七、三二六、五八一	四六二、八四八、六四七	三〇五、一七五、二八三	七六八、〇二三、九三〇
同六年	五、三八一、六九三、一七一	四、九二一、五四〇、一九八	一〇、三〇三、二三三、三六九	五八七、三五六、四九三	四四二、八六九、五九二	一、〇三〇、二二六、〇八五
同七年	七、九六四、六一六、八三五	七、四八五、四八八、二二一	一五、四五〇、一〇五、〇五六	一、一四〇、八九三、六六八	九五六、九三九、〇八三	二、〇九七、八三二、七五一
同八年	一二、八五二、五二九、一二四	一一、九一七、〇二八、二七一	二四、七六九、五五七、三九五	一、二一八、五三〇、五一二	一、三四〇、四四八、五〇一	二、五五八、九七九、〇一三
同九年	一〇、八一四、六一一、〇一四	一〇、〇八九、九八七、三〇二	二〇、九〇四、五九八、三一六	一、四九八、三六三、四一七	一、四七七、三三一、六二二	二、九七五、六九五、〇三九
同一〇年	九、四二七、二五七、八七八	八、五七四、〇四一、三〇四	一八、〇〇一、二九九、一八二	一、七五六、二六九、四八三	一、六〇四、三五五、七八四	三、三六〇、六二五、三六七
同一一年	一〇、三〇五、三九六、三八三	九、五八六、九〇二、三七四	一九、八九二、二九八、七五七	三、一〇一、〇五八、六六九	二、五一二、一二一、三七五	五、六一三、一八〇、〇四四
同一二年	九、六三三、二九九、七二九	九、一八二、七二四、三五五	一八、八一六、〇二四、〇八四	四、〇九三、三八五、〇七九	三、六五八、八二一、七〇一	七、七五二、二〇七、七八〇
同一三年	二、五九八、八二八、四九七	二、八三二、二三五、二八二	五、四二一、〇五三、七七九	四、五九六、三三一、七九六	四、〇五八、二二一、八四一	八、六五四、五五三、六三七
同一四年	一三、九九四、九二三、一四二	一二、一三〇、〇四四、八一一	二六、一二四、九六七、九五三	四、二二七、三二六、五七四	三、六九三、二四七、四五〇	七、九二〇、五七四、〇二四
昭和元年	一三、九五二、六八七、八八一	一二、〇五〇、七四五、五八六	二六、〇〇三、四三三、四六七			

（備考）一、大正五年下半期以降代金取立手形の當所の欄には受込高を、他所の欄には振出高を掲ぐ。但し法改正の結果なりとす。

二、外國爲替に關しては四十一年以前の調査を缺く。

第二節　日露戰時及戰後の普通銀行

第一款　序說

既に屢述せる所の如く、維新後明治二十六年に至る間の本邦普通銀行は、業態頗る雜然として、業績又必ずしも明らかならざりしが、同年七月一日以降普通銀行業務は始めて整然たる秩序の下に經營せらるることとなれり。洵に同年は普通銀行の制度・組織に關し、本邦銀行史上一新紀元を啓きたるの時にして、卽ち商法新たに施行せられ、銀行條例及貯蓄銀行條例亦共に實施せられ、尋いで右條例の施行細則亦大藏省令を以て公布せられたること既述の如し。茲に於てか從來の所謂私立銀行は七月一日以降新法の下に立たざるべからざることとなりしを以て、何れも會社定款又は契約書の變更其の他事業の整理に努め、從來の株式組織を解きて或は合名・合資組織に變ずるものあり、或は會社組織を解きて個人の營業に變ずるものあり、更に其の基礎鞏固ならず、信用薄弱なりしものは自然淘汰せらるると同時に、新法を奉じて勃興するもの尠からず、且私立銀行の帳簿は從來頗る錯雜を極め、從て其の資產負債の實況を世上に公告せざりしが、今や法定の帳簿を備へて一定の樣式に從ひ、大いに營業上の面目を一新するに至れり。又條例施行後既設銀行の事業に著しき變化を呈したるものは各私立銀行に於て從來兼營したる貯蓄銀行業務の停止せられたること之にして、其の結果各銀行は或は貯蓄預金の契約を解き、或は預け主の要求に依り、更に之を定期預金若くは當座預金等に振替へたるものとす。今同年七月一日銀行條例施行以降に於ける普通銀行事業繼續の狀況を觀るに、商法施行條例第十條に依り既設株式會社にして定款の認可を申請せるものは四百七十三行（內一行は貯蓄兼營）にして、同年中認可を與へられたるもの四百三十三行、更に銀行條例施行細則第三十三條に依り既設銀行の營業繼續を屆出でたるもの合名會社十二行、合資會社三十二行、個人經營四十三行なり。されば條例施行前より既に普通銀行事業を營める各會社竝に個人にして、條例施行後其の事業を繼續したるもの總數五百六十行にして、其の資本金總額三千四百八十萬千六百圓に達せり。而して同

年七月一日以降新法の下に設立を申請したるもの株式會社十三、合名會社三、合資會社十二、個人十六、合計四十四行にして、內認可を與へられたるもの四十一行、其の資本金合計百十八萬六千八百九十圓なり。斯くて明治二十六年十二月三十一日現在の普通銀行總數（認可申請中のものを含む）は六百四行（內一行は普通銀行にして貯蓄銀行を兼ぬ）にして、資本金總計三千五百九十八萬八千四百九十圓なりき。

以上述べし所の如く、本邦普通銀行は明治二十六年七月一日以降整然たる組織の下に統制せらることなり、銀行史上に一新紀元を劃するに至りしが、其の後銀行の新設せらるるもの比年頗る多く明治三十四年には實に千八百九十行の多數を數へ、資本金總額亦三億六千七百二十餘萬圓を算するに至れり。此の如きは前に述べし如く、日清戰役の結果巨額の償金を獲得したると、戰後企業熱勃興して資金の需要盛となり、從て金融市場の擴大したるとに依る所頗る大なるものあるは勿論なるも他面に於て明治二十九年より三十二年に亙り、營業滿期の國立銀行にして、普通銀行に轉ずるもの相尋いで出でしことも亦其の主要なる原因なりしなり。試に明治二十六年以降三十六年に至る普通銀行數及其の公稱資本金を組織別に就きて見るに左の如し。

普通銀行數及公稱資本金組織別表

年次	株式會社 行數	株式會社 公稱資本金	株式合資會社 行數	株式合資會社 公稱資本金	合資會社 行數	合資會社 公稱資本金	合名會社 行數	合名會社 公稱資本金	個人 行數	個人 公稱資本金	合計 行數	合計 公稱資本金
明治二六年	四八六	二六、五五八、四五〇円	—	—円	四四	三、七九三、六二〇円	一五	二、九一三、四〇〇円	五九	二、七二四、〇二〇円	六〇四	三五、九八八、四九〇円
同　二七年	五八四	三二、一一三、九九〇	—	—	五八	五、〇五八、〇九〇	一七	二、九七七、四〇〇	六九	二、六五八、四二〇	七二八	五二、八〇七、九〇〇
同　二八年	五七〇	五九、四七五、七一九	—	—	七一	七、一九九、七四〇	二〇	四、〇四五、九〇〇	六五	三、九八七、五二〇	七二六	七四、七〇八、八七九
同　二九年	八七九	一三〇、一五二、三五〇	—	—	八五	七、九七四、六七四	二一	四、六七八、九〇〇	六九	四、一五〇、〇二〇	一、〇五四	一四六、五五九、九四四
同　三〇年	一、〇九六	二一二、六〇〇、五二〇	—	—	一〇六	八、八三九、六七四	三二	六、一六三、九〇〇	七一	四、七〇九、〇二〇	一、三〇五	二三二、三一三、一一四
同　三一年	一、二四七	二五三、七七六、九四〇	—	—	一一四	九、二六七、八七四	三八	九、六八四、九〇〇	八六	六、四〇六、五二〇	一、四八五	二七九、一三六、二三四
同　三二年	一、三四九	二七三、四〇二、四一五	—	—	一三五	九、九五一、七七四	五〇	一〇、六〇六、九〇〇	一〇〇	八、一四五、五二〇	一、六三四	三〇二、一〇六、六〇九
同　三三年	一、五四〇	三二一、四五一、三六五	一	四五二、〇〇〇	一三五	九、八四七、四七四	六二	一五、三四〇、五〇〇	一一六	九、〇五二、五二〇	一、八五四	三五六、一四三、八五九
同　三四年	一、五七五	三三二、三一八、六五五	二	六五二、〇〇〇	一三二	一〇、三八一、九七五	六五	一五、五二五、七五〇	一一六	八、三六八、五二〇	一、八九〇	三六七、二四六、九〇〇
同　三五年	一、五五九	三三二、三九〇、三八五	二	六五二、〇〇〇	一二一	九、三九六、八七五	六六	一六、五六五、七五〇	一〇九	八、〇二八、五二〇	一、八五七	三六七、〇三三、五三〇
同　三六年	一、四九三	三二三、三三〇、五〇五	二	六五二、〇〇〇	一一三	九、二四一、八七五	六七	一六、七二一、〇〇〇	一〇五	六、九〇三、五二〇	一、七八〇	三五六、八四八、九〇〇

概括して之れを見るに、銀行數は明治二十七年の七百二十八行より三十六年の千七百八十行に增加し、其の資本金も五千二百八十萬七千圓より三億五千六百八十四萬八千圓となり、七倍弱の增加割合を示せり。次に之を銀行の組織別より見るときは、各種銀行中最も重要なるものは勿論株式會社組織の銀行にして、明治二十七年の五百八十四行より三十四年の千五百七十五行に增加し、爾後減少して三十六年に千四百九十三行に下り、其の資本金亦二十七年の三千二百十一萬三千圓より、三十四年の三億三千二百三十一萬八千圓に增加し、三十六年には一時的にもせよ三億二千三百三十三萬圓に減少したり。之を其の他の銀行に就きて見るに、右の如き株式組織銀行の趣向と其の軌を一にするものは、合資組織の銀行及個人組織の銀行にして、卽ち前者は三十三年に行數百三十五行に、三十四年に資本金千三十八萬一千圓に增加したるも、以後減少の傾向を示し、後者は三十三年に行數百十六行に資本金九百五萬二千圓に增加したる後、著しく減少の狀態を現すに至れり。此の間合名組織の銀行のみは始終增進の趨勢を持續し、卽ち二十七年に於ける行數十七行より三十四年の百十五行、三十六年の六十七行となり、其の資本金は二十七年に二百九十七萬七千圓なりしもの、三十四年には千五百五十二萬六千圓、三十六年には千六百七十二萬千圓に增加するに至れり。此の如く合名組織の

銀行のみ獨り增加を續けしことは、主として當時に於ける我國金融界の規模未だ大ならずして、株式組織の銀行にあらざるも以て能く金融業を經營し得たるに因るものと謂ふべし。要するに此の時代の特徴とも稱すべきは、銀行合同の行はるること無く、銀行の發達は一に其の增設に依りて表示せらるることに在りたるものとす。又一行當資本金の如きも、前揭の如く未だ必ずしも大ならず、多數小銀行の併立は期せずして劇しき競爭誘發の原因となり、其の弊害少からざるものあり、我普通銀行は決して健全なる狀態に在らざりしなり。而も當時政府に於て未だ銀行增設に對して何等對策を施すことなく、銀行數及其の資本金に對しても敢て制限を加ふること無かりし爲め、小銀行は其の勢の赴く儘に簇生したるものと稱せざるべからず。斯くて我國の普通銀行は日清戰爭後、日露戰爭前に於て急激に增加したるが、此の如きは必ずしも、本邦經濟の發展に伴ひ、其の實際上の必要に促されて成立したるものにあらざるを以て、各銀行の資本金は概ね少く、信用の基礎又頗る薄弱にして、即ち一般經濟界の實情に比し濫設の嫌ひ蔽ふべからざるものあり、茲に政府は後述の如く普通銀行の設立を制限し、更に進みて其の合併を奬勵せざるを得ざるに至りしものとす。

第二款　普通銀行の發達

上述の如く我國の普通銀行は日露戰役以前に於ては大體に於て濫設の傾向著しく、其の數は明治三十四年に於て千八百九十行に達せしが、之を頂點として爾後概ね減少の傾向を辿り、日露戰前の明治三十六年に於て既に千七百八十行となり、戰後の同三十九年には更に千六百七十行に減じ、尋で大正元年には千六百二十一行となり、世界大戰の勃發したる大正三年には千五百九十五行となれり。

而して大正時代以前に於ける斯かる普通銀行減少の原因に就きては、政府の新設制限及合同の勸奬等固より之を無視すること能はずと雖も、其の最大の原因は本邦經濟の發展に基く弱小銀行の淘汰に在りと謂はざるべからず。卽ち日清戰後の財界の好況は、既に明治三十三年幕熊本第九銀行の支拂停止を魁として反動の氣勢を現はし、翌三十四年の三四月には大阪を中心として全國的の金融恐慌を惹起し、爾後多數の弱小銀行は踵を接して倒產するに至れり。之れ、蓋し三十五年以降に於ける銀行數激減の主原因にして、卽ち日露戰役以前に於ける銀行濫設の弊害を暴露せるものに外ならず。斯くて既設の脆弱なる銀行は次第に整理淘汰せられたるものとす。而して斯かる財界の不況に次ぐに、日露戰爭以後に於ける我國經濟の膨脹は、更に又小資本の銀行の存在を許さざることとなり、普通銀行の數は益〻減少するに至れり。今日露戰爭を契機として我國の經濟の如何に膨脹したるかを窺はんに、先づ明治三十七年以降大正三年に至る間の諸產業會社數及拂込資本金額表

諸產業會社數及拂込資本金額表

年次	農業		工業		商業		運輸業		合計	
	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金	社數	拂込資本金
		円		円		円		円		円
明治三七年	二三八	三、二三〇、八五七	二、三八四	一六二、八三六、二〇三	五、六〇九	四五五、八三二、六一三	六八二	三〇九、四二三、七三三	八、九二三	九三二、二九二、一四六
同　三八年	二三一	三、三六八、九九〇	二、四四九	一八九、四一四、〇五九	五、六三〇	四六六、四〇四、四九八	六九六	三一六、六四九、〇〇八	九、〇〇六	九七五、八三六、五五五
同　三九年	二三〇	四、八七〇、三五七	二、五四六	二六七、二八、四二四	五、八四〇	五〇〇、五八八、五九九	六九四	三一七、三七八、七〇四	九、三三〇	一、〇八九、九五六、〇八三
同　四〇年	三〇九	三、一〇三五、一九二	二、八四七	三八一、八一五、一〇九	五九九、四八六、三八	七〇四	一五〇、八九一、一八九	一〇、〇八七	一、一四三、三七七、八八八	
同　四一年	三三三	三、一〇九八、一三七	三、〇八五	四四〇、八五七、一七六	五九六、七〇二、六八一	七六八	一六四、七七七、七六六	一〇、七一〇	一、二三五、三八六、七六〇	
同　四二年	三五九	一四、七五二、八二三	三、四三五	五四二、二六〇、二三七	六、三四四、四四一、四六二	八一四	一七五、六八九、六八二	二一、五四九	一、三六七、一六四、一〇四	
同　四三年	三八六	一六、八九四、五一九	三、八七二	五八〇、一一七、八九八	六八七、七九二、四八六	八五六	一九六、五九六、五五一	一三、三〇八	一、四八一、四〇一、四五四	

明治四四年	四二三	一八、〇〇八、四八一円	三、九二一	六二九、五四三、四四〇円	七、七八三	七三五、七四八、六二九円	九〇五	一六六、六六三、二八三円	一三、〇三一	一、五四九、九六三、八三三円
大正元年	四七五	二六、三五四、九四二	四、四〇三	六七七、七九四、五六四	八、〇〇四	八六四、四三九、七八三	一、〇〇五	一八八、〇四一、一二二	一三、八八七	一、七五六、六一〇、四一一
同　二年	四九六	二七、六五一、一一二	四、九六一	八一四、三〇四、二九八	八、八一三	九三一、二一五、六四八	一、一三六	二一〇、〇六一、〇八七	一五、四〇六	一、九八三、二三二、一四五
同　三年	四九一	二七、二三五、三九七	五、二六六	八三三、五六九、二五九	九、九二三	九七四、〇二〇、六五九	一、一七八	二三三、九六一、一五八	一六、八五八	二、〇六八、七六六、四七三

諸産業會社の資本金は、日露戰役勃發の當年たる明治三十七年の九億三千百餘萬圓より、十年後世界大戰勃發の當年たる大正三年には二十億六千八百餘萬圓に膨脹し、實に二倍餘の增加を示せり。此の如きは本邦經濟の膨脹發展を如實に示現せるものなるが、更に之を同期間の外國貿易の狀況に就きて見るに左の如し。

輸出入額累年表

年次	輸出	輸入	合計	年次	輸出	輸入	合計
明治三七年	三一九、二六〇、八九六円	三七一、三六〇、七三八円	六九〇、六二一、六三四円	明治四三年	四五八、四二八、九九六円	四六四、二三三、八〇八円	九二三、六六二、八〇四円
同　三八年	三二一、五三三、六一〇	四八八、五三八、〇一七	八一〇、〇七一、六二七	同　四四年	四四七、四三三、八八八	五一三、八〇五、七〇五	九六一、二三九、五九三
同　三九年	四二三、七五四、八九二	四一八、七八四、一〇八	八四二、五三九、〇〇〇	大正元年	五二六、九八一、八四二	六一八、九九二、二七七	一、一四五、九七四、一一九
同　四〇年	四三二、四一二、八七三	四九四、四六七、三四六	九二六、八八〇、二一九	同　二年	六三二、四六〇、二一三	七二九、四三一、六四四	一、三六一、八九一、八五七
同　四一年	三七八、二四五、六七三	四三六、二五七、四六二	八一四、五〇三、一三五	同　三年	五九一、一〇一、四六一	五九五、七三五、七二五	一、一八六、八三七、一八六
同　四二年	四一三、一一二、五一一	三九四、一九八、八四三	八〇七、三一一、三五四				

輸出入合計額は明治三十七年の六億九千七十餘萬圓より、大正三年の十一億八千六百餘萬圓となり、殆ど二倍の增加を來せり。

此の如き我國經濟の膨脹發展は、一面金融機關の發達に俟つ所頗る大なるものあり、此の間我普通銀行が異常なる進歩を示し、必要なる資金の疏通を圖りて以て大いに諸産業の發達に寄與したるは論を要せざる所なり。今試に此の期間に於ける普通銀行の資本金・預金・貸出金數及手形交換高を見るに左の如し。

普通銀行資本金、預金及貸出金表

年次	公稱資本金	預金	總貸出金	手形交換高
明治三七年	三四七、九〇六、二二〇円	七、七〇二、二五一、〇二五円	二、二三二、二五八、五八六円	四、一六七、六六六、七九〇円
同　三八年	三四七、五五八、一七〇	九、二二八、六九九、二三七	二、六八一、三七一、七六二	五、五四四、四一七、四〇五
同　三九年	三五二、六〇七、五二〇	一三、三四七、三七四、五七二	三、五〇八、八〇九、六一〇	七、一三三、八八四、五五四
同　四〇年	四一一、六二二、二三〇	一三、七三七、二六一、二三三	四、〇二三、二八八、八四四	七、四四七、九二九、四七二
同　四一年	四一一、七四五、八〇〇	一一、二三一、九〇一、二六四	三、五五七、六一六、六八八	六、三二一、〇〇七、五八四
同　四二年	四二七、九〇〇、四八〇	一二、一〇六、六二七、六三二	三、六二〇、七九六、六八二	七、二二七、五一五、二一三
同　四三年	四三七、四二三、八三五	一四、〇一三、八七九、四六五	四、一四一、一五五、七八七	八、二三五、五一〇、一〇〇
同　四四年	四五一、五九五、四八五	一五、二三三、四八一、八三一	四、一三一、六五六、七八五	八、五一三、七〇二、三六四
大正元年	五一〇、二八四、四六五	一七、一五三、八九二、三三五	四、六八四、一〇二、九八五	九、七一二、六六四、三八三
同　二年	五六八、五四五、四一五	一八、〇八六、三一二、三一二	五、〇一六、〇七七、四八〇	一〇、四〇一、二〇四、七一三
同　三年	五七六、八七四、九六五	一七、八四三、三六九、一六六	四、九四六、六四八、二二九	一〇、二六九、七七〇、七二七

（備考）一、政府預金を含まず。
二、手形交換高は東京・大阪・京都・横濱・神戸・名古屋・廣島・關門・金澤・函館・小樽・札幌等十二箇所交換所の交換高なり。

就て見るに、普通銀行の資本金は、明治三十七年の三億四千七百九十萬餘圓より大正三年の五億七千六百八十七萬圓に增加し、其の增加率は十六割五分なり。又預金總高は同期中七十七億二百二十

五萬餘圓より百七十八億四千三百三十六萬圓に增加し、貸出總高は二十二億三千二百二十五萬圓より四十九億四千六百六十四萬圓餘に增加し、前者に於て二十三割一分、後者に於て二十二割一分の增加を示せり。更に手形交換高は三十七年に於て四十一億六千七百六十六萬餘圓となりしが、大正三年には百二億六千九百七十七萬餘圓となり、二十四割六分の增加を示せり。

而して日清戰役後日露戰役に至る十年間に於て、普通銀行の資本金は五千二百八十萬餘圓より、三億五千六百八十四萬圓に增加し、其の增加率は六十七割五分を示せしが、今之を日露戰役後の十年間に就きて見るに、三十七年の資本金三億四千七百九十萬餘圓は大正三年の五億七千六百八十七萬餘圓に增加し、其の增加率は十六割五分たり、之を更に遡りて二十七年の資本金額に比較するときは、實に百九割二分てふ著しき增加を示すものとす。然りと雖も飜て銀行數に就きて見るに、三十四年の千八百九十行は三十七年に於て千七百三十行となり、大正三年には千五百九十五行に減少したり。此の如く資本金の增加せる一面に於て行數の減少を示せることは、畢竟一銀行としての金融力の增進を表示するものにして、本邦銀行史上に於て注意すべき新現象なりしなり。左に先づ日露戰爭以後十箇年間に於ける組織別銀行數・資本金を掲記して參考に資すべし。

普通銀行數及公稱資本金組織別表

年次	株式會社		株式合資會社		合資會社		合名會社		個人		合計	
	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金
		円		円		円		円		円		円
明治三七年	一、四五二	三一三、九四七、三二五	二	六五二、〇〇〇	一一三	九、二九七、三七五	六七	一七、五四六、〇〇〇	九七	六、四六三、五二〇	一、七三〇	三四七、九六六、三二〇
同　三八年	一、四三〇	三一三、〇五七、七二五	二	六五二、〇〇〇	一一二	九、二九七、三七五	六七	一七、六五四、七五〇	八七	六、〇四一、〇二〇	一、六九七	三四七、五六八、一七〇
同　三九年	一、四二二	三一八、三五八、九七五	二	六五二、〇〇〇	一〇八	九、六七七、三七五	六六	一八、一三七、三五〇	八三	五、五九一、五二〇	一、六七〇	三五二、六〇七、五二〇
同　四〇年	一、四一二	三一七、五八八、九二五	二	六五二、〇〇〇	一一四	九、三五五、八三五	六七	一九、一四二、三八〇	八四	五、三六四、二三〇	一、六六三	三五七、一四二、一三五
同　四一年	一、三九三	三七二、六九三、七五五	二	六五二、〇〇〇	一〇〇	九、七〇四、五三五	六七	二〇、五四八、九五〇	七二	五、三六八、五三〇	一、六五五	三五七、九四五、八三五
同　四二年	一、三七八	三九三、九九二、四七五	一	六五二、〇〇〇	一〇〇	九、八八六、五三五	六九	二三、四六八、九五〇	七一	五、三四一、五三〇	一、六三五	三五七、九四五、八三五
同　四三年	一、三八三	四〇四、五〇一、八三〇	一	六五二、〇〇〇	一〇二	九、八一〇、五三五	六六	一七、六〇九、九五〇	七〇	五、二九一、五三〇	一、六六八	三六二、四一三、八三五
同　四四年	一、三八〇	四一六、一五三、六八〇	一	六五二、〇〇〇	一〇二	九、三三五、三三五	六三	一八、七四四、九五〇	七一	五、一四一、五三〇	一、六二五	三六四、一九五、八三五
大正元年	一、三八〇	四七九、八九八、八八〇	一	六五二、〇〇〇	一〇二	九、三一一、一三五	六二	一九、八五三、九五〇	七一	五、一四一、五三〇	一、六二一	三七〇、〇一九、一三五
同　二年	一、三九五	五三七、八三一、八一〇	一	六五二、〇〇〇	九四	一一、一九一、一三五	五七	二〇、三四八、九五〇	七〇	五、三三二、五三〇	一、六二一	三七〇、〇一九、一三五
同　三年	一、三七八	五四六、一二五、〇五〇	一	六五二、〇〇〇	九五	一二、五〇五、四三五	六七	一五、二三一、三五〇	七二	五、三六八、五三〇	一、六六六	三七〇、〇一九、一三五

總體としての行數の減少及資本金額の增加に就きては、既に述べし所なるを以て之を措き、更に各組織別に就き考察する所あらんに、先づ株式組織の銀行に於ては、其の資本金は三十七年の三億一千三百九十四萬餘圓より大正三年の五億四千六百十二萬餘圓となりて約十七割四分の增加を示すと雖も、行數は同期中千四百五十二行より七十四行を減じて千三百七十八行となり、從て一行當資本金は三十七年の二十一萬六千二百餘圓より、大正三年の三十九萬六千三百餘圓に增加し、卽ち一銀行の金融力は夫だけ增進したるものとす。次に合資組織の銀行は資本金に於て三十七年の九百二十九萬餘圓より大正三年の千百五十萬餘圓に增加し、行數に於ては百十二行より九十五行に減じ、從て其の一行當資本金は八萬三千十二圓より十二萬千百九圓に增加したり。然りと雖も合資組織の銀行は其の地位に於て到底株式組織の銀行に及ぶべくもあらず、此の點合名組織の銀行も亦同樣たるべきのみならず、其の資本金に於て却て減少せるの狀態を示したり。卽ち合名組織の銀行は明治三十七年に於て行數六十七、資本金千七百五十四萬圓なりしが、大正三年には行數に變化なきも其の資本金は却て千五百二十五萬餘圓に減少するに至れり。惟ふに合資及合名組織の銀行は、成立上に於け

る特殊の事情より株式組織を採らざりしものにして、從て一般銀行金融界に於ける勢力も亦或る特殊の場合を除くの外、然迄大ならざるを常としたるなり。

轉じて前記の表によりて全國普通銀行の一行當資本金を見るに、明治三十七年に於て二十萬一千百餘圓なりしものが、五年後の四十二年には二十六萬四千六百餘圓に增加し、十年後の大正三年には更に三十六萬一千六百餘圓に增加したり。之れ卽ち日露戰役以後世界大戰に至る十年間の本邦普通銀行資本金の增加にして、其の增加率は三十七年を百とするときは、約百七十の割合を示せり。斯くて總括的には一行當資本金も亦增加したりと雖も、其の高未だ三十萬圓臺を出でざるは、當時に於ける我經濟界の實狀より見て尙ほ頗る不充分なりと謂はざるべからず。次に同期間の普通銀行を資本金額の大小に依りて類別し、日露戰役以後十年間に於ける資本金分布の狀態を觀察すべし。

資本金別普通銀行一覽表

年次	十萬圓未滿		十萬圓以上三十萬圓未滿		三十萬圓以上五十萬圓未滿		五十萬圓以上百萬圓未滿		百萬圓以上		合計	
	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金
明治三七年	五八八	二六、〇二七千円	四七六	六八、五六六千円	六三	二〇、八四四千円	六三	三五、八三九千円	五三	一二一、六九五千円	一、二四三	二六二、九七三千円
同　三八年	五八六	二五、八三三	四六七	六六、七四七	六二	二〇、五四四	六四	三七、二三二	四九	一二一、四九五	一、二二八	二六一、八五三
同　三九年	五六八	二五、三四八	四六四	六六、〇二五	六三	二〇、八一四	六四	三七、四七四	五二	一一六、八七〇	一、二二一	二六六、五三三
同　四〇年	五三七	二四、〇八八	四六七	六六、六七一	七四	二四、二〇六	七六	四三、一四九	六二	一五四、九八五	二、二二六	三一三、一〇一
同　四一年	五一九	二三、五一八	四七一	六七、七三一	七一	二三、二〇六	八三	四七、二七〇	六三	一五六、二三五	一、二〇七	三一七、九六一
同　四二年	四九八	二三、八五八	四八〇	六八、七四二	七八	二五、三〇六	八三	四六、五三九	六八	一七九、二一〇	一、二〇五	三四二、六五七
同　四三年	四九二	二二、六五二	四七八	六八、二二七	八二	二六、七〇六	九一	五一、〇四〇	六八	一八五、二六〇	一、二二二	三五三、八七五
同　四四年	四七八	二二、一〇〇	四八三	六八、六〇七	八一	二六、三七六	九八	五四、三三九	七三	二〇〇、四一〇	一、二二三	三七一、八三四
大正元年	四六七	二二、〇五五	四七五	六七、五七二	九三	二九、五四四	一一三	六二、二八五	八一	二四〇、五五〇	一、二二九	四二二、〇〇七
同　二年	四五〇	二一、四八一	四八五	六九、三五七	九六	三〇、四九四	一一八	六五、〇五〇	八七	二八九、七〇〇	一、二三六	四七六、〇八三
同　三年	四二二	二〇、四一〇	五〇〇	七一、七一六	九五	三〇、二四四	一二三	六七、〇五〇	八八	二九五、一〇〇	一、二二八	四八七、五二〇

（備　考）本表は材料の關係上株式組織の普通銀行のみに就きて示し、且つ貯蓄銀行兼營の普通銀行は之を除外することとしたり。前出の諸表と行數及資本金に於て一致せざるは之れが爲なり。

右表に依り、十萬圓未滿の銀行を小銀行乙、十萬圓以上三十萬圓未滿の銀行を小銀行甲とし、更に三十萬圓以上百萬圓未滿の銀行を中銀行、百萬圓以上の銀行を大銀行とせんに、小銀行乙は年々其の行數及資本金に於て減少しつつあるを見るべし。卽ち明治三十七年の行數五百八十八、資本金二千六百二萬七千圓は、四十二年に至り四百九十八行、二千二百八十五萬八千圓となり、大正三年には更に減じて四百二十二行、二千四十一萬圓となりたり。之れ畢竟資本金の過少なる銀行が次第に其の活動範圍を狹められ、小額の資本を以てしては到底時代の要求する銀行業を經營する能はざるに至りし結果に外ならざるなり。而して小銀行甲は其の乙の如くに行數及資本金共減少することなく、寧ろ僅少の增加を示し、三十七年の四百七十六行、六千八百五十六萬五千圓は、四十二年に四百八十行、六千八百七十四萬二千圓を維持し、大正三年には五百行、七千百七十一萬六千圓に增加せり。蓋し此の種の銀行は當時尙ほ命脈の保つべきものありしと雖も、爾後銀行業の更に發達し、大銀行主義の行はるるに至らば、次第に減退の道を辿るに至るべきものなりとす。而も此等小銀行の減退乃至停滯に反し、他方中銀行及大銀行は此の間に於て却て發展を遂げしものにして、卽ち中銀行は明治三十七年の百二十六行、五千五百六十八萬三千圓より、四十二年の百六十一行、七千百八十四萬圓に增加し、更に大正三年には二百十八行、九千七百二十九萬四千圓となり、大銀行は同じく三十七年の五十三行、一億一

千百六十九萬五千圓より、四十二年の六十八行、一億七千九百二十一萬圓に增加し、大正三年には更に八十八行、二億九千五百十萬圓に增加したり。然らば此等普通銀行の增減は如何なる形式に於て行はれしか、今日露戰後十年間に於ける普通銀行增減の狀況を見るに左の如し。

普通銀行增減一覽表

年次	種別	廢業	貯蓄銀行へ轉業	合併	新設	貯蓄銀行より轉業	差引增減（△）	現數	現數合計
明治三十七年	專業普通銀行	三八	六	三	七	六	△三四	一、四八七	
	貯蓄兼營普通銀行	—	一〇	一	—	—	△一一	二〇九	一、七三〇
	他業兼營普通銀行	五	—	—	—	△	△五	三四	
同三十八年	專業普通銀行	三〇	八	一	九	五	△二六	一、四六一	
	貯蓄兼營普通銀行	一	一六	二	—	—	△七	二〇二	一、六九七
	他業兼營普通銀行	—	—	—	—	—	—	三四	
同三十九年	專業普通銀行	一八	一二	七	一	三	△二二	一、四三九	
	貯蓄兼營普通銀行	四	—	—	—	—	△四	一九八	一、六七〇
	他業兼營普通銀行	二	—	—	—	—	△二	三三	
同四十年	專業普通銀行	二三	七	六	二九	八	△一	一、四四〇	
	貯蓄兼營普通銀行	二	三	一	一	—	△六	一九二	一、六六三
	他業兼營普通銀行	一	—	一	—	—	△二	三一	
同四十一年	專業普通銀行	二七	四	三	一二	一	△二一	一、四一九	
	貯蓄兼營普通銀行	七	一	—	—	—	△八	一八四	一、六三五
	他業兼營普通銀行	—	—	—	—	—	—	三二	
同四十二年	專業普通銀行	一九	一三	一四	一	一	△八	一、四一一	
	貯蓄兼營普通銀行	六	—	一	七	六	△一	一七七	一、六一七

年次	種別	廢業	貯蓄銀行へ轉業	合併	新設	貯蓄銀行より轉業	差引增減（△）	現數	現數合計
同四十三年	專業普通銀行	三	一一	三	一二	三	△一四	一、四一五	
	貯蓄兼營普通銀行	四	一一	一	二	一	△一四	一七二	一、六一八
	他業兼營普通銀行	二	二	一	一	一	△一	三一	
大正元年	專業普通銀行	五	五	三	一七	七	△一一	一、四二五	
	貯蓄兼營普通銀行	二	二	三	七	七	△七	一六一	一、六二一
	他業兼營普通銀行	二	二	一	一	一	△一	三五	
同四十四年	專業普通銀行	五	五	二	二	二	△二	三三	
	貯蓄兼營普通銀行	一	三	一	一〇	一	△四	一六八	一、六一五
	他業兼營普通銀行	—	—	—	—	—	—	三三	
同四十五年	專業普通銀行	九	二	一	二	一	△一	一、四一四	
	貯蓄兼營普通銀行	二	一	一	一	一	△一	一七二	一、六一八
	他業兼營普通銀行	一	一	一	一	一	△一	三一	
同二年	專業普通銀行	一五	四	二	一二	二	△一	一、四二五	
	貯蓄兼營普通銀行	三	一	一	一	一	△一	一五九	一、六一六
	他業兼營普通銀行	二	二	一	一	一	△一	三二	
同三年	專業普通銀行	一〇	一三	一	一	一	△一	一、四一二	
	貯蓄兼營普通銀行	三	五	一	一	一	△一	一五〇	一、五九五
	他業兼營普通銀行	二	一	一	一	一	△一	三三	

要するに新設銀行に比し、合併又は廢業の爲め解散したる銀行數の大なりしことは、銀行數減退の原因たることは勿論なりと雖も、而も此等の解散せる銀行は主として中以下の銀行に多く、就中小銀行其の大部分を占めしものとす。而して玆に注意すべきは右の如く當時小銀行減退の傾向著しきものありしに拘らず、他方に於て新設銀行中中銀行又はそれ以下の小銀行數の比較的大なりしことの之なり。卽ち此の期間に新設せられたる普通銀行は百六十一行に達すと雖も、其の中百萬圓級の銀

行は左記二十數行に過ぎずして、大部分は中銀行以下の小銀行なりしなり。

府縣	銀行名	資本金	設立年月	備考
東京	第一銀行	一、〇〇〇千円	明治三十七年十二月	
兵庫	村井銀行	一、〇〇〇	同　三十八年十月	
神奈川	川崎銀行	一、二五〇	同　三十九年八月	
栃木	日光銀行	一、〇〇〇	同　四十年三月	
東京	日進銀行	一〇、〇〇〇	同　年五月	
同	豐國銀行	一、〇〇〇	同　年十二月	
神奈川	東陽銀行	二〇、〇〇〇	同　四十二年十月	合名を株式組織に改む
東京	三井銀行	一、〇〇〇	同　四十三年一月	
神奈川	關東銀行	一、〇〇〇	同　年三月	
東京	西脇銀行	一、〇〇〇	同　年六月	
神奈川	平沼銀行	一、〇〇〇	同　四十四年四月	
臺灣	臺灣商工銀行	一、〇〇〇	同　年八月	
東京	紅葉屋銀行	一五、〇〇〇	同　四十五年二月	合名安田銀行合併のため創立
安田	同銀行	一、〇〇〇	同　年四月	個人組織を株式組織に改む
大阪	住友銀行	一、〇〇〇	大正元年七月	
神奈川	逸邊銀行	一、〇〇〇	同　年九月	
廣島	倉銀行	一、〇〇〇	同　二年五月	
長崎	高木銀行	一、〇〇〇	同　年五月	
東京	中銀行	一、〇〇〇	同　年十月	
富山	中越銀行	一、〇〇〇	同　年十二月	
兵庫	本銀行	一、〇〇〇	同	
東京	昌銀行	一、〇〇〇	同	

而して右新設銀行の外、增資に依りて百萬圓未滿の中銀行又は小銀行より百萬圓級の銀行に加はりたるものも尠からず、此等を合するときは、日露戰爭後十年間に三十數行の百萬圓級銀行を增加することとなりたり。又一方には百萬圓級の銀行にして更に增資したるものもあり。卽ち左の如し。

府縣	舊銀行名	舊資本	增資後の資本	增資年月
東京	第一銀行	五、〇〇〇千円	一〇、〇〇〇千円	明治三十八年二月
新潟	百三十九銀行	一〇、〇〇〇	一〇、七五〇	大正元年九月
北海道	百十三銀行	一〇、七五〇	二一、五〇〇	同　二年七月
大阪	第五十八銀行	一、〇〇〇	二、〇〇〇	明治三十九年六月
新潟	新潟銀行	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同　年八月
東京	第百銀行	一、五〇〇	三、〇〇〇	同　四十年三月
		六〇〇	二、〇〇〇	同　年三月
大阪	北濱銀行	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	大正元年七月
東京	第百銀行	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	明治四十年六月
靜岡	三十五銀行	一、七二〇	一、九〇〇	同　年七月
東京	三井銀行	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	同　四十二年十月
大分	二十三銀行	一、二〇〇	二、四〇〇	同　四十三年六月
		二、〇〇〇	五、〇〇〇	同　年六月
東京	安田銀行	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	同　四十五年一月

山梨銀行	千円	一、〇〇〇、〇〇〇	大正二年一月
第十五銀行	千円	二、〇〇〇、〇〇〇	同
東京銀行	千円	四〇、〇〇〇、〇〇〇	同十二月
富山共立銀行	千円	一八、〇〇〇、〇〇〇	三年一月
高岡銀行	千円	一、〇〇〇、〇〇〇	同
栃木利足銀行	千円	三、〇〇〇、〇〇〇	同
長野六十三銀行	千円	一、〇〇〇、〇〇〇	二年六月
高知銀行	千円	一、五〇〇、〇〇〇	同
新潟六十九銀行	千円	二、〇〇〇、〇〇〇	同
高知土佐銀行	千円	一、〇〇〇、〇〇〇	同
高知銀行	千円	二、〇〇〇、〇〇〇	同
高知銀行	千円	四、二〇〇、〇〇〇	同
高知銀行	千円	二、〇〇〇、〇〇〇	同

此の如く百萬圓級銀行が增資に依りて更に其の資本を增加し、又一般に百萬圓級銀行の增加を來したることは、戰後我經濟の發達に伴ひ著しく銀行資力の增大化を要求せられたる結果なりと認めざるべからず。之を他方より見るに、資本力弱小なる小銀行は、一朝財界動搖の際到底其の營業を繼續すること能はざるものにして、こは夙て日露戰後十年間に於ける小銀行減退の勢を馴致したる所以たらずんばあらざるなり。其の間小銀行設立の餘勢は尙ほ止み難きものあり、我銀行界は未だ以て健全なる狀態に安定することを得ざるものありしと雖も、唯日淸戰役後簇生したる小銀行が次第に淘汰せらるる傾向を現はし、稍〻銀行資本集中の趨勢を呈するに至りしことは、日露戰後十年間に於ける本邦普通銀行界の注目すべき現象なりしなり。換言すれば中小銀行は合併又は增資に依りて其の資力を涵養するにあらざれば、發達して已まざる金融經濟界の要求に應じ得ざることとなりたるものにして、當時既に中小銀行合併の機運漸く動き、此の間合併を實行したる銀行も亦必ずしも尠からず、此の傾向は世界大戰を契機として俄然顯著となり、我銀行史上一新紀元を劃するに至りしものとす。之に就ては後節に於て詳述する所を參看すべし。

第三節　世界戰時及戰後の普通銀行

第一款　世界戰時及戰後の經濟界

大正三年八月歐洲大戰の勃發するや、我國は直に其の影響を蒙りて、一時非常なる困難に陷りしが戰爭の開始と共に交戰各國は悉く軍需品の製造に熱中することとなり、生活上の必需品は多く外國の供給に仰ぎ、我國にも此等の註文殺到するに至りしかば、我經濟界は非常なる盛況を呈し、對外貿易は一大增進を見、此の傾向は概ね世界大戰の休戰となりし大正七年まで繼續したり。卽ち輸出貿易は大正三年の六億千三百十二萬餘圓より、大正七年の二十億二千百九十二萬餘圓に上進し、正に三十三割の增加率を示せり。加之此の間常に輸出超過の順調を呈し、大正六年の如きは其の額五億八千七百萬圓の巨額に達せり。然るに休戰後の對外貿易狀況は、其の輸出貿易が次第に靜止的となりしに反し、輸入貿易は漸く增進の氣勢を呈することとなり、著しく逆調を示すに至れり。此の如く我對外貿易は世界大戰の終局を告ぐると共に、非常なる變調を帶ぶるに至りしが、而も經濟界は一時休戰の影響を受けたるのみにして、大正八年には却て非常なる空景氣を招來したり。而して戰時中に於ける對外貿易の增進は、一面此の間に於ける國內諸產業の發達を表示するものにして、其の狀況は左の數字に依りて之を知り得べし。

諸產業會社數及拂込資本金額表

年次	農業 社數	農業 拂込資本金	工業 社數	工業 拂込資本金	商業 社數	商業 拂込資本金	運輸業 社數	運輸業 拂込資本金	鑛業 社數	鑛業 拂込資本金	合計 社數	合計 拂込資本金
大正三年	四九一	二七、二三五、三九七円	五、二六六	八三三、五六九、二五九円	九、九二三	九七四、〇二〇、六五九円	一、一七八	二三三、九六一、一五八円	—	—円	一六、八五八	二、〇六八、七八六、四七三円
同四年	四九二	三一、七三六、三〇七	五、四八九	八七〇、五四〇、三一四	九、九四三	一、〇一〇、九三九、五八一	一、二二五	二四五、五〇八、〇四九	—	—	一七、一四九	二、一六七、七二四、二五一
同五年	四八五	三一、七四六、四五五	五、九四二	一、〇五七、一〇八、二六二	一〇、五五一	一、〇七一、四二四、四一八	一、二四一	二七三、七九四、七〇七	—	—	一八、二一九	二、四三四、〇七三、八四二
同六年	五八七	四三、四一三、〇五〇	六、六七七	一、一五六、〇一四、五〇二	一〇、七一四	一、三〇四、九一六、一二八	一、四三〇	三六五、四〇五、五七五	二八八	三〇一、八一一、一七七	一九、六九六	三、一七一、五六〇、四三二
同七年	六二四	四五、六一八、七八八	八、二二一	一、六九八、二〇九、八一二	一二、一三二	一、九四〇、六一八、七〇〇	一、六九四	五五四、四二九、五〇七	三五七	四六八、二二〇、三八四	二三、〇二八	四、七〇七、〇八七、一九一
同八年	七九五	七六、八六五、四九四	一〇、一一二	二、二四八、八五八、三一〇	一三、一三七	二、四六〇、五四四、六〇五	一、八三三	七一六、四三五、五九二	四〇三	四七二、七九三、〇九二	二六、二八〇	五、九七五、四九七、〇九三
同九年	七八七	一一三、九一五、四三二	一一、八二九	三、〇五七、二三九、〇七九	一四、五三〇	三、五九六、六五九、一九五	二、〇五五	七八九、九〇七、六九六	四五七	六四一、五〇九、二九二	二九、九一七	八、二三八、一一六、四二四

（備　考）大正九年以降の合計中には水産業其の他を含む。

既に述べし如く、明治三十七年より大正三年に至る十一年間に於て、我國の諸産業は著く躍進し、各種會社の拂込資本金も亦此の間激增したりと雖も、尙ほ其の增加率は二十二割二分に過ぎざりき。然るに世界戰爭を通じての數年間に於ける諸産業會社は、其の數に於て大正三年の一萬六千八百五十八社より、大正九年の二萬九千九百十七社となり、其の拂込資本金に於て同じく二十億六千八百七十八萬六千圓より、八十二億三千八百十一萬六千圓に增加し、資本金の增加率は戰前十一箇年間の增加率を超過して三十九割八分卽ち約四倍となりたり。單に此の一事を以て見るも、我國の諸産業が這般の大戰に依り如何に躍進したるかを知るべきなり。而して此の際注意すべきは、新設會社の增加、從て資本金の增加の特に休戰後顯著なりしこと之なり。卽ち諸工業會社に就きて見るに、休戰後の大正八年は前年に比して千八百九十一社、五億五千六十四萬圓を增加し、翌大正九年には千七百十七社、八億八百三十八萬圓を增加し、諸商業會社亦同じく大正八年に於て千五社、五億千九十二萬圓を大正九年に於て千三百九十三社、十一億三千六百十一萬圓を增加したるが如し。以て大正八九年に於ける空景氣の如何に甚しかりしやを窺ふに足るべし。而も這般の空景氣は固より永續すべきものにあらずして、其の反動的恐慌は早くも九年三月十五日の株式暴落を以て始まり、四月七日增田ビルブローカー銀行の破綻に依りて愈〻本格的となりたり。五月に入るや生絲・綿絲・米穀等の定期市場の不振と共に、株式市場も亦不安の狀態に陷り、殊に二十四日に於ける橫濱七十四銀行の休業は、同地方一帶の銀行に動搖を來し、財界は更に惡化することとなれり。六月には銀塊相場の激落より綿絲市場の暴落となり、延て株式市場の再暴落を來せり。次で下半期に入るや一般財界の萎縮と銀行の警戒裡に七・八・九の三箇月を送り、十月には又もや紡績株・砂糖株を中心として諸株一齊の崩落を演出し、事業界も亦極度に萎縮することとなりたり。而して十一月には多少の反撥を見たるも一時的にして永續せず、中旬には農工貯蓄銀行の臨時休業に引續き一二銀行の小取付あり、更に十二月東京貯蓄銀行の取付あり、財界は依然として不安の狀態を持續し、各銀行とも警戒裡に越年したり。此の如く財界動搖の間に在りて、物價も亦三月の三三八より十二月の二一六に低下し、斯くて恐慌の結果は豫想以上に痛烈にして、且つ其の影響は全國的に廣範圍に及べり。就中貿易商の打擊最も甚しく、一二を除きては、何れも打擊を蒙らざるものなかりき。更に一般經濟界を見るに、企業計畫は三月以後に於て激減し、同時に多くの破綻者を生ずることとなり、四月には四十五件、五月には百六件、六月には百二十七件と漸次其の數を增加し、銀行の取付に遇ひたるもの六十七行、支拂停止をなしたるもの二十一行を算せり。

爾後大正十・十一年を經て十二年に至る迄は恐慌の跡始末卽ち整理時代にして、一般經濟界を通じ

て何等の活氣ある現象も無く、一に整理に沒頭して整理に惱むてふ狀態に在りたり。從て諸產業會社に於ても充分なる整理行はれず、收益亦減少するのみなりしが、此の時に當り突如九月一日關東地方大震火災の襲ふ所となり、東京市の大部分と橫濱市の殆ど全部とを焦土と化し、之が爲め東京市內に本店を有する會社にして罹災せるもの二千五百八十九、其の拂込資本金二十二億三千八百六十五萬圓に及び、又銀行にして罹災せるもの本店百三十八の中百二十一、支店三百十の中二百二十二に及べり。震火災の總損害額に至りては東京市の八十一億六千萬圓、橫濱市の七億八千五百萬圓にして之に東京府・神奈川縣及外三縣の損害を加ふるときは、優に百一億五千六百萬圓と推算せられたり。斯くて經濟界は此の甚大なる損害を蒙れる上、未了の整理問題に加ふるに更に震災善後策及復興問題を以てするに至れり。從て爾後の十三・十四年及十五年は整理と復興との交錯せる時代なりしなり。試に大正九年の恐慌以來十五年に至る時代を通じて、我外國貿易の狀態を窺ふに、大正三年乃至九年の恐慌以前に於ける輸出入貿易は三倍半以上の割合を以て增進したるが、大正九年以後に於ては萎微して振はざるのみならず、連年輸入超過を續け、就中大正十二・十三年の如きは復興材料輸入の爲め五億圓以上六億五千萬圓內外の輸入超過を見るの有樣なりき。國內諸產業の發達亦見るべきものなく、其の不振は諸產業會社の社數及資本金額の增加遲々として進行せざりしことに依り知らるる所なり。

諸產業會社數及拂込資本金額表

年次	農業 社數	農業 拂込資本金	工業 社數	工業 拂込資本金	商業 社數	商業 拂込資本金	運輸業 社數	運輸業 拂込資本金	鑛業 社數	鑛業 拂込資本金	合計 社數	合計 拂込資本金
大正一〇年	七八七	九八、七六六、一六八円	一二、九五一	三、五五一、二二〇、四八五円	一五、六二〇	四、〇八九、二二三、九一二円	二、二二七	八二六、四八五、四九五円	五〇二	七一〇、七七三、三四八円	三二、四〇三	九、三一二、〇七二、六一七円
同一一年	六八五	一〇二、七六一、六二三	一二、三七五	三、二七三、〇三九、四五一	一四、四三一	四、一五八、六八四、一一〇	一、九六二	六七四、一八七、七四九	四五六	七二九、七二九、六八九	三〇、二二三	八、九八九、五八六、三六五
同一二年	六六六	八三、六〇二、五〇一	一二、八五二	三、八〇三、六六八、八四二	一五、六四六	四、四八四、五〇一、二五七	二、三四九	九一九、二〇九、九八二	三五〇	七一〇、四六四、二八七	三二、〇九〇	一〇、二一一、三三五、六〇八
同一三年	七〇九	一一〇、二八四、五七一	一三、二五一	四、〇五五、五一六、五八八	一六、五二三	四、八三四、四〇三、一九〇	二、四八二	一、〇一八、三七九、八五六	三六六	七七四、五四四、三九七	三三、五六七	一〇、八四九、三二九、二七七
同一四年	七一四	一二四、一〇六、〇八二	一三、二三三	四、二四〇、九五四、三二一	一七、三〇二	四、九〇八、六七八、六五二	二、五六五	一、〇八四、二三八、二一七	三二五	七四六、七二四、五一四	三四、三四五	一一、一五六、七五七、六八六
同一五年	七一四	一二三、四一四、一〇一	一三、七一一	四、六四七、八一七、三三八	一八、三一八	五、二八三、七二七、二九〇	二、七五六	一、一六六、二九九、二五二	三四九	七八九、四五八、七一〇	三六、〇六八	一二、〇七二、八三四、二九八

尙ほ大正九年以降同十五年に至る間の全國諸會社新設及擴張資本を見るに左の如し。

全國諸會社新設及擴張資本調

年次	新設	擴張	合計
大正九年	三、四四四、三九三千円	一、八五四、三九五千円	五、二九九、七八八千円
同一〇年	一、六九一、二一九	二、三五九、八四九	四、〇五一、〇六六
同一一年	一、一九五、二九六	一、二七七、九四五	二、四七三、二四一
同一二年	五七四、三三一	七〇〇、九三五	一、二七五、二六六
同一三年	七九六、八〇二	一、八三四、四五八	二、六三一、二六〇
同一四年	六二四、六一五	一、三〇二、三二八	一、九二六、九四四
同一五年	六一一、八五五	八六九、一五九	一、四八一、〇一四

（備考）大正十五年の資本額は十一月迄の合計額なり。

前に一見せし所の如く、大正三年乃至九年の恐慌以前に於ける諸會社の拂込資本金の增加率は三十九割八分にして、其の內商業會社は三十六割九分、工業會社は三十六割七分の增加なりき。然るに恐慌後九年乃至十三年の五箇年に於ける增加率は非常に低下し、卽ち大正九年の社數二萬九千九百十七、總資本金八十二億三千八百十一萬餘圓は、大正十三年に於て三萬三千五百六十七、百八億四千九

百三十三萬圓となり、其の增加率は社數に於て十一割二分、資本金に於て十三割一分なりしに過ぎず。而して之を商業會社に就きて見るに、同期間中一萬四千五百三十社、三十五億九千六百六十五萬餘圓より、一萬六千五百二十三社、四十八億三千四百四十萬圓に增加し、其の增加率は社數に於て十一割三分、資本金に於て十三割四分たり、工業會社に於ては同期間中一萬千八百二十九社、三十億五千七百二十三萬餘圓より、一萬三千二百五十一萬餘圓に增加し、其の增加率は前者に於て十一割一分、後者に於て十四割五分なりしなり。此の如く諸會社々數及資本金の增加率は、恐慌の前後に於て著しき差異あり、恐慌前に於て頗る高率なりしに反し、恐慌後に於ては頗る低率となりしものにして、卽ち恐慌後我財界が如何に沈靜の狀態に在りしやを知るべきなり。更に同期間に於ける新設及擴張資本金に就きて見るに、大正九年に五十二億九千八百餘萬圓なりしもの、翌十年には四十億五千百餘萬圓に減少し、震災の十二年には十二億七千五百餘萬圓に激減し、以後多少の增加を見たるも、而も大正十四年に於て尙ほ十九億二千六百餘萬圓に過ぎざりしなり。要するに大正九年以降諸產業會社拂込資本金の增加が微弱となり、又新設及擴張資本金の減少するに至りしは、何れも恐慌の影響に加ふるに震災の打擊に依るものなりと謂はざるべからず。

第二款　普通銀行の發達

第一項　戰時及戰後好況時の普通銀行

戰時及戰後の好況時代に於て、諸產業の活躍に對し金融の便を與へたる普通銀行が、其の數年間に於て如何に發展せしかは、次の數字に依りて先づ明瞭に知ることを得べし。

普通銀行資本金・預金及貸出金表

年次	公稱資本金	總預金	總貸出金	手形交換高
	円	円	円	円
大正三年	五七五、三七四、九六五	一七、八四三、三六九、一六六	四、九四六、六四八、二二九	一〇、二六九、七七〇、七二七
同四年	五一三、九八八、四一五	一九、五三三、九三三、七一二	四、六六六、二〇四、〇六八	一一、六二五、七二〇、一八五
同五年	五二五、七八二、三一五	三〇、五四六、一六一、八五三	一一、六四八、三〇五、七五六	二〇、二三四、七四九、六一六
同六年	六五九、六二四、七六五	四四、三七三、六八五、二五一	二一、二一四、九〇九、九三四	三一、七八九、四七三、六九四
同七年	七七二、二二二、四六五	六九、九五六、七一二、四九〇	三四、五二三、三四八、一〇九	五三、四一四、九九三、五六九
同八年	一、〇七六、〇八七、二三五	九六、一九四、一五八、七八五	四九、三八三、四八五、五三七	七七、一〇九、七〇一、九三二
同九年	一、六〇三、一一七、八五〇	九四、六三五、六二五、九七五	五〇、二〇九、〇六三、六二九	七四、〇六八、七四五、四九五

戰時及戰後好況時の六箇年間に於ける本邦普通銀行の發展は頗る顯著にして、右表の示す如く銀行の公稱資本金は、大正三年の五億七千五百萬圓より大正九年の十六億三百十一萬圓に增加し、其の增加率は二十七割八分なりしが、預金及貸出の增加は更に著しく、卽ち前者は大正三年の百七十八億四千三百三十七萬圓より、大正九年の九百四十六億三千五百六十二萬圓となりて、其の增加率は五十割九分たり、後者は四十九億四千六百六十四萬圓餘より五百二億九百六萬圓となり、其の增加率は實に百一割二分に達せり。又手形交換高に至りては大正三年の百二億六千九百二十萬圓より、大正九年の七百四十億三千八百五十三萬圓に上り、七十二割の增加率を示せり。

右の如く、普通銀行の資本金は世界戰時及其の直後の六箇年間に於て二十七割八分の增加を示し其の增加割合は日露戰後の十箇年に於ける十六割五分よりも大にして、夫だけ銀行業發達の急速な

りしことを證するものなりと雖も、而も產業の發達に對する銀行資本の增加割合は、日露戰後の一〇〇對八三に對し、世界戰後は一〇〇對七三の割合なりしを以て、其の關係的增加率は前者に比し却て低率なりしものとす。されど市場に於ける資金需要の非常に大なりしことは、銀行預金の增加よりも貸出金の增加が更に大なりしことによりて知らるる所なり。而して當時に於ける銀行資本の增加が如何なる型態の下に行はれしやを知らんが爲め、此の期間に於ける普通銀行の組織別に依る狀況を一見すべし。

普通銀行數及公稱資本金組織別表

年次	株式會社		株式合資會社		合資會社		合名會社		個人		合計	
	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金
大正三年	一、三七八	五四六、一二五、〇六〇円	一	二二〇、〇〇〇円	九五	一一、五〇五、四三五円	六七	一五、二五二、九五〇円	五四	三、七九一、五二〇円	一、五九五	五七六、八七四、九六五円
同四年	一、二二八	四八二、五七二、七一〇	一	二〇〇、〇〇〇	九二	一二、一〇八、六三五	六七	一五、三一五、五五〇	五四	三、七九一、五二〇	一、四四二	五一三、九八八、四一五
同五年	一、二二八	四九四、六五七、二一〇	一	二〇〇、〇〇〇	九〇	一二、一一三、六三五	六六	一五、〇七九、九五〇	五二	三、七三一、五二〇	一、四二七	五二五、七八二、三一五
同六年	一、二〇二	六三二、一四五、三六〇	一	二〇〇、〇〇〇	八五	一〇、九〇七、九三五	六二	一三、八二九、九五〇	四八	二、五四一、五二〇	一、三九八	六五九、六二四、七六〇
同七年	一、一九九	七五六、四〇九、〇六〇	一	二〇〇、〇〇〇	七九	九、九三二、九三五	六四	九、四八八、九五〇	四五	二、一九一、五二〇	一、三七八	七七八、二二二、四六五
同八年	一、一八一	一、〇五八、四一七、三三〇	一	二三七、五〇〇	七二	九、〇二六、九三五	四八	六、五〇三、九五〇	三九	一、九〇一、五二〇	一、三四四	一、〇七六、〇八七、二三五
同九年	一、一八五	一、五六六、八八八、九八〇	—	—	六四	九、〇五九、四〇〇	四二	五、五二七、九五〇	三五	一、六四一、五二〇	一、三二六	一、六〇三、一一七、八五〇

銀行數は既述の如く明治三十五六年頃より減少し始めたるが、其の趨勢は大正時代に入るも依然として持續し、大正三年の銀行總數千五百九十五行は、同九年に於て千三百二十六行に減少したり。尤も資本金額の此の間著しく增加したるは既に述べし所なり。而して各種銀行中最も重要なるものは株式組織の銀行にして、其の數は大正三年の千三百七十八より、同九年の千百八十五に減ずと雖も、資本金は同期中五億四千六百十二萬圓より十五億八千六百八十八萬圓に增加し、從て一行當資本金は大正三年の三十九萬六千三百圓より、同九年の百三十三萬九千百圓に增加したり。之れ畢竟株式組織の銀行に於ける資力の特に增大せしことを示すものにして、此の如き資力の增加が合併と增資とに依りて行はれしことは後に述ぶる所の如し。次に合資組織に就て見るに、日露戰後は行數に於て減少し、資本に於て增加したるも、大正三年以降は兩者共に減少を示し、卽ち行數は九十五行より六十四行に減じ、資本金は千五百五十萬圓より九百五萬圓となれり。而して一行當の資本金は十二萬千百圓より、十四萬千五百圓に增加したるが、之れ一に行數減少の結果に外ならざるなり。更に合名組織の銀行は日露戰後多少の減少はありしも、大體に於て一進一退の狀態を保ちしが、世界大戰後は只管減退するのみとなり、卽ち行數は六十七行より四十二行となり、資本金は千五百二十五萬圓より五百五十二萬圓に激減し、斯くして一行當資本金亦二十二萬七千六百圓より十三萬千六百圓に低下したり。其の他株式合資組織の銀行は大正九年に至り遂に其の影を沒することとなり、個人組織の銀行は五十四行、三百七十九萬圓より、三十五行百六十四萬圓に減少せし如く、要するに株式組織以外の銀行は世界大戰中及其の後に於て全く減退の趨勢を辿り、經濟界に於て其の重要性を著しく失墜することとなりたり。惟ふに增資の容易なるは株式組織に如くものは無く、世界大戰を契機とする本邦經濟界の飛躍的發展は、一面に於て大資本を擁する金融機關の出現を促すこととなり、其の結果株式組織の銀行は續々合併又は增資に依りて、其の資力を增大したるが、爾餘の銀行は爾く容易に時代の要求に應ずること能はずして漸次減退を告ぐるに至りしものと認めざるべからず。

尙ほ一行當資本金を總括的に觀察するに、大正三年に於ては三十六萬一千圓なりしが、三年後の大

正六年には四十七萬一千圓となり、更に大正九年には八十萬一千圓に激増したり。而して此の間に於ける銀行資本金の集中狀態を株式組織の銀行のみに就て見るに概ね左の如し。

資本金別普通銀行一覽表

年次	十萬圓未滿		十萬圓以上五十萬圓未滿		五十萬圓以上百萬圓未滿		百萬圓以上五百萬圓未滿		五百萬圓以上		合計	
	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金
		千圓		千圓		千圓		千圓		千圓		千圓
大正四年	四三	三〇、四一〇	五九五	一〇一、九五〇	一三	六七、〇五〇	八八	二九五、一〇〇	一、三八	四八三、二九五		
同五年	四〇〇	一九、二四一	五九三	一〇六、三〇八	一三五	七二、七二五			一、三九	四九八、九五四		
同六年	三八二	一八、四九二	五六二	九六、五〇二	一四三	七七、四六〇	九二	三〇五、六五〇	一、四〇二	六三二、一二五		
同七年	三五九	一七、五九一	五四〇	九二、六八七	一五六	八四、六九五	一一六	四三九、六六〇	一、九八	七六六、〇二九		
同八年	三〇三	一四、六四一	四九八	八七、五六八	一九七	一〇六、九二一	一一四	三九二、七〇〇	一、八六一	六四四、七〇〇		
同九年	二〇六	一〇、〇六七	四三七	八三、五五	二六一	一五一、〇六〇	一〇七	三六八、三五五	一、九二	七六〇、一二七		
							一一四	三八三、三五	一、九八一	七九〇、三六七		
							一〇〇	三一〇、一〇〇	一、九九一	七九〇、三六七		

日露戰後に於ては十萬圓未滿の銀行を小銀行乙とし、十萬圓以上三十萬圓未滿の銀行を小銀行甲とし、三十萬圓以上百萬圓未滿を中銀行とし、百萬圓以上を大銀行として考察したり。然るに世界大戰の好影響を受けたる本邦經濟界の異常なる發展と共に、我銀行業も亦著しく面目を更め、業務の擴張となり、資本の增加となり、而して資本は單に增加せるのみならず、其の分布に於ても變化を生ずることとなりたり。卽ち所謂小銀行乙は其の行數に於ても、資本金に於ても半減して、大正四年の四百二十二行、二千四十一萬圓より大正九年の二百六行、一千八萬圓となれり。次に五十萬圓未滿の銀行をも小銀行甲に編入して實際の增減を見るに、日露戰後の時代に於ては明治三十七年の五百三十九行、八千九百四十一萬餘圓より、四十二年の五百五十八行、九千四百四萬餘圓、大正三年の五百八十五行一億百九十六萬圓となり、卽ち緩慢ながら多少の增加を示せしものなるが、世界大戰時代に入るや全く其の方向を一轉し、大正五年の五百九十二行、一億六百三十萬餘圓より大正九年の四百三十七行、八千三百五十六萬圓に減少するに至れり。更に五十萬圓以上百萬圓未滿の中銀行は前期に於けると同一步調をとりて、行數及資本金共に增加し、大正四年の百二十三行、六千七百五萬圓より、大正九年の二百八十一行、一億五千百八萬圓に達し、其の增加率は正に二倍以上なり。此の如き健全なる中銀行の發達は、他方金融の爲め寔に欣ぶべき所なりと雖も、此等の銀行は他日大銀行主義の隆盛となり、銀行合同の行はるると共に、蟲て併合せらるるの時あるを豫想せらるるものなり。更に又資本金百萬圓以上の銀行は、曾ては大銀行と稱せらるべきものなりしと雖も、世界大戰後經濟界の膨脹に伴ふ銀行業の發達は、自ら其の標準を引上げざるを得ざることとなりたり。之を實際に就きて見るに、百萬圓以上の銀行は、行數に於て大正九年の二百六十七行となり、資本金に於て二億九千五百十萬圓より十三億四千五百六十五萬圓に增加し、四倍半以上の增加率を示せり。更に此等資本の增加を仔細に觀察せんに、大正七年に於て百萬圓以上五百萬圓未滿の銀行は百七行、五百萬圓以上の銀行は三十六行にして、而も其の資本金に至りては、前者の一、億六千八百三十五萬圓、一行平均百五十七萬三千餘圓なるに對し、後者は三億九千二百七十萬圓、一行平均一千九十萬三千圓なりき。次で大正九年に入るや、百萬圓以上五百萬圓未滿の銀行は其の數二百行、資本金三億千十一萬圓となり、五百萬圓以上の銀行は其の數六十七行、資本金十億三千五百五十四萬圓となりて、卽ち一行當の資本金は、前者に於て漸く百五十五萬圓を維持し、少しく減縮の氣味なりしに對し、後者に於ては著しく增進して一千五百四十五萬六千圓に達せり。斯くて總に中銀行としたる百萬圓未滿の銀行は

之を小銀行と爲し、五百萬圓未滿の銀行を中銀行、五百萬圓以上の銀行を大銀行として取扱ふの如かざるに至れり。

第二項　恐慌後の普通銀行

世界戰時及戰爭直後の數年間、我經濟界は未曾有の好況に惠まれ、普通銀行亦飛躍的に發展したるが、斯かる趨勢は大正九年の恐慌を動機として俄然逆轉し、爾後本邦普通銀行は所謂整理時代を經過することとなれり。左に恐慌後數年間に於ける銀行預金及貸出の統計を揭記し、以て整理時代に於ける銀行業の如何なる狀態に在りしかを一見すべし。

普通銀行資本金預金及貸出金表

年次	公稱資本金	總預金	總貸出金	手形交換高
大正九年	一、六〇三、一一七、八五〇 円	九四、六三五、六二五、九七五 円	五〇、二〇九、〇六三、六二九 円	七四、〇六八、七四五、四九五 円
同一〇年	一、七〇三、〇五四、三五〇	八四、二四五、一五四、六八四	五二、四八六、五〇六、七三三	六八、二三二、七四五、九八〇
同一一年	二、三六六、二八四、二五〇	九一、〇〇二、三一八、六五一	五六、〇七〇、四〇五、一〇九	七一、八一三、〇〇六、三一二
同一二年	二、四四四、六九〇、九二〇	八七、八六四、八六〇、七〇一	六二、〇〇六、四五二、一四四	六八、一八五、八七六、六五七
同一三年	二、四三七、六八四、二五〇	九四、四四三、三一七、八四二	六三、六二三、六四一、六二七	七四、一〇四、九一五、二六九
同一四年	二、四〇六、五六〇、七五〇	一〇五、六八二、〇〇七、五九一	七五、三八四、七八一、一一八	八三、五一一、五五五、七七三
同一五年	二、三八〇、九九七、五〇〇	一一五、七八四、四八八、五六八	七九、〇一五、七四〇、〇三八	八八、九六四、〇九八、八〇八

恐慌前數年間に於ける普通銀行の公稱資本金は二十七割八分の增加を示したるが、恐慌後の五箇年間に於ては大正九年の十六億三百餘萬圓より大正十五年の二十三億八千九十九萬餘圓となり、其の增加率は十四割九分に過ぎざるなり。更に之を總預金に就きて見るに、恐慌以前に於て五十割九分の增加割合なりしが、恐慌後は大正九年の九百四十六億三千五百餘萬圓より、同十五年の千百五十七億八千四百餘萬圓となり、其の增加率は十二割二分に過ぎず。就中恐慌直後の大正十年には百億圓以上の減少を示し、其の後回復の步を進めつつありしが、十二年の震災に依りて再び低下し、同年及翌十三年共に大正九年に比して低下を示せり。更に總貸出に就て見るに、恐慌以前には百一割二分の增加なりしと雖も、恐慌後の增加は甚だ遲緩にして、大正九年の五百二億九百萬圓より大正十五年の七百九十億千五百七十餘萬圓に進みたるのみにして、其の增加は漸く十五割七分に過ぎず。又手形交換高に就きて考察するも、其の傾向は右に述べし所と略軌を一にし、大正十三年頃に至る迄は却て減少の狀態を持續したり。卽ち大正九年の七百四十二百萬圓、十一年に七百十八億千三百萬圓、十二年に六百八十一億八千五百萬圓、十三年に七百四十一億四百萬圓にして、大正十四年以後稍增進し、十五年には八百八十九億六千四百萬圓となりしも、其の增加率は十二割に過ぎず。而して其の大正十二年に於ける激減が震災の影響に依るべきは敢て說明を要せざる所なり。

顧るに世界大戰の好影響に依り、我國民經濟は曾て見ざる膨脹を遂げ、而も之に對し一般に何等警戒する所なかりしかば、大正九年の恐慌は全國的に深刻なる打擊を與へ、爾後我經濟界は所謂整理時代に入ることとなりたり。而も整理の未だ充分ならざるに際し、突如として大震火災の襲ふ所となり、我財界は玆に二重の打擊を蒙り、更に極度の不況狀態に陷れり。されば銀行の整理も亦所期の如くに進步せず、諸產業は萎微し、從て資金の需要も尠く、財界の恢復は一層困難を感ずるに至れり。斯

くて當時我銀行業が戰時及戰後好況時の如く旺盛なる能はざりしは論を俟たざる所なり。試に次の統計を一覽せよ。

普通銀行數及公稱資本金組織別表

年次	株式會社		合名會社		合資會社		個人		合計	
	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金	行數	公稱資本金
大正九年	一、一八五	一、五八六、八八八、九八〇円	四二	五、五二七、九五〇円	六四	九、〇五九、四〇〇円	四五	一、六四一、五二〇円	一、三三六	一、六〇三、一一七、八五〇円
同一〇年	一、一九九	一、六八七、〇三二、四八〇	三九	五、四八二、五九〇	六〇	八、九〇七、四〇〇	三三	一、六三一、五二〇	一、三三一	一、七〇三、〇五四、三五〇
同一一年	一、六七九	二、三五〇、七六三、三八〇	三五	五、四〇七、九五〇	五四	七、五二六、四〇〇	三一	二、五八六、五二〇	一、七九九	二、三六六、二八四、二五〇
同一二年	一、五八九	二、四三一、一一六、八五〇	三四	五、一七七、九五〇	五一	六、八九四、六〇〇	二七	一、五〇一、五二〇	一、七〇一	二、四四四、六九〇、九二〇
同一三年	一、五二六	二、四二三、五九九、九〇〇	三三	六、一〇二、九五〇	四八	六、七四一、四〇〇	二二	一、二四〇、〇〇〇	一、六二九	二、四三七、六八四、二五〇
同一四年	一、四四八	二、三九三、九九〇、九〇〇	二九	五、八六七、九五〇	三七	五、四六一、九〇〇	二三	一、二四〇、〇〇〇	一、五三七	二、四〇六、五六〇、七五〇
同一五年	一、三四一	二、三六八、九二三、九二三	二六	五、六三三、五九〇	三五	五、三七一、九〇〇	一八	一、〇九〇、〇〇〇	一、四二〇	二、三八〇、九九七、五〇〇

銀行の資本金は恐慌前の好況時代に於ては二十七割八分の歩調を以て增進したるが、恐慌後の整理時代に入るや十四割八分の割合を以て漸進したること前掲の如し。而して各種銀行中最も重要なる株式組織の銀行に就きて見るに、其の數は大正三年の千三百七十八行より大正九年の千百八十五行に減少したるに對し、整理時代に入るや却て其の數を增加し、就中大正十年の千百九十九行は、翌十一年に於て千六百七十九行に激增したりと雖も、之れ蓋し貯蓄銀行法改正の結果にして、必ずしも銀行數の減退てふ時代の趨勢を爰に一轉せしものにはあらざるなり。卽ち大正十年四月新貯蓄銀行法の公布せらるるや、該法は貯蓄銀行資本金の最低限度を引上げ、普通銀行業務と貯蓄銀行業務との相互兼營を禁止し、擔保供託の金額を增加し、資金運用の方法を制限したるを以て、貯蓄兼營の普通銀行は大正十一年一月一日新貯蓄銀行法の實施と共に、其の多くは專業普通銀行に轉じたるものとす。　されば株式組織の普通銀行は大正九年の千八百八十五行、其の資本金十五億八千六百萬圓より大正十一年の千六百七十九行、二十三億五千萬圓となり、卽ち資本金の增加率は四十一割八分を示すと雖も、大正十一年と同十五年とを比較するときは、後者の行數千三百四十一にして既に三百三十八行を減じ、銀行數減退の趨勢の依然として持續せられしを見るべく、他方資本金は漸く十割一分の增加を示すのみにして、此の如きは經濟界不況の狀態を反映して餘あるものと謂ふべきなり。　次に合名會社に就て見るに、恐慌前と同じく其の行數は大正九年の四十二行より同十五年の二十六行に減じ、資本金は微弱ながら增加し、卽ち十割二分の增加率を示せり。　但し斯かる微弱なる增加率を以て資本集中の傾向顯著なる銀行界に其の生存權を主張し得ざるは論を俟たざる所なり。　其の他合資會社及個人銀行に於ても、行數及資本金とも何れも減少の一途を辿れり。　要するに恐慌後我普通銀行が著しく活氣を失ひしは爭ふべからざる所なりと雖も、其の反面に於て資本集中の大勢が中斷せられざりしことも亦蔽ふべかざる所にして、こは次の統計に依りて明かなる所なり。

資本金別普通銀行一覽表

年次	十萬圓未滿		十萬圓以上		五十萬圓以上		百萬圓以上		二百萬圓以上		五百萬圓以上		千萬圓以上		五千萬圓以上		合計	
	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金
大正九	二〇六	一〇、〇八七、二三〇円	四三七	八三、五六五、〇〇〇円	二八一	一五一、〇八〇、〇〇〇円	一三九	一五一、七五〇、〇〇〇円	六二	一五八、三六〇、七五〇円	三四	一八八、〇四五、〇〇〇円	二六	三七七、五〇〇、〇〇〇円	七	四七〇、〇〇〇、〇〇〇円	一、一九二	一、五九〇、三八七、九八〇円
同一〇	二一七	一〇、七〇九、四八〇	五六五	一〇九、九一六、五〇〇	四六〇	二四五、七八〇、〇〇〇	二四九	二七一、三〇〇、〇〇〇	一一九	三〇七、一一〇、七五〇	五六	三三三、〇二八、〇〇〇	三一	四五六、〇三五、〇〇〇	七	四七〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇四	二、一九三、八八九、七三〇
同一二	一六七	八、一七四、〇五〇	四八九	九五、六五七、二五〇	四三四	二三五、七〇六、五〇〇	二七九	三〇五、二九二、一〇〇	一二六	三三六、六三三、八五〇	五三	三八七、四六八、〇〇〇	三八	五〇三、八五五、〇〇〇	九	九六七、〇〇〇、〇〇〇	一、五九五	二、四四二、七八六、八五〇
同一三	一四八	七、一六七、〇五〇	四六一	八九、七九二、二五〇	四一四	二二九、八八四、〇〇〇	二七五	三〇二、七七九、一〇〇	一三三	三三三、三六六、〇〇〇	五五	三〇六、四四三、〇〇〇	四三	五三九、三三六、五〇〇	八	八六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五三六	二、四二七、七六七、九〇〇

大正一四	一三九	六、八四四、〇五〇円	四三五	八五、二八〇、七五〇円	三八五	二〇五、三八九、〇〇〇円	二六一	二八八、〇五四、一〇〇円	一二六	三二三、七一六、〇〇〇円	五一	二九九、三二三、〇〇〇円	四三	五六〇、八四六、五〇〇円	八	六二〇、〇〇〇、〇〇〇円	一、四四八	二、三九八、四六三、四〇〇円
同　一五	一二七	六、三〇四、三〇〇	三七九	七四、七八二、二五〇	三六一	一九二、五六六、五〇〇	二五二	二八一、九一四、〇〇〇	一一九	三一七、一九九、〇〇〇	五〇	二九四、一三五、〇〇〇	四五	五八三、七七一、五〇〇	八	六二三、二〇〇、〇〇〇	一、三四一	二、三七二、八七二、六五〇

（備　考）一、本表は株式組織の銀行のみに就きて示す。
二、大正十年の數字のみは大正十一年一月一日現在に依る。大正十一年の數字は未詳とす。
三、本表中大正九年乃至十二年の數字は前表に示す株式組織の銀行數と一致せざるものあれども、こは貯蓄銀行と普通銀行との區別の如何に依るものにして、即ち貯蓄兼營普通銀行を含むと否とに依るものなり。

前表の示す所の如く、百萬圓未滿の小銀行は貯蓄銀行法の施行に伴ひ、大正十年に於て行數・資本金とも夫々增加したるが、爾後漸減の傾向を現はし、又百萬圓以上五百萬圓未滿の中銀行も大體に於て小銀行と同一の傾向を呈したり。更に五百萬圓以上一千萬圓未滿の銀行は、大正九年の三十四行、一億八千八百餘萬圓より、大正十年の五十六行、三億二千三百餘萬圓となりしが、之れ固より貯蓄銀行法施行の結果にして、大正十五年には五十行、二億九千四百餘萬圓に減少したり。尤も此の種銀行に於ける行數及資本金の減少が、所謂中小銀行の如く甚しからざるは注意すべき所なり。右に反し千萬圓以上五千萬圓以下の銀行は、大正九年の二十六行、三億七千七百萬圓より、大正十五年の四十五行、五億八千三百圓に增加し、五千萬圓以上の銀行又同期間に七行、四億七千萬圓より、八行、六億二千二百萬圓に增加したり。此の如く千萬圓以上の銀行が整理時代に於ける財界の不振にも拘らず、其の行數及資本金を增加せしことは、大銀行主義が實際に行はれつつありしことを有力に物語るものなり。次に大銀行・中銀行・小銀行に分ち銀行資力の分布狀態を一見すべし。

普通銀行資本金分布表（單位千圓）

年次	小銀行				中銀行		大銀行	
	（乙）五十萬圓未滿		（甲）百萬圓未滿		五百萬圓未滿		五百萬圓以上	
	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金	行數	資本金
大正一〇年	七八二	一二〇、六二六	四六〇	二四五、七八〇	三六八	五七八、四一〇	九四	一、二四九、〇七三
		一、二四二		三六六、四〇六				
				一、六一〇		九四四、八一一		
同　一二年	六五六	一〇三、八三一	四三四	二三五、七〇六	四〇五	六四一、九二六	一〇〇	一、四六一、三二三
		一、〇九〇		三三九、五三七				
				一、四九五		九八一、四六二		
同　一五年	五〇六	八一、〇八六	三六一	一九二、五六七	三七一	五九九、一一三	一〇三	一、五〇〇、一〇七
		八六七		二七三、六五三				
				一、二三八		八七二、七六六		

右の表に示す如く、小銀行は大正十年の千二百四十二行、其の資本金三億六千六百萬圓より、同十五年の八百六十七行、二億七千三百萬圓となり、行數に於て十四割三分、資本金に於て十三割四分の各減少を示せり。而して之を小銀行中の甲・乙兩種に就て見るときは、前者が行數十二割七分、資本金十二割八分の減少なるに反し、後者は行數十五割四分、資本金十四割九分の減退を示せり。即ち普通銀行は其の資本金の小なるに從ひ、減退の率益〻大なりしを知るべきなり。次に中銀行及大銀行は大正十年に比し大正十五年には何れも增加を示したるが、特に注意すべきは、少數の大銀行が數多の中小銀行に比し遙に多くの資本金を擁したること之なり。即ち大正十年に於て中小銀行千二百四十二行の資本金總額三億六千六百餘萬圓に對し、九十四の大銀行は十二億四千九百餘萬圓の資本金を有し

同十五年には中小銀行八百六十七行の資本金總額二億七千三百餘萬圓に對し、百三の大銀行は十五億圓餘の資本金を有したり。換言すれば大銀行の資本金は普通銀行總資本金中、前者に於て約七割七分、後者に於て約八割五分を占むるに至りしものとす。之を要するに銀行集中の傾向は恐慌後に於て益〻顯著となり、小數の大銀行は我金融界に偉大なる勢力を張るに至りしものとす。

第三款　普通銀行の集中

第一項　世界戰時及其の直後に於ける普通銀行の增資

世界大戰を契機として、本邦銀行界は著しく大銀行主義に傾き、旣に戰時及其の直後の好況時に於て、資本金十萬圓未滿の小銀行は其の行數及資本金に於て半減し、五十萬圓未滿の銀行も亦著しく其の數を減ぜり。之れに對し大中銀行就中大銀行は其の行數に於て益〻少きも、其の資本金に於て大に激增し、事實上大銀行主義を實現するに至れり。而して大銀行の成立は概ね新設、增資及合併の三方法に依りて實現せらるるものなるが、此の時代に於ける大銀行の出現は主として增資に依りたるものにして、卽ち當時は普通銀行の增資時代とも稱すべき時代なりしなり。試に大正三年乃至九年に於ける普通銀行の異動狀況を見るに次の如し。

普通銀行增減一覽表

年次	種別	廢業	貯蓄銀行へ轉業	合併	新設	貯蓄銀行より轉業	差引增減（△）	現數	現數合計
大正三年	貯蓄兼營普通銀行	三	五	一					
	他業兼營普通銀行	二			△九			一五〇	一、五九五
	專業普通銀行	四	五	二	六	四	△一	三二	
同四年	貯蓄兼營普通銀行		一五〇				△一五	一、四一一	一、四四二
	他業兼營普通銀行	二					△二	三一	
	專業普通銀行	一一	一四	七	一一	六	△一五	一、三九六	一、四二七
同五年	貯蓄兼營普通銀行							三一	
	他業兼營普通銀行	一			一				
	專業普通銀行	二〇	一〇	一六	一六	一	△二九	一、三六七	一、三九八
同六年	貯蓄兼營普通銀行							一、三四三	
	他業兼營普通銀行	一	三	二一	一五	三	△二四		
	專業普通銀行	一八						三一	一、三七八
同七年	貯蓄兼營普通銀行								
	他業兼營普通銀行							三五	
	專業普通銀行	二二	一五	二九	三一	四	△三二	一、三一一	一、三四四
同八年	貯蓄兼營普通銀行								
	他業兼營普通銀行	四	二	二	四	△	△二	三三	
	專業普通銀行	一四	一七	三〇	三六	四	△二一	一、二九〇	一、三二六
同九年	貯蓄兼營普通銀行								
	他業兼營普通銀行			二	五		三	三六	

普通銀行異動表

年次	新設	増資	減資	解散
大正四年	四	四六	二四	六
同五年	一一	六一	一七	一七
同六年	一三	九六	二二	三一
同七年	一八	一二一	二四	四〇
同八年	二四	一六七	六	四〇
同九年	四三	三四四	二	四七
計	一一三	八三五	九五	一八一

此の如く世界戰時及其の直後の時代に於ける普通銀行の異動は、先づ新設百十三行、増資八百三十五行に對し、減資九十五行、解散百八十一行の狀態に在り、解散銀行中には合併に依り解散せしものも勘からざりしを以て、一般に銀行資力の増大せしことは明かなる所なり。而して今此等の異動を日露戰爭後の異動狀態と比較するに、日露戰後の十年間に於ける新設銀行は百二十七行にして、世界戰時及戰後の六年間は百十三行の新設なりしを以て、其の増設割合は後者に於て更に大なるものありと云ふべし。次ぎに増資に於ては前の十年間に二百十二行なりしもの、後の六年間に八百三十五行の多數に及べり。卽ち世界戰爭中及其の直後の數年間は、實に銀行の増資時代とも稱すべき觀ありて、而も其の増資の割合は前時代に比較して大なるものありたり。更に此等の増資に對する減資の狀を見るに、前には三百二行の多きに達せりと雖も、後には九十五行の少數なりき。要するに世界戰時及其の直後の時代に於て、本邦普通銀行は諸般の點より頗る隆昌を告げ、大に其の資力を擴充するに至りしものとす。次ぎに此の期間に於ける新設銀行中資本金二百萬圓以上の銀行を掲出すべし。

資本金二百萬圓以上の新設銀行

府縣	銀行名	資本金	設立年月
兵庫	神戸川崎銀行	五、〇〇〇千円	大正五年十二月
石川	加州銀行	三、〇〇〇	同六年一月
大阪	由口銀行	三〇、〇〇〇	同年四月
兵庫	神戸岡崎銀行	一〇、〇〇〇	同年六月
東京	東京山口銀行	一〇、〇〇〇	同年九月
東京	東京古川銀行	五、〇〇〇	同年同月
山梨	若尾銀行	五、〇〇〇	同年同月
高知	高知商業銀行	二、〇〇〇	同年同月
大阪	藤田銀行	一〇、〇〇〇	同年十月
同	大阪野村銀行	一〇、〇〇〇	同年同月
東京	八十一銀行	四、〇〇〇（注）	同年同月
福井	大和田銀行	三、〇〇〇	同年十月
群馬	上野銀行	二、〇〇〇	同年十二月
埼玉	武州銀行	五、〇〇〇	同年同月
東京	早川ビルブローカー銀行	二、〇〇〇	同年同月
同	三菱銀行	五〇、〇〇〇	大正八年九月
同	高砂商工銀行	二、〇〇〇	同年同月
山口	第一合同銀行	六、五〇〇千円	大正八年九月
石川	鴻池銀行	七、〇〇〇	同年十一月
大阪	戸田銀行	三、〇〇〇	同年同月
和歌山	嘉義銀行	三、〇〇〇	同年十二月
臺灣	米谷銀行	三、〇〇〇	同年同月
長崎	長崎銀行	五、〇〇〇	同年同月
東京	中井銀行	二、〇〇〇	九年二月
田中興業銀行		二、〇〇〇	同年三月
中澤銀行		五、〇〇〇	同年同月
宮城	鹽釜銀行	二、〇〇〇	同年四月
富山	高岡銀行	六、六五〇	同年五月
大阪	日本信託銀行	五〇、〇〇〇	同年六月
吉川	田銀行	二、〇〇〇	同年七月
東京	帝國朝日銀行	三、〇〇〇	同年同月
廣島	藝備銀行	一五、〇〇〇	同年同月
石川	七尾銀行	五、〇〇〇	同年八月
同	小松銀行	三、〇〇〇	同年十二月

尙ほ以上掲出の外、同期間に於ける資本金百萬圓以上の新設銀行は大正四年兩豐銀行（大分）、大正五年大信銀行（東京）、大正六年勢南銀行（三重）、金原銀行（東京）、大正七年虎屋銀行（大阪）、山八銀行（福島）、大野銀行

（千葉）、大正八年絲屋銀行（北海道）上毛銀行（群馬）上州銀行（同上）都城銀行（宮崎）沖繩産業銀行（沖繩）北海道殖産銀行（北海道）、大正九年西脇商業銀行（東京）土居銀行（岡山）太宰銀行（福島）郡山商業銀行（同上）岩瀨興業銀行（同上）丹後産業銀行（京都）遠州銀行（靜岡）二木ビルブローカー銀行（德島）中谷銀行（和歌山）鳴海銀行（青森）下毛銀行（大分）大分銀行（同上）山梨田中銀行（山梨）横濱興信銀行（神奈川）泉山銀行（青森）等あり。而して日露戰爭時代の新設銀行は二三の大銀行を除き、百萬圓級の銀行が最も有勢なりしが、世界戰時及戰後の時代に於ては三百萬圓乃至五百萬圓の銀行最も多く、地方に於てすら千萬圓級の銀行を見るに至れり。かくて百萬圓級の銀行も今や大銀行にあらず、中銀行として設立せられしものとす。

轉じて增資に就きて見るに、銀行の增資は世界戰爭時代の銀行界を特徵附くる所の著名なる現象にして、所謂大銀行主義の實現は、この增資に負ふ所頗る大なるものありしなり。既に述べし如く本期間に於ける增資銀行は八百三十五行の多數に上りしが、其の內增資の結果百萬圓及それ以上の資本金に達せし銀行は四百十八行にして、他の四百十七行は增資後に於ても尙ほ百萬圓に達せざる小銀行なりき。今增資後百萬圓以上となりし銀行のみに就て逐年の增資狀況を窺ふに、世界大戰中及其の後大正七年に至る間は增資せしもの甚だ小數なりしが、同年十一月休戰條約の成立と共に財界の空景氣は潮の如く全國に瀰漫し、銀行の增資も亦此の間に行はれたり。卽ち大正八年には百六十七行、九年には三百四十四行の增資を見、而して增資額百萬圓以上の銀行は八年に於て五十五行、九年に於て二百三十二行の多きに達せり。今之れを表示するに左の如し。

普通銀行增資狀況一覽表

區分	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	合計
百萬圓以上五百萬圓未滿	一	四	二八	五三	五四	一七四	三一四
五百萬圓以上千萬圓未滿	—	—	七	七	一三	三一	五八
千萬圓以上五千萬圓未滿	—	二	四	五	七	二二	四〇
五千萬圓以上	—	—	—	—	一	五	六
合計							
百萬圓以下全增資銀行數	四五 一 四六	五五 六 六一	三九 五七 九六	六五 五六 一二一	七五 九二 一六七	二三二 一一二 三四四	四一八 四一七 八三五

（備考）本表は增資回數を計上せざるものにして、數回增資せる銀行は其の都度計上せらるるを以て多少の重複あるを免れず。

卽ち百萬圓以下の增資銀行數は、世界戰時及其の後に於て四百十七行にして、此等は小銀行と稱すべきものたり。次で百萬圓以上五百萬圓未滿の增資銀行數は三百十四行にして、こは中銀行と稱すべきなり。而して五百萬圓以上の增資銀行は四十行にして、之れに加ふるに五千萬圓以上の增資銀行六行を以てするに至れり。此等の事實は大銀行主義の實現を立證するものにして、銀行資力の大に擴充せられしを見るべし。次ぎに此の期間に於ける五百萬圓級銀行中增資銀行を列擧し參考に供すべし。

五百萬圓級銀行中增資銀行

府縣	銀行名	舊資本	增資後の資本	增資年月
大阪	△浪速銀行	七、〇〇〇千円	一四、〇〇〇千円	大正五年七月
東京	第一銀行	三、五〇〇千円	三、七〇〇千円	大正六年十二月

新潟	△第四銀行	3,200千円	5,000千円	大正六年四月
鹿児島	△第百四十七銀行	2,000	5,000	同年五月
大阪	△住友銀行	15,000	30,000	同年九月
同	百三十銀行	5,000	10,000	同年十月
同	△近江銀行	4,000	10,000	同年同月
愛知	△名古屋銀行	3,240	7,000	同年十一月
富山	△十二銀行	3,000	5,000	同年同月
兵庫	日本商業銀行	2,000	5,000	同年同月
長崎	△十八銀行	3,000	6,000	同年同月
大阪	△三十四銀行	10,000	10,300	同年同月
東京	△日本晝夜銀行	1,000	5,000	同年十二月
大阪	△浪速銀行	14,000	15,000	同七年一月
東京	村井銀行	2,000	10,000	同年四月
兵庫	三十八銀行	4,000	8,000	同年五月
東京	安田銀行	10,000	25,000	同年六月
同	神田銀行	2,000	5,000	同年七月
愛知	愛知銀行	2,210	7,000	同年同月
神奈川	七十四銀行	2,000	5,000	同年八月
大阪	△三十四銀行	10,300	25,000	同年同月
熊本	△肥後銀行	2,000	5,000	同年九月
大阪	△近江銀行	10,000	15,000	同年十月
福岡	福岡銀行	1,500	5,000	同年同月
兵庫	第六十五銀行	2,000	5,000	同年十一月
大分	二十三銀行	2,400	5,000	同八年一月

愛知	安藤銀行	320千円	5,000千円	大正八年一月
長野	△第十九銀行	3,000	6,000	同年四月
高知	土佐銀行	2,000	5,000	同年同月
愛知	△明治銀行	4,600	5,000	同年同月
東京	明治商業銀行	4,800	10,000	同年六月
新潟	△第四銀行	5,000	10,000	同年同月
和歌山	四十三銀行	3,000	6,000	同年同月
愛知	△明治銀行	5,000	10,000	同年七月
東京	三井銀行	20,000	100,000	同年八月
大阪	増田ビルブローカー銀行	500	5,000	大正八年八月
臺灣	臺灣商工銀行	1,150	5,000	同年同月
大阪	北濱銀行	4,000	10,000	同年同月
同	加島銀行	5,000	15,000	同年十一月
長崎	△十八銀行	6,000	6,500	同年同月
秋田	秋田銀行	1,000	5,000	同年同月
栃木	△足利銀行	2,000	5,000	同年同月
東京	川崎銀行	1,000	10,000	同年十二月
京都	京都銀行	1,000	5,000	同年同月
愛知	△明治銀行	10,000	11,000	同年同月
宮城	七十七銀行	1,500	5,000	同九年一月
長崎	△六十三銀行	5,000	10,000	同年同月
東京	東海銀行	3,000	10,000	同年同月
岡山	津田銀行	1,000	5,000	同年同月
同	第一合同銀行	5,600	7,520	同年同月

大阪	鴻池銀行	7,000	10,000	大正九年一月
岡山	二十二銀行	1,100	5,000	同年二月
新潟	△第四銀行	10,000	10,600	同年同月
栃木	△足利銀行	5,000	6,000	同年同月
岩手	盛岡銀行	1,500	7,000	同年三月
福島	第百七銀行	2,000	5,000	同年同月
長野	信濃銀行	3,000	7,000	同年同月
同	△六十三銀行	10,000	10,600	同年四月
愛知	△明治銀行	11,000	11,800	同年同月
東京	二十七銀行	1,000	5,000	同年同月
岡山	△十二銀行	5,000	10,000	同年同月
大阪	△浪速銀行	15,000	50,000	同年同月
東京	第三銀行	10,000	30,000	同年同月
石川	加州銀行	2,000	5,000	同年同月
三重	四日市銀行	1,700	5,000	同年同月
東京	△淺野晝夜銀行	5,000	10,000	同年四月
新潟	六十九銀行	4,200	10,000	同年五月
同	長岡銀行	4,000	10,000	同年同月
栃木	下野銀行	2,000	5,000	同年同月
青森	第五十九銀行	2,850	10,000	同年同月
東京	△第一銀行	32,700	50,000	同年同月
鹿児島	△第百四十七銀行	5,000	15,000	同年同月
三重	百五銀行	4,000	5,000	同年六月
福井	福井銀行	1,250	5,000	同年同月

東京	第百銀行	10,000	25,000	大正九年六月
大阪	△近江銀行	15,000	30,000	同年同月
埼玉	武州銀行	5,000	5,100	同年同月
奈良	吉野銀行	1,425	5,000	同年同月
愛知	△名古屋銀行	7,000	24,000	同年同月
靜岡	三十五銀行	2,000	5,000	同年同月
靜岡	遠州銀行	1,800	7,000	同年同月
島根	松江銀行	1,260	5,000	同年同月
臺灣	新高銀行	2,000	8,000	同年同月
東京	東和銀行	1,000	5,000	同年七月
長野	△六十三銀行	10,600	10,800	同年同月
同	△第十九銀行	6,000	15,000	同年同月
山梨	第十銀行	2,000	5,000	同年同月
東京	中井銀行	2,000	5,000	同年同月
大阪	△住友銀行	30,000	70,000	同年同月
熊本	△肥後銀行	5,000	10,000	同年同月
東京	十五銀行	40,000	100,000	同年同月
山形	兩羽銀行	2,400	5,000	同年九月
東京	豐山銀行	100	5,000	同年同月
大阪	△三十四銀行	25,000	50,000	同年同月
兵庫	神戸岡崎銀行	10,000	20,000	同年同月
鹿児島	鹿児島銀行	1,500	5,000	同年九月
長野	△六十三銀行	10,800	11,000	同年十月
北海道	根室銀行	1,500	5,000	同年同月

宮城	東北實業銀行	三、〇〇〇千円	七、五〇〇千円	大正九年十月
福井	大和田銀行	三、〇〇〇	五、〇〇〇	同　年同　月
新潟	△第四銀行	一〇、四〇〇	一〇、七〇〇	同　年十一月
富山	高岡銀行	六、六二五千円	七、四二五千円	大正九年十一月
東京	泰昌銀行	一、〇〇〇	五、〇〇〇	同　年十二月

（備　考）△印あるものは同期中數回增資せる銀行を示す。

以上表示せる所の如く、新設せられたる大銀行よりも增資の結果大銀行の班に列したるもの頗る多く、卽ち此の期間を稱して本邦普通銀行史上の增資時代とも爲す所以にして、本期間に於ける普通銀行の資力が增資の結果擴充せらるる所極めて大なるものありしを知るべきなり。而してそれ等の銀行中五百萬圓以上の資本金を有するものにして、數次の增資を行ひたるものを總て一度に看做して之れを級別するときは、資本金五百萬圓以上千萬圓未滿の銀行四十七、千萬圓以上五千萬圓未滿の銀行二十五行、五千萬圓以上の銀行六行なり。此處に千萬圓以上五千萬圓未滿の銀行二十五行とは第百銀行、第三銀行、淺野書夜銀行、川崎銀行、明治商業銀行、安田銀行、村井銀行、東海銀行（以上東京）、近江銀行、鴻池銀行、加島銀行、北濱銀行、百三十銀行（以上大阪）、神戸岡崎銀行（兵庫）、第四銀行、長岡銀行、六十九銀行（以上新潟）、名古屋銀行、明治銀行（以上愛知）、第五十九銀行（靑森）、十二銀行（富山）、六十三銀行、第十九銀行（以上長野）、肥後銀行（熊本）、第百四十七銀行（鹿兒島）等にして、卽ち千萬圓級の銀行は地方に於ても起りつつありたるものとす。次ぎに五千萬圓以上の六行は三井銀行、十五銀行（以上一億圓）、住友銀行（七千萬圓）、第一銀行、三十四銀行及浪速銀行（以上五千萬圓）の諸行なり（尤も浪速銀行の增資は十五銀行と合同の爲めにする準備なりしを以て、結局は五行なりき）。

世界大戰を契機として、俄然大銀行を生ずるに至りしことは、我國の經濟が戰亂の好影響を受けて異常なる發展を遂げ、その發展に必要なる金融を銀行に求むるに至りし結果、銀行そのものも亦それ等の要求に應ぜんが爲め增資を斷行したるものなりと雖も、而も銀行增資の多くは既述の如く休戰以後の好景氣時代に行はれたるものにして、必要以上に過大なりしは爭ふ可からざる所なり。惟ふに我國は戰時四箇年に亙り國際貸借關係に於て二十八億圓といふ巨額の受取勘定となりしが、之れ畢竟休戰後の我財界をして異常の好景氣又は空景氣に至らしめたる最大原因にして、當時新會社の設立計畫頻繁となり、舊會社の增資又著りに行はれ、普通銀行の增資も亦此の間大に實現せられたるものなり。

かくて世界戰後の大銀行主義は、一方に於て新設又は增資に依り著々實行せられたるが、他方に於ては銀行の合同も亦盛に行はれ、依りて以て大に銀行資力の擴充を促すに至れり。普通銀行の合同につきては夙に明治三十九年銀行合同法の發布を見たるが、爾後銀行の合同は歷代政府の方針となり、常に之れを奬勵して怠らざりしなり。而して實際に於て銀行の合同が行はるるに至りしも亦概ね日露戰爭以後のことに屬し、明治三十七年乃至大正三年の間に、貯蓄銀行を含み五十六行の合同を見たり。而も當時の合同は二三の例外を除かば、何れも中小銀行の合同にして、眞に銀行合同を以て目すべきものなく、眞に其の必要が痛感せらるるに至りし時期は、之れまた世界戰時及戰後の我經濟の發展時代に求めざるべからず。かくて銀行合同も亦我普通銀行の資力擴充の有力なる一手段たるに至りしものなるが、ただ大正九年以前に於ては既述の如く增資が主にして合同は未だ以てそれ以後の如く旺盛ならざりしなり。銀行合同に關しては後に記述する所なるを以て玆には詳述せざるべし。

第二項　恐慌後に於ける普通銀行の集中

整理時代に於ける我銀行業は、それ以前に比して資本金の増加少く、従て資金の運用としての預金貸出金の増加も少く、手形交換高の増加も亦固より甚だ僅少にして、各銀行は業務整理に日も維れ足らざる狀態なりしなり。而も整理の目的とする所は銀行各自の金融力即ち資力を増大し、之れを強化することにありたり。就中小中銀行は恐慌に襲はれ、其の創痍未だ癒えざるにまた震火の災害を蒙り、資力の増大強化を圖ることは其の自衞上今や一日も忽になすべからざる所となれり。而して資力の増大は増資か、或は合併か二途其の一を選ばざるべからず。かくして整理時代に於ける經濟界の不振狀態は、期せずして銀行資力増大の趨勢を馴致したるものにして、先づ此の間に於ける普通銀行の異動狀況を窺ふに左の如し。

普通銀行増減一覧表

年次	種別	廃業	貯蓄銀行へ轉業	合併	新設	貯蓄銀行より轉業	差引増減（△）	現數	現數合計
大正九年	専業普通銀行	一四	一七	二	三六	四	△二一	一、二九〇	一、三二六
	他業兼營普通銀行	—	—	三〇	三六	—	—	三六	
同十年	専業普通銀行	一五	二	三一	二六	二八	六	一、二九六	一、三三一
	他業兼營普通銀行	一	—	—	—	—	△一	三五	
同十一年	専業普通銀行	一七	—	四二	一二	五一五	四六八	一、七六四	一、七九九
	他業兼營普通銀行	—	—	—	—	—	—	三五	
同十二年	専業普通銀行	一六	—	八五	二	四	△九五	一、六六九	一、七〇一
	他業兼營普通銀行	—	—	—	—	—	△三	三二	
同十三年	専業普通銀行	三二	一	四八	八	二	△六九	一、六〇〇	一、六二九
	他業兼營普通銀行	一	—	一	—	—	△三	二九	
同十四年	専業普通銀行	三六	—	六九	一四	—	△九一	一、五〇九	一、五三七
	他業兼營普通銀行	一	—	—	—	—	△一	二八	
同十五年	専業普通銀行	四五	—	八五	一六	—	△一四	一、三九五	一、四二〇
	他業兼營普通銀行	一	—	二	—	—	△三	二五	

即ち大正九年に於ける新設銀行は四十一行なりしが、大正十年には二十六行に減じ、翌十一年には十二行、十二年には二行、十三年八行、十四年十四行、十五年十六行となり、銀行の新設は全く微々たるに至れり。之れに反し銀行の合併は年と共に其の數を増加し、大正九年乃至十五年の間に三百九十四行の合併を見たるが如く、仍ち銀行の合同が資力強化の爲め旺に行はれしことを如實に示せり。而して銀行の増減資に就きては十二年以後は據るべき數字なきを以て、單に十年及十一年（但し十一年は一月より十一月までの數字）のみに就きて見るに、十年は増資九十二行、減資三行、十一年は増資百三十四行減資六行にして、増資行數は恐慌前に比し著く減少したり。而も減資銀行の多からざることは他方に於ける合併の旺なりし事實と對照して頗る注意すべき所なり。尚ほ整理時代に於ける新設銀行中、資本金二百萬圓以上の銀行は左の如し。

資本金二百萬圓以上の新設銀行

府縣	銀行名	公稱資本	設立年月	備考
栃木	下野實業銀行	二、〇〇〇千円	大正十年二月	
宮崎	宮崎銀行	三、〇〇〇	同年五月	

群馬	上毛實業銀行	五、〇〇〇（千円）	大正十年七月		
東京	永樂銀行	五、〇〇〇 同	年八月		
石川	江沼銀行	二、〇〇〇 同	年九月		
同	北陸企業銀行	三、〇〇〇 同	年十二月		
同	能登產業銀行	二、〇〇〇 同	年同月		
神奈川	左右田銀行	五、〇〇〇 同	十一年三月		
群馬	伊勢崎銀行	四、三五〇 同	年十二月		
長野	中信銀行	一〇、二五〇 同	十二年一月		
香川	高松百十四銀行	一二、六二〇 同	十三年一月		
兵庫	甲子銀行	二、〇〇〇 同	年三月		
岡山	山陽銀行	一〇、〇〇〇 同	年五月		
東京	森村銀行	五、〇八〇 同	十三年六月		
同	東明銀行	三、九八〇 同	年八月		
神奈川	小田原實業銀行	二、〇〇〇 同	十二年十二月		
千葉	安房合同銀行	二、〇〇〇 同	十四年一月		
和歌山	新宮合同銀行	一、〇〇〇 同	年同月		
栃木	下野中央銀行	一一、八〇〇 同	年二月		
鹿兒島	薩摩銀行	二、〇〇〇 同	年四月		
和歌山	大同銀行	三、〇〇〇 同	年七月		
栃木	栃木銀行	二、五〇〇 同	年十二月		

以上揭記の外百萬圓以上の新設銀行は、大正十年日昇銀行（東京）國分銀行（大阪）中之條銀行（群馬）寶積寺銀行（栃木）下野產業銀行（同上）野州銀行（同上）阪海銀行（富山）、大正十一年治久銀行（京都）東奥銀行（青森）山陰銀行（鳥取）三次銀行（岡山）日出銀行（同上）彌壽銀行（福岡）苓州銀行（熊本）三州平和銀行（鹿兒島）、大正十三年兩越銀行（富山）、大正十四年關東興信銀行（神奈川）北紀銀行（三重）金谷銀行（靜岡）等なり。

以上に述べし如く恐慌後の普通銀行は新設增資共にそれ以前に比して尠く、銀行資力の强化を圖る爲めには主に合併の方法を採りしものなるが、その結果銀行集中の傾向は次第に顯著となり、我普通銀行界に一大革命を惹起せんとするに至れり。而して銀行の合併、合同に關しては次節に詳述する所なるを以て、茲には單に合併運動の反面の事實を述ぶるに止めたり。

大正十四年二月廿一日以降休業			
上田、志賀兩銀行を中心として成立す			
合名組織を株式組織に變更			
報德銀行の改造せるもの			

第四節　普通銀行の合同

第一款　政府の銀行合同政策

第一項　銀行の設立制限

我國に於ける普通銀行發達の狀況は前節に述べたる所の如くにして、卽ち日清戰後の弱小銀行濫立時代より、日露戰後の淘汰時代を經て、世界大戰後の集中時代に入り、從て銀行數も漸次大より小に推移したり。此の如きは我經濟の發展に順應せんとする銀行業そのものの發達に依る所なりと雖も、此の間政府が種々策を講じて以て銀行の合同を促進せしことも亦忘るべからざる所なり。而して合同政策の目的とする所は、固より銀行業に於ける小資本分立の弊を是正し、且つ銀行信用の基礎を鞏固ならしむるにあるを以て、一面に於ては必ずや銀行の濫設を防ぎ、新なる小資本の簇生を制す

るの策を採らざるべからず。換言すれば銀行合同と銀行の設立制限とは、政策上常に相表裏する所にして、苟も銀行の合同政策に就て論ぜんと欲すれば、他方其の設立の制限に關し觸るる所なかるべからず。而も銀行の設立制限は多くの場合合同政策に先行して實施せらるる所にして、之れを我國の銀行史に徵するも、既に國立銀行時代より實施せられ、後年に於ける銀行合同政策の先驅を爲したること既に述べたる所の如し。

明治時代末期に於ける普通銀行濫設の趨勢に對しては、政府は夙に銀行の合併促進に關し、立法上及行政上諸般の策を講ずると共に、更に進んで銀行の新設を制限し、實際に於て不必要なる銀行が一部少數者の利益を目標として設立せらるるが如きことなからしむるため、深く警戒する所ありたり。銀行の新設制限に關し、大藏省が始めてその積極的用意を示したるは、惟ふに明治三十四年八月三十一日、各地方長官に發したる理財局長の通牒なるべし。該通牒は今後銀行營業の認可を申請するものある場合には、各地方長官に於て概ね次ぎの如き事項に基き、新設銀行營業地域内に於ける經濟事情及發起人の身元資產を調査し、新設必要の有無に關し詳細なる意見を副申あり度き旨慫慂せるものなり。卽ち(一)銀行設立地方の經濟事情に關する事項、(イ)農工商等の產業狀況、(ロ)設立地方と他地方との運輸交通、(ハ)設立地方の物價集散の概數及金融狀況、(ニ)既設銀行本支店及其の資本金額(ホ)新設銀行と設立地方に於ける他業會社の業務資本金額及重役の姓名、(ト)產業上銀行設立を要する理由及新設銀行投資の目的等、(二)發起人の資產身上に關する事項(イ)身分・能力・職業(ロ)資產負債の狀況及國稅納額、(ハ)公私の經歷、(ニ)平素の行狀、(ホ)犯罪及家資分散の有無等、(三)新設の必要有無に關する事項、(イ)放資目的の適否、(ロ)營業に對し資本の多寡、(ハ)銀行として金融機關の職責を盡し得るや、(ニ)重役等の黨派關係又は政略上の理由に出づることなきや等の諸事項なりとす。蓋し大藏省は諸般の具體的事項を調査し、銀行設立の要否を實際に就て決定せんと爲したるものにして、かの國立銀行時代單に租稅額及人口等を標準として銀行設立の當否を決したるに比し、銀行政策上數歩を進めたるものと謂ふべきなり。而して其の後明治四十四年十一月二十日理財局長は、以上の諸事項の外更に、(一)設立地方の經濟狀態は、他の有力なる既設銀行の增資又は支店の設置を以て、銀行新設に更ゆるを得ざるや、若し得ずとせばその事由、(二)設立後の經營者たるべき者を豫め推知し得るに於ては、其の者發起人なるときは其の氏名、發起人以外の者なるときは、發起人と同樣の調査、(三)新設銀行の定款案等に就きても副申あるべき旨各地方長官に通牒する所ありたり。

此の如く大藏省は、經濟社會の實際必要以外に銀行の濫設せらるることを防がんがため、種々警戒を怠らざりしが、他方銀行資本の集中主義卽ち小資本の銀行の合併を奬勵するてふ建前より、小資本の銀行の新に設立せらるることに就ても亦適當なる制限を加ふることとなしたり。尤も此の場合に於ける銀行資本の制限方針は、かの國立銀行濫設の際に各府縣の定限額を設けたるが如き、敢て地方的劃一主義を採ることを排し、設立銀行の素質に鑑みてその資本金額に一定の制限を加へんとしたるに過ぎざるなり。明治三十四年八月三十一日の理財局長通牒を見るに『小銀行ハ將來可成合併セシメ度希望ニ付、新設ノモノハ會社組織ノモノニアリテハ、資本金五拾萬圓以上、個人銀行ハ資本金貳拾五萬圓以上トシテ申請セシメラレ候云々』とあれども、こは要するに一の標準を示したるものにして、必ずしも絕對的の制限を附したるものにあらず。卽ち同年九月大藏大臣曾彌荒助は各府縣知

事に内訓を發して曰く『資本金ニ就テハ、成ルヘク小銀行ノ簇生ヲ防止スル筈ナルモ、地方ノ狀況ニ依リテハ、强チ小資本ナレハトテ排斥スルノ趣旨ニアラス、但シ全國ヲ通シテ標準如何ト云ヘハ株式組織ニテ五拾萬圓、一個人組織ニテ貳拾五萬圓位ヲ適當ナラント思ハル、現在ニ於テモ三十五六萬ノ銀行尤モ大多數ナレハナリ、要スルニ資本金額ノ多少ハサマテ重キヲ置カス、其事業ノ著實ニシテ、基礎ノ鞏固ナルヲ期スルニ外ナラス』と。されば當時大藏省は小資本の銀行簇生を防止すべき用意のあることを示せるのみにして、未だ以て絕對に之れを禁ずるまでには至らざりしなり。而も大體右の標準に依りて銀行資本金を制限せんとなしたるは、既に蔽ふ可からざる所なるべし。該制限標準額は從來會社組織の銀行にのみ適當せられし所なるが、同年九月三十日の理財局長通牒に依りて個人銀行も亦『會社組織ノモノト同樣五拾萬圓以上トシテ申請セシメラレ候樣致度』と爲し、兩者の間に於ける差別を廢止したり。かくて普通銀行の資本金は概ね五十萬圓を標準となし、それ以下の資本金にては銀行の設立を許可せざる方針を定めたるが、爾後經濟界の進步發達は、益々大資本銀行の成立を促し、且又政府に於ても極力小銀行の合併を奬勵する事情に在りしを以て、旁々新設銀行の資本金を五十萬圓見當に制限することは、都市に於ては尙ほ低きに過ぐるの觀あるに至れり。此處に於てか、明治四十四年十月二十三日大藏次官通牒を以て、爾後人口十萬以上の市街地に於て普通銀行を設立せんとするときは、その資本金は原則として百萬圓以上たることを要し、設立の際資本の二分一以上を拂込むものに限り、特別の詮議に及ぶことあるべしと爲したり。これ蓋し『微弱ナル銀行ハ到底金融機關タル職掌ヲ悉ス能ハス、且其設立ノ容易ナルヨリ兎角濫立ノ弊ヲ順致シ易ク、是ヲ以テ成ルヘク有力ナル金融機關ノ設立ヲ希望スルノ趣旨ニ出タル義』なりしなり。

以上銀行の新設認可に關する諸通牒は其の後大正二年三月にも取纏め再發せられたる所にして卽ち概ね世界大戰に至る迄は政府の方針に何等の變更なかりしものなり。然るに世界大戰に依りて我經濟界は飛躍的發展を遂げ、普通銀行も亦それに伴ひて既述の如く業務大に膨脹したるを以て資本金の制限額を更に引上ぐるの必要を見るに至れり。此處に於てか大正七年五月二十一日大藏次官通牒を以て、普通銀行、貯蓄銀行の如何を問はず、人口十萬以上の都市に於ける新設銀行の許可限度を、從來の資本金百萬圓より引上げて二百萬圓とし、且つ本店所在地變更の場合も同樣とすることとなしたり。但し人口十萬以下の地は從來通り五十萬圓とすることとなしたり。次で同年九月二十日大藏次官通牒を以て、以上の制限額は次ぎの場合にも適用すべき旨を達し、普通銀行の資本金に關する條件を愈〻嚴重ならしむるに至れり。卽ち(一)既設銀行の廢業又は解散を條件とする新設銀行（貯蓄銀行を含む、以下同じ）の資本金に對しても制限額を適用す(二)普通銀行が貯蓄銀行となる場合には總て新設に關する制限額を準用す、(三)暫定認可方針に基き認可を受けたる貯蓄銀行が、業務の種類を增加する場合には新設に關する制限額を準用す、(四)左の場合には新設に關する制限額を準用す、(イ)合併に因り存續又は新設する銀行が、其の本店所在地を從來の銀行本店所在地外に定めんとする場合（但し本店が合併銀行又は被合併銀行の既設支店所在地又は近隣の地域に移轉するものにして新設の實を收めむとする目的に出でたるにあらざること顯著にして取引の狀況に鑑み事情止むを得ざるものと認むるものは、特に適宜の取扱を爲す）(ロ)普通銀行が本店所在地を異にせる貯蓄銀行と合併し、從來の普通銀行本店所在地に於て貯蓄銀行として存續又は新設せんとする場合、(ハ)暫定認可方針に依り認可を受けたる貯蓄銀行が、本店所在地を異にせる普通銀行又は貯蓄銀行と合併する場合等之れなり。

かくて普通銀行の設立制限は漸次嚴重となり、銀行濫立の趨勢は頗る阻止せられたるが、偶〻大正十一年末の銀行界動搖を動機として、一方に於ける銀行合同論の擡頭と共に、他方に於ては銀行の新設を徹底的に抑制するの必要認められることとなり、政府に於ては種々調査研究の結果次ぎの如き方針を定むるに至れり。

（一）特別の事情なき限り今後絶對に新銀行の設置を認可せざること。

（二）支店新設の如きも本店の内容充實し、然も止むを得ざる事情なき限り之亦認めざること。

（三）銀行の合併を極力慫慂すること、之れが爲めには大藏省に於て豫め各地方別に一定の區域を作り、此の區域に依りて當該地方長官と協議の上、積極的に合同を慫慂すること。

（四）普通銀行の不動產貸付は今後出來得る限り制限すること（但し之れが爲めに法令の改正を行はず）

卽ち大藏省に於ては一面に於て銀行の新設を阻止し、且つ支店出張所等の銀行營業所の濫設を嚴重に取締ることとなり、普通銀行の新設制限問題は終に其の結論に到達したりと雖も、日清戰後既に萠芽を發したる銀行合同問題が之れに代りて今後に於ける我銀行政策の中心問題化するに至りしものとす。

第二項　立法上の銀行合同策

第一目　銀行合併法の制定

明治二十七八年日清戰後數年間に銀行の激增せる事情は既に之れを述べたり。而して此の如き激增は基礎の薄弱なる銀行の濫立を意味し、久しからずして其の弊を暴露するものあるに至りしかば、政府も漸く銀行設立の過多を感じ、資本金に關する內規を設けて新規銀行の設立を制限すると共に一面既設銀行の合併を勸奬するの方針を採るに至れり。而して既設銀行をして解散及新設の手續を省き、簡易に合併せしめんが爲め、明治二十九年三月銀行合併法案を第九回帝國議會に提出したり。今該法案の提出に關し政府委員の說明せし所を聽くに『凡ソ銀行制度ノ上ニ於テ最モ缺クヘカラサルモノハ信用ニシテ、信用ノ因テ起ル所以ノモノハ、一ニ銀行資本ノ豐富ナルコトト營業ノ基礎確實ナルコトトニ在ルヘシ。然モ我國ノ金融機關ノ現狀ヲ觀ルニ未タ右ノ點ニ於テ滿足シ難キ所アリ、而シテ今此等ノ缺點ヲ補ハンニハ、單ニ將來設立セラルヘキ銀行ノ上ニ注意ヲ加フルニ止マラス、進テ旣存ノ銀行ヲシテ可及的ニ合同セシメ、以テ過度ノ競爭ヲ避ケ、資力ヲ充實セシムルコトニ努メサルヘカラス』と云へり。蓋し銀行の合併は之れを商法（舊）の規定に準據するときは、一旦解散して然る後新會社を創立するものにして、其の間種々煩雜なる手續を要し、偶〻合併を希望するものあるも此の爲めに其の實行を躊躇するに至るべきを以て、特に銀行の合併に關する法律を設け、其の手續を簡便ならしめて之れが實行を奬勵せんと爲したるものなり。而して該法律案は兩院を通過し、上奏裁可を經て同年四月二十日法律第八十五號を以て公布せられ、又別に同月二十二日大藏省令第九號に依り銀行合併法施行細則の公布を見たり。銀行合併法は同一の法律に依りて設立したる銀行營業の各株式會社は、（イ）會社が其の資產負債の全部を以て他の會社に合併するか、又は（ロ）二箇以上の會社が合併して更に一の會社を設立するかの二方法に依りて合併することを得せしむる爲め、種々必要なる手續を簡易に規定したるものにして、左に其の全文を收錄すべし。

銀行合併法（明治二十九年四月二十日法律第八十五號）

第一條　同一ノ法律ニ依リテ設立シタル銀行營業ノ各株式會社ハ左ノ方法ニ依リ合併スル事ヲ得

第一　會社其ノ資產及負債ノ全部ヲ以テ他ノ會社ニ合併スルコト

第二　二箇以上ノ會社合併シテ更ニ一ノ會社ヲ設立スルコト

第二條　前條第一ノ方法ニ依リ合併セムトスル會社ハ各其ノ株主總會ニ於テ合併ニ關スル事項ヲ決議シ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認可ヲ受クヘシ

前項株主總會ノ招集ハ少クトモ會日ノ三十日前ニ之ヲ爲スヘシ

第三條　第一條第二ノ方法ニ依リ合併セムトスル會社ハ各其ノ株主總會ノ決議ヲ取リタル後各會社株主ノ聯合總會ヲ開キ合併ノ決議ヲ爲シ更ニ設立スヘキ會社ノ定款ヲ議定シ各會社取締役ノ連署ヲ以テ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認可ヲ受クヘシ

聯合株主總會ニ於テハ更ニ設立スヘキ會社ノ取締役及監査役ヲ選定ス

前條第二項ノ規程ハ本條ノ株主總會ニモ亦之ヲ適用ス

第四條　株主總會及聯合株式總會ノ決議方法ハ商法第二百三條ノ規程ニ依ル

聯合株主總會ニ於ケル株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇トス但シ各會社ノ定款ニ於テ議決權ノ制限ヲ設ケタルトキハ其ノ制限ハ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ニ對シテノミ之ヲ適用シ且各定款ノ制限同シカラサルトキハ株主ニ對シ最利益アル制限ノ規程ヲ適用ス

各會社ノ株式ノ金額相同シカラサルトキハ其ノ最少額ノ株式金額ヲ標準トシテ其ノ他ヲ改算シ議決權ノ數ヲ定メ每株主持株ノ總金額ニ於テ端數ヲ生スルトキハ之ヲ算入セス

第五條　株主總會ノ招集アリタルトキハ各會社ハ合併スヘキ他ノ會社ノ株主ノ求ニ應シ商法第二百二十二條ニ揭ケタル書類ノ展閱ヲ許ス義務アリ

第六條　株主總會ノ招集アリタルトキハ各會社營業所ノ裁判所ハ合併スヘキ一方ノ會社ノ總株金ノ少クトモ五分ノ一ニ當ル株主ノ申立ニ因リテ一人又ハ數人ノ官吏ニ他ノ一方ノ會社ノ業務ノ實況及財產ノ現況ノ檢查ヲ命スルコトヲ得

商法第二百二十五條及第二百二十六條ノ規程ハ本條ノ檢查ニモ亦之ヲ適用ス

第七條　聯合株主總會若ハ第二條ノ株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ取締役ヨリ之ヲ裁判所ニ届出ツヘシ

第八條　主務省及裁判所ハ合併ノ實況ヲ監視スル權アリ

第九條　聯合株主總會若ハ第二條ノ株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ合併ニ因リ消滅スヘキ會社ハ既ニ始メタル取引ヲ完結シ又ハ現ニ存在スル會社義務ヲ履行スル外其ノ業務ヲ止メ且少クトモ三回之ヲ公告スヘシ取締役之ニ拘ラスシテ營業ヲ續行スルトキハ此カ爲其ノ全財產ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

第十條　合併セムトスル會社ハ公告ヲ爲シテ聯合株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタル日ヨリル期間株式ノ讓渡ヲ停止スルコトヲ得

第一條第二ノ方法ニ依リ合併セムトスル場合ニ在テハ聯合株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタル日ヨリ第十四條ニ依リ登記ヲ受クルマテノ間ニ爲シタル株式ノ讓渡ハ無效タリ

第十一條　合併ノ認可アリタルトキハ取締役ハ合併ノ旨ヲ總テノ債權者ニ通知シ且合併ニ對シ異議アル者ハ或ル期間內ニ會社ニ申出ツヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三十日ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ通知ニハ合併セムトスル各會社ノ財產目錄及貸借對照表ヲ添付スヘシ

第十二條　前條ニ揭ケタル期間內ニ異議ノ申出アラサルトキハ異議ナキモノト見做ス

期間內ニ異議ヲ申出タル債權者アルトキハ會社ハ直ニ其ノ債務ヲ辨償シ若ハ之ニ擔保ヲ供シテ其ノ異議ヲ取除クコトヲ要ス

第十三條　會社ハ第十一條ノ期間ヲ經過シ且有效ニ申出タル債權者ノ異議ヲ取除キ又訴訟中ノ債務額ハ之ヲ辨償シ若ハ供託シタル後ニ非サレハ合併ヲ決行スルコトヲ得ス但シ總テノ債權者ニ於テ異議ナキコトヲ明示シタルトキハ該期間內ト雖合併ヲ決行スルコトヲ得

第十四條　合併ヲ決行シタルトキハ十四日内ニ登記ヲ受ケ同時ニ之ヲ株主ニ通知シ且地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツヘシ

登記及公告スヘキ事項ハ左ノ如シ

第一　合併後存續スル會社ニ在テハ

一　合併認可及合併決行ノ年月日

二　既ニ登記ヲ受ケタル事項ニ變更ヲ生シタルモノ

三　合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

第二　合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ商法第百六十八條第二項（第八號ヲ除ク）ニ揭ケタル事項ノ外仍左ノ二項

一　合併認可及合併決行ノ年月日

二　合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

第十五條　會社支店アルトキハ其ノ所在地ニ於テモ亦登記ヲ受クヘシ

第十六條　第十四條ノ期間内ニ登記ヲ受ケサルトキハ此カ爲會社又ハ第三者ニ生セシメタル損害ニ付キ取締役ハ其ノ全財產ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

第十七條　合併後存留シ若ハ合併ニ因リ更ニ設立セル會社ハ合併ニ因リ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承繼ス

第十八條　國立銀行ハ第一條第二ノ方法ニ依リ合併スルコトヲ得ス

第十九條　第二條第一項ノ決議方法ハ國立銀行ニ在テハ國立銀行條例第六十九條ノ規程ニ依ル

第二十條　合併ニ因リ消滅シタル國立銀行ニ於テ發行シタル紙幣ハ合併後存留スル國立銀行ニ於テ自己ノ發行シタル紙幣ト俱ニ國立銀行條例第百十二條ノ方法ニ依リ其ノ營業年限内ニ悉皆消却スヘシ

第二十一條　合併ノ認可アリタルトキハ合併ニ因リ消滅スヘキ會社ノ訴訟ハ合併後存留シ若ハ合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ於テ訴訟手續ヲ受繼クマテ之ヲ中斷ス

民事訴訟法第一編第三章第五節當事者ノ死亡ニ因レル訴訟手續ノ中斷ニ關スル規程ハ前項ノ場合ニモ亦之ヲ準用ス

第二十二條　取締役第十四條ノ登記ヲ受クルコトヲ怠リタルトキハ商法第二百五十六條ノ例ニ依リ第十一條ノ通知及催告ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ商法第二百五十九條ノ例ニ依リテ處分ス

尚ほ銀行合併法施行細則の全文は左の如し。

銀行合併法施行細則（明治二十九年四月二十二日大藏省令第九號）

第一條　銀行合併法第二條及第三條ニ依リ差出スヘキ合併ノ認可申請書ニハ各會社ノ取締役連署ヲ爲シ左ノ書類ヲ之ニ添付スヘシ

一　合併ニ關スル契約書

二　銀行合併法第十一條ニ規定スル各會社ノ財產目錄及貸借對照表

三　合併後存留スル會社若クハ更ニ設立スル會社ノ定款

四　右ノ外決議ノ要領ヲ記載セルモノ

第二條　合併ヲ決行シタルトキハ銀行合併法第十四條ノ届出ト同時ニ合併ニ因リ消滅シタル會社ノ設立免許書ヲ還納スヘシ

第三條　合併ニ因リ消滅スル國立銀行ニ於テ大藏省ヘ預ケ入レタル紙幣抵當公債證書ハ合併後存留スル國立銀行ヨリ保管證書ノ名義書換ヲ大藏省ニ請求スヘシ

大藏省ヨリ前項書替濟ノ通知ヲ受ケタルトキハ大藏省ノ預リ證書ヲ差出シテ其書替ヲ請求スヘシ

銀行合併法は當時の實情に應ぜしむるが爲め、特に制定せられたるものなりと雖も、其の後明治三十二年新商法の發布せられ、會社の合併に關する一般規定を設けらるるに及び、之れを存置するの必

要無きに至りしかば、同三十三年一月法律第六號を以て之れを廢止したり。

第二目　銀行條例の改正

商法會社編の規定を見るに、會社が合併を爲すには、對內的には總社員の同意（合名會社及び合資會社の場合にして、商法第二百二十二條參照）又は株主總會の特別決議（株式會社の場合にして、商法第二百二十二條參照）を要し、對外關係に於ては、會社債權者の利益を保護する諸種の手續を履まざるべからず。卽ち合併決議の日より二週間內に財產目錄及び貸借對照表を作表して、會社財產の狀況を明かにし、次ぎに同一期間內に其の債權者に對し異議あらば一定の期間（二箇月を下ることを得ず）內に之れを述ぶべき旨を公告し、且つ知れたる債權者には各別に之れを催告せざるべからず。而して會社が右の公告若くは催告を爲さざるか、又は異議を述べたる債權者に對し辨濟を爲さず、若は相當の擔保を供せずして合併を爲したるときは、之れを以て債權者に（公告缺如の場合には總債權者に、其の他の場合には其の特定債權者に）對抗することを得ざるものなり（商法第七十八條乃至八十條、第二百二十五條）。又合併に依り株式を併合する場合には、一定の期間內に株券を會社に提出すべき旨及び其の期間內に之れを提出せざるときは株主の權利を失ふべき旨を通知し得るとの便法あるも、其の期間は三箇月を下ることを得ざるなり（商法第二百二十五條第二項、第二百二十條ノ二）。

然りと雖も、右の合併法は銀行に在りては實行上聊か不便あるを免れざるべし。蓋し銀行は多數の預金者卽ち債權者を有するを以て、右の如き手續を履行せんが爲めには少からざる勞力と費用とを要するのみならず、債權者の異議申立期間の稍長きに失する爲め合併の完了を遲延せしめ、合併參加銀行の業務を營むことは、貯蓄銀行條例の禁ずる處なるを以て、前者にして後者を合併するときは、貯蓄銀行業務は假令其の繼承せる所の契約に關するものと雖も、之れを繼續し得ざる不便もありたり。此處に於てか政府は大正九年七月此等の不便を除去せんとする銀行條例改正案を第四十三回帝國議會に提出し、以て商法に對する例外法を設くることとなしたり。而して該案は兩院を通過し、上奏裁可を經て同年八月法律第二十二號を以て公布せられたり。其の全文左の如し。

法律第二十二號（大正九年八月二日）

銀行條例中左ノ通改正ス

第二條ノ三　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スヘキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第二條ノ四　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ハ一箇月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ニ付亦同シ

第二條ノ五　銀行ノ事業ヲ營ム會社カ合併ニ因リテ貯蓄銀行條例第一條ノ事業ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル場合ニ於テハ其契約ノ完了スル迄仍其契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス」

貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第三條及第九條ノ二ノ規定中取締役トアルハ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ株式合資會社ナルトキハ其業務ヲ執行スル社員トス

右の立法に依り、銀行の合併手續は爾後甚だ簡便となりたり。尤もその一部は翌十年四月貯蓄銀行條例廢止せられ、貯蓄銀行法の制定を見るに及び、關係事項に付き若干の整理改正を加へられたり。

右改正法律の全文次の如し。

法律第七十五號（大正十年四月十四日）

銀行條例中左ノ通改正ス

第二條ノ五中「貯蓄銀行條例第一條ノ事業」ヲ「貯蓄銀行法第一條第一項ノ業務」ニ「貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二」ヲ「同法第三條及第九條ノ二」ニ「同法第十五條及第十九條」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前第二條ノ五ノ規定ニ依リ貯蓄銀行條例第一條ノ事業ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル銀行ニ關シテハ其ノ契約ノ屬スル事業ニ付仍從前ノ例ニ依ル

第三項　行政上の銀行合同策

主務官廳に於ては夙に銀行合同勸奬の方針を持し、前述の如き立法手段に依るの外機會ある毎にこれを奬勵し、又地方長官會議の開催せらるる場合等には、大藏大臣より各地方長官に對し、銀行合同の勸奬に力を致すべき旨訓示するを常とせり。明治三十年八月大藏次官田尻稻次郎をして內務省地方長官諮問會に於て、農工銀行設立の方法を說明するに際し、普通銀行に關して意見を述べ、小銀行をして大銀行の支店組織に改むるの必要を說かしめたるが如き卽ち之れなり。其の要旨に曰く、

現今存在スル所ノ各種銀行ハ、其數既ニ一千四百以上ニ上レリ。且ツ新ニ設立發起セラレントスルモノ亦少カラサルモノノ如シ。元來金融機關ナルモノハ資本ノ大ニシテ信用ノ鞏固ナルヲ要ス。然ルニ確タル必要モナキニ各地方小區域內ニ過多ノ小銀行設立セラルルトキハ、自然競爭其適度ヲ失スルノ虞ナキヲ保セス。一旦事玆ニ至レハ獨リ銀行當事者ノミナラス、延テ社會公衆ノ利益ヲ害センヤモ知ルヘカラス（中略）。今ヤ我國運輸通信ノ便實ニ昔日ノ比ニ非ス。而シテ銀行家ハ年々其經驗ヲ積ミ、大ニ昔日ト其觀ヲ異ニス。其特立制度ヲ改メテ支店制度ヲ立ツルノ機將ニ熟セントス。故ニ既設銀行ハ五ニ合同シ、小資本ノ銀行モ大資本トナリ、金融機關トシテ其事務ヲ全フセンコトヲ望ム。彼ノ銀行合併法ノ發布アリタルモ亦之レカ爲ナリ。又新規ニ起ラントスルモノニ關シテハ、汎ク銀行株主及ヒ地方公衆ノ利害ヲ考察シ、其ノ設立ハ果シテ經濟上ノ必要ニ出テ、發起人等ハ資產アリ信用アリ身分モ亦確實ナルヤ、營業ノ見込ハ確實ナルヤ、既設銀行トハ如何ナル關係ヲ有スルヤ等ヲ精査スルハ勿論ノコトナリ。

其の後列國商工業の競爭愈〻激甚を加ふるに伴ひ、各種經濟上の事業は益〻資本の集中を必要ならしめ小銀行の分立割據は大勢の許さざる所となれり。玆に於てか大銀行組織の議は政府に於て再燃し、明治三十二年十一月一日大藏省銀行課長齋藤洵は積極的に銀行合同の方針を採らんことを建議し、地方官に達する內達案を具して大臣の決裁を仰げり。該建議は一旦採用せられたりと雖も、後之れを地方官に內達するよりも寧ろ新聞紙及經濟雜誌に揭載し、普く銀行業者其の他一般實業家に示し、以て政府の方針の存する所を知らしむるの却て得策なるを認め、地方官に對する內達は遂に之れを發せずして止みたり。內達案の要旨に旨く『金融機關の設備に關しては、維新以後政府も種々の方法を盡して民間銀行の發達を促せし次第も有之、又地方官の指導に依り漸次株式銀行の設立各地に普及し、現今其數既に一千六百以上に達し、尙ほ新に設計するもの日に月に多きを加へ、邦家の爲に誠に慶事と云はざるを得ざる次第には有之候得共、元來金融機關は信用の鞏固にして、其營業區域の廣大なるを要するものにして、從來の如く各地方に過多の小銀行分立致候事は、啻に營業設備の經費を

徒消し、貴重なる運轉資本を冗費し、國家經濟上にも個人經濟上にも不利益なるのみならず、信用を鞏固にし、營業區域を廣大にし、金融機關の本分を盡すの點に於ても、大に缺くる處少からず。且つ貨幣制度及び內地雜居等も既に實施せられ居り候今日、本邦經濟上の事物も漸次列國共通の關係を直接に有する情勢と相成り、自然大資本にして信用鞏固なる銀行ならでは充分なる活動を爲し、經濟社會に利益を與ふること能はずと存候に付、自今若し其地方に於て金融機關設立の計畫を爲すもの有之候はば、可成既設銀行に投資するか、若くは大資本を據集して新設の計畫を爲すか二者其一を擇び、又既設の小銀行の如きは成るべく合併の方針を採るは、目下國家經濟上に於ても個人經濟上に於ても最も希望する所に有之候。尤も其地方の狀況により小銀行の設立も特に或は必要なる場合も可有之候得共、是等は固より强て制限するの主旨に無之』云々と。蓋し政府の方針の奈邊に存せしや以て知るべきなり。

かくて政府は銀行の合同に關し早くより留意する所あり、既に述べし如く一面小銀行の簇出を防止するの策を講ずると共に、銀行合同奬勵の意思を發表し、一般の注意を之れに拂はしむることに努めしものなるが、その地方長官に對する通牒の形式を以て、始めて合同の勸奬を慫慂したるは、實に明治四十四年十月二十三日の左記大藏次官通牒なりとす。

秘第四二四號（明治四十四年十月二十三日）

道長官、府縣知事宛

銀行ノ監督ニ關シテハ從來種々御配慮ヲ煩ハシ居リ候處小銀行分立ノ餘弊ハ未タ全ク除去スルニ至ラサルハ誠ニ遺憾トスル所ニ有之候思フニ小銀行ノ分立ハ金融上有無相通スルノ妙用ヲ缺キ平時ニ在リテハ多額ノ經費ヲ要シ金利ノ低減ヲ妨ケ一朝事アルトキハ相互救濟ノ途ナク相踵イテ破綻ノ止ムナキニ至ルノ虞アリテ實ニ金融上ノ一大恨事ニ有之候政府ハ玆ニ留意シ商法ノ改正ニ當リテモ合併ニ關スル規定ニ相當ノ改善ヲ加ヘタル次第ニ有之候今ヤ同改正法ノ施行ニ伴ヒ地方ノ狀況ニ應シ出來得ル限リ小銀行ノ合併整理ヲ計ルハ實ニ機宜ニ適シタルノ處置ト認メ候貴官ニ於テモ政府ノ趣旨ノアル所ヲ諒セラレ貴管下小資本ノ銀行ニ對シテハ可成合併整理ヲ奬勵セラレ又一般ニ合併ノ機運ヲ養成セシム可ク尤モ合併勵行ノ結果自然金融機關ノ缺乏ヲ來タシ金融ノ不便ヲ感スル等ノコトアリテハ不都合ニ付可成支店制度ヲ擴張シテ其ノ虧隙ヲ補ヒ猶足ラサル所ハ地方金融機關トシテハ信用組合ヲ利用スルノ方法モ可有之此段ハ特ニ御留意相煩度依命此段及通牒候也

大藏次官

而して既に改正商法に於て、會社の合併に付き簡便なる規定を設けられしのみならず、政府に於ても右の如く積極的に銀行合同の勸奬方を慫慂するに至りしを以て、銀行合同の機運は漸く一般に釀成せらるることとなり、合併の方法手續等に關し種々照會をなすものもあり、大藏省に於ては之れが大體の標準を定むるの必要を認め、省議に於て其の手續を決定すると共に、明治四十五年二月二十八日理財局長より之れを各地方長官に對し通牒したり。

第一　銀行合併ニ關スル手續

第一項　各會社ノ株主總會又ハ總社員ハ合併ニ關スル決議ヲナスコト

右株主總會又ハ總社員ハ左ノ事項ヲ決議スルコト

イ、合併ノ可否

ロ、合併契約其他合併ニ關スル事項

合併契約事項ノ重ナルモノ如左

一、何銀行ト合併シ其結果何銀行ヲ解散新立又ハ存續スルコト
二、合併ニ依ル新立會社又ハ存續會社ノ資本金額
三、新立又ハ存續會社カ被合併會社ヨリ引繼クヘキ財產總額ニ對シ與フヘキ株式ノ總數又ハ持分ノ總額並之ヲ被合併會社ノ株主又ハ社員ニ分配スル標準
四、本店ノ所在地、重役ノ數其他豫メ決定ノ必要アリト認ムヘキ事項
ハ、新立合併ノ場合ニアリテハ商法第四十四條ノ三ニ依ル設立委員ノ選任
本號ハ會社合併契約成立後ニ選任スルモ差支之無但其選任ニハ特別決議ヲ要スルニ付此際併セテ之ヲ行フヲ便トス

第二項　商法第七十八條第一項ニ依リ前項決議ノ日ヨリ二週間內ニ財產目錄貸借對照表ヲ作ルト共ニ同條第二項ノ手續ヲ爲スコト

第三項　第一項株主總會又ハ總社員ノ決議ニ基キ各會社ノ取締役又ハ業務執行社員ハ合併契約ヲ締結スルコト

但各會社合併ノ決議以前ニ各會社ノ取締役又ハ業務執行社員ニ於テ合併ノ假契約ヲ締結シ各會社カ合併ノ決議ト同時ニ之ヲ承認シタルトキハ本契約タル效力ヲ發生スヘキ順序ヲ採ルモ差支ナシ

第四項　前項合併契約成立シタルトキハ各會社ノ設立委員（第一項八號ニ依リ選任セラレタル者）ハ商法第四十四條ノ三第二項ニ從ヒ定款ノ作成ヲ爲スコト

第五項　第二項ニ依リ公告又ハ催告ヲ爲シタル後取締役又ハ業務執行社員ハ銀行條例施行細則第七條ニ依リ合併ノ認可申請ヲ爲スコト

第六項　前項ノ認可ヲ受ケタル後設立委員又ハ取締役業務執行社員ハ合併ノ決議及合併契約ニ從ヒ合併手續ヲ執行スルコト

第七項　合併ニ依リ株式ノ併合ヲ要スル場合ハ設立委員又ハ取締役業務執行社員ハ商法第二百二十條ノ二乃至第二百二十條ノ四ノ手續ヲ執行スルコト但二百二十條ノ二ノ通知ハ合併契約成立後直チニ之ヲ爲スモ差支ナシ

第八項　合併ノ結果合名又ハ合資會社ノ新立又ハ存續スル場合ニ於テハ商法第八十一條ニ依リ登記ヲ受クルコト

第九項　合併ノ結果株式又ハ株式合資會社ヲ新立又ハ存續スル場合ニ於テハ商法第八十一條ノ登記又ハ商法第百十三條ニ依ル總會終結ノ日ヨリ二週間內ニ受クルコト

第二　合併ニ關スル注意事項

一、異種組織ノ會社ト雖モ合併スルコトヲ得（商法第四十四條ノ三）
二、財產ノ均衡ヲ得ル爲メ生スル資產ノ增減ニ付テハ資本增減ノ手續ヲ爲スヲ要セス但合併ト同時ニ一般募集ノ方法ニ依ル資本增加ヲ爲ス場合ノ如キハ此限リニアラス
三、前項ニ依リ合併契約ニ於テ自由ニ處分スルコトヲ得財產ハ被合併會社ニ於テ自由ニ處分スルコトヲ得
四、商法第二百十條ハ合併ノ場合ニ適用ナキハ勿論未拂込ノ株式ヲ有スル會社ニシテ全部拂込ノ新株ヲモ發行スルコトヲ得
五、合併ノ場合ニ於テハ非訴訟事件手續法第百八十二條ノ二又ハ第百九十三條ノ二ニ依リ合併ノ登記ノミヲ受クルヲ以テ足ル
六、銀行合併ノ場合ニハ資本額ノ制限ヲ適用セス
七、普通銀行ト貯蓄銀行ト合併シ其何レヲ存續又ハ新立スル場合ニ於テモ希望ニ依リ貯蓄銀行業ヲ認可スル」前項ノ存續若クハ新立銀行カ貯蓄銀行業務ヲ營マサルトキハ被合併銀行ハ合併認可申請以前ニ貯蓄預金拂戻ヲ完了スルカ又ハ民法第四百九十四條ノ供託ヲ爲スヘシ
八、貯蓄銀行ト銀行業以外ノ事業ヲ經營スル銀行ト合併シ貯蓄銀行ヲ存續又ハ新立スル場合ハ他業ニ屬スル債權債務ハ之ヲ承繼スルコトヲ得ス

爾後銀行合同の勸奬方に付きては久しく通牒を發するが如きこともなかりしが、世界大戰の影響により大銀行主義の趨勢顯著となるに及び、銀行合同の必要益〻旺なるものあるに至りしかば、政府に於ても此の際合同の實行に關し一定の方針を示すと共に、一般に對しても合同の利益を知悉せしむるの必要を認め、大正十三年七月二十六日大藏次官より各地方長官に對し、左の如く更めて通牒する所ありたり。

藏第九二七二號（大正十三年七月二十六日）

殿

大藏次官　小　野　義　一

銀行合同ノ促進ニ關シテハ從來種々御配慮相煩ハシ來リ候處近時ニ於ケル銀行界一般ノ趨勢ハ益々其ノ實現ヲ必要トスルモノト認メラレ候就テハ此際財界改善ノ一方法トシテ廣ク全國ニ涉リ益々銀行ノ合同ヲ實現セシメ度候條貴管下ニ於ケル銀行ニ對シ地方ノ事情御斟酌ノ上大體左記ノ方針ニ基キ合同ノ促進ニ關シ適切ナル計畫ヲ樹テ其ノ實現ニ付キ充分御盡力相成度尙右計畫及其ノ實行ノ成行等時々御報告ト共ニ必要ナル事項ニ付テハ御打合相煩度依命此段及通牒候也

追而本文ノ件ニ關シ特ニ日本銀行、日本勸業銀行、農工銀行及銀行集會所、手形交換所ノ重ナルモノニ對シテモ之カ盡力方依賴致置候間右計畫ノ樹立及其ノ實行ニ付テハ之等機關ト充分御打合ノ上聯絡ヲ保タルル樣致度右申添候也

一、合同ハ可成多數ノ銀行ヲ纏メ且ツ其實資產ヲ以テ合併セシムルノ方法ヲ採ルコト

二、同一地方ノ銀行ヲ相互ニ合同セシムルコトハ最モ利便多カルヘキモ若シ同一地方廳管內ノ銀行ニ合同セシムルニ比シ他地方廳管內ノ銀行ニ合同セシムルヲ捷遲又ハ有利ト認メラルル場合ニハ之カ成立ニ努ムルコト

三、堅實有力ナル銀行カ他ノ銀行ヲ合同セントスル場合ニハ右有力銀行カ其ノ儘存續シ他ヲ合同スルコトハ差支ナキモ斯ル有力銀行ノ存セサル場合ニ於テハ合同銀行ノ資產ヲ正確ニ評價シ其ノ資產ノ限度ニ於テ一銀行ヲ設立シテ合併ノ手續ヲ採ルカ又ハ新ニ一銀行ヲ設立シテ全合同銀行ノ資產ヲ實價ヲ以テ引繼ク方法ヲ採ラシムルコト

四、資產中ノ缺損ハ利益金積立金又ハ重役ノ出資金等ヲ以テ之ヲ補塡セシムルカ又ハ之ヲ切捨テ缺損ノ有無ニ付疑アル資產ニ付テハ重役又ハ責任者ヲシテ保證（可成連帶保證）セシムル等ノ方法ヲ講シ引繼財產ノ確實ヲ期スルコト

五、合同後ノ銀行ノ重役ハ可成合同銀行ノ重役中最モ適任ト認メラルルモノノミヲ殘留セシメ支配人ニハ可成實務ニ練達セル者ヲシテ其ノ任ニ當ラシムルコト

六、合同ニ際シ不當ノ增資ヲナスカ如キハ之ヲ見合サシムルコト

七、必要ニ應シ同一金融區域ト認メラルル地方毎ニ銀行業者其ノ他地方財界ノ有力者中ヨリ委員ヲ設ケ銀行ノ合同ニ付勸誘準備及實行ノ促進等ニ努メシムルコト

八、銀行合同ノ利益ニ付テハ既ニ世上之ヲ熟知スル者勘カラサルヘキモ必要ニ應シ別紙記載ノ如キ事項ヲ周知セシムルノ手段ヲ採ルコト

（別　紙）

銀行合同ノ主要利益

一、一般取引者ニ與フル利益

（1）銀行ノ資本ノ增大及基礎ノ鞏固ヲ來スカ爲多數ノ預金者ヲシテ預金ノ安全ヲ期スルヲ得セシム

（2）多クノ場合ニ於テ支店又ハ取引先銀行ノ增加ヲ來ス爲爲替關係ノ取引者ニ便宜ヲ與フルコトヲ得

（3）資金ノ增加ニ依リ大商店又ハ大會社ニ於ケル大口資金ノ需要ニ應スルヲ得ルニ至ル

二、株主ニ與フル利益

（4）銀行ノ基礎ノ鞏固ヲ來シ利益配當ノ確實ヲ期セシムルヲ得
（5）株券ノ融通力ヲ增加シ廣ク各地ニ於テ賣買シ又ハ擔保ニ供スルヲ得セシム
（6）多クノ場合ニ於テ合同ニ因リ株式ノ價格ヲ增加ス

三、銀行ノ享クル利益

（7）多クノ場合ニ於テ合同ニ因リ預金ノ增加ヲ來ス卽チ資本ノ增大基礎ノ鞏固等ヲ來スニ因リ預金ノ引出ヲ防止シ新規預金ノ吸收ニ便ナラシム
（8）合同ニ因リ支店ヲ各地ニ增加スル場合ニハ本支店間ノ資金ヲ有無相通シ且異ナリタル季節ニ於ケル資金ノ需要ヲ適當ニ按配スルコトヲ得テ金繰リニ便宜ヲ得且預金支拂準備金ヲ節約スルコトヲ得
（9）合同銀行カ各分立セル場合ニハ各行ニ於テ重役貸其ノ他情實貸ヲ行フニ便宜ナリシモ合同後ニ支店トナレル場合ニハ本店ノ監督アルカ爲從來ノ貸出取引先中多少不便ヲ感スルニ至ルモノヲ生スヘキモ銀行ノ貸出ハ益確實トナルニ至ル
（10）直接ニ貸出等ニ使用セサル資金ヲ減少シテ營業資金ヲ增加ス卽チ同一地方ニ於テ合同銀行各自カ設ケタル店舖ヲ減少シ其ノ店舖用設備ヲ資金化シテ貸出資金ヲ增加スルコトヲ得
（11）銀行カ合同ニ因リ信用ヲ增加スルカ爲大銀行ト爲替其ノ他ノ取引ヲ爲シ又ハ日本銀行ノ取引店トナルニ便宜ナリ
（12）預金ノ吸收及貸出等ニ付無益ノ競爭ヲ避クルコトヲ得
（13）諸般ノ設備ヲ節約スルコトヲ得
（14）前記各項ノ結果利益ヲ增加シ損失及出費ヲ縮少シ隨テ純益ヲ增加スルコトヲ得

此の如くして銀行合同の機運漸く濃厚となり、地方長官の如きも或は銀行當業者を招きて合同の斡旋を爲し、或は積極的に銀行合同期成會の如きものを設けて不斷に之れが勸奬を爲す等、地方の狀況其の他に應じて適當の施設を爲すものあり、次第に合同の實を擧ぐるに至れり。

第二款　銀行合同の種類

第一項　法律上の分類

銀行の合同は、法律上之れを合併に依る合同と、買收に因る合同との二種に分ち得べし。前者は清算手續に依らずして、會社たる銀行の資產負債を包括的に移轉繼承するものを謂ひ、後者は商法上の合併手續に依らずして資產負債を移轉繼承するものを謂ふ。而して此の他實際上には合併と買收との兩者を併行して合同を實現する方法もあるべし。以下此等の方法に就き順次說明せんと欲す。

第一　合併

合併はまた之れを（一）新立合併、（二）吸收合併の二種となすことを得。

（一）　新立合併とは合併參加銀行の全部が解散して一銀行を設立するものにして、合併參加銀行の勢力が略ぼ均等なるとき、此の方法を用ふること多し。尙ほ地方的に大合同を爲す場合の如きも、其の中の一行のみを存續することは困難なる事情あるべきを以て、新立合併の方法を採る場合多し。

（二）　吸收合併とは合併參加銀行の一が存續し、他が解散するものを謂ふ。吸收合併は新立合併に反し、主として合併參加銀行間の勢力に等差の存する場合に行はるるものとす。而して吸收合併は右の如く二行以上の既設銀行が、其の中の一行に併合さるるものなりと雖も、或る場合には合併關係銀行の外新に一銀行を新設し、該新設銀行が他の既設銀行を吸收することあり。蓋し一見純然たる

新立合併又は吸收合併を爲さば可なるが如きも、新立合併に依るときは、體面上優越的地位を占めんとする銀行は稍〻不滿足を感ずべく、又吸收合併に依るときは存續銀行の準備金取崩を困難ならしむる事情あるべきを以て、ある場合には此の種の變態的方法を選ぶものにして、要するに實質に於ては新立合併に近く、形式に於ては吸收合併たるものなり。此の種の合併の顯著なる事例としては、大正十二年安田系銀行の採りし合併方法を擧げ得べし。卽ち大正十二年安田系銀行の一大合同を試みんとするに際しては、先づ安田一家を主たる出資者として資本金二千萬圓の保善銀行を設立し、同系統の十一行を吸收合併したるなり。

第二　買收

一箇又は數箇の銀行が解散を爲し、其の資産負債を存續銀行に讓渡するを以て、買收に於ける通常の型態なりとす。存續銀行は多く有力銀行にして、解散銀行の株主（合名會社又は合資會社に在りては社員）を收容することなくして資産負債の讓渡を受くるの利あり。而して前に一言せし如く支店設置の認可方針嚴重となり、全然新規に店舖を設置することの困難となるや、有力銀行にして或る地方に支店を開設せんとする場合には、其の地所在の銀行にして單獨經營の困難なるものを買收し、該銀行の營業所跡に支店を設けて營業を爲さんとするの傾向を生ずるに至れり。尙ほ被合同銀行の內容不良にして株主勘定を爲さざるものは、合併するの途なきを以て合同方法としては唯買收に依るの外無きなり。

買收の變型なるものに、先づ一銀行を新設し、之れに向て合同せんとする銀行が新立銀行の開業後一定期間內に一齊に解散し、其の資産負債を讓渡するものあり。大正九年廣島縣下の銀行の採りし方法は此の適例なり。

第三　合併及吸收

以上に述べし外に、合併及び吸收の併び行はるる場合あり。其の主なるものは吸收合併と買收合併との併存するものにして、大正九年十五銀行の採りたる方法は其の適例なり。

第二項　經濟上の分類

第一　場所的標準より見たる區分

銀行の合同は上に述べたる法律上の分類の外、經濟上各種の見地より之れを區分し得べし。就中重要なるものは場所的關係を標準とするものなり。卽ち銀行合同を場所的標準より見るときは、經濟事情の略〻同一なる一地方に於ける合同と、然らざる遠隔の地方間に於ける二種に分ち得べし。前者は地方的合同の名に於て知らるるものにして、大都會內に於ける數箇の銀行が合同を爲すが如き、此の種の部類に屬するものとす。後者は多く都會銀行と地方銀行との合同に於て現はるるを常とす。而して前者卽ち地方的合同は、銀行經營者と其の地方の商工業者との意思疏通し易く又放資上該地方に於ける產業との關係密接となるのみならず、其の地方特有の取引事情等も無視せらるること無かるべきを以て、之れが一地方の金融上に齎す利便は蓋し尠少ならざるべきなり。後者卽ち經濟事情の同一ならざる遠隔の地に於ける銀行間の合同は、時に資金を經濟關係の優越せる地方に集中し、然らざる地方の支店は主に預金吸收の爲めに活動するに至るの弊無しとせず。然れども又都市の堅實なる銀行と合併し、基礎の鞏固を致すの結果、預金者に對する保護を厚くし、且つ一

地方の遊資を他の必要なる地方に投下し得るてう金融上の便宜もなきにあらざるべし。

第二　當事者の緣故に基く區分

銀行の合同はまた參加銀行が合同前既に資本的關係又は役員關係等に於て共通の點ありしや否やに依り、關係銀行間の合同と然らざる銀行間の合同とに區分し得べし。前者は卽ち同系の銀行を打つて一丸となし、規模を擴大して信用を厚くし、金融統制上の便宜を得んとするものにして、例へば大正十二年に於ける安田系銀行の大合同を爲せるが如き其の實例なり。或は經營者の同一なる普通銀行と貯蓄銀行とが合同を爲すが如きも亦之れに屬す。後者は競爭の激甚、基礎の薄弱、經營の困難等を避けんが爲め、從來何等關係なかりしものが一體となるものなり。地方的合同の多くは皆然り。要するに普通銀行は其の業務及經營方法に付き、比較的共通の點多く、且つ商事會社として營利の目的に依り統一さるるが爲め、個性を喪失すること比較的容易なりとす。

第三　目的上より見たる區分

合同を其の目的上より區分するときは、大別して大企業化の爲めの合同と、整理の爲めの合同と爲し得べし。尤も實際に於ては其の兩者の目的を併有する場合少からず。前者は謂ふ迄もなく、普通銀行が經濟的發展に順應して、其の資力を充實し、無用の競爭を省き、且つ金融能力を大ならしめんが爲めに行ふ所にして、歐洲大戰中に行はれし合同は比較的多く此の種の目的に出でたるものとす。或は之れを積極的合同とも稱し得べし。後者は預金者を不安に陷らしめざらんが爲め、不良資產を一掃して銀行の資產內容を健全にし、或は不景氣に基く單獨經營の困難を避けんとするものにして歐洲戰後の反動的不況時代、關東大震災後等に於て行はれしものは、主として此の種の合同なり。或は之れを消極的合同とも稱し得べし。

第三項　實質上の合同

合同は以上の如く種々なる形態の下に行はると雖も、此の外に合同にあらずして實質上合同に近き組織を有するものあり。一般に持株制度乃至持株共同と稱せらるるもの卽ち之れにして、二箇以上の銀行が對外的（法律的）には獨立を維持し、對內的には其の指導的地位に在る銀行に依て統一支配せらるるが如き場合を指稱するものなり。此の如き關係は通常ある財團等が數個の銀行の有力なる株主となり、此の株主としての權力に依りて自己の直轄銀行をしてそれ等の銀行を支配せしむることにより成立するものとす。これ卽ち持株制度の稱ある所以なり。實質上の合同に關しては後に再說の機會あるべし。

第三款　銀行合同の實蹟

第一項　世界大戰前の合同實蹟

明治二十六年に於て六百二十八行なりし我國普通銀行は、同三十年末には千三百五行、同三十五年末には千八百五十七行の多數を算するに至れり。所謂普通銀行の增設時代之れなり。而して銀行合同法は旣に明治二十九年四月發布せられしと雖も、此の時代に於て合併の行はれたるは極めて少數なりき。ただ此の間明治三十四年を絕頂として銀行の新設數大に減少したるのみならず、總體的に銀行數の減退を示すに至りしことは頗る注意すべき所にして、卽ち同年春期の金融恐慌は、我國普

通銀行の發達を分散的傾向より集中的傾向へ轉ぜしむる契機を爲したるものなり。試みに明治三十一年以降大正三年に至る合併、解散、破產及廢業等に依る銀行消滅數を擧示せんに左の如し。

普通銀行消滅表

年次	合併		解散・破產・廢業	
	行數	資本金	行數	資本金
		千円		千円
明治三十一年	九	四、七七五	二〇	九七五
同三十二年	六	三、五六〇	一九	一、一二六
同三十三年	一二	三、六四七	四五	四、六〇二
同三十四年	七	二、一七〇	四五	六、九三七
同三十五年	五	七二二	三九	三、六六三
同三十六年	五	九七五	二八	四、七五二
同三十七年	四	六七〇	四三	六、七七六
同三十八年	三	二九〇	三一	三、七五七
同三十九年	三	四三〇	二一	四、二九二
同四十年	八	一、六二五	二四	二、一五〇
同四十一年	三	二、一五〇	二八	三、九五八
同四十二年	三	三、九〇〇	二二	一〇、〇七七
同四十三年	一	三七〇	一〇	二、六六〇
同四十四年	一	一〇〇	七	一、四三〇
大正元年	六	八、〇五〇	五	一、九四〇
同二年	二	一、二三五	一八	四、〇八三
同三年	三	九〇〇	一五	三、八〇〇

就て觀るに、銀行數減少の原因は大部分解散、破產、廢業等にして、合同は其の小部分を占むるに過ぎず。卽ち明治三十一年乃至大正三年の普通銀行の總消滅數は五百三行なるが、其の中前者に基くものは四百二十行にして總數の八割三分強を占め、後者は八十三行にして一割七分弱を占むるに過ぎざるなり。而して破產、解散等が此の如く多數に上りし理由は、第一に明治三十五年以降に於ては、日露戰爭直後の僅少期間を除き、財界が不況不振に惱み從て銀行も其の打擊を蒙りたること、第二に日清戰爭後の好景氣時代に濫設されたる多數の小銀行は基礎極めて薄弱にして、右の不況に對する抵抗力を缺きたること、第三は合同、集中に對する一般の理解尙ほ幼稚にして、進んで之れに參加せんとする氣運の未だ顯はれざりしこと等にあるべし。要するに世界大戰前に於ける普通銀行の合同は之れを絕無と謂ふにあらざるも、逐年增加の傾向もなく、また之れに參加せる銀行の如きも極めて小規模のもののみにして、一般的には未だ何等の重要性を有するものにあらざりしなり。

第二項　世界大戰中の合同實蹟

世界大戰時代たる大正四年より同九年に至る六箇年間に於ては、經濟界の急激なる發達に伴ひ、銀行業に於ても大企業化の傾向顯著なるものあり、增資合同共に著く其の數を增加せり。今此の時代に行はれし銀行合同の狀況を見るに左の如し。

銀行合同表（貯蓄銀行を含む）

年別	合同參加銀行數	合同に因り消滅せる銀行數	合同に依り新立せる銀行數	合同を爲し存續せる銀行數	差引合同に因り減少せる銀行數
大正四年	八	四	一	四	四

大正五年	一九	一〇	一	九	九
同六年	三六	二一	二	一五	一九
同七年	六二	三一	二	三一	二九
同八年	一〇四	五八	四	四六	五四
同九年	八一	四五	二	三六	四三
計	三一〇	一六九	一一	一四一	一五八

右表に見るが如く、合同參加銀行は大正四年に於ては尙ほ八行に過ぎざりしが、其の後逐年增加して大正八年には一躍百四行を算せり。而して此の時期に於ける銀行合同はそれ以前の合同に比し其の性質に於て、又其の規模に於て尠からず趣を異にしたり。今本期間に於ける銀行合同の特色とも稱すべき點を擧ぐるに、先づ第一は規模及業務の擴張をば合同の基調とせることにして、こは大戰後の合同運動が整理、縮小を基調となせると著しき對照を爲すものなり。第二は比較的大銀行間に合同の行はるるに至りしことにして、こは前期の合同が主として地方的小銀行間に行はれしと對比さるべきものとす。第三は政府の合同方針が强化され、其の勸奬の下に相當大規模の合同が行はるるに至りしことにして、地方長官が進で管下に於ける銀行の合同を斡旋し、有力銀行の建設に盡力するに至りしことは、世界大戰時に於て始めて見られし所なりとす。

今此等の事例に就て述べんに、先づ第一及第二の代表的なるものとしては、大正九年八月に行はれたる十五銀行の合同を擧ぐることを得べし。右の合同は其の實行の時期より見れば既に財界反動の開始以後なりと雖も、合同の計畫は反動以前に於て整へられしものなり。卽ち十五銀行は豫て增資、擴張の計畫を有せしが、恰も大阪の浪速銀行に於ても亦同樣增資の希望を有せしため、之れを合併

すると共に、更に其の關係密接なる丁酉、神戸川崎の兩銀行をも合併して以て資本金一億圓の大銀行たらしめんとなし、大正八年十二月四日右四行の間に大要次の如き合同案の決定を見るに至れり。卽ち(一)十五銀行は合併に先立ち資本金四千萬圓を五千萬圓に增加し、增加新株十萬株(一株二十五圓拂込)と現金二百萬圓を交付して神戸川崎銀行を合併すること、(二)浪速銀行は資本金千五百萬圓を五千萬圓に增加し、右增加新株の第一回拂込完了後對等條件を以て十五銀行に合併すること、(三)丁酉銀行は十五銀行に於て現在拂込額を以て買收すること之れなり。かくて九年八月に至り右合同は實現せられ、十五銀行は一躍資本金一億圓、內拂込資本金四千九百七十五萬圓、預金三億三千萬圓、支店三十餘箇所を有する巨大銀行となれり。此の如き大規模の合同は嘗て見ざる所なりしを以て、尠からず世人の注意を惹く所となり、當時一雜誌は此の合同に就き『從來行はれたる小銀行の合同とは其の趣を異にし、獨立せる有力銀行が合同に依り資力の充實を謀り、以て世運の進展に應ぜんとする新運動の先驅とも目するを得べし』と報ぜり。又松方十五銀行頭取は八年十二月二十日に於ける株主總會に於て、右合同に關する說明を爲して曰く『歐洲戰亂以來本邦經濟界は異常なる發展を遂げ、國際貸借關係も亦昔日の比に非らず、所謂世界的金融の圈中に入るの時運に會し、金融の衝に當らんとするには、健全なる基礎の上に資金の充實を計るを要するが、當行は之に適合すべき施設をなさんとするの意あるや久しく、其の適當なる方法と時機とを捉へんとするに努めたりしが、恰も今回(中略)浪速銀行及神戸川崎銀行との合併談成立し、又同時に買收の形式により丁酉銀行をも合同するの機運到來し(中略)合同完成の上は四億圓內外の豐富なる資金を擁するに至り、金融界、商工業の爲に貢獻する所蓋し尠からざるべし』と。惟ふに十五銀行の合同が前記第一及第二の特色を有せしことは、既に蔽ふ

べからざる所なるべし。

また同じく業務の擴大を目的とする合同にても、前記の如き大銀行相互間の合同の外、有力銀行の勢力伸張の爲めに行はれし場合もあり、或は地方小銀行の相倚つて地方的有力銀行を形式せし場合も尠からず。先づ前者に屬する事例としては大正五年五月に於ける第一銀行の京都商工銀行（資本金三百萬圓）合併、大正七年十一月に於ける近江銀行の東京銀行（資本金五百萬圓）合併、同年浪速銀行の馬關銀行（資本金百萬圓）合併、同年以後大正九年に亙る明治銀行の西尾銀行（資本金三十萬圓）瀨戸銀行（資本金五十萬圓）燒津銀行（資本金三十五萬圓）等數銀行の合併の如き、其の主なるものなり。後者卽ち一地方の數銀行が相倚て有力銀行を設立せる例としては、廣島縣下に於ける藝備銀行の創立が著名なり。大正九年當初より同縣下の有力銀行たる廣島（資本金百五十萬圓）第六十六（資本金百萬圓）及廣島商業（資本金七十萬圓）の三行は合同して千五百萬圓の大銀行を設立するの計畫を樹てしが、更に之れに比肩（資本金五十萬圓）角倉（資本金百萬圓）の二行竝に三次貯蓄、雙三貯蓄の兩貯蓄銀行が參加して、此處に藝備銀行を新立したるものとす。而して所謂新立合併は世界大戰前に於ては殆ど其の例を見ず、戰時より漸次各地に於て其の實現を見るに至りしものなるが、今藝備銀行の外に其主なるものを求むるに、

（年次）	（所在縣）	（參加銀行）	（公稱資本金）	（新立銀行）
大正六年	石川縣	加州銀行	一、〇〇〇千円	加州銀行
同	加賀實業銀行	同	五〇〇	
大正七年	群馬縣	四十銀行	二、〇五〇	八十一銀行
同	四十一銀行		二、〇〇〇	

大正八年	沖繩縣	沖繩共立銀行	七〇〇	沖繩産業銀行
同	沖繩實業銀行		六〇〇	
大正九年	富山縣	高岡銀行	三、一二五	高岡銀行
同	高岡共立銀行		三、五〇〇	
大正九年	靜岡縣	資産銀行	二、二〇〇	遠州銀行
同	西遠銀行		三、〇〇〇	

等を擧ぐることを得。尙ほ右の中遠州銀行の場合は第一銀行の後援の下に成立したるものにして此の如く大銀行の後援に依りて地方銀行の合同することは、後年に於ては屢〻行はるるに至りし所なりと雖も、當時に於ては眞に其の例に乏しき所なりしなり。

而して一方政府の合同勸奬の現はれとしては、大正八年岡山縣下に行はれし合同を其の代表的なる事例として擧げざるべからず。同縣に於ては知事及其の他の有力者協議の結果、縣下の小銀行を統一して有力なる銀行を成立せしめんとし、先づ倉敷（資本金百萬圓）茶屋町（同三十五萬圓）鴨方倉庫（同四十五萬圓）倉敷商業（同二十五萬圓）天滿屋（同六萬圓）日笠（同十萬圓）の六行の合同によりて、資本金六百萬五十圓の第一合同銀行を新立せしめたり。同行は十月一日其營業を開始したるが、十一月には更に縣下の甕江（資本金二十四萬圓）八十六（同二十萬圓）庭瀨（同八萬圓）の三銀行の合併を決定（實行は九年）したり。これ蓋し世界大戰終了後に於ける合同運動の一特色たる地方的合同の先驅的事例を成したるものと謂ふべきなり。

第三項　世界大戰後の合同實蹟

世界大戰後の反動期に至り、銀行界が大なる打擊を蒙りしことは前に述べし所にして、就中地方小

銀行に於て影響の激甚なるものありたり。蓋しそれ等の銀行たるや、由來狹小なる範圍に多數濫立して過度の競爭を爲したるのみならず、好景氣時代に於ては不用意に放漫なる經營に墮するもの多く、我國銀行網に於ける最弱部分を形成したるを以てなり。此處に於てか大正十一年末に於ける銀行動搖以後、政府の合同勸奬は其の根本方針を自然地方的合同の促進に向くることとなり、此等の事情は相合して自ら地方的小銀行の整理、淘汰を目的とする合同を出現せしむるに至れり。今かかる合同進捗の跡を顧るに、該運動の機運は大正十一年末の動搖後、翌十二年に入りてより全國的なるものとなり、其の動向頗る明瞭に觀取せらるるに至れり。而して同年七月和歌山縣下其の他に於て、縣知事及日本銀行支店長等の斡旋により、次ぎの如き計畫の樹立を見しことは、所謂地方的合同運動の出現として大に世の注目を惹きたる所とす。卽ち和歌山縣に於ては縣下の銀行三十一行（資本金二千四百萬圓、中貯蓄銀行一部を含む）を（一）和歌山市、（二）日高郡・西牟婁郡周參見以西及（三）西牟婁郡江住村以東の三區に分ち、各區內銀行の合併に關する打合せを爲し、又新潟縣に於ては同樣に（一）上越、（二）中越及（三）下越の三區に分ちて合同計畫を樹てたるが如き之れなり。此の他兵庫、神奈川、愛媛、香川、京都、岡山等の諸府縣に於ても、同じく一定の計畫の下に合同實現に努力せんとするの氣運を見るに至れり。かくて大正十二年の震災以後、政府の合同勸奬方針が一層積極的となるや、右の氣運は更に全國的に擴大し、翌十三年七月大藏省が次官の名を以て通牒を發し、銀行合同の促進に關して地方長官を督勵せしことは、此の趨勢に對し更に拍車を加ふることとなりたり。卽ち同年より翌十四年に亙り、諸縣に於て縣下全銀行業者により合同期成會或は合同促進會の如きもの續々結成せられ、地方的合同は顯著なる發展を見るに至れり。

今其の一班を窺ふに、福岡、佐賀、栃木、茨城等の諸縣に於ては、旣に十三年中に合同期成會の組織を見外くは縣知事之れが會長となり、縣下の小銀行を旣存の有力銀行に合併せしむるか、或は相合して縣の中心銀行とも云ふべき有力銀行を設立する等の設畫を樹てて其の實現を圖りしものとす。翌十四年に入るや、大阪、兵庫等の府縣に於ても、豫ての計畫に從ひて管下の銀行全部が一團となり、以て合同期成會を組織し、次で富山縣に於ても同樣の會が組織せられしが、同縣に於ては知事が會長、內務、警察兩部長が副會長、日本銀行金澤支店長、日本勸業銀行富山支店長が顧問となり、委員に郡市長等が任命せられ、而して縣をば四方面に分ち、其の各方面に銀行合同協議會を設けて、各協議會に數名の協議員を置き、中央期成會と地方協議會とは十分聯絡をとりて以て合同の實現に努力することとせり。其の後之れと類似の計畫は殆ど全國各縣に見られ、小銀行は急速度に整理せらるる運びとなりたり。今かかる地方的合同の典型的事例を擧ぐるに、先づ其の最も代表的なる一例は、岡山縣の銀行合同に於て見ることを得べし。卽ち旣述の如く大正八年に至り倉敷・茶屋町・鴨方倉庫・倉敷商業・天滿屋・日笠の六銀行が合同して第一合同銀行を新立したるが、右合同銀行は其の後大正九年に甕江（資本金二十四萬圓）、八十六（二十萬圓）、庭瀨（八萬圓）、大正十一年に妹尾（百萬圓）、高信（八萬圓）、大正十二年に高梁（二十萬圓）、東兒（五十萬圓）、下道（二十五萬圓）、成羽（十萬圓）、玉島（百萬圓）、總社（五十萬圓）等の縣下諸銀行を合併し、尋で大正十四年に香川縣の坂出（資本金五十萬圓）、廣島縣の西原（資本金二十萬圓）兩銀行を、翌十五年には山陽商業銀行（百萬圓）を合併し、かくて第一合同銀行は資本金一千百八十萬圓に增加するを得たり。

然るに一方同縣下に於ては、右の合同に洩れたる小銀行が、大正十二年有力銀行を設立して之れに對抗せんとするに至り、其の結果山陽銀行の新設を見るに至れり。今同行の成立過程を見るに、先づ

大正十二年勝間田（資本金三十萬圓）、土居（同百萬圓）、武藤（同五十萬圓）、津山中央（同三萬圓）、久世（同二十萬圓）、備前加茂（同百萬圓）の六行が合同して作備銀行（資本金五百五十萬圓）を新設し、尋で翌十三年同銀行は更に津山銀行（資本金二百萬圓）と合同して、茲に山陽銀行（資本金二十萬圓）を合併し、十五年に入るや足守（資本金十萬圓）、廣島縣の桑田（同二十萬圓）及輛（同二十萬圓）等の群小銀行を合併して、結局一千二百萬圓の資本金を擁するに至れり。かくて第一合同、山陽の兩銀行は岡山縣下の二大有力銀行となるに至りしが、此の如き例は政府の合同方針が徹底すると共に各地に見られし所にして、次ぎに其の主なる事例を擧ぐることとなすべし。

（年次）	（所在縣）	（參加銀行）	（資本金）	（新立銀行）	（資本金）
大正十三年	神奈川縣	小田原通商銀行	五〇〇千円	小田原實業銀行	一、〇〇〇千円
		小田原銀行	一、〇〇〇		
		曾我銀行	一五〇		
		國府津銀行	三〇〇		
大正十四年	栃木縣	鹿沼銀行	四、二〇〇	下野中央銀行	一三、九〇〇
		宇都宮銀行	四、〇〇〇		
		下野實業銀行	二、七〇〇		
		喜連川銀行	二、二〇〇		
		烏山産業銀行	五〇〇		
		今市銀行	三〇〇		
大正十五年	兵庫縣	社銀行	二、〇〇〇	東播合同銀行	一六、八五〇
		東播銀行	二、〇〇〇		

而して他方に於ては以上の如き新立の方法に依らずして、既存銀行に合併する方法を採りしものも亦尠からず。大正十年大分縣下の豐後資本金五十萬圓）、大分貯金（同十萬圓）、豐國共立貯蓄（同三萬圓）、萩原（同十萬圓）、別府（同五十萬圓）、豐岡實業（同五十萬圓）等六行が大分銀行に合併したるが如き其の一例にして、右合併の結果大分銀行は其の資本金を三百萬圓より四百三十萬圓に增加することを得たり。また茨城縣下の群小銀行が大正十三年頃より有力銀行たる常磐、五十兩銀行へ續々合併せられたるが如きも、此の種の合併の代表的事例に屬するものと謂はざるべからず。

（年次）	（所在縣）	（參加銀行）	（資本金）	（新立銀行）	（資本金）
大正十五年	兵庫縣	柳城銀行	一、〇〇〇	淡路實業銀行	二、五〇〇
		小野銀行	一、〇〇〇		
		淡路銀行	三、五〇〇		
		東淡銀行	一、〇〇〇		
		阿萬銀行	二、五〇〇		
		志筑銀行	一、〇〇〇		

以上は世界大戰の終了後に於ける合同運動の主流たる地方小銀行合同の狀態なるが、此の他に尙ほ當時期の一特色として見逃すべからざる一現象あり、從來多く見られざりし大規模銀行の合併による消滅の頻々たるに至りしこと之れなり。蓋し大戰後の不況は獨り小銀行に對してのみならず相當大規模の銀行に對しても亦尠からざる打擊を與へしを以てなり。今世界戰前及戰後を通じて資本金三百萬圓以上の銀行が合併に依りて消滅せる事例を調ぶるに、下表の如く僅かに四行を發見するのみなり。然るに大戰後の反動期に入るや急激に增加し、就中浪速銀行（資本金五十萬圓）の十五銀行への合併の如きは、既述の如く世界大戰時に於ける空前の大規模合同として世上の注意を惹き

し所なるが、十五銀行は續て九年中に神戸川崎（資本金三百萬圓）及丁酉（同上）の兩行を併せ、十年には更に津田銀行（同上）を合併したり。

次ぎに明治三十一年以降に於ける、資本金三百萬圓以上の合併消滅銀行を掲記すべし。

有力銀行合併消滅一覽表

年次	合併消滅銀行	資本金	合併存續銀行	資本金
明治三十一年	日本興業銀行	三、〇〇〇千円	帝國商業銀行	五、〇〇〇千円
同　四十二年	第五十八銀行	三、〇〇〇	百三十銀行	六、〇〇〇
大正　五年	京都商工銀行	三、〇〇〇	第一銀行	五、〇〇〇
同　七年	東京銀行	五、〇〇〇	近江銀行	五、〇〇〇
同　十年	八十一銀行	一〇、〇〇〇	東海銀行	一〇、〇〇〇
大正十一年	西伊豫銀行	五、〇〇〇千円	社　銀行	一〇、〇〇〇千円
同十二年	土佐銀行	六、〇〇〇	高知銀行	七、八〇〇
同十四年	七尾銀行	五、〇〇〇	米谷銀行	一〇、〇〇〇
同十四年	安藤銀行	五、〇〇〇	野村銀行	五、〇〇〇
同十四年	攝陽銀行	一〇、〇〇〇	三十四銀行	二〇〇
大正十三年	田中興業銀行	二、二〇〇千円	住友銀行	一三、〇〇〇
同十四年	濱松商業銀行	一、一六〇	安田銀行	一三、〇〇〇
大正十四年	被合併銀行	資本金	合併銀行	資本金
同	千住銀行	一、〇〇〇千円	古河銀行	一〇、〇〇〇千円
同	兒山銀行	五〇〇	山口銀行	三、〇〇〇

攷て考ふるに、不況期は一方に於て弱小銀行の經營難を招來すると共に、他方に於ては有力企業に進出の機會を與ふるものにして、就中都市有力銀行は地方銀行を合併して當該地方に進出せんとするに至るものなり。政府に於ては既述の如く地方的合同を奬勵し、都市銀行の地方銀行合併は之れを豫防するの方針なりしが、其の實現を見たるものも亦必ずしも尠しとせず。其の主なるものを擧ぐるに左の如し。

地方銀行合併一覽表

年次	被合併銀行	資本金	合併銀行	資本金	合併銀行
同	近江商業銀行	二、五〇〇千円	明治銀行	同	同
同	若松商業銀行	一〇〇	住友銀行	同十五年	同
同	高松商工銀行	二、〇〇〇	第百銀行		
同	紀阪貯蓄銀行	五〇〇	山口銀行		
同	日進銀行	一、〇〇〇	第百銀行		

尙ほ此の期間に於ける銀行合同中の例外とも見らるべきものに、大正十年法律の改正に依りて行はるるに至りし日本勸業銀行と各地農工銀行との合併及大正十二年に於ける安田銀行の大合同ありたり。前者に就きては姑く措き、以下安田銀行の合同に就き少しく說述する所あるべし。

安田家に於ては從來安田保善社を中心とし、安田銀行を始め全國に亙りて多數の系統銀行を支配したるが、其の中左記十一行は大正十二年五月八日同時に株主總會を開催し、豫ての合同案を可決して一巨大銀行の結成を計るに至れり。

本店所在地	參加銀行	公稱資本金	本店所在地	參加銀行	公稱資本金
東京	安田銀行	二五、〇〇〇千円	兵庫	日本商業銀行	一〇、〇〇〇千円
東京	第三銀行	三〇、〇〇〇	岡山	二十二銀行	七、八〇〇
東京	明治商業銀行	一〇、〇〇〇	熊本	肥後銀行	一〇、〇〇〇
長野	信濃銀行	七、〇〇〇	北海道	根室銀行	五、〇〇〇
京都	京都銀行	五、〇〇〇	神奈川	神奈川銀行	二〇〇
大阪	百三十銀行	二〇、〇〇〇	計	十一行	一三〇、〇〇〇

右合同の方法としては、同年三月合同の目的を以て設立せられたる保善銀行（資本金二千萬圓）に對し、各行對等の條件を以て吸收合併を行ふこととし、之れと同時に銀行の名稱を安田銀行と改め、資本金一億五千萬圓の大銀行となしたるものとす。而して該合同は其の大規模なる點に於て前後に比

類なきものなりしを以て、甚しく世上の視聽を惹き、一般に銀行の合同運動に刺戟を與ふる所大なるものありたり。安田銀行がかかる大規模の合同を爲すに至りし原因は種々あるべしと雖も、要するに世界大戰以來企業組織の著しく大規模化したると共に、金融機關も亦之れに準ずるの必要を訴ふるに至りしものと謂はざるべからず。就中三井銀行が大正八年七月八千萬圓の增資をなして一億圓の資本金となり、次で住友銀行が九年三月四千萬圓より七千萬圓に、山口銀行が十二年四月三千萬圓より五千萬圓に增資したることは、大安田銀行出現の最も有力なる外部的刺戟なりしなるべし。而して這般の合同が普通の新立合併又は安田銀行への吸收合併を行はず、殊更に新設銀行への吸收合併なる異例的方法をとりたる所以に就きては、保善銀行設立趣意書に之れが說明を與へたり。曰く『今回合同せんとする十一行は營業の成績及資產の內容等しからざるのみならず、各其の歷史を異にするを以て、今直に之を何れかの一行に合併せしめんとするときは、計算其他各種の點に於て一致し難き所あり、仍て合同を容易ならしむる爲め、新らたに資本金二千萬圓の株式會社保善銀行を設立し、十一行は小異を捨て大同を取り之に合併し、其の資產負債の全部を引繼、解散する』云々と。右合同は其の後震災の爲め遲延せられしも、同年十一月二十五日に至り總ての手續を完了し、新銀行は十二月一日より營業を開始する運びとなりたり。

元來安田家の銀行集中策は、概して合同を避け所謂系統銀行を作るに在りたり。卽ち明治九年既に安田銀行の存在せしに拘らず第三銀行を創設し、同十五年に第九十八銀行を掌握したるが、降て二十八年に日本商業銀行を、翌二十九年に明治商業銀行を創設し、更に日露戰爭前後に亙りて相當の膨脹を見るに至りしが、世界大戰の勃發以來は其の勢力の扶植益〻顯著にして、當時其の系統中に入れる帝國商業、日本晝夜及び淺野晝夜の三銀行を加へ、合計七行を掌握せり。かくて當時稍安田系の色彩を帶びたる東京の八十四銀行、大阪の日本信託銀行を除くも、尙ほ其の系統中に屬したるもの實に二十二行の多きに及べり。卽ち安田、第三、明治商業、肥後、京都、日本商業、百三十、二十二、根室、信濃、神奈川、十七、第九十八、高知、大垣共立、正隆、第三十六、關西、栃木伊藤、日本晝夜、安田貯蓄、帝國商業等の諸銀行之れなり。而して此等の系統銀行は表面上各獨立の存在を保持すと雖も內面的には緻密の關係と鞏固の聯絡とを有し、緩急相救ひ以て其勢力を廣く扶植せんとするものにして、卽ち一方獨立の存在を保持して其個性を全からしむると共に、他面合同の利益をも收めんとするものなり。然るに安田善次郎の死去は此の系統銀行の統一及び聯絡の保持上頗る不便を與ふる所となり、茲に系統銀行の合同を必要とするに至れり。當時保善社理事結城豐太郎氏は聲明して曰く『合同の動機は一に事務の統一を圖るに在る。蓋し先代の如く關係の當初よりの經緯を十分知りぬいてゐる人があつた時には、統一には左程困難を感ぜなかつたが、此人旣になく、加ふるに業務日に發展して、範圍の擴大せらるると、其の統一は相當面倒となるので、斯くは合同を企圖した次第である』と。

安田系銀行の合同理由概ね此の如し。然も同一系統の銀行にても其の實質の著しく異るものなきにあらず。從て第一次の合同に於ては、同系統中比較的合同し易き前記十一行を以て先づ其實行をなしたるものとす。合同條件は左の如し。

一　右十一行ハ對等ノ條件ヲ以テ資本金二千萬圓(拂込五百萬圓)ヲ以テ新設セラレル保善銀行ト合併シ、資本總額ヲ一億五千萬圓トナシ、合併後改メテ安田銀行ト稱スル事。

二　役員ノ選任ハ保善社總長安田善次郎氏ニ一任スルコト。

かくて十一月一日に至り大安田銀行の出現を見るに至りしが、其の内容は次の如く一億五千萬圓の巨費と六億の預金とを擁し、本邦隨一の大銀行たるに至れり。

合同後の安田銀行

資本金	一五〇、〇〇〇千円
拂込資本	九二、七五〇
積立金	四五、三九五
預金總額	五六四、八一七
貸出總額	四六八、〇二四

以上述べし所の如く、安田銀行は大正十二年關係の諸銀行を合併して遂に大安田銀行を結成するに至りしものなるが、同行が所謂持株制度によりて實質上の合同を成し遂げしは既に久しき以前のことなり。抑も實質上の合同とは前に一言せし如く、一般に持株制度乃至持株共同と稱せらるる方法に依り、二箇以上の銀行が法律的には獨立を維持し乍ら、事實上其の指導的地位に在る銀行に依りて統一支配せらるる、卽ち合同に近き關係に立つものなり。我國に於て財閥と稱せらるるものは、夙に早くより此の如き制度による關係銀行を有せしものにして、三菱、住友、川崎、安田等の諸財閥は其の著例に屬す。

第十二章　銀行以外の金融機關

第一節　信託業

第一款　序　說

第一項　信託事業の發達

我國に於ける民間會社にして信託業務を專營したるの最初のものは東京信託會社なりとす。同社の前身は明治三十七年頃、個人經營を以て、主として有價證券に關する信託業務を開始したるが、明治三十九年四月に至り之を株式組織と爲し、其の名を東京信託會社と改め、本邦に於ける信託會社の先驅を爲せり。當時本邦經濟界は日露戰捷の影響を受けて未曾有の好況を呈し、信託業者殊に信託會社の簇出を見たるも、概ね世界大戰以前に於ける信託事業は頗る混沌たる狀態に在りき。卽ち當時社會一般の信託に關する知識未だ發達せざりしのみならず、少數の會社を除き、多くは信用薄弱、資力劣小の小會社にして、而も此等の會社は一般に其の經營法を惡り、或は之を惡用するものあり、又世人は之を利用するの途に疎く、遂に失敗を招きて世の擯斥を蒙りたるものも尠からざりしなり。而して此等の會社たる、名は信託會社なりと雖も、其の實は債券の割賦販賣か然らざれば無盡業を營み、金錢の貸付を以て主たる收入の源泉と爲し、信託業務より收受する手數料其の他は甚だ寡少にして、且

つ其の貸付資金の如きも信託金を以てするもの少く、多くは自己の資金を以て之に充つるの有様なりき。從て當時信託會社の多くは未だ本邦經濟界に其の存在を認められず、唯少數の信託會社及有力なる大銀行の兼營たりし擔保附社債信託業が本邦信託事業界の一角に著々發達の歩を進めつつありたるものとす。

然るに世界大戰の勃發するに及び、本邦事業界は玆に革新的機運を迎へ、卽ち戰時中經濟界の各方面に於ける事業の發展は、多額の長期資金を必要とせしめ、勢ひ信託取引の殷盛を齎らし、信託會社の活躍を見るに至れり。既にして大正七年秋五箇年に亙る大戰亂の終焉を告げ、爾後本邦經濟界は尙ほ暫く戰時好況の餘勢を保ちたるも、八年下半期より漸次反動の氣勢を示し、翌九年に至り財界は恐慌狀態に陷り、多くの事業は何れも多大の打擊を蒙れり。信託事業に於ても亦同樣にして、經營宜しきを得ざりし爲め相當の打擊を蒙りたるものありしも、概して恐慌の影響を蒙ること意外に輕微なりしのみならず、事業整理資金として巨額の債券發行せられ、自ら證券賣買の殷盛を極めたることは、他方信託會社に關する知識の普及と相俟つて、却て多數の信託會社の設立を促進することとなれり。

第二項　信託制度の發達

次に信託法竝に信託業法の制定に至る迄の經過を見るに、我國に於て始めて信託なる文字の法文に現はれしは、明治三十三年三月法律第七十號日本興業銀行法に於てなり。卽ち同法第九條第四號に『地方債證券、社債券及株券ニ關スル信託ノ業務』とあるもの之なり。而して同銀行定款第三十九條は『當銀行ニ於テ營ム所ノ信託業ハ概ネ次ノ如シ』と爲し、(イ)府縣其の他公共團體又は會社等の爲め債券に關する事項の委託を受くること、(ロ)府縣其の他の公共團體又は會社等の依頼に應じ、公債又は社債を發行し、若くは其の依頼に應じ公債社債の元利金の支拂又は株主に對し利益金の配當支拂を爲すことの二點を擧げたり。其の後明治三十八年二月に至り同銀行法中改正あり、卽ち第九條第四號は單に『信託ノ業務』とのみ規定せられ、之と共に同行定款第三十九條も亦改正して信託業務として營むことを得る種目を(イ)金銀有價證券動產不動產其の他の財產に關し、管理及處分等の委託を受くること、(ロ)公債社債又は株式の募集、其の元利金の支拂を爲す等、公債社債及株式に關する一切の取扱を爲すこと、(ハ)擔保附社債に關する一切の取扱を爲し、又は債務保證を爲すことの三點とせり。而して同年三月法律第五十二號を以て擔保附社債信託法制定せられ、此の他鐵道抵當法（明治三十八年法律第五十三號）、工場抵當法（同年法律第五十四號）、及鑛業抵當法（同年法律第五十五號）、明治四十二年法律第二十八號軌道抵當ニ關スル件、同四十五年法律第十四號輕便鐵道法、大正三年法律第五號運河法及同八年法律第五十二號地方鐵道法等の關係法規も亦相踵いで制定せられたり。而して他方に於ては大正三年三月公布の臺灣銀行法中改正法律に依り、臺灣銀行及北海道拓殖銀行も亦信託業務の取扱を開始せしが、尋いで大正七年三月法律第二十八號朝鮮銀行法中改正法律及同年五月公布の北海道拓殖銀行法、大正六年六月制令第七號朝鮮殖產銀行令も亦同行業務中に信託業務を認めたり。

無盡業竝に有價證券割賦販賣業は、元來信託類似の業務にして、此等の業務を營む會社中には、信託會社なる名の下に往々違法行爲を敢てし、其の弊看過し得ざるものありしを以て、政府は大正四年六

月法律第二十四號に依り無盡業法を公布し、更に大正七年四月法律第二十九號に依り有價證券割賦販賣業法を公布し、以て本邦傳來の業務を監督すると同時に、他方此等を信託業と截然區別して信託業に及ぼす禍根を絶ちたり。

以上信託法竝に信託業法制定以前に於ける信託に關する法規の概要を述べしが、此等の法文は何れも單に『信託ノ業務』と稱するに止まり、信託業務の內容に就きては何等明らかにする所なく、唯擔保附社債信託法のみは信託に關する唯一の實體的規定たる性質を存したり。然れども其の目的とする所は、信託の一部分たる擔保附社債の信託に關するもののみにして、信託に關する一般法たる性質を有するものに非ざるや論を俟たず。之れ卽ち嚮て信託に關する一般法規の制定を見たる所以なりとす。

既に述べし如く我國に於ては日露戰後信託會社の簇出を見たるが、此等の會社は自ら標榜するに信託業者を以てし、固有の信託業の外米國信託會社の例に倣ひ、代理仲介請負寄託等に屬する雜多の業務を行ひ、甚しきは倉庫業海陸運送業鑛山業を營み、或は銀行條例潛脫の金融業をも兼營するに至り、其の直接の監督取締なきに乘じ信託業者なる美名に隱れて社會に害毒を流したるもの尠からず。然るに一方時運の進歩と共に當業者も漸次淘汰せられ、其の財產的基礎信用狀態も向上し、業務經營の內容も時と共に改善せられしのみならず、社會も亦其の合理的なる發展を期待するに至りしかば玆に此等の營業に對し適當なる監督取締を與へ、以て其の健全なる發展を促進せんが爲め、信託業法制定の必要痛感せらるるに至れり。而も右法律制定の前提として、先づ信託關係を法律上確定する必要ありたるものにして、之れ畢竟信託法制定の直接理由を爲したる所なりと雖も、他方より考ふるに、凡そ信託法制定の必要は單に所謂信託業法關係のみに限らず、世人の日常經驗する事項にして信託又は之に類似の關係を構成するもの尠しとせず。或は俱樂部學會等にして法人ならざるものの財產は、其の代表者の名義を以て之を所有し、例へば不動產の登記銀行への預金を爲すを例と爲す。又發起人若くは主催者等に於て、或は個人に寄贈する爲め、或は特別の目的に供用する爲め資金を募集するが如き事例は頗る多く、其の募集したる財產は、其の目的の成就する迄發起人若くは主催者の名義に於て之を管理するを例とせり。更に財產隱匿の意思に非ずして種々の事情に依り自己の財產を他人の名義に於て保管せしむる事例尠からず。又賴母子講の會則に依り、會員に對する一切の債權及之に附隨する擔保權を會主に信託し、會主の名義に於て之を管理せしむることも通常行はるる所なり。更に又遺兒教養資金の管理に就き、醵集の資金は故人の友人數名に於て責任を以て確實有利に之を保管し、遺兒教養の目的の爲にのみ之を使用するものとし、管理者は其の目的を達する爲に適當と認むる支出を爲し、且つ相當と認むるときは、其の協議を經て殘存資金を遺族の一家に贈與するものと定むるが如き事例あり。之れ卽ち遺兒教養を目的とする信託の關係なり。其の他信託行爲として認めらるべきものは、擔保の目的を以てする賣渡抵當手形其の他指圖債權に對し質入又は取立の目的を以てする單純裏書、倉庫證券に對し金融を爲さしめ、質入證券と共に債權者に交付するもの、株主權の行使又は擔保の目的を以てする株式の信託讓渡、擔保の目的を以てする記名株式の白紙委任狀附讓渡、信託預金、擔保附社債信託等を擧ぐることを得べし。然るに信託は特殊の法律關係を生ずるものの外は、民法商法の法規を以てしては其の關係を律するに未だ充分ならず。而も其の法律關係は

頗る廣汎複雜にして到底判例法の規範成るを俟つべきものに非ず、成文法の制を採る我國に於て殊に然りとせり。されば此の時に當り所謂信託の私法上に於ける權利關係を明確にし、關係當事者の利益を相當に保護し、以て信託の目的を達成せしめることに法律上の保證を與ふることは、信託業の發達上頗る緊要の事項なりと謂はざるべからず。之れ蓋し信託法制定の趣旨なりとす。

第二款　信託法及信託業法の制定

以上述べたる如くにして信託業の漸次旺盛となるや、當時識者の或る者は、信託業法と共に寧ろ其の前提として一般信託法制定の必要を唱道するものありしが、當初に於ける世論の大勢は現下の必要に備ふる爲め先づ信託業法（若くは信託會社法）を制定し、之に擔保附社債信託竝に一般信託に關する法規をも一括して規定せんことを要望せり。而して此の如き意義に於ける信託業法案は、既に大正三年大隈內閣當時に於て立案せられ、爾來引續き研究を遂げ、寺內內閣に至り殆ど成案を得て之を帝國議會に提案するに至りしも、其の實現を見ずして原內閣に引繼がるるに至れり。而して寺內內閣時代の信託業法案は大隈內閣時代の法案に比し、多少相異の點ありたるも、大體に於て立法上の主義方針を同じくせしが、導いで原內閣に至るや之が根本的の變革を見たり。卽ち一般信託に關する實體的通則を定むべき信託法は、之を信託の營業法たる信託業法と分離し、信託法の草案は司法省をして之が立案審議に當らしめ、信託業法の草案は大藏省信託業法調査會をして起案せしむることとなりたり。斯くて兩法案は夫々分離して起草せられたるが、兩者共大正七年中に大體の成案を得、爾後更に幾度か之が討議を遂げたる末、大正八年十二月閣議に成案として提出せらるるに至れり。而も此等の法案たる本邦私法制度の一部として重要なる法案たるのみならず、實質上既存の私法制度に於ける一大變革なるを以て、之を帝國議會に提出せんには尙ほ愼重なる研究審議を要するものと爲し、兩法案共大正十年臨時法制審議會に移されたり。而して同審議會が審議の結果發表したる所謂信託法綱領竝に信託業法綱領なるものは、大體に於て政府の原案を是認したるものなるも、重要なる數點、例へば信託法に於ては公益信託に關する特則を設け、更に信託業法に於ては營業信託の目的たる財產の種類に制限を加へ、或は金錢信託の特則を設くべきこと等の要望を加へたり。政府に於ては之に基き更に適當なる修正補充を加へ、斯くて成立したる信託法案及信託業法案は、大正十一年第四十五回帝國議會に政府案として提出せられたるが、衆議院に於ては信託業法案中信託會社の供給方法、信託として引受け得べき財產の種類、制限、信託會社營業資金の運用方法等に關し一部修正を加へたる上之を可決し、貴族院に於ても概ね衆議院の修正を容れ、且或る點に就きて特別なる附帶決議を爲して之を議決したり。政府に於ては兩院の修正に就き、適當なる程度及方法に於て之を容認することとなりしを以て、玆に修正案は帝國議會の協贊を經て大正十一年四月各法律として公布せられ、大正十二年一月一日より之が施行を見るに至れり。

信託法は全文七十三條より成り、第六十六條以下に於て公益信託に關する特則を設けたり。而して其の內容の大體に就きては信託の意義、信託の設定方法、信託の目的、信託當事者、信託行爲の性質及其の一般的效力、信託財產の性質、信託財產の保護、信託當事者の法律關係、信託事務の監督、受託者の交迭及信託承繼、信託終了等要するに信託の發生、存續、消滅の全部に亙り規定せるものにして、特に信託財產の保護竝に受託者の義務及責任に就きては詳細を極めたり。其の全文次の如し。

信託法（大正十一年四月二十一日法律第六十二號）

第一條　本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産權ノ移轉其ノ他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ處分ヲ爲サシムルヲ謂フ

第二條　信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

第三條　登記又ハ登錄スヘキ財産權ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登錄ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

有價證券ニ付テハ信託ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ證券ニ信託財産ナルコトヲ表示シ株券及社債券ニ付テハ尙株主名簿又ハ社債原簿ニ信託財産タル旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四條　受託者ハ信託行爲ノ定ムル所ニ從ヒ信託財産ノ管理又ハ處分ヲ爲スコトヲ要ス

第五條　未成年者、禁治産者、準禁治産者及破産者ハ受託者ト爲ルコトヲ得ス

妻カ信託ノ引受ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

民法第十四條第二項及第十五條乃至第二十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條　信託ノ引受ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行爲トス

第七條　信託行爲ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ當然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行爲ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第八條　不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選任スルコトヲ得但シ信託行爲ヲ以テ信託管理人ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

信託管理人ハ前項ノ受益者ノ爲自己ノ名ヲ以テ信託ニ關スル裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス」

裁判所ハ事情ニ依リ信託財産中ヨリ相當ノ報酬ヲ信託管理人ニ與フルコトヲ得

第九條　受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十條　法令ニ依リ或財産權ヲ享有スルコトヲ得サル者ハ受益者トシテ其ノ權利ヲ有スルト同一ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十一條　信託ハ訴訟行爲ヲ爲サシムルコトヲ主タル目的トシテ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條　債務者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ爲シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四百二十四條第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受益者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ホサス但シ受益者ノ債權カ辨濟期ニ到ラサルトキ又ハ受益者カ其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　受託者ハ信託財産ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承繼ス

前項ノ規定ハ金錢其ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券ニ付之ヲ準用ス

第十四條　信託財産ノ管理處分滅失毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ屬ス

第十五條　信託財産ハ受託者ノ相續財産ニ屬セス

第十六條　信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利又ハ信託事務ノ處理ニ付生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ對シ強制執行又ハ競賣スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ爲シタル強制執行又ハ競賣ニ對シテハ委託者其ノ相續人受益者及受託者ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事訴訟法第五百四十九條ノ規定ヲ準用ス

第十七條　信託財産ニ屬スル債權ト信託財産ニ屬セサル債務トハ相殺ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條　信託財産カ所有權以外ノ權利ナル場合ニ於テハ受託者カ其ノ目的タル財産ヲ取得スルモ其ノ權利ハ混同ニ因リテ消滅スルコトナシ

第十九條　受託者カ信託行爲ニ因リ受益者ニ對シテ負擔スル債務ニ付テハ信託財産ノ限度ニ於テノミ其ノ

履行ノ責ニ任ス

第二十條　受託者ハ信託ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ處理スルコトヲ要ス

第二十一條　信託財産ニ屬スル金錢ノ管理方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　受託者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託財産ヲ固有財産ト爲シ又ハ之ニ付權利ヲ取得スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケ信託財産ヲ固有財産ト爲スハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ受託者カ相續其ノ他包括名義ニ因リ信託財産ニ付權利ヲ承繼スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條　信託行爲ノ當時豫見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ニ因リ信託財産ノ管理方法カ受益者ノ利益ニ適セサルニ至リタルトキハ委託者其ノ相續人、受益者又ハ受託者ハ其ノ變更ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ裁判所ノ定メタル管理方法ニ付之ヲ準用ス

第二十四條　受託者數人アルトキハ信託財産ハ其ノ合有トス

前項ノ場合ニ於テ信託行爲ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外信託事務ノ處理ハ受託者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ其ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ他ノ受託者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

第二十五條　受託者數人アルトキハ信託行爲ニ因リ受益者ニ對シテ負擔スル債務ハ之ヲ連帶トス信託事務ノ處理ニ付負擔スル債務亦同シ

第二十六條　受託者ハ信託行爲ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ處理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ受託者ハ選任及監督ニ付テノミ其ノ責ニ任ス信託行爲ニ依リ他人ヲシテ信託事務ヲ處理セシメタルトキ亦同シ

受託者ニ代リテ信託事務ヲ處理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ

第二十七條　受託者カ管理ノ失當ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ委託者其ノ相續人、受益者及他ノ受託者ハ其ノ受託者ニ對シ損失ノ塡補又ハ信託財産ノ復舊ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條　信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金錢ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル

第二十九條　第二十七條ノ規定ハ受託者カ前條ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ管理シタル場合ニ之ヲ準用ス」

前項ノ場合ニ於テ信託財産ニ損失ヲ生シタルトキハ受託者ハ分別シテ管理ヲ爲シタル場合ニ於テモ損失ヲ生スヘカリシコトヲ證明スルニ非サレハ不可抗力ヲ理由トシテ其責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十條　信託財産ニ付附合、混和又ハ加工アリタル場合ニ於テハ各信託財産及固有財産ハ各別ノ所有者ニ屬スルモノト看做シ民法第二百四十二條乃至第二百四十八條ノ規定ヲ適用ス

第三十一條　受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ轉得者ニ對シ其ノ處分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登錄アリタルトキ又ハ登記若ハ登錄スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及轉得者ニ於テ其ノ處分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキニ限ル

第三十二條　受益者數人アル場合ニ於テ其ノ一人カ前條ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ他ノ受益者ノ爲ニ其ノ效力ヲ生ス

第三十三條　第三十一條ニ規定スル取消權ハ受益者又ハ信託管理人カ取消ノ原因アルコトヲ知リタル時ヨリ一月內ニ之ヲ行ハサルトキハ消滅ス處分ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第三十四條　受託者タル法人カ其ノ任務ニ背キタルトキハ之ニ干與シタル理事又ハ之ニ準スヘキ者亦連帶シテ其ノ責ニ任ス

第三十五條　受託者ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ爲ス場合ヲ除クノ外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第三十六條　受託者ハ信託財産ニ關シテ負擔シタル租稅、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ處理スル爲自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ賣却シ他ノ權利者ニ先チテ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

受託者ハ受益者ニ對シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルトキ及未タ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ受益者カ其ノ權利ヲ拋棄シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三十七條　前條ノ規定ハ受託者カ信託財産ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合亦同シ

受益者ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合ニ其ノ報酬ニ付之ヲ準用ス受託者カ

第三十八條　第三十六條又ハ前條ニ規定スル受託者ノ權利ハ受託者カ第二十七條又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル損失ノ塡補及信託財産復舊ノ義務ヲ履行シタル後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十九條　受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ處理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス

受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財産目錄ヲ作ルコトヲ要ス

第四十條　利害關係人ハ何時ニテモ前條ノ書類ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

委託者其ノ相續人及受益者ハ信託事務ノ處理ニ關スル書類ノ閱覽ヲ請求シ且信託事務ノ處理ニ付說明ヲ求ムルコトヲ得

第四十一條　信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ爲ス場合ヲ除クノ外裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託事務ノ處理ニ付檢査ヲ爲シ且檢査役ヲ選任シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十二條　受託者カ死亡シタルトキ又ハ破產、禁治產若ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス受託者タル法人カ解散シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ受託者ノ相續人、其ノ法定代理人、破產管財人、後見人、保佐人又ハ淸算人ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄信託財產ヲ保管シ且信託事務ノ引繼ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ要ス法人合併ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ設立シタル法人又ハ合併後存續スル法人亦同シ

第四十三條　受託者ハ信託行爲ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外受益者及委託者ノ承諾アルニ非サレハ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十四條　信託行爲ニ依リ特定ノ資格ニ基キ受託者ト爲リタル者其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス

第四十五條　第四十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ任務終了シタル者ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄仍受託者ノ權利義務ヲ有ス

第四十六條　已ムコトヲ得サル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得

第四十七條　受託者カ其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ相續人又ハ受益者ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得

第四十八條　第四十六條又ハ前條ノ規定ニ依リ受託者其ノ任務ヲ辭シ又ハ解任セラレタルトキハ裁判所ハ信託財產ノ管理人ヲ選任シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十九條　受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者カ信託ノ引受ヲ爲サス又ハ之ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ信託行爲ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス

第八條第三項ノ規定ハ受託者ニ付之ヲ準用ス

第五十條　受託者ノ更迭アリタルトキハ信託財產ハ前受託者ノ任務終了ノ時ニ於テ新受託者ニ讓渡サレタ

ルモノト看做ス

受託者數人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務終了シタルトキハ信託財産ハ當然他ノ受託者ニ歸ス

第五十一條　第二十七條又ハ第二十九條ニ規定スル權利ハ新受託者亦之ヲ行フコトヲ得

第五十二條　受託者ノ更迭アリタルトキハ新受託者ハ前受託者カ信託行爲ニ因リ受益者ニ對シテ負擔シタル債務ヲ承繼ス

前項ノ規定ハ第五十條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

信託事務ノ處理ニ付生シタル債權ハ信託財産ノ限度ニ於テ新受託者ニ對シテモ亦之ヲ行フコトヲ得

第五十三條　信託財産ニ對スル强制執行又ハ競賣手續ハ新受託者ニ對シテ之ヲ續行スルコトヲ得

第五十四條　前受託者ハ第三十六條第一項ニ規定スル費用若ハ損害ノ補償ヲ受クル權利又ハ第三十七條ニ規定スル報酬ヲ受クル權利ニ基キ新受託者ニ對シ信託財産ニ付强制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ競賣スルコトヲ得

前受託者ハ前項ノ權利ヲ行フ爲信託財産ヲ留置スルコトヲ得

第五十五條　受託者更迭ノ場合ニ於テハ信託事務ノ計算ヲ爲シ受益者又ハ信託管理人ノ立會ヲ以テ事務ノ引繼ヲ爲スコトヲ要ス

受益者又ハ信託管理人カ前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受託者ノ其ノ受益者ニ對スル引繼ニ關スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行爲アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十六條　信託行爲ヲ以テ定メタル事由發生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ信託ハ之ニ因リテ終了ス

第五十七條　委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相續人ハ何時ニテモ信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六百五十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條　前條ノ場合ヲ除クノ外受益者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テ信託財産ヲ以テスルニ非サレハ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルトキ其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ裁判所ハ受益者又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ信託ノ解除ヲ命スルコトヲ得

第五十九條　第五十七條及前條ノ規定ニ拘ラス信託ノ解除ニ關シ信託行爲ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第六十條　信託ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ生ス

第六十一條　第五十七條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ信託カ解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者ニ歸屬ス

第六十二條　信託終了ノ場合ニ於テ信託行爲ニ定メタル信託財産ノ歸屬權利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相續人ニ歸屬ス

第六十三條　信託終了ノ場合ニ於テ信託財産カ其ノ歸屬權利者ニ移轉スル迄ハ仍信託ハ存續スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ歸屬權利者ヲ受益者ト看做ス

第六十四條　第五十三條及第五十四條ノ規定ハ信託ノ終了ニ因リ信託財産カ受益者其ノ他ノ者ニ歸屬シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條　信託終了ノ場合ニ於テハ受託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ爲シ受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十五條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十六條　祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六條ノ規定ヲ適用ス

第六十七條　公益信託ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

第六十八條　公益信託ノ引受ニ付テハ受託者ハ主務官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第六十九條　主務官廳ハ何時ニテモ公益信託事務ノ處理ニ付檢査ヲ爲シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ狀況ヲ公告スルコトヲ要ス

第七十條　公益信託ニ付信託行爲ノ當時豫見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官廳ハ信託ノ本旨ニ反セサル限リ信託ノ條項ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第七十一條　公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ主務官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得

第七十二條　公益信託ニ付テハ第八條第一項第三項第二十二條第一項但書及第四十七條乃至第四十九條ニ規定スル裁判所ノ權限ハ主務官廳ニ屬ス但シ第四十七條及第四十九條ニ規定スル權限ニ付テハ職權ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

第七十三條　公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ歸屬權利者ナキトキハ主務官廳ハ其ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ爲ニ信託ヲ繼續セシムルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年勅令第五百十二號を以て大正十二年一月一日より施行）

次に信託業法に於ては信託營業主體の資格に關するべき財産の制限に關する事項、信託營業者の信託財産として引受け得する特別、信託會社の營業資金運用方法、信託會社の合併、解散、信託事務の承繼、信託會社の監督、罰則竝に附則として經過法を設けたるものにして、卽ち次の如し。

信託業法（大正十一年四月二十一日法律第六十五號）

第一條　信託業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請者ニ定款竝業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

第二條　信託業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條　信託會社ハ其ノ商號中ニ信託ナル文字ヲ用ウヘシ

信託會社ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ信託業者タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス但シ增保附社債ニ關スル信託業ヲ營ム者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　信託會社ハ左ニ揭クル財産以外ノモノノ信託ノ引受ヲ爲スコトヲ得ス

一　金錢
二　有價證券
三　金錢債權
四　動產
五　土地及其ノ定著物
六　地上權及土地ノ賃借權

第五條　信託會社ハ左ニ揭クル業務ニ限リ之ヲ併セ營ムコトヲ得

一　保護預リ
二　債務ノ保證
三　不動產賣買ノ媒介又ハ金錢若ハ不動產ノ貸借ノ媒介
四　公債社債若ハ株式ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱
五　左ノ事項ニ關スル代理事務
　イ　財產ノ取得、管理、處分又ハ貸借
　ロ　財產ノ整理又ハ淸算
　ハ　債權ノ取立
　ニ　債務ノ履行

主務大臣ハ債務ノ保證ニ付命令ヲ以テ必要ナル制限ヲ設クルコトヲ得

第六條　信託會社ハ擔保附社債信託法ニ依リ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ムコトヲ得

第七條　信託會社ハ信託義務ノ違反ニ因リテ受益者ニ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ資本金ノ十分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ但シ其ノ金額ハ百萬圓ヲ超ユルコトヲ要セス

第八條　受益者ハ信託會者カ前條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第九條　信託會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セサル金錢信託ニ限リ元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ豫メ一定シタル額ノ利益ヲ得サリシ場合ニ於テ之ヲ補塡シ又ハ補足スル契約ヲ爲スコトヲ得

第十條　信託法第二十二條第一項但書ノ規定ハ信託會社ニ之ヲ適用セス

信託會社ハ金錢信託ニ付其ノ運用ニ依リ取得シタル財團ヲ抵當トスル場合ニ限リ信託行爲ニ依リ受益者ニ對シ負擔スル債務ヲ履行スル爲必要ナル場合ニ限リ信託行爲ノ定ムル所ニ依リ之ヲ固有財產ト爲スコトヲ得

第十一條　信託會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

一　公債社債又ハ株式ノ應募引受又ハ買入

二　公債其ノ他前號ニ揭クル有價證券ヲ質トスル貸付

三　動產ノ買入又ハ動產ヲ擔保トスル貸付

四　不動產ノ買入

五　不動產又ハ法令ニ依リテ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付

六　公共團體又ハ產業組合ニ對スル貸付

七　銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

八　銀行又ハ信託會社ノ引受アル手形ノ買入

前項第三號ニ規定スル動產ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第四號ノ規定ニ依ル不動產ノ買入價額ノ總額ハ拂込資本金及準備金ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條　信託會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第十三條　信託會社ハ每半年業務報告書ヲ作リ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

貸借對照表ハ每半年新聞紙ニ依リテ之ヲ公告スヘシ

第十四條　信託會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十五條　信託會社ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　定款ヲ變更セムトスルトキ

二　業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ

三　代理店ヲ設置セムトスルトキ

第十六條　合併後存續スル信託會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル信託會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル信託會社ノ信託ニ關スル權利義務ヲモ承繼ス

信託會社ノ合併ニ付異議ヲ述ヘタル受益者アルトキハ其ノ信託ニ付テハ信託法第四十二條及第四十九條第一項第三項ノ規定ヲ準用ス

第十七條　主務大臣ハ何時ニテモ信託會社ヲシテ其ノ業務ノ報告ヲ爲サシメ又ハ業務及財產ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第十八條　主務大臣ハ信託會社ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ノ變更又ハ業務ノ停止ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得